2023 年度民間法制・税制調査会

報　告　書

２０２４年3月

公益財団法人　公益法人協会

2023年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

目　次

１．はじめに　1
(1) 本報告書の目的 --- 1
(2) 検討スケジュール --- 4
(3) 構成メンバー --- 5
２．第１回調査会　6
資料１　有識者会議の(最終的な)方向性 --- 7
資料２　内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「中間報告」に関するアンケート調査 --- 12
３．第２回調査会　69
資料１　新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告(案)」に関する意見募集について --- 70
資料２　最終報告（案）--- 72
資料３　新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革 --- 84
資料４　内閣府・新しい公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告(案)」のパブリックコメントに対する意見案(未定稿）--- 87
４．第３回調査会　97
資料 2-2 内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告」の概要 --- 98
資料３　内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告(案)」のパブリックコメント募集に対する意見 --- 102
資料５「最終報告」に関する当協会「特別報告会」におけるアンケート結果 --- 109
５．第４回調査会　171
資料２　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）--- 172
資料３　内閣府府令の新旧対照表--- 174
資料４　「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の

一部を改正する内閣府令（案)」に関する意見募集についての
対応 --- 177
資料５　新しい時代の公益法人制度改正に向けての当協会の検討状況--- 181

６．第５回調査会 188
資料２　シンポジウム 2023 プログラム冊子 --- 189
資料３　公益法人協会シンポジウム 2023 大会声明 案(未定稿) --- 196
資料４　「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の
一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見 --- 200
資料５　新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォロー
アップ会合資料に関する意見募集に対する意見の提出について
(案) --- 202

７．第６回調査会 204
資料 2-1 公益法人法　法律案の概要 --- 205
資料 2-3 公益法人法　改正案・現行対比表 --- 206
資料 2-4 公益信託法　法律案の概要 --- 230
資料 2-7 公益信託法　新旧対照条文 --- 231
資料３　公益法人制度改革 --- 246
資料４　公益法人法改正等 新旧対比表 --- 261
資料５　出塚委員要望案（１）及び（２）--- 267
資料６　税制・会計小委員会の開催状況 --- 275

1 はじめに

（1）本報告書の目的

我が国の公益法人は、公益法人制度が改正された 2008 年以前には約2.6万が存在したが(図1)、制度改正後は9千台を推移しており、その多くは旧公益法人(改正前民法34条)から移行した法人である。

一般法人の場合は、2013 年までの移行期間に旧公益法人から一般法人に移行した法人が約 1.5 万存在するが、新規設立法人の増加が著しいこともあり、2024年2月末現在で8.5万を数える(表1)。

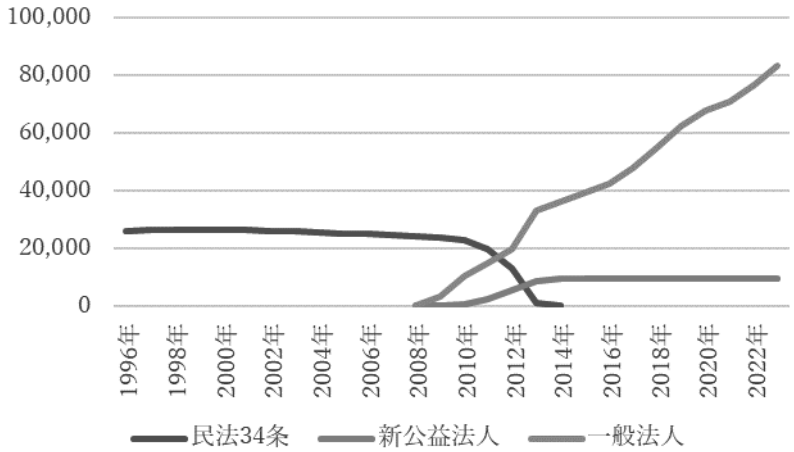

図１ 公益法人・一般法人数の推移

公益法人に関する年次報告、特例民法法人に関する年次報告、公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告より作成

新規公益法人数が低迷している背景として、法人組織や公益活動の成長、発展の阻害要因となっている財務三基準や認定手続き、定期報告など膨大な事務負担の存在などにより、公益認定を取得することを躊躇する一般法人が多く存在していることが考えられる。とりわけ小規模法人は公益法人の規制遵守にリソースを充てる余裕がないため、公益認定の取得に関し消極的である。

このため、日本の公益法人の収入分布をみると中規模法人が多く(表2)、小規模法人が大多数を占める欧米諸国と比較し特異な分布形態を示している。

このように、我が国の公益法人の活動は、公益性が高いことから税制優遇措置が適用されてきたが、この税制優遇を適用するにあたっては、より厳しい規制要件が課されており、言い換えると、公益性が高い活動を行うセクターにとっては、育つ・発展する機会を活かしにくい制度となっている。

このような状況の中で、2022 年

表１　公益法人・一般法人基本統計(2024 年 3 月 1 日現在)

法人類型	法人数 (2024. 02. 28)			前回調査 (2023. 03. 01)
公益法人	社団	4, 158	9, 703	+34 (9, 669)
	財団	5, 545		
一般法人	社団	77, 020	84, 736	+4, 893 (79, 843)
	財団	7, 716		
合 計			94, 439	+4, 927 (89, 512)

国税庁法人番号公表サイトより作成。

表2 収入規模別の公益法人

Income band	法人数	割合(%)
1 千万円未満	1,649	17.2
1 千万～5 千万円	2,729	28.4
5 千万～5 億円	3,780	39.4
5 億～100 億円	1,379	14.4
100 億以上	68	0.7
合計	9,605	100.0

公益法人総数は 9,673 であるが、合計値が異なるのは 68 法人が無回答のため。
令和 3 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」より作成

6 月 7 日、岸田内閣は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(通称「骨太の方針」)と合わせ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を閣議決定した。これに基づき、民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議(雨宮孝子座長)を開催することになり、民間の担う公益の増進の阻害要因となっている規制要件を見直すこととなった。

このことは、公益法人のより良い制度環境・活動環境を実現させる絶好の機会となり、2022 年度に続き、2023 年度の民間法制・税制調査会においても、同有識者会議の動向およびこれに伴う法改正への対応を優先することとなった。

2023 年度に行った政策提言としては、内閣府に対して①公益法人制度に関する有識者会議「最終報告(案)」に対する意見提出、②公益認定法施行規則一部改正のパブリック・コメントに対する意見提出、③有識者会議フォローアップ会合資料のパブリック・コメントに対する意見提出などがあり、また、2023 年 12 月 26 日に開催された公益法人協会シンポジウム 2023 においても、今回の改正案に関し評価する一方、更に改正を進めるべき点などの「大会声明 2023」を採択、発表した。

2024 年度においても、2025 年 4 月に改正認定法令、2026 年 4 月に新公益信託法令が施行されることから、引き続き両制度改正の動向を注視し必要に応じて政策提言を展開することを考えている。

2023 年度民間法制・税制調査会を開催し、本報告書を取りまとめることができましたのも、ひとえに資金支援下さった一般財団法人 MRA ハウス並びに、お忙しい中ご参加いただいた委員各位のご支援およびご協力があったからであり、ここに深甚なる謝意を表したい。

本報告書は、６回に渡り調査会で配付した主要な資料を取りまとめたもので、2024 年度で引き続き議論する予定の民間法制・税制調査会の参考資料となることも期待している。

表３ 2018 年度以降の民間法制・税制調査会の検討事項と成果

年 度	検討事項と成果
2018 年度	＜検討事項＞ ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 ＜成 果＞ ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会(2018):『公益法人制度改正提言に関する報告書』23p. ・公益法人協会(2019):『民間法制・税制調査会報告書』342p.
2019 年度	＜検討事項＞ ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成 果＞ ・公益法人協会(2020):『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』428p. ・公益法人協会(2020):『民間法制・税制調査会報告書』177p.

2020 年度	＜検討事項＞ ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 ＜成　果＞ ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2021):『民間法制・税制調査会報告書』249p.
2021 年度	＜検討事項＞ ・日本における中小会社の会計の研究 ・ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について ・学校法人ガバナンス改革の動向調査 ＜成　果＞ ・学校法人のガバナンス改革に係る政策提言を展開 ・公益法人協会(2022):『民間法制・税制調査会報告書』296p.
2022 年度	＜検討事項＞ ・学校法人ガバナンス改革の動向調査(評議員制度) ・基金制度の実体と活用並びにその問題点 ・米国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ＜成　果＞ ・公益法人協会(2023):『訪米調査ミッション報告書－米国における小規模法人対策と非営利法人会計』 ・公益法人協会(2023):『民間法制・税制調査会報告書』247p.
2023 年度	＜検討事項＞ ・内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議への対応 ・内閣府令改正および有識者会議 FU 会合資料に関する意見募集への対応 ・公益法人法 改正法案について ＜成　果＞ ・公益法人制度に関する有識者会議「最終報告（案）」に対する意見提出 ・公益認定法施行規則一部改正のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人シンポジウム 2023 において「大会声明 2023」を採択、発表 ・有識者会議 FU 会合資料のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人協会(2024):『民間法制・税制調査会報告書』280p.

（2）検討スケジュール

2023 年度は、民間法制・税制調査会を６回開催した(表３)。同調査会のテーマは、内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の動向とその対応について検討し、必要に応じて政策提言を展開した。

表３ 民間法制・税制調査会開催実績

日 程	会議名	内 容
04/13	第 1 回調査会	・「中間報告」に関するアンケート結果説明 ・有識者会議の(最終的な)方向性への対応
05/11	第 2 回調査会	・有識者会議の最終報告(案)について ・パブリックコメントへの対応
08/28	第 3 回調査会	・内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」について ・「最終報告」に関する当協会「特別報告会」におけるアンケート結果の報告 ・新しい時代の公益法人制度改正に関する当協会の検討状況(貸借対照表内訳表など)
10/19	第 4 回調査会	・内閣府令改正に関する意見募集への対応 ・新しい時代の公益法人制度改正に向けての当協会の検討状況(貸借対照表内訳表など)
12/21	第 5 回調査会	・シンポジウム 2023 の大会声明について ・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集に対する意見の提出について
03/28	第 6 回調査会	・公益法人法 改正法案について ・税制・会計小委員会概要報告

（3）構成メンバー

同調査会は学識経験者７名、専門家３名、実務経験者７名の計 17 名で構成される。民間法制・税制調査会の参加者の氏名と所属は以下のとおりである。

表５ 民間法制・税制調査会委員名簿

No	氏　名	所属・役職
1	金子　良太	國學院大学経済学部　教授
2	鈴木　　修	高崎商科大学大学院商学研究科　特任教授
3	溜箭　将之	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
4	中島　智人	産業能率大学経営学部　教授
5	名和田是彦	法政大学法学部　教授
6	深澤龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科　教授
7	山岡　義典	法政大学名誉教授、（特活）市民社会創造ファンド　理事長
8	出塚　清治	出塚会計事務所　公認会計士
9	濱口　博史	濱口博史法律事務所　弁護士
10	脇坂　誠也	脇坂税務会計事務所　税理士、行政書士
11	清水　肇子	副座長、（公財）さわやか福祉財団　理事長
12	花崎　和彦	（公財）助成財団センター　専務理事
13	雨宮　孝子	座長、（公財）公益法人協会　理事長
14	鈴木　勝治	（公財）公益法人協会　特別顧問
15	長沼　良行	（公財）公益法人協会　常務理事
16	竹井　　豊	（公財）公益法人協会　理事
17	星田　　寛	（公財）公益法人協会　専門委員
オブザーバー		
18	小林　　敬	出塚会計事務所　公認会計士
19	関口　宏聡	（特活）セイエン　代表理事
20	内田　信幸	（公財）さわやか福祉財団　理事・事務局長
事務局		
21	谷井　　浩	（公財）公益法人協会　理事
22	白石　喜春	（公財）公益法人協会　調査部主任

2 第１回調査会

１　日　時　　2023 年 4 月 13 日（木）10：00～12：00

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１.「中間報告」に関するアンケート結果説明
２. 有識者会議の(最終的な)方向性への対応
３. 次回の日程

４　資　料

１. 有識者会議の(最終的な)方向性
２. 内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「中間報告」に関するアンケート調査報告書

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料１

令和５年４月１３日

有識者会議の(最終的な)方向性

Ⅰ　改革の全体像

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
１．法人活動の自由度拡大 <財務規律の柔軟化･明確化> ①収支相償原則の見直し ②遊休財産規制の見直し <行政手続の簡素化･運用明確化> ③公益認定･変更手続の柔軟化･迅速化 ④合併手続の柔軟化･迅速化 ⑤区分経理の推進と定期提出書類の簡素化	 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤「区分経理の推進」は新規	 ①各論で検討 ②各論で検討 ③評価する ④評価する ⑤Ｈ表の廃止等と関連
２．自由度拡大に伴うガバナンスの充実 ①法人運営の透明性向上とＤＸ推進 ②法人機関ガバナンス ③事後チェック	 ①同左 ②同左 ③同左	 ①評価する ②評価する ③評価する
３．民間公益活動の活性化のための環境整備 ①公益法人による出資等の資金供給 ②公益信託制度改革	 ①新規 ②同左	 ①ESG 投資や SDG s を意識か ②

Ⅱ　各論

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
１．収支相償原則の見直し <制度の趣旨> 公益目的事業の収入と適正な費用を透明化し比較することで､公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す(公益目的事業非課税等の前提)	 <見直し案> 法人の経営判断で財源の配分を行い、公益目的事業への効果的活用を促進	 ア.法人の経営判断で配分→当然ながら評価 イ.効果的活用の促進→アと結びつきの論理がわからない ウ.収支相償原則の中でアとイがどうして読めるのか？そ

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
		もそも収入段階の問題ではないだろう。
①収入と費用について、中期的に均衡を図る趣旨を明確化(法律)	①同左	①評価する
②公益目的事業全体で過去の赤字も含めた収支差に着目(府令・ＧＬ)	②過去の赤字も含められる模様	②当然評価する(突然認められた背景は?)
③黒字は中期的に収支均衡を回復(府令・ＧＬ)	③同左	③評価する
④公益充実資金の創設(従前の特費・資産取得資金の使い勝手の改善) →ア.横断的・大括りな設定可 イ.認定前の新規事業のための資金積立可)	④同左	④運用方法の実務や実際により評価をするか?
⑤寄附金の使途指定について、大括りでの指定可、寄附者の意思の確認の容易化(ＦＡＱ)	⑤同左	⑤指定寄附はよいが、一般寄附の取扱いに言及がない→一律収入とする心算か?
⑥収支相償という呼称について今後検討(ＧＬ)	⑥同左	⑥当然のことであるが評価する
２．遊休財産規制の見直し <制度の趣旨> 安定した法人運営を継続するための余裕財産を確保しつつ、その死蔵を避けるための規律(公益目的事業非課税等の前提)	<見直し案> 法人の経営判断で必要な財産を確保、不測の事態に対応できる安定した法人運営が可能に	ア.下線の考え方を評価する イ.「余裕財産」「死蔵を避ける」という表現削除を評価する
①法人全体で公益目的事業費 1 年分相当を越えて遊休財産を保有することは出来ない(法律)。 法人の事業内容・規模等によって、事業費 1 年分相当を越えた保有が必要な場合もある。	①遊休財産(使途不特定財産)が合理的な理由により上限をこえた場合、 ア.超過した理由 イ.超過額を将来の公益目的事業に使用する旨 ウ.行政庁の定める様式に記載し	①手続き面の煩雑さが懸念されるが、超過保有を認めたことは評価する

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
②合理的な理由により、上限額を越えて保有する場合は、その理由や財務情報等を透明化し、国民への説明責任を課す方向で検討する。 ③コロナ等の突発的な理由により、例年並みに事業が実施できなかった場合の対処方法が困難	エ.継続的にフォローアアップを行う(府令･GL) ②財産の状況はB/S内訳表で透明化、公益目的事業会計に帰属させる(ＧＬ) ③上限額については、過去5年間の事業費の平均額を基本とし、当年度または前年度の事業費を選択することも可(府令)	②手続的な煩雑さがないか要検討 ③算式が改善されることは評価する
以下については、主要な事項の変更点等のみを取り上げる ３．公益認定変更手続の柔軟化･迅速化 <現状> 省略	<見直し案> 公益法人の柔軟･迅速な事業改編を阻害しないよう、手続を簡素化･明確化	評価する ただし実際の運用について要注視
４．合併手続等の柔軟化･迅速化 <現状> 省略	<見直し案> 公益法人の迅速な事業･組織再編を阻害しないよう手続きを柔　化・迅速化	一部届出制を評価する。欠格事由からの除外については当然である。
５．区分経理の推進と定期提出書類の簡素化 <現状> 省略 ①収益事業等会計は、公益目的事業会計から区分し、事業毎に区分(法律) ・損益計算書は内訳表を作ることが原則 ・貸借対照表内訳表は法人の負担に鑑み、一部の場合のみ必須。それ以外は任意。 ②財務関係の基準適合性を確認するため別表Ａ～ＦならびにＨ表を提出する(府令･手引	<見直し案> 財務規律柔軟化にともない、法人自らが財務内容について寄附者等への説明責任を課す必要性が増大 ①全ての法人において、B/S、P/L内訳表を作成する ②別表については廃止または記載事項を簡素化	①公益法人の会計について、当初基本的な基準を作成しなかった咎めが出てきている。 ②しかし、この見直しを現時点で行うべき

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
き) ③公益目的事業財産が見える化されていない	③公益目的取得財産残額については概念･定義を分かりやすく整理し、別表Ｈは廃止しシンプルな把握方法を検討する	根本的理由が不明 ③会計基準等の変更は中小法人にとっては困難であるため、別扱いが必要ではないか
６．法人運営の透明性向上とＤＸ推進 <現状> 省略	<見直し案> 法人運営の一層の透明性向上により、国民からの信頼確保、法人負担の軽減手続きの迅速化を推進 省略	
７．法人機関のガバナンス <現状> 省略	<見直し案> 法人運営の中心である理事会、理事の役割機能強化や監査機能の強化により、国民からの信頼性向上 ①自立的ガバナンスの強化 ②外部理事･監事の導入(法律) 理事･監事それぞれについて、少なくとも一人は過去法人の業務執行理事または使用人でなかった者とする(小規模法人は除外) ③理事と監事との特別利害関係排除、相互に配偶者、三親等以内の親族は除外(法律) ④会計監査人による監査機能強化(法令等)	今回はここまではやらないというのが当初の説明ではなかったか? 評価する。ただし中間支援団体等と行政の協働による法人支援の意味不明？ 現行はほとんどの法人でこの条件は満たしているのではないか? 現行との違いは何か? 会計監査人が役立っていることの立証が先で

中間報告をベースとした項目と考え方	（公法協）推定案	評価と問題点等
	⑤評議員の選任プロセスへ役員の関与排除を検討	はないか？
８．事後チェック <現状> 省略	<見直し案> 詳細省略し項目のみ示す。 ①立入検査の重点化・機能強化 ②監督措置の実効性向上	
９．公益法人による出資等の資金供給 <現状> 省略	<見直し案> ①公益法人による株式保有等の資産運用 認定法による制約を具体的に明確化(ＧＬ) ②公益目的事業としての出資 社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方･基準を整理、明確化する	今更何の目的で行われるのか不明？ ＥＳＧ投資やインパクト投資を意識したものか？きちんと整理できるなら公益法人サイドとしては便利ではある。
10. 公益信託制度改革 <現状> 省略	<見直し案> 省略	

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「中間報告」に関するアンケート調査

（2023 年2月実施分）

報告書

2023 年 3 月

公益財団法人公益法人協会

はじめに

内閣府では 2022 年 9 月 29 日「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催を決定しました。これは、2022 年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022 年」の、「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する」を受けたものです。

上記有識者会議は、2022 年 10 月 4 日の第 1 回目から、12 月 14 日の第 8 回まで開催され、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正および運用改善の方向性について議論が重ねられてきました。そして、12 月 26 日に「中間報告」が公表されるに至りました。

当協会はこれを受け、その中間報告を読み取り、制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を 2023 年 1 月 26 日、同 30 日に開催し(協賛：野村證券株式会社、アーバンネット大手町ビル)、公益法人関係者や学識経験者など 304 名の方々にご参加いただきました。後日、同有識者会議の中間報告に対する参加者からのご意見をいただくためアンケート(Ⅳ. 1)を実施し、113 名(回答率:37.2%)からご回答をいただきました。同アンケートの結果(概要)等については、「公益法人」誌 2023 年 3 月号に掲載(同内容は本報告書のⅠ、Ⅱ参照。但し若干加筆しています)しております。

本稿は、同アンケートの結果について、ご意見の全部を掲載した「詳細版」として取りまとめたものです。有識者会議の後半で引き続き議論される際に参考にされることを願っております。

最後に、お忙しい中アンケートにご協力下さった方々には厚く御礼申し上げるとともに、皆様のご意見により、公益法人制度がより良い制度になることを、衷心より期待しております。最後になりましたが、上記「新春特別報告会」の会場をお貸し頂いた、野村證券株式会社様にも御礼を申し上げます。

2023 年 3 月

公益財団公益法人協会

理事長　雨宮孝子

目　次

Ⅰ　アンケートの概要

１．本調査の背景　3
２．回答法人の概要　3
３．質問項目　3

Ⅱ．アンケート結果

１．中間報告書全体の評価について(質問１～４)　4
２．中間報告書の個別問題の評価について　5
（１）財務三基準の見直しについて(質問５～15)　5
（２）認定等手続きの柔軟化・迅速化について(質問 16～18)　6
（３）自由度拡大に伴うガバナンスの充実について(質問 19～23)　7
（４）公益活動の活性化のための法整備について(質問 23)　7
（５）今後の予定について(質問 24)　8
（６）おわりに(質問 25)　8
３．アンケート集計結果　10
（１）中間報告書全体の評価について　10
（２）財務三基準の見直しについて　11
（３）認定等手続きの柔軟化・迅速化について　15
（４）自由度拡大に伴うガバナンスの充実について　16
（５）公益活動の活性化のための法整備について　18
（６）今後の予定について　19
（７）おわりに　19

Ⅲ．記述回答　21

Ⅳ．資　料

1. アンケートの質問内容一覧　33
2. 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議中間報告書　38
3. 内閣府･公益法人制度に関する有識者会議「中間報告」をめぐって
「公益法人」誌 2023 年 2 月号抜粋　48

Ⅰ　アンケートの概要

１．本調査の背景

当協会は、内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」(座長：雨宮理事長)による「中間報告」(Ⅳ. 2参照)が昨年 12 月 26 日に公表されたことを受け、当協会はその制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を企画・実施した(協賛・野村證券㈱、1 月 26・30 日、アーバンネット大手町ビル)。本稿は、報告会参加者に行ったアンケートの結果について報告するものである。

２．回答法人の概要

今回の「中間報告」についてのアンケートの内容や項目は、当協会内の「民間法制・税制調査会」を 2023 年 2 月 6 日に開催し、意見やアドバイスを受けて作成した。そして同月 14 日から 22 日に参加者 304 名に対しオンラインフォームによりアンケートを実施し、その結果、113 名(回答率 37.2%)から回答を得た(表１)。

回答者の属性を見ると、公益財団法人が圧倒的多数で 4 分の 3 を占めており、その他の法人類型はいずれも少数で、公益社団法人 13 件(11.5%)、一般法人 5 件(4.4%)、特定非営利活動法人(認定法人含む)3 件(2.6%)、個人 8 件(7.1%)であった。

本稿は「中間報告（書)」報告会後、当日の参加者に行ったアンケートの結果について報告したものであるが、参加者の皆様にはかなりボリュウムのある作業をお願いしたこと、それにもかかわらず短期間の間にそれに快く応じていただいたことに、心より感謝を末尾ながら申し上げる次第である。

表1　アンケート回答数･解答率

	回答数				
参加者数	304				
回答数(解答率)	113(37.2%)				
属性別回答数 (回答者数に占める割合)	公財	公社	一般[1]	特活[2]	個人
	84 (74.3%)	13 (11.5%)	5 (4.4%)	3 (2.6%)	8 (7.1%)

1　一般法人は、一般社団法人、一般財団法人の合算値。
2　特定非営利活動法人は、認定法人を含む。

３．質問項目

本アンケートは、①中間報告書全体の評価(４問)、②財務三基準の見直し(11 問)、③認定等手続きの柔軟化・迅速化(３問)、④自由度拡大に伴うガバナンスの充実(４問)、⑤公益活動の活性化のための法整備(１問)など、合計 25 問から構成され、このうち５問(質問４、15、23、24、25)が記述式のみとなっている。質問内容および回答項目の詳細はⅣの１を参照されたい。

Ⅱ．アンケート結果

１．中間報告書全体の評価について（質問１～４）

現時点における中間報告書全体の評価について聞いたところ（質問１）、表２のような肯定的評価が 76.1%、否定的評価が 13.3%（評価困難 10.6%を入れると 23.9%）となった。

表2 現時点における評価　　n=113

回答内容	回答数(割合)	小計
①大いに評価する	22(19.5%)	肯定的評価
②どちらかと言えば評価する	64(56.6%)	86(76.1%)
③どちらかと言えば評価しない	12(10.6%)	否定的評価
④評価しない	3(2.7%)	15(13.3%)
⑤評価が難しい。（何とも評価ができない。）	12(10.6%)	12(10.6%)
合　計	113	－

肯定的評価と否定的評価ならびに評価困難の主な理由の上位３位は表３のとおりである（質問２～４）。

表３ 肯定的・否定的評価および評価困難の主な理由の上位３位

肯定的評価	①財務三基準の改正の検討が行われる。（70 件、61.9%） ②本格的改正の検討が開始される。（49 件、43.4%） ③手続等の簡素化、立入検査の検討あり。（40 件、35.4%）
否定的評価	①収支相償の抜本的検討なし。（12 件、75.0%） ②公益目的事業拡大の視点なし。（8 件、50.2%） ③財務三基準の法令による改正の保証なし。（7 件、43.8%）
評価困難（右については、記述回答９件の内から、報告者の判断で選択した）	①本格的改正の検討開始は評価するが、どういう内容に落ち着くかが読めない。 ②収支相償の原則の見直しなどが十分ではなく、実態として今までと変わらないことが危惧される。 ③改正の方向性については評価するが、透明性の向上により今まで以上の手間が増大する可能性がある。

①肯定的評価が 76.1%と過半数を占めたが、それは表３の理由の選択項目にみられるように、今までの公益法人制度の最大の問題であった財務三基準の改正ならびに手続き面の簡素化等が初めて本格的に検討されることが主因であると思われる。

②否定的評価は、評価が困難であるとするものを入れても 23.9%と少ないが、上記①の問題の解決において抜本策が必ずしも検討されておらず、したがって認定法第１条に規定する公益目的事業の拡大に繋がらないことに懸念を示していること等によるものと考えられる。

③評価が困難とする意見においては、改正の検討開始は評価するものの、その検討が十分でなく、結果として今までと変わらない（場合によっては手間の拡大となる）こと等を恐れているとい

えよう。

④したがって有識者会議の今後の残りの期間の検討にあたっては、肯定的評価のベースにある期待を裏切ることが無いよう、制度全体ならびに個別の重要問題についてさらに本格的かつ抜本的な検討を行い、否定的評価者の意見に十分対応するとともに、公益目的事業の拡大に視点を置いた公益法人の未来を明確に示すことが望まれるといえるのではないかと思われる。

２．中間報告書の個別問題の評価について

（１）財務三基準の見直しについて（質問５～15）

① 収支相償原則の考え方（質問５、質問６）

ア　収支相償原則の考え方について、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである」や「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す法律である」という新しい考え方が示されたが、いずれの考え方にしても賛成が多かった（前者は 75.2%、後者は 47.8%）。

イ　しかし、上記のいずれの考え方にも、「収支相償原則は従前は公益目的事業の収入に関わる規制であったはずであり、収入の性格やその意義が議論されていない。」、「財源の最大限の活用の考えでは、他の財務基準例えば遊休財産規制との関係が明確でなくなる。」として反対の意見もあった。特に出捐者からの寄付等により公益目的事業を行っている法人にとっては、法人の自由な活動を阻害している原則であるとして反対があった。

ウ　さらに、本来は収支均衡ではなく、財務基盤の充実による公益の増進であるべきであり、収支相償による剰余金の使途について、柔軟性を持たせるべきであるという意見もあった。

② 中期的な収支均衡の考え方（質問７～９）

ア　中期的な収支均衡の考え方について、（質問７）「法令上趣旨を明記することは進歩」（59.3%）、（質問８）「収支均衡状況の把握において将来の公益目的事業の持続・拡大のための積立準備資金は費用とみなす。」ことに賛成（57.5%）が多かった。

イ　しかし（質問７②）「法令上に具体的取扱い方法を明記すべき。」（26.5%）、（質問８②）「対象となる準備資金の範囲を拡大すべき。」（33.6%）という意見もかなりあり、さらに（質問９①）「中期的な収支均衡とは何かを具体的に明記すべき。」（44.2%）や（質問９②）「収入の入り口段階で煩雑な作業を強いるべきではない。」（46.9%）という意見も多く見られた。

ウ　また、そもそも中期的な収支均衡の考え方は、現在でも行われている考え方であり、法令化によりややこしくなることを懸念する声もあり、収支相償原則自体が公益法人法制を歪めているので、この原則の撤廃を望む声も聞かれた。

③ 収支相償原則と税制優遇との関係（質問 10～11）

ア　収支相償原則を根拠に「公益法人全体の税制優遇がある。」とする中間報告記載の一部の意見については、「このような引き換えの議論ではない。」とする意見が多く（68.1%）、「慎重に議論すべきという意見」は少なかった（24.8%）。

イ　収支相償原則の完全撤廃は、「公益目的事業は全て非課税」という法制に大きな影響があるのですべきではない。」という意見(31.3%)が相対的に多かったが、「大きな影響は少ないので公益目的事業拡大の阻害要因となっているこの原則は完全撤廃すべき」という意見(27.5%)も多く二分された。なお、収支相償原則を完全撤廃について、実行した場合の剰余金が過大に蓄積される懸念については,他の規制があるので問題ないという意見が 27.5%あった。

収支相償原則と税制優遇の関係については、ある意味で今回はじめて公に議論されるものであり、憶測を含む各種の見解が出されている。妥当な結論を導くためには、関係する当局の公式の見解が提示される必要があると思われることから、有識者会議の場でも今後それが明示されることを望みたい。

④ 遊休財産規制について(質問 12～14)

ア　法人内部に最大に蓄積されること(死蔵)を避ける考えに対しては、成長戦略を考え、認定法第 1 条にある公益増進・活力ある社会の実現に資するという目的を考えるべきという考え方が多く(69.0%)、死蔵を避ける考え方に賛成は少なかった(27.4%)。

イ　合理的な理由があれば、現在の公益目的事業費 1 年分を越えてもよいという考え方には賛成が多かった(56.6%)が、その説明責任について明確な基準が示されない場合は、具体的運用に懸念があるという考え(34.5%)も少なからずあった。

ウ　超過分を将来の公益目的事業のため管理・活用することに対しては、不測の事態のために備える相応の資金を容認すべきという考えが多かった(68.1%)が、過去の赤字の補填を認めるべきという意見(21.2%)や、ESG 投資の容認等の考え方（23.0%）もあった。

⑤ 公益目的事業比率について(質問 15)

現状の 50%以上であるという規制に問題なしとする意見も多い一方、国家全体で公益目的事業の総量が増大すればよく、公益法人にも幅広い事業パターン(たとえば事業法人の行っている公益目的事業等)を容認すべきという意見もあった。また、事業費で規制することの意味が見いだせないという意見や、収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、その事業費を公益目的事業の費用とみなすべきという意見もあった。

(2)認定等手続の柔軟化・迅速化について(質問 16～18)

①（質問 16)法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については届出事項とすることや、法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるように改善すること等については圧倒的多数(94.7%)の賛成があり、審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化等についても多数(94.7%)の賛成があった。かねてから要望されていた事項であり、この改善が行われることが望まれる。

②（質問 18)法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示することや、行政庁の関係職への研修の実施等についても、かねてから行政庁の対応に対し要望があった点であることから多数の賛成(90.3%)があった。これについても法人の自治を尊重しつつ公益法人の活動を活か

す観点から、その実現が望まれる。

（３）自由度拡大に伴うガバナンスの充実について（質問 19～23）

① （質問 19）「情報の開示」、「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」、「デジタル化による事務量の軽減等」については、多数が賛成であった（92.9%）が、事務量の増大に繋がらないような整備の要望があった。

② （質問 20）「法人内部の自律的ガバナンスの向上」、「法人運営への外部からの視点導入」等については、賛成が多かった（79.6%）が、「外部からの視点」というのが不明瞭であり、「外部」の内容によっては負担増大を恐れる声も多く、導入するとしても大規模法人に限定する考え方や現状でも公益法人の理事や評議員のメンバーは外部有識者により構成されているので、それで充分であるという意見等もあった。

③ （質問 21）行政庁の事後チェック型の移行等については、賛成が圧倒的であった（92.9%）が、事後チェックの具体的事項の明確化の要望や、行政庁の恣意性や裁量を恐れるという意見があった。

④ （質問 22）行政庁の立入検査の「重点化」や「手法・頻度のメリハリ付け」、さらに「監督状況・改善状況等の情報公開」については、85.0%が賛成であった。しかし、立入検査の現在の実体についての改善要望も多く、担当官の判断のバラツキを改善することや問題解決方法を一緒に検討してもらいたい、行政官の個人的見解はやめて欲しいこと等の声があった。

以上、上記（２）、（３）については、若干の留意点や要望点があっても基本的には賛成が多数であったことから、これらの事項については、法律改正等は必ずしも必要でないこともあり、早急な実現が望まれる。

（４）公益活動の活性化のための法整備について（質問 23）

① 公益法人行政のＤＸ推進

ＤＸ推進を希望する意見がある一方、スモールオフィスに過度なＤＸ推進等を強いることは非効率を招く恐れもあるという意見もあった。

② インパクト測定・マネジメントの普及

インパクト測定については重要なことと認識している一方、実際の活用はどうか疑問とする声もあり、また小規模法人には負担が大きい部分もあることを恐れる意見もあった。

③ 公益信託の公益認定制度との一元化

公益信託改正法案の早期国会提出を望む声があった。

④ 行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実

豊かで健康な市民社会を作り上げていくためには公益法人の活動は有効であり、行政庁が規制するのではなく、行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から対応してほしいと評価する一方、民による公益の増進を基本とすべきとする意見や行政庁の過度の関与は公益法人の活動の妨げになるとの意見、公益活動の活性化のための法整備という

視点が欠けると官民ともに衰退していくという意見もあった。

（5）今後の予定について（質問 24）

中間報告後の有識者会議での検討やパブリック・コメント実施等については、26 件の意見があったが、その主なものは以下のとおりである。

① 社会的課題を解決し、公益目的事業をさらに拡大するためには、収支相償原則の撤廃を検討すべきであり、その際は、収支相償原則と遊休財産規制は裏表の関係にあるので、両者を同時に検討すべきである。

② 法改正を前提にするなら、パブコメは必須であり、その結果を今後の改正に十分生かすことを希望する。また、パブコメは、抽象的な表現ではなく、具体的な項目や文章表現で実施することを希望する。

③ 今回こそは「改正」の実現に強く期待するが、短期間で全てが網羅されることは難しいと思うので、未検討となる事項については今後の議論の余地や可能性を残すようにされたい。

（6）おわりに（質問 25）

今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、46 件と多数の意見があったが、その主なものは以下のとおりである。

① 公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で、肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきと思う。

② 最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。

③ 公益法人協会としては、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思います。

④ 若手の経営者が公益活動にとても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の公益認定委員の方々が非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてくれません。若くして成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業（失敗も）について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。

⑤ 寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならでは」の視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。

⑥ 有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思いました。

⑦ 大山鳴動ネズミ一匹の予感もしないではない。公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。

⑧ 法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイドライン等の改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイドライン等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではないFAQ、ガイドライン等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。

⑨ 認定法附則第3項（検討）の趣旨からすれば、新制度15年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。

⑩ 今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかりです。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のためにしっかり活動が出来る環境となることを希望します。

⑪ 公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えてほしいと思っています。

３．アンケート集計結果

（１）中間報告書全体の評価について

質問1　現時点で評価するとしたら、以下の 5 段階のいずれになりますか？　　n=113

回答内容	回答数(割合)
①大いに評価する	22(19.5%)
②どちらかと言えば評価する	64(56.6%)
③どちらかと言えば評価しない	12(10.6%)
④評価しない	3(2.7%)
⑤評価が難しい。(何とも評価ができない。)	12(10.6%)
合　計	113

質問2:　質問1で、①大いに評価する、②どちらかと言えば評価するとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可)　　n=86

回答内容	回答数	割合(%)
①新制度が施行 15 年たち、はじめて本格的な改正の検討が行われるから。	49	57.0
②一番問題であった財務三基準の改正について検討が行われるから。	70	81.4
③申請手続きや変更手続き等の簡素化、立入検査の方法の改正が検討されるから。	40	46.5
④DX の活用、インパクト測定、情報公開方法等の新たな事項が検討されるから。	11	12.8
その他(記述回答の全文は 21 頁のⅢ.(1)参照)	3	3.5
合　計	173	－

%は回答法人数(86 件)に占める割合。

＜「その他」の主な意見＞

・2024 年度の通常国会において公益信託法改正案が上程される報道は、本中間報告書が後押ししたのではないかと思われるため。
・資産の運用緩和にも言及されているから(諸外国の財団のように社会的投資を円滑に実施できるよう期待している)。
・公益法人の活動の枷となる問題があることを言及したから。

質問3:　質問1で、③どちらかと言えば評価しない、④評価しないとした理由について、次の中から選択してください。(複数回答可)　　n=15

回答内容	回答数	割合(%)
①評議員制度等の組織の問題や中小法人の扱いが全く考慮されていないから。	3	20.0
②一番問題である収支相償の見直しが抜本的に行われていないから。	12	80.0
③財務三基準の改正が法令により本当に行われる保証がないから。	7	46.7
④公益目的事業拡大の視点が考慮されていないから。	8	53.3
その他(記述回答の全文は 21 頁のⅢ.(2)参照)	4	26.7
合　計	34	－

%は回答法人数(15 件)に占める割合。

＜「その他」の主な意見＞
・小規模法人の事務負担軽減策に触れられていないから。
・委員間の議論が不十分であり、法令・規制の基準等の根拠が抽象論であり、改正の内容が全く見えないから。
・あまり現状と変わらないため。

質問４：質問１で、⑤評価が難しい（何とも評価ができない）とした理由について、具体的なものがあれば、以下にご記入下さい。（記述回答全文は 21 頁のⅢ．(3)参照）
＜回答件数9件のうちの主な意見＞
・本格的な改正の検討が行われることは評価できるが、実際にどの程度の内容に落ち着くのかがまったく読めない。
・収支相償原則の見直しを検討するといった方向性については評価できるが、一方で透明性の向上という名の下で開示に関する手間がこれまで以上に増加する事も予測される。
・収支相償の原則などの見直しが十分とは言えず、実態としてあまり変わらないのではないかと危惧されるため。
・質問3①の観点が重要であると思います。そちらにチェックしたいとも思います。

（２）財務三基準の見直しについて

◆収支相償について

質問５：収支相償原則は、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①考え方に賛成する。	85	75.2
②収支相償原則は、公益目的事業の収入（認定法 14 条）に関する規制であり、収入の性格の意義や性格が議論されていないから、反対である。	11	9.7
その他(記述回答の全文は 21 頁のⅢ．(4)参照)	17	15.0
合　計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・中期的な収支均衡状況の確保の考え方を否定するわけではないが、そこまで議論を深堀すると、他の財務原則との関係（特に遊休財産）が明確でなくなるように感じる。
・本来は収支均衡ではなく、財務基盤の拡充による公益の増進であるべきである。
・収支相償の剰余金の使途について柔軟性を持たせるべきである。

質問６：収支相償原則は、「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①考え方は新しい視点であり、賛成する。	54	47.8
②財源の最大限の活用は、収支相償原則でなく、遊休財産規制等ストックで考えるべき問題として対応すべきことである。	41	36.3
その他(記述回答の全文は 22 頁のⅢ．(5)参照)	18	15.9
合　計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・公的資金が投入されている法人であれば、中間報告に記載されている規律が必要となることも理解で

きるが、出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、無駄な規制であり、法人の自由な活動を阻害している原則であると考えます。
・収支の多少でもって判断するのはいかがなものか。悪意をもってすれば、収支相償にかかわらず、何でもできる。
・結果に対するチェックで、それを正当化する考え方に聞こえます。この原則があるから財源の最大限の活用を促すことが出来るとは思いません。

質問７：中期的な収支均衡状況の確保を図るとの趣旨について、「法令上明確化する方向で検討する」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 法令上趣旨を明記することは進歩である。	67	59.3
② 法令上趣旨を明記するだけでは不十分である。収入/費用の種類や具体的取扱い方法も明記されるべきである。	30	26.5
その他(記述回答の全文は 22 頁のⅢ.(6)参照)	16	14.2
合 計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・基準を明確にしてほしい。中期的とは、具体的にどの期間を言うのか。収支均衡状況とはどのような状況なのか。このようにやっていくと、益々ややこしくなるのではないかと懸念します。
・収支均衡を図ること自体が法制を歪めている。

質問８：中期的な収支均衡状況の把握に当たっては、「将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金は費用とみなす」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①特定費用準備資金及び資産取得資金の使い勝手が向上すればよい。	65	57.5
②対象となる準備資金の範囲を、上記以外に拡大して欲しい。	38	33.6
その他(記述回答の全文は 23 頁のⅢ.(7)参照)	10	8.8
合 計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・財務基盤の拡充による法人の存続と事業拡大が担保されることが重要。
・よいことだと考えますが、その「準備金」としての認定を得るための基準が簡便なものなのかどうか、この点が一番重要だと考えます。

質問９：中期的な収支状況の把握方法等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①中期的な収支均衡とは具体的に何か、期間や収支判定の方法について明確化すべきである。	50	44.2
②単年度収支差でなく中期的な収支均衡であれば、毎年度、収入の入口段階(フロー)で煩雑な作業を強いるべきではない。	53	46.9
その他(記述回答の全文は 23 頁のⅢ.(8)参照)	10	8.8
合 計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・単年度で把握すべきだと思う。

・細かく規定するべきではない。
・適正な把握方法はない。誰でもわかる簡単なものでなければならない。

質問 10：収支相償原則と公益法人全体の税制優遇との関係について「収支相償を論拠に公益目的事業非課税等がある」とする中間報告記載の一部意見について、どのように考えますか？　n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①収支相償原則は、公益法人の税制優遇措置全体との引き換えの議論ではない。公益目的事業拡大の観点から見直すべきである。	77	68.1
②収支相償原則が、公益法人の税制優遇措置全体と全面的に関連しているならば、慎重に議論すべきである。	28	24.8
その他(記述回答の全文は 23 頁のⅢ.(9)参照)	8	7.1
合　計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・①に賛成であり、公益法人の税制優遇が厳しくなったとしても、収支相償原則は撤廃した方が良いと思う。
・どの税制優遇と収支原則がリンクするのか、論理的にその基準を確認すべきである。原則そのものが基準として適切ではない。

質問 11:収支相償原則の完全撤廃について、どのように考えますか？（複数回答可）　n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①収支相償原則を完全撤廃すると、「公益目的事業非課税（公益目的事業として認定された事業は収益事業に該当する場合でも非課税になる。法人税施行令§5②一）」が廃止されるならば、公益法人にとって大きな影響があるため、完全撤廃すべきではない。	41	31.3
②上記の「公益目的事業非課税」による税制優遇を享受している公益法人は一部にとどまっている一方で、収支相償原則は多くの公益法人で公益目的事業の拡大進展の阻害要因となっている。収支相償原則はこの優遇措置と引き換えに導入されたとの要件となっていると聞いており（※）、他の税法上の措置への影響はともかくとして、完全撤廃すべきである。（※「法人税法の改正」財務省平成 20 年度 税制改正の解説 ご参照）	36	27.5
③収支相償の原則を完全撤廃すると、公益法人内部に過大に収益が蓄積されること（下記 Q12 参照）を懸念する向きもあるが、遊休財産規制や公益目的事業財産規制等があるので問題ない。	36	27.5
その他(記述回答の全文は 24 頁のⅢ.(10)参照)	18	13.7
合　計	131	－

「その他」の主な意見
・事業収入のみの収支相償なら存続もあり得るのではないか。
・そもそも収支相償の原則と収益事業非課税がセットになっていることに違和感を感じる。
・法人税法との関連で現実的に完全撤廃は困難と思われる。であれば、剰余金の運用について柔軟性を持った対応を望む。
・国税当局（主税局）及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。それなくしては、「かもしれない」論を突破できない。
・要は度合の問題であり、完全撤廃とするよりも、事業・企業の継続の観点から、過去の赤字の補填・借

入金の返済等、制度に柔軟性を持たせることが必要と思う。
・収支相償原則も遊休財産規制も、元々どちらも合理的な根拠はないため合理的根拠がない制度は廃止するしかない。その上でより良い新しい仕組みにすべきである。

◆遊休財産規制について

質問 12:「法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)は避ける必要がある」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？(複数回答可)　n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避ける考え方に賛成である。	31	27.4
②法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避けるという考えは、公益目的事業財産規制(認定法§18)が用意されているのでおかしい。	18	15.9
③死蔵の観点でなく、成長戦略を考え、「公益増進および活力ある社会の実現に資する」(認定法1条)という目的を達成する視点を具体的な形で考えるべきである。	78	69.0
その他(記述回答の全文は24頁のⅢ.(11)参照)	6	5.3
合　計	133	－

＜「その他」の主な意見＞
・公的資金が投入されている法人については死蔵を避ける必要があるという考え方は理解できる。出捐者の寄付等により公的資金が投入されていない法人については、そもそも規制の必要は無いと考える。
・年間費用(1年分)に相当するものとなっているが、これでは心もとないので、2年分としたらどうか。
・弊害ばかりが議論され、拡大・促進の議論が全くない。

質問 13:「合理的な理由により現行の公益目的事業費1年分相当という上限額を超えて保有する場合」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？　n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①合理的な理由があれば、1年分の事業費を超えた財産を容認するという考えは、大きな進歩であり評価できる。	64	56.6
②合理的な理由について基準が示されずに、法人側の説明責任が過剰に要求されるのでは、担当官の裁量に任される可能性があるため、具体的運用に懸念がある。	39	34.5
その他(記述回答の全文は24頁のⅢ.(12)参照)	10	8.8
合　計	113	－

＜「その他」の主な意見＞
・公益事業の原資を1年ごとに評価する制度自体の合理性の問題があるのではないか。
・法人のガバナンスと監査によって管理される財産(資金)に遊休という概念は適当ではない。
・英国のように内部留保に関する法人のポリシーを自己責任で公表することで遊休財産規制は本来撤廃すべきである。
・法人の継続にはある程度の資金が必要であり、いちいち外部に対し「合理的理由」を説明しないといけないのは煩雑。1年分は少なすぎると思うので、2～3年分程度に引き上げてはどうか。
・活動費も考慮せず、事業費1年分のみとする基準を規制の根拠とする理由の説明はなく、拡大する必要性とのギャップがある。

質問 14:「超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを、法人自らが明らかにする」と中間報告で記載されましたが、剰余金の活用について、どのように考えますか？（複数回答可）

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
①不測の事態（大規模自然災害やコロナ等のパンデミック等）に備えて、適正な法人活動が継続できるよう、相応の資金を備えることを容認すべきである。	77	68.1
②過去に生じた赤字について、剰余金を繰り越し、補填することが可能になるように検討すべきである。	24	21.2
③将来の成長戦略として剰余金を活用すること、剰余金で（ESG）投資等を行うことで公益的事業を行うこと等を容認すべきである。	26	23.0
その他(記述回答の全文は 25 頁のⅢ.(13)参照)	4	3.5
合　計	138	－

＜「その他」の主な意見＞

・現状の準備資金制度は適切なものであると思う。
・①～③には賛成です。ただ、「適切に」という文言ではなく、具体的な基準を示していただけることを願います。何が適切かを法人に委ねられると判断が難しくなります。
・そもそもこの規制が促進・拡大のために妥当なのかを議論すべきである。

◆公益目的事業比率について

質問 15:公益目的事業比率は、有識者会議で一部委員から提案があったものの中間報告には入っていません。もし、ご意見等があれば、以下にご記入ください。（記述回答全文はⅢ.（14）参照）

＜回答数 21 件のうちの主な意見＞

・「公益目的事業比率が総支出の 50%以上」について特段に問題とは思えない。
・結果的に国家全体での公益目的事業総量が増大すれば良いのであり、幅広い事業パターンを容認すべき。
・不測の事態により、一時的に 50%を下回ることも有り得るので、それについての柔軟性があれば特段現状のままでも良いのではないかと思う。
・収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、公益目的事業の費用と見なす措置が望ましい。
・事業費で規制することの理屈・意義が明確でなく、見いだせない。

（３）認定等手続きの柔軟化・迅速化について

質問 16：「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、届出事項とする」「認定事項から届出事項に変更した事項は事後チェックで対応」「法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるように改善」等（中間報告に記載、以下同じ）について、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	107	94.7
意見がある。（具体的に以下の「その他」にご記入ください。）	4	3.5
その他(記述回答の全文は 25 頁のⅢ.(15)参照)	6	5.3
合　計	117	－

＜「その他」の主な意見＞

・「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更」の定義をはっきりすること。
・わずかな収益があること、受益者がごく限られることなどにより、収益事業や互助的事業として、公益目的事業から分離させられた事業が多数あると思われる。法人の計画では、それらも公益目的事業であり、収支相償にも影響を与えている。過去の収支の状況（決算書：増減計算書内訳表）から一括で見

直しできる提言を期待したい。
・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき。社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。

質問 17:「審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化」「審査に求める資料の明確化・合理化」「審査が長期化したケースの分析、審査期間の実績公表」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	107	94.7
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	3	2.7
その他(記述回答の全文は 25 頁のⅢ.(16)参照)	7	6.2
合　計	117	－

＜「その他」の主な意見＞
・最近の公益認定においては些細な不備をあげつらったり、委員会の意見を押し付けてくるような印象がある。また、担当職員の知識不足により審査が長引いたりするので、苦情を申し立てる部署を作ってほしい。
・そもそもあいまいな基準(経理・技術等)が多すぎる。審査する担当官・委員の個人の価値判断に影響が大きい。
・しっかりとした情報公開をお願いします。情報公開したくないから、団体からの申請を取り下げなさいと言うような指導はあってはならないと思います。

質問 18：「法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示する」「行政庁の関係職への研修の実施」等について、どのように考えますか？ n=91

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	102	90.3
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	5	4.4
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ.(17)参照)	12	10.6
合　計	119	－

＜「その他」の主な意見＞
・行政の立場ではなく、公益法人の活動を活かすようにお願いします。
・今の研修が不十分なら、改善できない。研修を増やしても限界がある。誰でもわかる制度であることが前提である。
・基本的には賛成ですが、「統一的指示」や「研修」の内容が逆効果になるものでないことを願います。
・充分な知識を持って取り締まるのではなく、応援するという気持ちで対応する担当者を増やしてもらう研修としていただきたい。

（4）自由度拡大に伴うガバナンスの充実について

質問 19：「法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報の開示」「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」「デジタル化により法人の書類作成等事務負担の軽減等に留意する」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	105	92.9
意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	6	5.3
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ.(18)参照)	10	8.8
合　計	121	－

＜「その他」の主な意見＞
・趣旨は大いに理解するが、規則が詳細に規定されると事務量の増加に繋がることを危惧する。
・常勤職員が限定的ななか業務量が増加する施策は避けたい。
・定期提出書類等のフォーマットについて頻繁に変更したり、複雑にしないでもらいたい。もう少し簡便化してもらいたい。
・デジタル化は、公益法人の規模や運営態勢の太宗を考慮し、業務負荷軽減の趣旨に沿って、推進いただくようお願いしたい。

質問 20：「法人内部の自律的なガバナンスの向上」「法人運営への外部からの視点の導入」「中間支援団体等と行政が連携・協働」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 賛成である。	90	79.6
② 意見がある。（具体的に以下の「その他」にご記入ください。）	17	15.0
その他(記述回答の全文は 26 頁のⅢ.(19)参照)	23	20.4
合 計	130	－

＜「その他」の主な意見＞
・外部からの視点というのが不明確。
・法人運営への外部視点としては、指導機関の監査等を適切に行うことで十分と考える。
・法人のガバナンス向上には賛成だが、法人運営への外部の視点の導入については、理事会、評議員会のメンバーは外部有識者により構成されているので、それで十分であると思料する。
・外部視点の導入として、公認会計士の監査導入等には反対である。
・外部からの視点については、対象法人は大規模法人とすべきである。全ての法人に強いるのは問題と考える。
・外部の視点、中間支援団体等の連携とは全く不明である。今の状態がそんなに悪いのはなぜか、制度の問題ではないか。外部が増えて関係者に介入させる意義はない。
・趣旨には賛成だが、法人運営に過大な負担とならない具体策の検討が必要。また、「中間支援団体」というのが新たな組織体を指すのであれば慎重な議論が必要。

質問 21:「不適切な事案に対して行政庁の事後チェックを行い、事態を改善する」「一律的な事前規制から重点化した事後チェック型へ移行」「監督処分について基本的な考え方を策定・公表し、周知徹底することにより、法人側の予見可能性を高める」等について、どのように考えますか？ n=113

回答内容	回答数	割合(%)
賛成である。	105	92.9
意見がある。（具体的に以下の「その他」にご記入ください。）	7	6.2
その他(記述回答の全文は 27 頁のⅢ.(20)参照)	8	7.1
合 計	120	－

＜「その他」の主な意見＞
・事後チェックが「民を網するものにならない」ための明確化が必要ではないか。
・賛成だが、これは公益法人制度改革の当初から決まっていたこと、今まで放置したことは行政の怠慢と責任である。
・抽象的である。規制があればチェックが大変。恣意性・裁量が入る。規制そのものをシンプルにして形式審査にすべきである。
・基準の明確化が必要である。

質問 22：行政庁の立ち入り検査について、「不適切な運営の疑いのある法人へ随時検査を重点化」「定期的検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつける」「不適切な事案の確実な把握のため、外からの情報を活用する」「不適切な事案を覚知した時、法令に従い厳正に対処する」「監督状況・改善状況等について情報公開を検討する」等について、どのように考えますか？

n=113

回答内容	回答数	割合(%)
① 賛成である。	96	85.0
② 意見がある。(具体的に以下の「その他」にご記入ください。)	9	8.0
その他(記述回答の全文は 28 頁のⅢ.(21)参照)	15	13.3
合 計	120	－

＜「その他」の主な意見＞

・定期的な立ち入り検査が必要か疑問である。決算書はじめ定期提出書類を毎年提出しており、財務的な検査ではなく事業の内容や成果などに重きを置いた検査にすべきだと考える。
・適切な運営を認められた団体への優遇措置（検査頻度や検査内容の簡素化など）を考えることで、立入検査の効率を高めてほしい。
・立入検査については、行政官の趣味のようなものはやめていただきたい。行政官の検査の視点の統一化をしっかり設けていただきたい。
・3 年に 1 回でも良いが、監督行政機関の裁量で、問題のない法人は 5 年に 1 回としたらどうか。
・公益法人である以上、検査は必要と思うが、特に過去問題のあった法人を中心に実施し、解決方法を一緒に検討していただける検査体制が良い。
・立ち入り検査は、公益法人の実態確認とともに、貴重な意見交換の機会である。先ずは、担当官には一定レベルの知見やスキルの確保が必要と考えている。併せて、公益事業への関心や理解の下、目標「公益の推進」を公益法人と共有する目線が求められている。その上で、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すように、有効な事例の紹介と共に指導をお願いしたい。

（５）公益活動の活性化のための法整備について

質問23：公益法人行政の DX 推進、インパクト測定・マネジメントの普及啓発、行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実、公益信託の公益認定制度の一元化等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。（記述回答全文は 28 頁のⅢ.(22)参照）

＜回答件数 31件のうちの主な意見＞

・豊かで健康な市民社会を作り上げていくために公益法人の活動は有効であると考えている。行政庁におかれては「規制」するのではなく行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から応対してほしい。
・スモールオフィスに過度なDX推進等を強いることは非効率を招くこともあるのではないか。一律的なシステムの構築を指導官庁で検討できないか。
・インパクト測定は重要なことと認識しているが、小規模法人には負担が大きい部分もあるかもしれない。
・公益活動の活性化のための法整備という視点が欠けると、官民ともに衰退していくと思う。一般法人からみて「公益認定を取得したいなあ」と思わせる制度にして欲しい。
・財団が保有する資産を投資等によって社会問題解決に資するのは、日本以外では当たり前の状況になっているなかで、日本では非常に困難になっている。
・公益法人が増えない、増えなくてもよいのか。全面的に抜本的に議論すべきである。現状の分析もせず規制の細かなことばかりで、この増えない現状でよいかを問われている。世界を見て日本の社会課題を見て真剣に議論すべきである。

・先ずは、公法協等、中間支援組織と定期的な意見交換を開催し、その上で連携し、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に（立ち入り検査時等）定期的な教育・指導をお願いしたい。

（６）今後の予定について

質問 24:中間報告の細部の検討、具体的な論点、最終的に未検討となる事項についての将来の姿、検討の成果が得られる前後のパブリックコメントの実施等に関して、ご意見があれば、以下にご記入ください。（記述回答全文は 29 頁のⅢ.（23）参照）

＜回答件数 26 件のうちの主な意見＞

・内部留保してはいけない、利益を出してはいけないという収支相償原則は撤廃すべきと考える。社会的課題の解決を推進し公益事業を更に拡大していくためには、内部留保も必要である。収支相償を撤廃し現状の税の優遇措置も見直し、課税してもいいとさえ感じる。
・法改正を前提にするなら、パブコメや対話集会は重要。
・収支相償原則と遊休財産保有制限の財務基準は裏表の関係にあるため、どちらかのみが改正されればよいということではないので、必ず両者改正されるよう願いたい。
・パブコメが今後の改正に十分生かされるようにお願いします。
・パブコメに多くの関係者が声を上げるよう期待したい。公法協もそれに向けて広報活動をしっかりと行なってほしい。
・15 年振りの本格的な検討であり、短期間で全てが網羅されることは難しいと考えている。最終的に未検討となる事項については、これからの議論の余地や可能性を残すようお願いしたい。
・運用でお茶を濁すことなく法改正を望む。そのために時宜に即したご連絡と運動の盛り上げを期待します。
・パブコメは抽象的な表現でなく、具体的な項目・文章表現でコメントを求めていただきたい。さらに、パブリックコメントを採用した形式で(最終）報告を作成していただきたい。行政庁のパフォーマンスに終わってはならないと考える。
・検討自体は何回か繰り返されてきていますので、内容もさることながら、今回こそは改正の「実現」に強く期待したいと思います。

（７）おわりに

質問 25:今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。（記述回答全文は 30 頁のⅢ.（24）参照）

＜回答件数 46 件のうちの主な意見＞

・公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で、肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきだと思う。
・最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。
・公法協としては、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思います。
・若手の経営者が公益活動にとても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の

公益認定委員の方々が非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてくれません。若くして成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業（失敗も）について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。

・寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならでは」の視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。

・有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思いました。

・大山鳴動ネズミ一匹の予感もしないではない。公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。

・法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイドライン等の改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイドライン等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではないFAQ、ガイドライン等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。

・認定法附則第3項（検討）の趣旨からすれば、新制度15年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。

・今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかりです。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のためにしっかり活動が出来る環境となることを希望します。

・公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えてほしいと思っています。

Ⅲ．記述回答

（１）質問２の「その他」の回答（3 件）

・2 月 14 日付日経新聞朝刊 5 面において、2024 年度の通常国会において公益信託法改正案が上程される報道は、本中間報告書が後押ししたのではないかと思われるため。
・①資産の運用緩和にも言及されているから（諸外国の財団のように社会的投資を円滑に実施できるよう期待している）②まだ評価がむつかしい点は、この実現に向けたプロセスの懇談会としての意見が示されていない（この改革の進捗管理は内閣府に一任されてしまうと、ほぼ骨抜きになる恐れがあるため、公益認定委員会以外に恒常的な改善推進委員会が必要）。
・公益法人の活動の枷となる問題があることを言及したから。

（２）質問３の「その他」の回答(4 件)

・小規模法人の事務負担軽減策に触れられていないから。
・委員間の議論が不十分であり、法令・規制の基準等の根拠が抽象論であり、改正の内容が全く見えないから。
・あまり現状と変わらないため。
・監督行政的考えでは問題は解決しないから。

（３）質問４の記述回答（９件）

・個々には評価できる点もあるが、評価できない点も多々残っており、全体で評価する、しないというのは難しい。
・本格的な改正の検討が行われることは評価できるが、実際にどの程度の内容に落ち着くのかがまったく読めない。
・収支相償原則の見直しを検討するといった方向性については評価できるが、一方で透明性の向上という名の下で開示に関する手間がこれまで以上に増加する事も予測される。行政による事後チェックはこれまでも行われてきているが、検査官の資質レベルについてばらつきがあり、内部で研修等をもう少し行う必要があるのでは、と思う事があります。
・公益法人制度の検討・見直しが行われたことは評価するが、法人の規模や事業内容・事業の性格、財源等によって、事情が相当異なることを考えると、例えば収支相償の原則などの見直しが十分とは言えず、実態としてあまり変わらないのではないかと危惧されるため。
・質問３①の観点が重要と思います。そちらにチェックしたいとも思います。が、大会声明 2022 では、「Ⅱ提言　４.」で特例扱いの提言としておきながら、何も具体的な記載がなく、中間報告に反映させるようがないのではないでしょうか。
・中間報告の詳細把握はこれからのため
・方向感が定まらない中での活動報告に近い内容だったため。

（４）質問５の「その他」の回答(17 件)

・今現在、内閣府が指導、啓蒙していることと変わらない。
・これまでより解釈が拡大される点は評価できるが、②に賛同できる点もある。
・中期的な収支均衡状況の確保の考え方を否定するわけではないが、そこまで議論を深堀すると、他の財務原則との関係（特に遊休財産）が明確でなくなるように感じる。
・本来は収支均衡ではなく、財務基盤の拡充による公益の増進であるべきである。
・あいまいな表現は、かえって対応に困ることになり結局、もとのやり方にもどってしまう。
・収支相償の剰余金の使途について柔軟性を持たせるべきである。
・単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものである世の考え方は従来からも言われてきたことである。

・従来の考え方でも運用方法で解決可能な定めであったのではないか？
・何もないよりは①があるようがよいが、②にあるような本質的な議論がされておらず、あるいは、議論しようとしても、それを正面から受けとめて、あるべき方向に進めようという姿勢が政府側にないことが問題だと考えます。
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・これまでも実質３年での解消でよかったので、大きな違いが感じられない。また今回の変更により、定期提出書類の内容がより複雑になることがないようにして欲しいと思う。
・当然のことであり、個々の解釈が現場でなされ混乱している。もともとの制度が原因の証左である。
・公益事業の拡大のためだけでは無く、物価の高騰や基本財産の運用に収入が左右されるので、経常経費に充当できる蓄えも必要であり、運用益が低いからと言っても誰も助けてはくれません。運用益が出ているときに経常経費用の蓄えが出来る様にして貰いたいと希望します。
・収入の整理はされていないが、方向性としては賛成である。
・当たり前の考えだと思います。実は原則はあくまで原則で、このように考えることが出来ますというような分かりにくさが皆を混乱させて、運営を大変にしているのだと思っています。
・収支相償原則ではない考え方が議論されるべきである。

（５）質問６の「その他」の回答(18 件)
・社会的課題の解決に取り組む観点からの最大限の活用の評価軸も重要である。
・そう思います。
・公的資金が投入されている法人であれば、中間報告に記載されている規律が必要となることも理解できるが、出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、無駄な規制であり法人の自由な活動を阻害している原則であると考えます。
・言葉の解釈や定義ではなく、考え方自体の見直しが必要である。
・収支の多少でもって判断するのはいかがなものか。悪意をもってすれば、収支相償にかかわらず、何でもできる。具体的に挙げては何ですが、例えば、公益財団法人日本相撲協会は、金儲けをやっているのに、やり方次第で公益法人になるという一例ではないか。
・複数年度の視点で取り組む事業もあることから、予算は単年度で縛られず、複数年度で活用すべきである。
・以前から言われている考え方で新しいものではない。
・Ｑ６のＡに同じ
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・規制があるとどうしても目的と手段が入違うような、収支相償を達成することが目的のようになってしまうのではないか。
・最有効活用は、財務規制だけでは解決できない。
・結果に対するチェックで、それを正当化する考え方に聞こえます。この原則があるから財源の最大限の活用を促すことが出来るとは思いません。
・法人の自主的な考え方で決定され、市民がモニターすべきである。

（６）質問７の「その他」の内容(16 件)
・収支相償原則は撤廃してほしい。
・法令上明確化する必要があるかどうかはよくわからない。
・法令にお題目だけ明確化しても、形骸化してしまうのではないかと感じる。
・法令上明確化するのは次善の策としてはやむを得ないかもしれない。しかし、そもそも出捐者の寄付等により公的資金が一切投入されていない法人にとってみれば、この規制は不要としか思えません。

・上記５，６と同じ
・基準を明確にしてほしい。中期的とは、具体的にどの期間を言うのか。収支均衡状況とはどのような状況なのか。このようにやっていくと、益々ややこしくなるのではないかと懸念します。
・法令上明記することのメリットデメリットの検討が自身で十分できていない。
・認定法第 14 条は、単年度で満たすことを条件としておらず、国等でよくしているとおり、法人で３年とか５年の事業計画、収支計画を作り、満たしていると宣言すれば足りる。
・ないよりは①②があるほうがよいが、収支相償基準についてこういう対応をとることで「１５年目にあるべき見直しを行った」とする対応は、本質的に適切なものとは考えられない。
・具体的にどのように明記されるものか不安である。
・収支均衡を図ること自体が法制を歪めている。
・内閣府の担当官の判断がばらつくことを避けてもらいたい。
・企業の継続の観点も公益目的事業実施には必要であり、その点も考慮した内容にすべき。

（７）質問８の「その他」の内容(10 件)
・特定費用準備資金についても何に活用すべきか短期間で意思決定することは難しい。
・もう少し実状を検討しないと分かりません。
・今現在、内閣府が指導、啓蒙していることと変わらない。
・財務基盤の拡充による法人の存続と事業拡大が担保されることが重要
・預金など範囲を広くして準備金とさせてほしいが、外部から見れば内部保留金に見えてしまう。
・従来からある考え方である。
・収益の半分は、寄付金収入とし、残余は、５号財産で管理すれば、解決する。
・よいことだと考えますが、その「準備金」としての認定をえるための基準が簡便なものなのかどうか、この点が一番重要だと考えます。
・そもそもの規制が行きすぎである。

（８）質問９の「その他」の内容(10 件)
・現状である程度納得のいくものである。
・単年度で把握すべきだと思う。
・細かく規定するべきではない。
・把握方法については考えが及んでいない。
・かなりの部分が法人の運営に任されており、公益認定委員会から不可の判断があるのなら、裁判でもすれば、良いと思う。
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・適正な把握方法はない。誰でもわかる簡単なものでなければならない。
・ストックしたものの使途が明確なのであれば、毎年のチェックからのぞいても問題ない。
・当財団の実態からみると理事会に提出する予算案で必要に応じて方向性を明確にしてご承認いただくつもりなので、雑にするつもりもないし、明確化しろと言われてもその程度による。
・勉強中のため、判断できない。

（９）質問 10 の「その他」の内容(8 件)
・①に賛成であり、公益法人の税制優遇が厳しくなったとしても収支相償原則は撤廃した方が良いと思う。
・国税当局（主税局）及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。
・質問９までの回答のとおり
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・どの税制優遇と収支原則がリンクするのか、論理的にその基準を確認すべきである。原則その

ものが基準として適切ではない。
・収支相償と税制優遇の関係の詳細を理解しておらず良くわからない。

（10）質問 11 の「その他」の内容（18 件）
・事業収入のみの収支相償なら存続もあり得るのではないか。
・③にキャップをかければ良いのではないか。
・①や②の前提条件がはっきりしないと何とも言えない。
・上記選択肢がよく理解できず選択できません。
・そもそも収支相償の原則と収益事業非課税がセットになっていることに違和感を感じる。
・法人税法との関連で現実的に完全撤廃は困難と思われる。であれば、剰余金の運用について柔軟性を持った対応を望む。
・国税当局（主税局）及び自民税調を議論に巻き込むべきと考える。それなくしては、「かもしれない。」論を突破できない。
・超過留保課税を考慮する余地あり。
・質問９までの回答のとおり。
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・公益活動の促進・拡大に何が必要かをまず検討すべきである。
・要は度合の問題であり、完全撤廃とするよりも、事業・企業の継続の観点から、過去の赤字の補填・借入金の返済等、制度に柔軟性を持たせることが必要と思う。
・法人会計も含めて整理をすべきと思う。
・収支相償原則も遊休財産規制も、元々どちらも合理的な根拠はないため合理的根拠がない制度は廃止するしかない。その上でより良い新しい仕組みにすべきである。
・市民がモニターする。迅速な対応が必要なケースは行政が対応する。
・当財団は収益事業を実施していないこと、税法上とのからみが不勉強で包括的に理解できていないのでノーコメントでお願いします。

（11）質問 12 の「その他」の内容（6 件）
・過大（死蔵）の意味次第。一定の制限はあったほうがよい。
・公的資金が投入されている法人については死蔵を避ける必要があるという考え方は理解できます。出捐者の寄付等により公的資金が投入されていない法人については、そもそも規制の必要は無いと考えます。
・年間費用（1 年分）に相当するものとなっているが、これでは心もとないので、2 年分としたらどうか。
・弊害ばかりが議論され、拡大・促進の議論が全くない。
・法人自治の問題であり、一律の規制はそぐわない

（12）質問 13 の「その他」の内容（10 件）
・公益事業の原資を１年ごとに評価する制度自体の合理性の問題があるのではないか。
・法人のガバナンスと監査によって管理される財産（資金）に遊休という概念は適当ではない。
・英国のように内部留保に関する法人のポリシーを自己責任で公表することで遊休財産規制は本来撤廃すべきである。
・質問８回答のとおり。
・中間報告の詳細把握はこれからなのでどちらでもない。
・法人の継続にはある程度の資金が必要であり、いちいち外部に対し「合理的理由」を説明しないといけないのは煩雑。１年分は少なすぎると思うので、２～３年分程度に引き上げてはどうか。

・活動費も考慮せず、事業費 1 年分のみとする基準を規制の根拠とする理由の説明はなく、拡大する必要性とのギャップがある。

(13) 質問 14 の「その他」の内容(4 件)

・現状の準備資金制度は適切なものであると思う。
・「適切に」という文言ではなく、具体的な基準を示していただけることを願います。何が適切かを法人に委ねられると判断が難しくなります。
・単年度で収支管理をする考え方自体が古い。
・そもそもこの規制が促進・拡大のために妥当なのかを議論すべきである。

(14) 質問 15 の記述回答(21 件)

・「公益目的事業比率が総支出の 50%以上」について特段に問題とは思えない。
・比率の緩和をしてほしい。
・結果的に国家全体での公益目的事業総量が増大すれば良いのであり、幅広い事業パターンを容認すべき。
・不測の事態により、一時的に 50%を下回ることも有り得るので、それについての柔軟性があれば特段現状のままでも良いのではないかと思う。
・公益目的事業を審議する理事会開催費用も公益目的比率に加えるべきである。幅広く公益事業の定義、見直しをすべきである。
・収益事業の利益を公益目的事業に使用する場合は、公益目的事業の費用と見なす措置が望ましい。
・事業費で規制することの理屈・意義が明確でなく、見いだせない。
・弊会は公益目的事業比率 100%で問題ない。
・公益目的事業の解釈は限定的であり。多様な事業を行うためにも、比率を下げるなど弾力的に行えるようにすべきである。
・シンプルなものになればと思います。条件分岐を複雑にするべきではないと思います。
・現状、当財団は、80%としているが、今は無理な状況ではないが、将来変動を考えると幅があることが望ましい。

(15) 質問 16 の「その他」の内容(6 件)

・現状でも見られる内閣府の「恣意性」が拡大するだけである。
・事後チェックはいきなりレッドカードでなくイエローカード 1 枚に（念の為コメント）。
・「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更」の定義をはっきりすること
・わずかな収益があること、受益者がごく限られることなどにより、収益事業や互助的事業として、公益目的事業から分離させられた事業が多数あると思われる。法人の計画では、それらも公益目的事業であり、収支相償にも影響を与えている。過去の収支の状況（決算書：増減計算書内訳表）から一括で見直しできる提言を期待したい。
・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき、社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。
・本当にそのように運営していただくことを願うばかりです。
・具体的に不明で、すべて事後届け出制にすべき。また、合併等の諸手続きについてもモデル等を案内すべき、社会福祉法人等に比べ情報が不親切である。

(16) 質問 17 の「その他」の内容(7 件)

・最近の公益認定においては些細な不備をあげつらったり、委員会の意見を押し付けてくるような印象がある。また、担当職員の知識不足により審査が長引いたりするので、苦情を申し立て

る部署を作ってほしい。
・効率化には賛成します。定期提出書類の Excel シートが複雑すぎると感じます。
・そもそもあいまいな基準（経理・技術等）が多すぎる。審査する担当官・委員の個人の価値判断に影響が大きい。
・変更認定申請に当たっては、A～H 表は省略し、変更開始年度に係る年度の定期提出書類で確認することで良いのではないか。
・しっかりとした情報公開をお願いします。情報公開したくないから、団体からの申請を取り下げなさいと言うような指導はあってはならないと思います。

（17）質問 18 の「その他」の内容（12 件）
・出向元の省庁による縦割りはどうにもならない。
・ルールの安定的な運営には時間を要するのでは。
・法人自治が尊重されるべきである。
・行政庁の余計な関与はご遠慮したい。
・行政の立場ではなく、公益法人の活動を活かすようにお願いします。
・全国的な統一性を希求するか、地方自治を希求するかであり、前者であれば現在の都道府県別認定事務局を廃止し、内閣府の各支局にすべきである。
・定時提出書類の不備について、長年指摘されない事項が多数ある。行政庁は、不備事項について指摘し、修正させるべきである。
・今の研修が不十分なら、改善できない。研修を増やしても限界がある。誰でもわかる制度であることが前提である。
・基本的には賛成ですが、「統一的指示」や「研修」の内容が逆効果になるものでないことを願います。
・充分な知識を持って、取り締まるのではなく応援するという気持ちで対応する担当者を増やしてもらう研修としていただきたい。

（18）質問 19 の「その他」の内容（10 件）
・趣旨は大いに理解するが、規則が詳細に規定されると事務量の増加に繋がることを危惧する。
・常勤職員が限定的ななか業務量が増加する施策は避けたい。
・書類作成等の事務負担の軽減は賛成であるが、事業の成果に関する情報の開示については問題があるのでは
・定期提出書類等のフォーマットについて頻繁に変更したり、複雑にしないでもらいたい。もう少し簡便化してもらいたい。
・各法人の負担にならないよう整備して下さい。
・質問 18 に同じ
・内容が不明である。また誰でも入力・わかるシンプルさが前提、行政が作成し提供すべきであるが、今のシステムの状況から改善するとは到底想像できない。シンプルな制度が前提である。
・デジタル化は、公益法人の規模や運営態勢の太宗を考慮し、業務負荷軽減の趣旨に沿って、推進いただくようお願いしたい。
・本当に使い勝手の良いものにすべき。

（19）質問 20 の「その他」の内容（23 件）
・外部からの視点というのが不明確
・ガバナンス過敏症になって事業の柔軟性がなくなる心配もある。
・法人運営への外部視点としては、指導機関の監査等を適切に行うことで十分と考える。
・船頭多くして船進まずの事態を避けるためには、外部者の権能の明確化が必要。

・すでに自律的にガバナンスが機能している。
・外部の視点について、どのような「外部」なのか、はっきりしない。また、その「外部」によっては、大きな負担になりかねないのではないか。
・考え方には基本賛成だが、外部視点の導入が外部監査の義務化のような重いルールとならないことを望む。
・法人のガバナンス向上には賛成だが、法人運営への外部の視点の導入については、理事会評議員会のメンバーは外部有識者により構成されているのでそれで十分であると思料。
・基本的には賛成だが、小規模法人には負担が大きい部分もあるかもしれない。
・外部視点の導入として、公認会計士の監査導入等には反対である。
・不適切な運営を行っていたスポーツ団体等に対して外部からの視点の導入を行うのは構わないが、適切に業務運営を行っている法人に対して外部からの視点が必ずしも良いものとは限らないと考えます。
・小規模な法人は対応が難しいのではないか。
・これが何を求めることを意味するのかが明示されないと判断不能。
・外部からの視点については、対象法人は大規模法人とすべきである。すべての法人に強いるのは問題と考える。
・外部の視点、中間支援団体等の連携とは全く不明である。今の状態がそんなに悪いのはなぜか、制度の問題ではないか。外部が増えて関係者に介入させる意義はない。
・法人の書類作成等事務負担の軽減等が担保されることが必要
・公益法人制度運用の柔軟化に伴い、ガバナンス強化が求められると受け止めている。本来自立自律であるべき機関運営に関し、公益法人の規模や運営態勢を考慮せず、一律に負荷を掛けても実質的には機能したいため、避けるべきと考えている。会社法の改正では、株式会社の統治形態の導入等、ガバナンスの段階的な強化が図られたが、代表者の独走や不正会計などの不祥事案は変わらず発生している。規制強化は解決策ではなく、対処療法に過ぎない。先ずは、公法協等、中間組織と定期的な意見交換を開催し、その上で、連携し、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に（立ち入り検査時等）定期的な教育・指導をお願いしたい。
・外部からの視点について、職能団体を除けば、外部理事を選んでおり、法人にコスト面の負担がかからないように配慮して欲しい。
・ガバナンスは法人主体であるべきで、規模、事業内容など構わずに一律のものを押し付けることはあってはならない。
・趣旨には賛成だが、法人運営に過大な負担とならない具体策とすべきである。また、「中間支援団体」というのが新たな組織体を指すのであれば慎重な議論が必要。

(20) 質問 21 の「その他」の内容(8 件)

・一部の公益法人に暴走があることも事実。
・事後チェックが「民を網するものにならない」ための明確化が必要ではないか。
・賛成だが、これは公益法人制度改革の当初から決まっていたこと、今まで放置したことは行政の怠慢と責任である。
・抽象的である。規制があればチェックが大変。恣意性・裁量が入る。規制そのものをシンプルにして形式審査にすべきである。
・「非課税の特典があるから、公益制運営を厳格化を図る。」の視点ではなく、「高邁な精神の下、公益事業を推進している」公益法人の立場に立った、監督行政を希望している。一部の不正事案の発生防止の観点から、一律に規制強化や運用を強化することは、ERM リスク管理経営上からも適切な施策ではなく、真因分析と公益法人の経営資源や業務負荷のバランスの中で検討すべきと考えている。その意味では、事後チェック型への移行、監督ガイドラインの公表は

望ましいと考えている。
・「事後チェック型」への移行はそもそもの公益法人制度設計思想を根本から覆すことであり、微修正に留まらない抜本改革が必要なのではと感じます。結果として「事前チェックかつ事後チェック型」への移行という改悪にならないよう注意が必要です。
・１団体の事象が、行き過ぎない監督処分に繋がらないようにと考える。
・基準の明確化が必要である。

(21) 質問 22 の「その他」の内容(15 件)

・過剰な監督・指導にならないよう留意が必要。
・既に実施していると考える。
・定期的な立ち入り検査が必要か疑問である。決算書はじめ定期提出書類を毎年提出しており、財務的な検査ではなく事業の内容や成果などに重きを置いた検査にすべきだと考える。
・言うは易いが「不適切」の内容を誰がどう判断するかが課題。
・適切な運営を認められた団体への優遇措置（検査頻度や検査内容の簡素化など）を考えることで、立入検査の効率を高めてほしい。
・立入検査については行政官の趣味のようなものはやめていただきたい。行政官の検査の視点の統一化をしっかり設けていただきたい。
・3 年に 1 回でも良いが、監督行政機関の裁量で、問題のない法人は 5 年に 1 回とかできるようにしたらどうか。
・公益法人である以上、検査は必要と思うが、特に過去問題のあった法人を中心に実施し、解決方法を一緒に検討していただける検査体制が良い。
・立入検査の頻度が高い場合、運営に支障をきたすことがあるのではないか。
・そもそも規制が複雑ゆえである。質問 21 と同様の問題がある。
・立ち入り検査は、公益法人の実態確認とともに、貴重な意見交換の機会である。先ずは、担当官には一定レベルの知見やスキルの確保が必要と考えている。併せて、公益事業への関心や理解の下、目標「公益の推進」を公益法人と共有する目線が求められている。その上で、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すように、有効な事例の紹介と共に指導をお願いしたい。
・担当官の判断のバラつきを改善することが先決。
・不適切な・・・の判断に担当官の裁量が働かないように慎重であって欲しい。
・不適切な運営とは何か等、団体を監督することばかりを考えないで「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」の意味をもう一度考えてほしい。

(22) 質問 23 の記述回答(31 件)

・提出書類の審査に時間がかかりすぎる。一定期間審査する場合はその理由を明示すべきである。
・豊かで健康は市民社会を作り上げていくために公益法人の活動は有効であると考えている。行政庁におかれては「規制」するのではなく行政の公を補完するパートナーとして「協働」の観点から応対してほしい。
・基本は団体自治に任す。
・スモールオフィスに過度な DX 推進等を強いることは非効率を招くこともあるのではないか。一律的なシステムの構築を指導官庁で検討できないか。
・行政庁の過度な関与は公益法人の活動の妨げになるように思う。
・財団が運営しやすい方向であればありがたいです。
・公益法人の認定・監督官庁が都道府県と内閣府とに別れており、前者の活動範囲は域内に限定されるとの解釈が存在するが、科学・芸術・スポーツ更に諸産業には、グローバルな展開が求められるので、この機会に、この点（活動範囲が拘束されないこと）を明確化して欲しい。
・インパクト測定は重要なことと認識しているが、小規模法人には負担が大きい部分も あるか

もしれない。
・「民による公益の増進」を基本にして下さい。
・DX はぜひ推進してほしいです。
・好事例については共有したい。
・公益活動の活性化のための法整備　という視点が欠けると官民ともに衰退していくと思う。一般法人から観て「公益認定を取得したいなあ。」と思わせる制度にして欲しい。
・財団が保有する資産を投資等によって社会問題解決に資するのは、日本以外では当たり前の状況になっているなかで、日本では非常に困難になっている。
・公益信託改正法案の早期国会提出を望む､インパクト評価・測定は実際活用可能かどうか疑問あり。
・公益法人が増えない、増えなくてもよいのか。全面的に抜本的に議論すべきである。現状の分析もせず規制の細かなことばかりで、この増えない現状でよいかを問われている。世界を見て日本の社会課題を見て真剣に議論すべきである。
・先ずは、公法協等、中間組織と定期的な意見交換を開催し、その上で、連携し、自立自律的な機関運営の円滑な推進を促すよう、有効な事例の情宣と共に（立ち入り検査時等）定期的な教育・指導をお願いしたい。
・DX 棟は積極的に進めていただきたい。中小法人では自力では無理。
・一般社団法人です。直接の影響はありませんが、公益法人の監督行政がどこに向いているのか参考になりました。
・放置されている公益認定法改正の実現は強くお願いしたいです。

(23) 質問 24 の記述回答(26 件)

・内部留保してはいけない､利益を出してはいけないという収支相償原則は撤廃すべきと考える。社会的課題の解決を推進し公益事業を更に拡大していくためには、内部留保も必要である。収支相償を撤廃し現状の税の優遇措置も見直し、課税してもいいとさえ感じる。
・法改正を前提にするならパブコメや対話集会は重要。
・収支相償原則と遊休財産保有制限の財務基準は裏表の関係にあるため、どちらかのみが改正されればよいということではないので、必ず両者改正されるよう願いたい。
・是非、進めていただきたい。
・社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化の観点から議論が継続されることを期待する。
・血の通った制度とするために、公法協や助成財団センター等がリーダーシップをとり、会員団体の意見を吸い上げて頂ければと思います。
・パブコメが今後の改正に十分生かされるようにお願いします。
・有識者の先生方と事務局による、実質的な議論が深められるよう望む。
・各法人の意見を集約して、公益法人協会から出して下さい
・公益法人協会には、法人の代表として、その対応を期待しております。
・パブコメに多くの関係者が声を上げるよう期待したい､公法協もそれに向けて広報活動をしっかりとやっていただきたい。
・是非実施する必要があると考えます。
・Q23 と同様、広い視野で見つめなおしてほしい。
・15 年振りの本格的な検討であり、短期間で全てが網羅されることは難しいと考えている。最終的に未検討となる事項については､これからの議論の余地や可能性を残すようお願いしたい。
・貴会での積極的な情報開示を期待しております。
・運用でお茶をに濁すことなく法改正を望む。そのために時宜に即したご連絡と運動の盛り上げを期待します。
・パブコメは抽象的な表現でなく、具体的な項目・文章表現でコメントを求めていただきたい。

さらに、パブリックコメントを採用した形式で(最終) 報告を作成していただきたい。行政庁のパフォーマンスに終わってはならないと考える。
・貴協会　機関誌「公益法人」を介して公益法人制度の情報を取集します
・検討自体は何回か繰り返されてきていますので、内容もさることながら、今回こそは改正の「実現」に強く期待したいと思います。
・過度な事案は不要だが、判断する基準は明確にして頂きたい。
・議論に慎重になりすぎず、できるだけ早くパブリックコメントの実施が可能となることを望みます。

(24) 質問 25 の記述回答(46 件)

・切実なる公益法人の生の声を届けていただきたい。
・大変、参考になったセミナーでした。今後も適宜適切な情報発信をお願い致したい。
・公益法人協会様の主導で収支相償原則など規制の多い縛りを撤廃していただきたい。
・有識者会議のメンバーを見ると、オブザーバー含め 13 名中、公益法人所属の方は３名しかおらず、非常に違和感を感じた。法人からのヒアリングは実施されているようだが、公益法人制度がテーマであれば、実際に法人内部で肌感覚で経験している人材を有識者会議にもっと入れるべきと思う。
・弊財団の基本財産 100%出資者に情報提供(今回の報告会の資料を活用させていただいたことを御礼申し上げます)し、当方から説明して大変よくご理解いただくことができました。各団体においても必要に応じて関係先への説明を進めることを推奨されると良いと思います。
・最終結論ではないものの、若干期待外れ感は否めない。しかし、少しでも前進しそうで、評価しています。公法協としても引き続き公益法人側に立った発信を続けていただきたい。
・随時、最新情報をわかりやすく広報していただき、助かっています。先の話になりますが、改正後は、法人として必要な対応が何か、対応方法について、ご指導いただけると幸いです。
・理事長が有識者会議座長を務められている事もあり、公法協としての立ち振る舞いは難しい点もあると思いますが、会員法人から事前にコメントを吸い上げる等の活動をもっと積極的にやられてもよいかと思います。
・前回のアンケート時にも感じたが、公法協からのアンケートは量が多く複雑で、回答に骨が折れる。また、予定した回答を引き出そうとしているのか、選択肢が恣意的であると感じることが多い（選びたい選択肢がないことが多い。その場合は「その他」を選んで説明しろ」ということだとは理解するが)。
・公益法人協会のタイミングのいい広報に感謝しています。今後もよろしくお願い申し上げます。
・公益法人協会の考え方に大いに賛成。今後とも我々の先頭に立って頑張っていただきたい。
・検討結果が実行されることを願っています。今後とも情報共有方よろしくお願いします。
・先日のような報告会を開催してもらいたいです。
・公益法人協会として、幅広に会員から意見を徴収し、審議会に何らかの形で反映させる努力をすべきと思います。
・2008 年の公益法人制度改革を評価・総括する意味で今回の一連のアクションは評価されるべきものと考えます。
・一部の悪質な例を基準とするのではなく、民間公益活動がより活性化することで様々な社会的課題に向き合い、日本の明るい未来に期待が持てるような制度の見直しとして下さい。
・今回の中間報告は、公益法人制度の課題と解決の方向性をまとめた素晴らしいものだと思いました。私からの意見は以下の通りです。
若手の経営者が公益活動にとても積極的になってきている印象です。社会により良い変革のインパクトを与えたいと思っており、色々な公益活動を考えています。そういった状況にもかかわらず、今の公益認定委員の方々が非常に保守的で、新しいやり方・手法をなかなか認めてく

れません。若くして成功した人の資産を非営利分野で使ってもらうことは、新しい資本主義の理念にかなうことだと考えています。透明性・ガバナンスはもっと強化すべきと考えます。一方、新しい公益事業（失敗も）について、公益認定委員会は柔軟に・積極的に認めて欲しいと思っています。
・寄附金に頼らず、健全で立派な成果をあげられている公益法人が多数あるが、その活動は広く理解されているとは言い難い状況にある。「公益法人ならでは」の視点からの広報活動のあり方を検討いただき、日本が米国等のようにステークホルダーから寄附をいただけるような社会となることを期待しております。
・公益認定等委員会事務局に、やらされ感を感じる。もっと公益法人制度の改善（一般法人から観ても憧れる制度）に向けて、公益法人と一緒に主体的に動いて欲しい。
・セミナーを開催していただきありがとうございました。状況がよく理解できました。法改正時等、進捗状況に応じ、同様のセミナーの開催を希望します。
・①公益認定委員会の人選についての透明性（同一法人からの継続した派遣の見直し）、②有識者会議の最終提言で、本提言の実施状況をモニタリングする常設型の改善委員会の設置の提案、なども含めていただけるとよいのではないかと思いました。
・公益法人制度がより良い方向へ整備されることを切に願うばかりです。有識者の方々には、法人運営にあたり実務を担う事務局担当者の声も掬っていただき制度改革を進めていただきたいと思います。公益法人協会にはその橋渡しとして今後も活動することを期待し、支持いたします。
・中間報告が最終的にどう生かされ、いつまでに具体化するかのロードマップを示してほしい。
・大山鳴動ネズミ一匹の予感もしないではない.公法協はしっかりと批判すべき点は諦めないで頑張るべき。
・多くの決算書類を分析して、不備等を分類し、必要な対応を検討すべき。
・公益法人協会の立ち位置を支持します。頑張ってください。
・今回の報告会ありがとうございました。
このようにオンラインで適時に行っていただけると、議論のポイントが理解しやすかった。
なお、本アンケートの回答は、あくまでも個人の見解でありますので念のため申し添えます。
・質問 24 と同様。協会運営についても未来の日本のために有識者会議で議論してほしい。
・公益法人協会は、有識者会議の内容をまとめた上で意見を付し、新春報告会や情報誌「公益法人」へ掲載する等良く対応していただいていると思う。
・法改正が実現すれば、これにより、過剰規制の弊が顕著な規則、FAQ、ガイド等の改善にも繋がると思われますので、法改正同様期待しております。特に、FAQ、ガイド等は、法令ではない故に「問題があればいつでも直せるから。」と安易に過剰規制している面があり、法人の創意の芽を摘み、活動を委縮させている一因と思います。法令ではない FAQ、ガイド等はあくまで「噛み砕いて、分かりやすく」解説するものに限るべきであり、この度の議論を契機に廃止するものは廃止する等見直すべきと思います。
・公益財団が抱える問題点について、改善して頂けるように頑張って欲しいと思います。1 財団だけでは国は動かせません。
・財務判定が従来の収支計算書ベースの検討が中心で、発生主義に基づく損益計算書での検討をより深めてほしい。
・速報の形でメール等でお知らせ頂けるとありがたい。当連合会は全国都道府県のレング組織であり、現場の声を集約する必要があれば、協力できますので、ご指示ください。
・認定法附則第 3 項（検討）の趣旨からすれば、新制度 15 年後の今回の「有識者会議」での検討は、残念ながら遅きに失したと言わざるを得ません。
・（その他意見）本会は社会福祉関係者の資質向上に関する研修・研究に助成を行っている助成財団法人なので、公益認定以降 10 年以上経過しておりますが、内閣府検査でも特に問題点に

なることはありませんでした。
また運用収入の他に収益事業収入があることから安定した事業の継続が出来、恵まれていると感じております。
但し公益事業収入で事業を実施する法人（例えばオーケストラなど観客収入など）はコロナ禍の中、ご苦労されたと思います。
今回、「収支相償原則の見直し」及び「遊休財産規制の見直し」検討される事は良かったと思います。個人意見としては公益目的事業費 1 年分相当ではなく、2 年分相当が必要ではないかと思います。

・今になってと思う事がほとんどではありますが、少しでも前に進むならばと、期待するばかりです。公益を育てるという視点で、公益法人の活動を応援し、また公益法人がその目的のためにしっかり活動が出来る環境となることを希望します。
・公益法人協会さんには難しい問題の取りまとめの労をとっていただき、ありがとうございます。法人側が自ら律することはもちろん、社会に向けてより自律的に活動出来る枠組みにしていくことが不可欠であり、今回の中間報告はそのほんの一歩です。引き続き、課題をしっかりと見据えて提言し続けることが大切と考えます。
・公益法人の最大の問題は、若者がキャリアを積む組織となっていない点にあると感じます。公益法人が学生の就職希望ランキングの上位に来るためには、制度として何が必要かを考えてほしいと思っています。
・従来通りで結構です。
・今回の公益法人協会のセミナーは非常にためになりました。今後も、積極的な情報発信をお願い致します。

Ⅳ．資　料

１．アンケートの質問内容一覧

Ⅰ．中間報告書全体について

１．中間報告書の評価

質問１　現時点で評価するとしたら、以下の 5 段階のいずれになりますか？

①「大いに評価する」　□
②「どちらかと言えば評価する」　□
③「どちらかと言えば評価しない」　□
④「評価しない」　□
⑤「評価が難しい。（何とも評価ができない。）　□

質問２　Q1 で、①大いに評価する、②どちらかと言えば評価するとした理由について、次の中から選択してください。（複数回答可）

①新制度が施行 15 年たち、はじめて本格的な改正の検討が行われるから。　□
②一番問題であった財務三基準の改正について検討が行われるから。　□
③申請手続きや変更手続き等の簡素化、立入検査の方法の改正が検討されるから。□
④DX の活用、インパクト測定、情報公開方法等の新たな事項が検討されるから。□
⑤その他（具体的にご記入ください）　□
（記述回答　　）

資料３　Q1 で、③どちらかと言えば評価しない、④評価しないとした理由について、次の中から選択してください。（複数回答可）

①評議員制度等の組織の問題や中小法人の扱いが全く考慮されていないから。　□
②一番問題である収支相償の見直しが抜本的に行われていないから。　□
③財務三基準の改正が法律による改正でなく、運用で行われようとしているから。□
④公益目的事業拡大の視点が全くといっていいほど考慮されていないから。　□
⑤その他（具体的にご記入ください）　□
（記述回答　　）

資料４　Q1 で⑤評価が難しい。（何とも評価ができない。）とした理由について、具体的なものがあれば※、以下にご記入下さい。

※（例）拙速でありもっとじっくり議論すべき、「公」による官民協働をもっと議論すべき、自主的な公益法人活動を議論すべき等。

（記述回答　　）

Ⅱ．財務三基準の見直しについて

１．　収支相償原則について

質問５　収支相償原則は、「単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡の確保を図るものである」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

①考え方に賛成する。　□
②収支相償原則は、公益目的事業の収入（認定法 14 条）に関する規制であり、収入の性格の意義や性格が議論されていないから、反対である。　□
③その他（具体的にご記入ください）　□
（記述回答　　）

質問６　収支相償原則は、「公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す制度」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

①考え方は新しい視点であり、賛成する。　□

②財源の最大限の活用は、収支相償原則でなく、遊休財産規制等ストックで考えるべき問題として対応すべきことである。　□

③その他（具体的にご記入ください）　□

（記述回答　　）

質問７　中期的な収支均衡状況の確保を図るとの趣旨について、「法令上明確化する方向で検討する」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

①法令上趣旨を明記することは進歩である。　□

②法令上趣旨を明記するだけでは不十分である。収入/費用の種類や具体的取扱い方法も明記されるべきである。　□

③その他（具体的にご記入ください）　□

（記述回答　　）

質問８　中期的な収支均衡状況の把握に当たっては、「将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金は費用とみなす」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

①特定費用準備資金及び資産取得資金の使い勝手が向上すればよい。　□

②対象となる準備資金の範囲を、上記以外に拡大して欲しい。　□

③その他（具体的にご記入ください）　□

（記述回答　　）

質問９　中期的な収支状況の把握方法等について、どのように考えますか？

①中期的な収支均衡とは具体的に何か、期間や収支判定の方法について明確化すべきである。　□

②単年度収支差でなく中期的な収支均衡であれば、毎年度、収入の入口段階（フロー）で煩雑な作業を強いるべきではない。　□

③その他（具体的にご記入ください）　□

（記述回答　　）

質問 10　収支相償原則と税制優遇との関係について、「収支相償を論拠に公益目的事業非課税がある」とする中間報告記載の一部意見について、どのように考えますか？

①収支相償原則は、公益目的事業非課税という税制優遇措置との引き換えの議論ではない。公益目的事業拡大の観点から見直すべきである。　□

②収支相償原則の完全撤廃と公益目的事業非課税が全面的に関連しているならば、慎重に議論すべきである。　□

③その他（具体的にご記入ください）　□

（記述回答　　）

質問 11　収支相償原則の完全撤廃について、どのように考えますか？（複数回答可）

①公益法人全体の税制優遇に大きな影響がなければ、収支相償原則は完全撤廃すべきである。　□

②「公益目的事業が全て非課税※」という税制優遇は、公益法人にとって大きな影響があるため、完全撤廃すべきではない。　□

※「法人税法の 34 業種の収益事業に当たる場合であってもその事業が公益認定されればそれが非課税とされる（法人税施行分§6②一）」

③収支相償の原則が撤廃されても、他の規制や自主ルールがあればよい。税制優遇の議論とは切り離して議論を行う必要がある。 □

④その他(具体的にご記入ください) □

（記述回答 ）

２．遊休財産規制について

質問 12 「法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）は避ける必要がある」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？（複数回答可）

①法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）を避ける考え方に賛成である。 □

②法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)を避けるという考えは、公益目的事業財産が管理される法制(認定法§18)が用意されているのでおかしい。 □

③死蔵の観点でなく、成長戦略を考え、「公益増進および活力ある社会の実現に資する」（認定法１条）という目的を達成する視点を具体的な形で考えるべきである。 □

④その他（具体的にご記入下さい） □

（記述回答 ）

質問 13 「合理的な理由により現行の公益目的事業費 1 年分相当という上限額を超えて」と中間報告で記載されましたが、どのように考えますか？

①合理的な理由があれば、1 年分の事業費を超えた財産を容認するという考えは、大きな進歩であり評価できる。 □

②合理的な理由について基準が示されずに、法人側の説明責任が過剰に要求されるのでは、担当官の裁量に任される可能性があるため、具体的運用に懸念がある。 □

③その他（具体的にご記入下さい） □

（記述回答 ）

質問 14 「超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを、法人自らが明らかにする」と中間報告で記載されましたが、剰余金の活用について、どのように考えますか？（複数回答可）

①不測の事態（大規模自然災害やコロナ等のパンデミック等）に備えて、適正な法人活動が継続できるよう、相応の資金を備えることを容認すべきである。 □

②過去に生じた赤字の補てんとして、剰余金を繰り越し、補填することが可能になるように検討すべきである。 □

③将来の成長戦略として剰余金を活用すること、剰余金で（ESG）投資等を行うことで公益的事業を行うこと等を容認すべきである。 □

④その他（具体的にご記入下さい） □

（記述回答 ）

３．公益目的事業比率について

質問 15 公益目的事業比率は、有識者会議で一部委員から提案があったものの中間報告には入っていません。もし、ご意見等があれば、以下にご記入ください。

（記述回答 ）

Ⅲ　認定等手続きの柔軟化・迅速化について

質問 16　「法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、届出事項とする」「認定事項から届出事項に変更した事項は事後チェックで対応」「法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるように改善」等（中間報告書に記載、以下同じ）について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

質問 17　「審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化」「審査に求める資料の明確化・合理化」「審査が長期化したケースの分析、審査期間の実績公表」等について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

質問 18　「法令やガイドラインにおいて統一的指示を明示する」「行政庁の関係職への研修の実施」等について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

Ⅳ　自由度拡大に伴うガバナンスの充実について

質問 19　「法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報の開示」「内閣府の法人情報の一元的情報開示プラットフォームの整備」「デジタル化により法人の書類作成等事務負担の軽減等に留意する」等について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

質問 20　「法人内部の自律的なガバナンスの向上」「法人運営への外部からの視点の導入」「中間支援団体等と行政が連携・協働」等について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②外部役員や外部評議員の導入と結びつくのであれば反対である。　□
③意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

質問 21　「不適切な事案に対して行政庁の事後チェックを行い、事態を改善する」「一律的な事前規制から重点化した事後チェック型へ移行」「監督処分について基本的な考え方を策定・公表し、周知徹底することにより、法人側の予見可能性を高める」等について、どのように考えますか？

①賛成である。　□
②意見がある。（具体的にご記入ください。）　□
（記述回答　　）

質問 22　行政庁の立ち入り検査について、「不適切な運営の疑いのある法人へ随時検査を重点

化」「定期的検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつける」「不適切な事案の確実な把握のため、外からの情報を活用する」「不適切な事案を覚知した時、法令に従い厳正に対処する」「監督状況・改善状況等について情報公開を検討する」等について、どのように考えますか？

①賛成である。 □

②意見がある。（具体的にご記入ください。） □

（記述回答 ）

Ⅴ．公益活動の活性化のための法整備について

質問 23　公益法人行政の DX 推進、インパクト測定・マネジメントの普及啓発、行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実、公益信託の公益認定制度の一元化等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。

（記述回答 ）

Ⅵ．今後の予定について

質問 24　中間報告の細部の検討、具体的な論点、最終的に未検討となる事項についての将来の姿、検討の成果が得られる前後のパブリックコメントの実施等に関して、ご意見があれば、以下にご記入ください。

（記述回答 ）

Ⅶ．おわりに

質問 25　今回の中間報告に関して、公益認定等委員会の対応、有識者会議での検討方法並びに公益法人協会の広報の仕方等について、ご意見があれば、以下にご記入ください。

（記述回答 ）

２．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議中間報告書

中間報告

令和４年 12 月 26 日
新しい時代の公益法人制度の
在り方に関する有識者会議

当会議は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和４年６月７日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、令和４年 10 月４日に第１回を開催し、８回にわたり議論を重ねてきた。本中間報告は、当会議としての基本的な考え方を整理したものであり、今後、本中間報告に沿って、更に具体的な検討を進める必要がある。

１．改革の意義及び基本的方向性

（成熟した社会と公益法人の役割）

多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、ＳＤＧｓ実現その他の多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、機動的な対応が難しく画一的な対応になりがちな行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決には限界がある。また、利益の分配を目的とする民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、営利を目的としない民間非営利部門が「公（こう）」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。

こうした成熟した社会においては、「公」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくための枠組みの整備に加えて、「公」の担い手である民間非営利組織には、国民からの支持や理解を得るための透明性やガバナンスの確保が求められる。

我が国における「公」の主たる担い手たる「公益法人」は、明治 29 年（1896 年）の制度創設、平成 18 年（2006 年）の新公益法人制度への改革を経て、これまで一世紀以上にわたり、地域社会の発展、児童の健全育成、福祉、学術・科学技術、芸術・文化など社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、その活動は社会に深く根差すとともに、社会からの信用も獲得してきた。また、事業の性格も、明治の創設期は慈善事業の色合いが濃かったが、新公益法人制度を経て、民間による社会的課題解決のための継

続的な事業へと発展してきた。
　現在、約 9,700 の公益法人、職員数約 28 万人、多くの主体からの寄附や会費等を通じて公益目的事業費規模年間約５兆円、総資産約 29 兆円を有し、民間公益の主たる担い手となっている。
　成熟した社会において、多様なニーズに柔軟かつきめ細かに対応できる「公」の機能が重要となっていることにかんがみ、公益法人が、社会的課題に取り組む事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある。

（新しい資本主義において公益法人が求められる役割）
　政府は、現在、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組んでいる。新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、それを取り込むことによって包摂的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え方の下、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。
　新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利公益の主たる担い手となっている公益法人は、税制上の優遇措置が設けられている趣旨も十分に踏まえ、裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。
　今後の公益的活動の積極的展開に当たっては、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細かに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待される。

（新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向）
　2006 年に制定された新公益法人制度は、民間公益増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。
　新公益法人制度発足以来、十数年を経て、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。
　このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続・発展性や法人の中長期的経営戦略を積極的に後押しをするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応し得るよう、その活動の自由度を拡大して

いく必要がある。

一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益のために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの中長期的経営戦略及びその活動に関する社会への説明を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、法人活動の自由度拡大に伴うガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。

以上の考え方を踏まえ、「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の抜本的な改革を進めていくべきである。なお、制度の改革に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

２．法人活動の自由度拡大について

改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟・迅速に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、運用面を含め、収支相償原則や遊休財産上限規制の在り方を見直すとともに、公益認定等の手続の柔軟化・迅速化等について検討する。

（１）収支相償原則の見直し

収支相償原則は、公益目的事業の収入と適正な費用を透明化し比較することで、収支差額が生ずる事業年度が存在すること自体は問題としないものの、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である。本規律が、単年度の収支赤字を強いるものという誤解を根絶し、法人の中期的・安定的な法人運営を図る観点から、単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況の確保を図るものであるという趣旨を、法令上明確化する方向で検討する。その際、「収支相償原則」という呼称も含めて検討する。

中期収支均衡状況の把握に当たっては、将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金[1]は費用とみなすことを明確化する。

準備資金は、現行の特定費用準備資金よりも社会的課題の変化に柔軟に対応しうる使い勝手の良いものとなるよう、検討する。

---

[1] 現行の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」に相当。

なお、収支相償原則の在り方については、根本から見直すべきとの意見もあったが、これに対しては、収支相償を論拠に公益目的事業非課税等があり、これらの根本にかかわる点にも留意すべきとの意見もあった。

（２）遊休財産規制の見直し

公益法人が、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続していくためには、法人にとって一定程度自由に使用できる余裕財産が必要な一方で、公益目的事業の実施とは関係なく法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）は避ける必要がある。

このため、遊休財産（使途不特定財産）について、合理的な理由により現行の公益目的事業費１年相当分という上限額を超えて保有する場合は、その理由や財務情報等を透明化し、超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを法人自らが明らかにすることにより、公益に活用されるべき財産の死蔵ではないことの国民への説明責任を課すという方向で検討する。

また、遊休財産の保有上限額の算定方法は、中期的・安定的な法人経営の観点から見直す。

（３）認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化

公益法人の事業変更などに係る変更手続について、社会的課題の変化に対応した事業改編をより柔軟・迅速に行えるよう、当該法人の公益性に大きな影響を与えないような変更については、変更認定事項を届出事項とする方向で検討する。認定事項から届出事項に変更した事項については、必要に応じ事後チェックで対処する。

法人の合併を円滑かつ柔軟に行うことができるよう手続の改善について検討する。

また、認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性の向上のため、行政庁による審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化、認定等審査に当たり申請者に対して求める資料の明確化・合理化、審査が長期化したケースの分析等を行うとともに、審査期間の実績の公表を行う。

さらに、認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきを極力なくす観点から、法令やガイドラインにおいて統一的な指針を明示するとともに、国・都道府県の関係職員への研修を強化する。

３．自由度拡大に伴う法人ガバナンスの充実について

不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、法人活動の自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任の強化の観点から、公益法人にはそのガバナンスの充実が求められる。ガバナンスの充実に向け、法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの向上及びこれらを前提とした行政の事後チェックへの重点化について検討する。

（１）法人運営の透明性の一層の向上

法人運営の透明性の一層の向上を図り、国民からの信頼を高めることで、寄附や支援を受けやすくするという好循環を目指し、法人の経営やガバナンス、事業の成果に関する情報等、どのような法人情報の開示を拡充すべきか、他の法人類型における情報開示の内容も参照しつつ検討する。

各法人が個別に行う情報開示のほかに、内閣府による法人情報の一元的な情報公開プラットフォームの整備を検討する。その際、デジタル化による法人の書類作成等事務の負担軽減、中間支援団体等が利活用しやすいデータ形式、国民にとってわかりやすい表示方法に留意する。

（２）法人の内外からのガバナンスの向上

税制上の優遇措置を受けていることや、国民からの支援を受け不特定多数の者の利益のために公益的活動を行うことに鑑み、公益法人にはそれにふさわしいガバナンスを確保することが求められる。

ガバナンスに求められる機能としては、理事等による私的運営への牽制、業務執行の適正性・効率性等の監督等が挙げられるが、これを踏まえ、法人運営への外部からの視点の導入や理事等への情報提供や研修の充実を含めた監査・監督機能の強化等といった法人の自律的ガバナンスの充実に向けた方策を検討する。その際、他の法人類型におけるガバナンスに関する規律も参照する。

具体的な基準の検討に当たっては、個々の法人にとって最も実効性のあるガバナンスの在り方は、多種多様な事業内容や規模等によって異なり、基本的には、自主的・自律的に選択されるべきものと考えられることから、法令やその運用によって共通して確保されるべき事項、民間自主規制によることがふさわしい事項、個々の法人の責任と選択に委ねられるべき事項のいずれが適当か整理した上で、行う必要がある。また、特に地方における役員等として適格な人材の供給状況等、実態にも配意する必要がある。

また、ガバナンスの充実に当たっては、上記のような法人内部の自律的ガバナンスを補充・補完するため、法人の外からの社会的な評価・チェック機

能を効かせていくことが望まれる。
　このため、前提としての情報開示の拡充を図るとともに、中間支援団体等と行政が連携・協働して、社会的な評価・チェック機能の向上や法人への支援等に取り組んでいく必要がある。

（３）行政による事後チェック

　法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの向上を図った上でなお生ずる不適切な事案に対しては、行政庁が適切に事後チェックを行い事態を改善することで、国民から制度への信頼を確保する。
　こういった観点から、不適切な事案の発生を予防するための「一律的な事前規制型」の行政から、事後的に実効性の高い措置を講じる「重点化した事後チェック型」の行政へという方針の下、監督や処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表して、行政庁職員等に対し周知徹底するとともに、法人側の予見可能性を高める。
　行政庁の立入検査については、不適切な運営の疑いのある法人への随時検査へ重点化するという考えの下、現行の網羅的かつ定期的な検査に手法・頻度を含めたメリハリを付け、効果的な検査を実施する。その際、不適切事案の端緒を確実に捉えることができるよう、法人内外からの通報を的確に活用する。
　その上で、不適切な事案を覚知した際には、報告徴収や立入検査等を行って改善の方向に促しつつ、なお改善が見られない場合には、行政庁が勧告・命令・認定取消し等の処分を迅速かつ的確に行う。また、法人に対する抑止効果、寄附者に対する情報提供の観点から、監督状況・改善状況等について一覧性をもって情報公開することを検討する。

４．公益活動の活性化のための環境整備について

　内閣府において、一元的な情報公開プラットフォームとなる情報システムを整備し、申請等のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、行政庁が提供する情報のオープンデータ化、公益法人が毎年度提出する定期提出書類作成の負担軽減等を図るなど、公益法人行政のＤＸを推進する。
　公益法人による社会的課題解決に向けた取組の成果を可視化する等の観点から、インパクト測定・マネジメントの普及・啓発を図る。
　これまで以上に、法人・経済界・中間支援団体・士業団体等と行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図る。また、関係法令やガイドラインの改定に当たっても、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

「新しい資本主義」が目指す民間公益活動の活性化という観点から、平成31年法制審議会答申[2]を踏まえつつ、公益信託の公益認定制度への一元化に向けて検討する。

民間にとっての利便性向上の観点から、これまでに掲げた事項のほかにも、公益法人が社会的課題の解決に向けて果たすべき機能について、引き続き検討する。

（以上）

2 同答申においては、①信託事務・信託財産の範囲の拡大、②受託者の範囲の拡大、③主務官庁制の廃止等、について提言している。

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議　名簿

（座長）（公財）公益法人協会理事長
雨　宮　孝　子

（公社）経済同友会事務局長・代表理事
岡　野　貞　彦

損害保険ジャパン（株）取締役常務執行役員,CHRO CSuO
酒　井　香世子

中央大学法学部教授
澁　谷　雅　弘

（一財）社会変革推進財団インパクト・エコノミー・ラボ所長
菅　野　文　美

（座長代理）公認会計士、協和監査法人代表社員、（公社）非営利法人研究学会常任理事
高　山　昌　茂

東京大学大学院法学政治学研究科教授
溜　箭　将　之

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事（副会長）
永　沢　裕美子

（一社）日本経済団体連合会常務理事
長谷川　知　子

弁護士
濱　口　博　史

慶應義塾大学法学部教授
松　元　暢　子

ゲーバー　公益認定等委員会委員
黒　田　かをり

専門委員　日本公認会計士協会　テクニカルディレクター（非営利担当）
松　前　江里子

（敬称略）

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
議論の経過

第１回（2022 年 10 月４日）

○会議の立ち上げ等

・溜箭委員プレゼンテーション「公益法人の成長とガバナンス」

第２回（2022 年 10 月 12 日）

○収支相償・遊休財産規制（１）

・法人からのヒアリング（(公財) 助成財団センター、(公財) かめのり財団、(公社) 日本芸能実演家団体協議会）

第３回（2022 年 10 月 25 日）

○法人の自律的ガバナンス（１）

・法人からのヒアリング（(公財) パブリックリソース財団）

・岡野委員プレゼンテーション「経済同友会の組織運営の現状と課題：自律的ガバナンス構築への模索」

・菅野委員プレゼンテーション「インパクト測定・マネジメントの現状と公益法人による活用の可能性」

第４回（2022 年 11 月９日）

○収支相償・遊休財産規制（２）、公益認定等手続迅速化

・法人からのヒアリング（(公財) 鉄道弘済会）

・高山座長代理プレゼンテーション「新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言」

第５回（2022 年 11 月 16 日）

○法人の自律的ガバナンス（２）、社会からのチェック・評価の仕組み、公益法人行政の在り方

・法人からのヒアリング（(公財) 日本非営利組織評価センター、(公財) 公益法人協会）

・法務省からのヒアリング「公益信託の現状について」

第６回（2022 年 11 月 30 日）

○第１回～第５回会議を踏まえた自由討議（主に収支相償等）

第７回（2022 年 12 月７日）

○これまでの会議を踏まえた自由討議（主にガバナンス関係）

第８回（2022 年 12 月 14 日）

○中間報告のとりまとめについて

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告

令和４年12月26日　内閣府大臣官房公益法人行政担当室

１．改革の意義及び基本的方向性

○　我が国の**公益法人**は、明治29年（1896年）の制度創設以来、**社会のあらゆる分野**で**民間による公益的活動を牽引**、**国民の信用を獲得**。**2006年**改革において、主務官庁制を廃止し、内閣府に**設立許可・指導監督を一元化**。**厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政。**

○　新しい資本主義の実行計画では、「民間も公的役割を担う社会の実現」を柱の一つと位置付け。
「公」の主たる担い手である公益法人が、**社会的課題の取組を継続的・発展的に実施**していけるよう、**「活動の自由度拡大」**と**「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪**として、**公益法人制度の時代に合わせた改革を進めていく必要。**

２．法人活動の自由度拡大

○　改革の目的に照らし、公益法人が**社会的課題の変化等に柔軟に対応**して公益的活動の活性化が図られるよう、活動の自由度を拡大。

- **収支相償原則の見直し**
  ー単年度の収支差ではなく、将来の公益目的事業の持続・拡充のための準備資金を除いた分につき、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を明確化
- **遊休財産規制の見直し**
  ー合理的理由により現行上限額（公益目的事業費１年相当分）を超えて保有する場合、その理由や財務状況等を透明化し適切な管理・活用を行うことの説明責任を課す
- **認定等手続の柔軟化・迅速化**
  ー公益性に大きな影響を与えない変更は、変更認定から届出に
  ー行政庁による審査の迅速化、透明性（予見可能性）の向上

３．自由度拡大に伴うガバナンスの充実

○　**不祥事防止等のコンプライアンス確保**に加え、**自由度拡大に伴う**社会的責任の高まりに見合う**説明責任強化**のため**ガバナンスを充実**。

- **法人運営の透明性の一層の向上**
  ー情報開示の範囲を拡充
  ー一元的な情報プラットフォームの整備
- **法人の内外からのガバナンスの向上**
  ー法人運営への外部からの視点の導入、監査・監督機能の強化等による法人の自律的ガバナンスの充実
  ー社会的な評価・チェック機能の向上
- **行政による事後チェック**
  ー立入検査の重点化、不適切事案に対する迅速かつ的確な行政処分

４．公益活動の活性化のための環境整備

- 公益法人行政のＤＸの推進（申請のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、定期提出書類の負担軽減など）
- 公益信託の公益認定制度への一元化による民間公益活動活性化

特集　新春特別報告会

内閣府･公益法人制度に関する有識者会議「中間報告」をめぐって

（公財）公益法人協会 副理事長　**鈴木 勝治**

昨年末、12月26日に公表された内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」による「中間報告」は、本誌１月号に全文掲載しました(『公益法人』2023年１月号トピック（４～10頁)。

当協会はこれを受け、その制度見直しの趣旨、制度改正の方向性について解説する「新春特別報告会」を企画・実施しました（協賛・野村證券（株)、１月26・30日、アーバンネット大手町ビル)。

本稿は、上記報告会の資料を基に、講師の当協会副理事長・鈴木勝治が個人的な見解をまじえて解説したものです。なお、１月26・30日に開催された「新春特別報告会」の当日の模様や参加者に後日行ったアンケートの結果等については、来月号にてお伝えする予定です。

（編集部）

Ⅰ　「中間報告」を読む

今回の有識者会議による制度の見直しについては、その前に次の２つの大きな動きがありました。

①　経済財政運営と改革の基本方針（令和元年６月21日閣議決定）

新公益法人制度発足から10年経過。公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等の検討を行う。

→　公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）発表（令和２年12月25日）

②　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画および経済財政運営と改革の基本方針（令和４年６月７日閣議決定）

→　民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。

この②に基づき、本有識者会議は、以下を目的として議論が進められていきました。

・「民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し、」

・「新しい資本主義」の実現に資する。」

→　具体的には「公益認定の基準を始め、現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討」となります

（下線部分「中間報告」、本誌１月号４頁左段17行目～22行目参照）

次に、中間報告の目次にしたがって解説してまいります。中間報告全文は、本誌１月号等を参照していただき、本稿では主に下線をほどこしたポイントを中心に解説してまいります。

1．改革の意義及び基本的方向性

（成熟した社会と公益法人の役割）

・多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、（略）多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、
・行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決に限界がある。
・民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、
・民間非営利部門が「公（こう）」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。

（「中間報告」、本誌１月号４頁右段５行目～14行目参照）

〔解説〕

１．成熟した（市民）社会について

（中間報告では定義されていないが）英国の学者ガボールの著作の名称に由来する言葉で、物質万能主義を排し、高水準の物質文明と共存しつつも、精神的な豊かさや生活の質の向上を優先させるような、平和で自由な社会を意味していると思われる。

２．「公」について*

（この語も定義されていないが）官庁またはそれに属する構成員に関することのみではなく、広く世間一般に関することを指している（英語で言えばパブリックか）と思われる。

*『「公」とは何か』鈴木勝治、2023年1月、公益法人協会ホームページ「コラム」欄参照）

そのうえで、この中間報告において新たに公益法人等に期待されるのは、

１） 多様な社会的価値を創造していくとともに、
２）「公（こう）」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくための枠組みの整備と、
３） それらを実行していく、ことになると考えられます。

特に２）にあるように、「おおやけ」のみが行うのではなく、「公（こう）」として、官民を問わずこれらのことを一緒にやっていこうという意味に読み取れ、これは今までの日本のあり方からすると画期的なことであり、ある意味歴史的な大転換であると評価できるのではないでしょうか。

（新しい資本主義において公益法人が求められる役割）

・新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、（中略）包括的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え
・民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。
・新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利公益の主たる担い手となっている公益法人は、（中略）裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。

（同上５頁左段19行目～29行目参照）

（新たな資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向）

・新公益法人制度は、（中略）旧来の民法法人制度への反省等に立ち、（中略）厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。
・公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がある。
・このため、公益的活動の持続・発展性や法人の中長期的経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換し、その活動の自由度を拡大していく必要がある。

（同上５頁右段３行目～20行目参照）

〔解説〕

上記「厳格な事前規制・監督」とあるのはミスリードしやすいところです。これですと先の

制度改革当初の構想、方向とは異なるのではないでしょうか。当初の構想では、事前のチェックは法律適合性を、実際の行動のチェックは事後規制でやるはずでした。今回の有識者会議において、この当初の考えに戻る、改革当時の精神にもとづき実行するということであれば、それはそれでよいことと思い賛成いたします。

・一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、（中略）公益的活動を実践する存在であり、
・不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの中長期的経営戦略及びその活動に関する社会への説明を果たすことが、
・自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。
（同上５頁右段21行目～ 29行目参照）

〔解説〕

「公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、公益的活動を実践する存在」であることは何度も述べられていますが、財団法人の場合は、基本的には出捐者の財産に基づいて公益目的事業を行っており、結果として税制優遇や志に同調する国民からの寄附を受けているということであって、その逆ではないと考えられます。少なくとも財団法人の人間としては、税制優遇や寄附で事業を行っているのではないので違和感を禁じ得ません。

・「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の抜本的な改革を進めていくべきである。
・制度の改革に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。
（同上５頁右段33行目～ 39行目参照）

〔解説〕

基本的方向として上記のようにまとめられていますが、有識者会議第１回目の山際大臣（当時）の挨拶の中で、すでに『審議の効率化のために、（１）収支相償原則などの公益性認定基準と、（２）自由度を拡大した場合の自律的ガバナンスや説明責任を議論していただきたい」と実は２点に絞られています。この点については長期的視野で文字通り不断の見直しをしていっていただきたいと思います。

２．法人活動の自由度拡大について

制度改革後の新制度において、何が問題かと問われると、まず「収支相償原則」が第一にあがってきます。ここでは中間報告を箇条書きでまとめてみました。

（１） 収支相償原則の見直し

① 収支相償原則の（新しい）考え方

公益目的事業収入を適正な費用を透明化し、比較することで、

ア 収支差額が生ずる事業年度が存在することは問題としない。

イ しかし、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、

ウ 公益目的事業に充てられるべく財源の最大活用を促す制度である。

② （新しい）考え方の普及等

ア 単年度の収支赤字を強いるという誤解を根絶する。

イ 法人の中期的・安定的な運営を図る観点から、中期的な収支均衡を図るものであるという趣旨を法律上明確化する。

ウ 「収支相償原則」という呼称も検討する。

③ 中期収支均衡状況の把握

ア 将来の公益目的事業の持続・拡充のために積み立てる準備資金＊は費用とみなすことを明確化する。

＊現行の「特定費用準備資金」および「資産取得資金」に相当

イ　この準備資金は、社会的課題の変化に柔軟に対応しうる使い勝手の良いものとなるよう、検討する。

④　根本から見直すべきといの意見もあったが、（中略）公益目的事業非課税等があり、これらの（＝現行体系の）根本にかかわる点にも留意すべきとの意見もあった。

（同上６頁左段８行目～32行目参照）

※有識者会議の主な意見

・公益目的事業の事業収入に関する規制ということであれば、寄附金・助成金・会費等が収入となるのはおかしい。

・公益目的事業は無償または対価が低廉な事業に限らないので、担い手の増加のためそれらを公益法人も行えるようにすべきである。

・公益目的事業に財源を最大活用する構造は、遊休財産規制でも対応できるので、この原則で規制する必然性はない。

・諸外国においては、このような規制はないと聞いているので、その事情も調査することを希望する。

・公益目的事業非課税との関係については、少なくとも寄附金・助成金・会費等は関係ないと思われるので、税制をしっかり確認し、検討すべきである。

（有識者会議第２回、第６～８回議事概要を参照）

〔解説〕

上記（１）②イ「法人の中期的・安定的な運営を図る観点から、中期的な収支均衡を図るものである」ですが、現行の法律ではまったく読み取れません。ガイドラインあるいはＦＡＱで、また当局が説明しているとしたとしても、そもそも法律に明確に書き込まれるべきことですので、「法律上明確化する」とされたことは進歩と言えます。

（１）②ウの「収支相償原則」という名称も、公益認定法14条はじめ法律に明記されているわけではありません。名称よりも実体が大切ですが、名称としても然るべき意味をしめす名称を検討していただきたいです。

（１）③については「明確化する」とある以上、それを実行していただきたい、④についてはいろいろと議論のあるところという認識です。この辺りについては「有識者会議の主な意見」として挙げたようにかなりの論点があり、税当局等を交えての議論が必要だと思います。

（２）　遊休財産規制の見直し

①　遊休財産規制の意味

ア　公益法人が社会情勢の変化等に対応し、安定した法人運営を継続していくためには、一定程度自由に使用できる余裕財産が必要。

イ　他方、公益目的事業の実施と関係なく法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）は避ける必要がある。

②　遊休財産（使途不特定財産）について、合理的な理由により現行の公益目的事業費１年分相当を超えて保有する場合、その理由や財務情報等を透明化し、超過分は将来の公益目的事業のために適切に管理・活用することを法人自らが明らかにすることにより、死蔵ではないことの説明責任を課すという方向で検討する。

③　遊休財産の保有上限額の算定方法

中期的・安定的な法人運営の観点から見直す。

（同上６頁左段31行目～右段12行目参照）

※有識者会議での意見

・収支相償原則の狙いのうち、公益目的事業に充てられるべき財源の最大活用を促すということは、この遊休財産規制でも対応できるので、あわせて検討されたい。

〔解説〕

上記（2）①に「死蔵」という言葉がでてきますが、実際の公益法人は儲かって多大な財産を保有しているわけでは全くありませんので、利益が過大に蓄積され死蔵されることは避ける必要があるというのは言わずもがなのような気がします。

次の②は、新しい考えだと思います。今までは1年分を超えてはならないということでしたが、合理的な理由がつけばそれを超えていいとするものです。ただ、合理的な理由がつくか納得できるものかどうかは、行政担当官の判断、裁量にかかってくることもあり得、判断にバラツキが生じることも考えられます。ここは収支相償原則と絡みますので慎重な検討が求められます。

（3） 認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化

① 変更手続きについて

社会的課題の変化に対応した事業改編をより柔軟・迅速に行えるように

ア 法人の公益性に大きな影響を与えない変更

→ 変更認定事項を届出事項とする方向で検討

イ 認定事項から届出事項に変更した事項

→ 必要に応じて事後チェックで対応する。

ウ 法人の合併を円滑かつ柔軟に行えるよう手続き改善を検討する。

② 認定等審査の迅速化・透明性・予見可能性の向上

ア 審査のメリハリ付けによる迅速化・効率化をはかる

イ 申請者に対して求める資料の明確化・合理化

ウ 審査が長期化したケースの分析

エ 審査期間の実績の公表

③ 認定等に関する行政の判断のぶれやばらつき

ア 法令やガイドラインにおいて統一的指針を明示

イ 国都道府県の関係職への研修強化

（同上6頁右段13～33行目参照）

〔解説〕

認定等手続の柔軟化・迅速化については、公益法人協会は提言を続けてきたわけですが、中間報告の文言には若干の進展がみられます。ただ、このようにいっても行政担当官の実際のやり方次第でブレやバラツキが生じますので統一的指針や研修の実施をぜひ取得したいと思います。

3. 自由度拡大に伴う法人ガバナンスの充実について

〈ガバナンス充実の意義〉

・不祥事防止等のコンプライアンスの確保

・法人活動の自由度拡大に伴う社会的責任に見合う説明責任の強化の観点

〈ガバナンス充実の具体例〉

・法人運営の透明性の一層の向上

・法人の内外からのガバナンスの向上

・行政による事後チェックへの重点化

〔解説〕

ガバナンス自体は、現在の世の中の大勢からすれば反対のしようがないもので、むしろ自由度が高まれば必然的にガバナンスは求めれるものと考えています。したがって、ガバナンスの充実や強化が言われると、公益法人側が「負担が重い、面倒だ」と反対すべきものではなく、自ら進んでやるべきことは世の中の趨勢からも当然であり、受け入れるべきことと考えます。

（1） 法人運営の透明性の一層の向上

① 個別法人の対応

ア 法人の経営やガバナンス、事業の成果

に関する情報等の開示

イ　他の法人類型における情報開示の内容も参照し、さらなる法人情報の開示を検討する。

②　内閣府の対応

ア　法人情報の一元的な情報開示プラットフォームの整備（の検討）

イ　その際の留意事項

・デジタル化による法人の書類作成等事務負担の軽減

・中間支援組織団体等が利活用しやすいデータ形式

・国民にとってわかりやすい表示方法

（同上７頁左段８～21行目参照）

〔解説〕

（１）①は、その通りと思いますが、ただ、②は、有識者会議で議論された記憶もあまりありません。ここはこのような整備がなされることを期待するのみであります。

（２）　法人の内外からのガバナンスの向上

①　法人内部の自律的なガバナンスの向上

理事等による法人の自律的ガバナンスの充実に向けた方策を検討する必要があるが、検討にあたっては実効性のあるガバナンスの在り方は、基本的には自主的・自立的に選択されるべきものであり、以下の整理が必要である。

ア　法令やその運用によって共通して確保されるべき事項

イ　民間自主規制によることがふさわしい事項

ウ　個々の法人の責任と選択に委ねられるべき事項

いずれが適当か整理したうえで行う必要がある（その際、他の法人類型におけるガバナンスに関する規律も参照する）。

②　外部からの視点の導入

ア　法人運営への外部からの視点の導入を検討する。

イ　法人の外からの社会的な評価：チェック機能を効かせる

【外からの社会的な評価・チェック機能発揮の前提】

・法人の情報開示の拡充をはかる。

・中間支援団体等と行政が連携・協働して社会的な評価・チェック機能の向上や法人への支援等に取り組む。

（同上７頁左段22行目～右段17行目参照）

〔解説〕

（２）①については、自主的・自立的を基本としてア～ウを整理するとされており、一方②においては、“外部から”としてア・イが提示されています。「中間支援団体等」というのも唐突に出てきており、（公益法人協会もその一つなのですが）今後議論が深まり具体的なものが出てくるものと思われます。

（３）　行政による事後チェック

①　基本的スタンス

ア　透明性やガバナンスの向上を図ったうえで、なお生ずる不適切な事案に対して、行政庁が事後チェックを行い、事態を改善する。

イ　不適切な事案発生の予防については、「一律的な事前規制型」の行政から、事後的に実効性の高い措置を講じる「重点化した事後チェック型」の行政へという方針とする。

ウ　監督や処分にあたっての基本的な考え方を、あらかじめ策定・公表し、行政庁職員等に対し周知徹底するとともに、法人側の予見可能性を高める。

②　行政庁の立入検査

ア　不適切な運営の疑いのある法人への随時検査へ重点化する。

イ　現行の網羅的かつ定期的な検査に、手法・頻度を含めたメリハリをつけ、効果的に検査を実施する。

ウ　不適切な事案の端緒を確実に捉えることができるよう、法人の外からの通報を活用する。

エ　不適切事案を覚知した際には、報告徴収や立入検査等を行い、改善が見られない場合は勧告・命令・認定取消しを行う。

オ　法人に対する抑止効果、寄附者に対する情報提供の観点から、監督状況・改善状況等について、一覧性をもって情報公開することを検討する。

（同上７頁右段18行目～８頁左段７行目参照）

〔解説〕

（３）①で行政庁の事後チェックについては、「一律的な事前規制型」から「重点化した事後チェック型」の行政へという基本的なスタンスを示しつつ、②で最大の事後チェックとも言える「立入検査」について述べています。「立入検査」については、メリハリをつけ、効果的に検査を実施させるといういい方向にむかっていると思います。

４．公益活動の活性化のための法整備について

（１）　公益法人行政のＤＸ推進

①　一元的な情報公開プラットフォームとなる情報システムの整備

②　申請等のデジタル完結、ユーザーの利便性向上

③　行政庁提供の情報のオープンデータ化

④　定期提出書類作成の負担軽減化

（２）　公益法人による社会的課題解決に向けた取り組みの成果を可視化するためのインパクト測定・マネジメントの普及・啓発

（３）　行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実

①（公益）法人・経済界・中間支援団体・士業団体等とのコミュニケーションの充実

②　関係法令やガイドラインの改訂にあたって、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

（４）　その他

①　公益信託の公益認定制度への一元化

②　民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人が社会的課題の解決に向けて果たすべき機能について、引き続き検討する。

（同上７頁８頁左段８行目～ 32行目参照）

〔解説〕

これらについては有識者会議において十分な議論がなされた記憶があまりありません。（３）の部分は冒頭取り上げた「公（こう）」、行政庁と民間が対等、協力関係を充実させていくというところと重なります。

５．今後の予定（動向）

（１）　2023（令和５）年１～３月（or ４月）

・中間報告の細部検討⇔有識者＋事務局による

・法律・ガイドライン・ＦＡＱ修正案の検討⇔事務局＋有識者

（２）　上記（１）の成案をパブリックコメント（予定）

（３）（２）を経た成案を新しい資本主義実行計画・2023年骨太の方針に入れる（令和５年５～６月）

（４）　令和６年、改正法案を通常国会へ提出

Ⅱ　「大会声明2022」との対比

「大会声明2022」とは、昨年10月18日に公益法人協会の創立50周年記念シンポジウムにおいて発した、公益法人一同による、民間公益団体による公益の増進ならびに活力ある社会の実現を目的とした声明（提言・要望）です。

以下、「大会声明2022」と「中間報告」の項目を列挙し対比させてあります。

※本誌2022年11月号特集４～７頁、当協会ホームページ「政策提言」欄「創立50周年記念シンポジウム大会声明」（https://kohokyo.or.jp/non-profit/kohokyo20221019/）参照

【大会声明2022】	【中間報告】
Ⅰ　新たな事態に対応するための方策の要望 １．大規模災害等に対する施策の要望 ２．攻めのガバナンスへの転換の要望 ３．「新しい資本主義」による施策の要望	Ⅰ　改革の意義及び基本的方向性 １．成熟した社会と公益法人の役割 ２．新しい資本主義において公益法人が求められる役割 ３．公益法人制度改革の基本的方向
Ⅱ　現行の法令等に対する改正や修正の提言 １．いわゆる財務三基準の改正の提言 ２．変更手続等の簡素化の提言 ３．情報公開の充実と拡大の提言 ４．中小規模法人の特例扱いの提言	Ⅱ　法人活動の自由度の拡大 １．収支相償原則の見直し ２．遊休財産規制の見直し ３．認定等手続（公益認定、変更認定、合併手続）の柔軟化・迅速化
Ⅲ　公益法人のあるべき姿 １．自主的な情報公開と情報発信 ２．セルフガバナンスの徹底と説明責任 ３．他の非営利法人との協働	Ⅲ　自由度拡大に伴うガバナンスの充実 １．法人運営の透明性の一層の向上 ２．法人の内外からのガバナンスの向上 ３．行政による事後チェック
Ⅳ　関連する改正要望 １．会計基準との不具合 ２．寄附文化の醸成 ３．術文化・スポーツの振興等の要望	Ⅳ　公益活動の活性化のための環境整備 １．公益法人行政のＤＸ推進 ２．インパクト測定・マネジメントの普及、啓発 ３．行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実 ４．その他 （１）公益信託の公益認定制度への一元化 （２）利便性向上のため公益法人が果たすべき機能について、引き続き検討

〔解説〕

上記「大会声明2022」Ⅱ４「中小規模法人の特例扱いの提言」は、ぜひ検討していただきたい項目として以前より提言していた項目です。ここを取り上げていただけなかったのは非常に残念です。

なお、「大会声明2022」「中間報告」いずれも全文をお読みいただければ幸いです。

以上

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
「中間報告」に関するアンケート調査
（2023 年２月実施分）
報告書

2023 年 3 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: https://www.kohokyo.or.jp/

©2023

3 第２回調査会

１　日　時　　2023 年 5 月 11 日（木）13：30～15：30

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１．有識者会議の最終報告(案)について

２．パブリックコメントへの対応

３．次回の日程

４　資　料

１．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告（案)」に関する意見募集について
２．最終報告（案）
３．新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革
４．内閣府・新しい公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告（案)」のパブリックコメントに対する意見案（未定稿）

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料１

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
「最終報告（案）」に関する意見募集について

令和５年４月 28 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和４年６月７日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下で「新しい時代の公益 法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催されています。

この度、同会議「最終報告（案）」について、下記の要領のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

１　意見募集対象

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告（案）」

２　　資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（http://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック コメント（意見募集案件）」欄及び公益法人 information（https://www.koeki- info.go.jp/）の「法律・制度関連」＞「新しい時代の公益法人制度の在り方に 関する有識者会議」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布しますので お問い合わせください。

３　意見募集期間

令和５年４月 28 日（金）から令和５年５月 17 日（水）まで（郵送の場合同日必着）

４　意見提出方法

次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①御意見送信用ページにアクセスし、御意見を記入の上[送信]ボタンをクリックして下さい。
（ＵＲＬは、https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0036.html）

②郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒105-0001　東京都港区虎ノ門 3-5-1　虎ノ門 37 森ビル 12 階 内閣府大臣官房公益法人行政担当室「意見募集」係　宛

５　注意事項

・郵送にてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。（様式任意）

【１】郵便番号

【２】住所（法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

【３】所属等・氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）

【４】電話番号又は電子メールアドレス

【５】御意見（理由も含め　1,000 文字以内）

※郵送の場合は､封筒表面に｢新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告（案）」に対する意見」と朱書きいただきますようお願いします。

・　それぞれの意見には、意見の対象が分かるように、対象が記載されている箇所を明記いただくとともに、理由を記載ください。

・　お寄せいただいた御意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスその他の個人を特定できる情報を除き､公表する場合があること､また、その内容に応じ、関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることをあらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人･法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

・　御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

・　お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

６ お問い合わせ先

内閣府公益法人行政担当室意見募集担当

（電話）０３－５４０３－９８４２

資料２

最終報告（案）

令和５年〇月〇日
新しい時代の公益法人制度の
在り方に関する有識者会議

当会議は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和４年６月７日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、令和４年 10 月４日に第１回を開催し、法人の実情に関するヒアリングや国民からの幅広い意見募集を行いつつ、合計〇回にわたり議論を重ねてきた。

本報告は、昨年 12 月の「中間報告」を踏まえて、更に具体的な検討を進めた結果を取りまとめたものであり、今後、本報告に沿って、法制化を始めとする改革が着実に進められるよう期待する。

１．改革の意義及び基本的方向性

（成熟した社会と公益法人の役割）

多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、SDGs実現その他の多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、機動的な対応が難しく画一的な対応になりがちな行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決には限界がある。また、利益の分配を目的とする民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、営利を目的としない民間非営利部門が「公（こう）」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。

こうした成熟した社会においては、「公」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくための枠組みの整備に加えて、「公」の担い手である民間非営利組織には、国民からの支持や理解を得るための透明性やガバナンスの確保が求められる。

民間における「公」の主たる担い手たる「公益法人」は、明治 29 年（1896 年）の制度創設、平成 18 年（2006 年）の新公益法人制度への改革を経て、これまで一世紀以上にわたり、地域社会の発展、児童の健全育成、福祉、学術・科学技術、芸術・文化など社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、その活動は社会に深く根差すとともに、社会からの信用も獲得してきた。また、事業の性格も、明治の創設期は慈善事業の色合いが濃かったが、新公益法人制度を経て、民間による社会的課題解決のための継続的な事業へと発展してきた。

現在、公益法人は、法人数約 9,700、職員数約 29 万人、多くの主体からの寄附や会費等

を通じて公益目的事業費規模年間約5兆円、総資産約 31 兆円を有し、民間による公益的活動の主たる担い手となっている。

成熟した社会において、多様なニーズに柔軟かつきめ細やかに対応できる「公」の機能が重要となっていることに鑑み、公益法人が、社会的課題に取り組む事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある。

（新しい資本主義において公益法人に求められる役割）

政府は、現在、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組んでいる。新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、それを取り込むことによって包摂的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え方の下、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。

新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利部門の主たる担い手となっている公益法人は、税制上の優遇措置が設けられている趣旨も十分に踏まえ、裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。

今後の公益的活動の積極的展開に当たっては、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待される。

（新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向）

2006 年に制定された新公益法人制度は、民間による公益の増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。

新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸課題を克服し、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。

このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続性・発展性や法人の経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。

一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与するために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの経営戦略及びその活動に関する社会への説明責任を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、活動の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みへの転換に伴い、公益

法人のガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。

以上の考え方を踏まえ、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していくことが可能となるとともに、より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革を行うべきである。

2. より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために

公益法人が、法人自らの経営戦略に沿って、社会的課題の変化等に柔軟・迅速に対応し、継続的・発展的に公益的活動の活性化に取り組んでいくことができるよう、法人の財務規律及び公益認定等の行政手続を見直す。

(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化

公益法人が保有する公益に活用されるべき資金については、過大に蓄積・滞留することなく、公益目的事業の実施のためにできる限り効果的に活用されることが重要である。

こうした趣旨で設けられているフロー面での収支相償原則やストック面での遊休財産規制といった公益法人の財務規律(※)について、法人の実情や環境変化に応じ、自らの経営判断と説明責任において資金を最大限効果的に活用できるよう、規律内容を柔軟化・明確化する。

(※)これらが制度上確保されていることが公益目的事業非課税等の税制優遇措置の前提となっている。

① 中期的な収支均衡の確保

「収支相償原則」は、公益目的事業の収入と適正な費用を透明化し比較することで、収支差額が生ずる事業年度が存在すること自体は問題としないものの、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である。

しかしながら、収支相償原則については、単年度の収支赤字を強いるものであるという誤解が根強く残っていることに加え、収支均衡の判定において過去の赤字が考慮されず、また細かな事業単位ごとの赤字が求められることで、法人の効果的な財源の活用が困難になっている。さらに、特定費用準備資金の積立てや、寄附金の「指定正味財産」への計上に当たっては、使途を詳細・具体的に特定することが求められることから、使い勝手の悪さも指摘されている。

法人の経営判断で財源の配分を行い、公益目的事業への効果的活用を促進するため、「収支相償原則」について、呼称(ガイドライン)も含め抜本的に見直すこととし、以下のとおり柔軟化・明確化する。

ア 「中期的な収支均衡」

(ア)「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならな

い」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。【法律】

（イ）「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、イの「公益充実資金（仮称）」の積立ては費用とみなす。その上でなお「黒字」が生じる場合は、中期的に均衡状態を回復するものとする。【内閣府令・ガイドライン】

・法人が設定し認定を受けている「公１」「公２」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（構造的に収入が費用を上回る（黒字）事業がある場合は、行政庁において当該事業の公益性の確認等を行う。）。

・収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、５年間とする。

イ 「公益充実資金（仮称）」の創設

（ア）将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金」を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす【法律】

（イ）「公益充実資金」は、公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示することとする。【内閣府令・ガイドライン・会計基準】

・細かな事業単位ではなく大括りな設定（「公１」・「公２」等の事業単位を横断する使途の設定も可）

・いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て

ウ 「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和

「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について、最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する。【ガイドライン・会計基準】

② 遊休財産（使途不特定財産）の適正管理

遊休財産規制は、公益法人が、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続するため、法人にとって一定程度自由に使用・処分できる財産を確保しつつ、公益目的事業の実施とは関係なく財産が法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）を避けるための規律である。

しかしながら、安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために必要な財産は、法人の事業内容や規模等によって異なり、公益目的事業費１年相当分という上限を超えた保有が必要な場合も存在する。また、新型コロナウイルス感染症等の突発的な理由により、例年並みの事業を実施できなかった場合には、保有の認められる上限額が急激に変動することや、上限額となる当該事業年度の事業費が事業年度末まで確定しないことなど、変化の激しい時代において、法人にとって予見可能性が低い枠組みとなっている。

法人の経営判断で必要な財産を確保し、不測の事態に対応できる安定した法人運営を可能にするため、法人自身が財務状況等を透明化し国民への説明責任を果たすという考えの

下、現行の公益目的事業費1年相当分という上限額を超過した保有について、以下のとおり柔軟化する。

また、「上限額」の算定方法については、予見可能性の向上や短期変動の影響の緩和という観点から見直しを行う。

ア 「上限」(公益目的事業費1年相当分)超過の取扱い

(ア)遊休財産(使途不特定財産)が合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。【法律・内閣府令】

(イ)貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する。【ガイドライン・会計基準】

(ウ)翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォローアップする。【ガイドライン】

イ 「上限」額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和

上限額の基準となる1年相当分の公益目的事業費について、現行の「当該事業年度の公益目的事業費」から、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。なお、法人の公益目的事業の規模を表す指標として直近の公益目的事業費がより適切である等の場合は、法人においてその理由を明示した上で、「当該事業年度の公益目的事業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。【法律・内閣府令】

(2)柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化

公益法人が、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応して公益目的事業を展開していくためには、必要に応じ柔軟・迅速に事業の改編や組織の再編を行っていくことが求められる。公益法人制度の適正な運用を確保しつつ、これらの柔軟・迅速な事業展開のニーズに対応していくため、公益認定・変更認定や合併等に関する行政手続を簡素化・合理化した上で明確化する。

① 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

公益認定・変更認定手続については、公益法人が事業内容等を変更する場合、改めて行政庁の「認定」を要する事項が多い。また、認定を受けるための審査の過程においてガイドライン等で明記されていない書類を求められることによって、法人に必要以上の負担をかけるとともに、審査期間の長期化を招いている。公益法人が社会のニーズに適時適切に対応するための迅速・柔軟な事業改編を阻害しないよう、手続を簡素化・合理化した上で、手続に関する公益法人の予見可能性を高める観点から、基準や必要な書類を可能な限り明確化する。

ア 変更認定事項の届出化

(ア)変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性(不特定かつ多数の者の利

益の増進への寄与）に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は、届出事項とする方向で検討する。【法律・内閣府令】

（届出化の方向で検討する事項の例）

・公益目的事業の再編・統合（事業内容の実質的な変更を伴わないもの）、縮小・廃止など、新たな公益性の判断を要しない変更

・収益事業等の内容の変更

（イ）認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化する。明確化に当たっては、事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響の観点から、判断の基礎となる考え方を明らかにするとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、法人が外形的に判断できるような基準とする方向で検討する。【ガイドライン】

イ 運用面での審査の迅速化

（ア）認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。【内閣府令・ガイドライン】

（イ）行政庁において認定等に係る審査に要した期間の状況を公表し、短縮を図る。

② 合併手続等の柔軟化・迅速化

公益法人の合併に係る行政手続は、現状、おおむね標準処理期間内で処理されているものの、合併の形式（吸収合併・新設合併）・主体（存続法人・消滅法人・新設法人）・法人形態（公益法人、移行法人、一般社団・財団法人）によって手続が異なり、必要な段取り・手続が分かりにくいとの声がある。公益法人が変化に対応して迅速に事業・組織再編を行うことができるよう、合併手続等を柔軟化・迅速化する。

ア 合併手続の見直しと透明性の向上

ア 合併手続の見直しと透明性の向上

（ア）吸収合併に係る行政手続については、消滅法人が実施していた事業を変更なく引き継ぐ場合等について、変更認定手続の考え方に沿って、届出化を検討する。【内閣府令】

（イ）新設合併に係る行政手続については、地位の承継認可手続に関する審査のメリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討する。【ガイドライン】

（ウ）新法制に基づき合併手続のマニュアル化・周知を図る。

イ 法人による自発的な認定取消しの取扱い

法人の経営判断による公益法人、一般社団・財団法人間の転換容易化の観点から、認定取消し後、５年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自発的な申請に基づく取消しの場合を除外することを検討する。【法律】

3. より国民からの信頼・協力を得ていくために

不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、財務規律の柔軟化等に見合う説

明責任の充実の観点から、公益法人にはそのガバナンスの充実が求められる。また、公益法人が継続的・発展的に社会的課題解決に取り組んでいくためには、国民からの信頼を確保し、その支援・寄附に広く支えられていくことが重要である。ガバナンスの充実に向け、法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの充実等について、以下のとおり取り組む。

(1)透明性の一層の向上

公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから、説明責任の充実という観点からも、社会に対して広く情報開示を行うことが求められる。加えて、今般、公益法人の柔軟・迅速な公益的活動の展開を可能とする財務規律の柔軟化や行政手続の簡素化・合理化を進めることに伴い、法人自身が一層の説明責任を果たしていくことが求められるようになる。

これらを踏まえ、法人及び法人活動に対する国民の認知・理解の向上に向けて、法人運営に関する透明性の一層の向上を図る。

① 法人運営に関する情報開示の充実

法人運営の一層の透明性の向上による国民からの信頼確保に向けて、今般の財務規律の柔軟化や行政手続の簡素化・合理化、また、社会環境の変化も踏まえ、個人情報の保護等に配意しつつ、開示情報の拡充等を進める。

ア 開示情報の拡充

個人情報の保護等に配意しつつ、新たに開示する情報として以下の追加を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。【内閣府令】

- ・理事会での承認が必要な役員の利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等、透明性の確保が必要な取引情報
- ・役職ごとの役員報酬等、構成員への利益分配について疑念を招かれないようにするために必要な情報
- ・テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報

イ 法人による財産目録等の公表(努力義務)

法人の財産目録等(拡充した開示情報を含む)の情報開示については、現在の「事務所における備置き」・「閲覧請求に対応」から、「ウェブサイト上で」・「広く公表する」努力義務を定め、広く公表する形へと転換を促す。【法律】

ウ 行政庁による財産目録等の公表

行政庁が法人から提出を受けた財産目録等については、公表する。【法律】

② わかりやすい財務情報の開示

公益法人は、収益事業等と公益目的事業の会計を区分経理することが求められており、財務諸表において公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計(管理業務等に関する会計)別の内訳表を作成することで対応しているが、収益事業等を実施していない法人など一

部の法人については、その負担に鑑み、貸借対照表や損益計算書の内訳表を作成しないことを認めている。

一方で、行政庁は、公益法人の財務基準適合性等を確認するため、毎事業年度の定期提出書類において、各種の所定の様式である「別表」の作成提出を求めているが、法人にとって煩雑な作業となっており、記入誤りにもつながっている。

特に、公益法人が認定取消し等を受けた場合に他の類似の事業を目的とする公益法人等に贈与すべき「公益目的取得財産残額」について、これに準ずる額を毎年度算定することを求めている（別表H）が、到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められ、計算に当たっての法令解釈に様々な見解が見られるなど、法人、行政庁ともに多大な負担となっている。また、当該残額が過少に評価されることは法令の趣旨に照らして適切ではなく、行政として当該残額の把握方法の見直しが求められている。

今般の財務規律柔軟化に伴う法人の説明責任の充実という観点からも、国民に分かりやすく財務情報を開示するため、損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成による区分経理を推進するとともに、これに伴う定期提出書類の簡素化等に取り組む。

財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成

（ア）全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。【法律・内閣府令】

なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。

・法人が設定し認定を受けている「公１」「公２」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（再掲）

・遊休財産（使途不特定財産）が上限額を超過した場合、貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する（再掲）

（イ）現行の定期提出書類等における各別表については、できる限り損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化する。【内閣府令に基づく各種様式・会計基準】

（ウ）公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する。その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。【法律・内閣府令】

③ 法人情報の利活用の向上

公益法人に関する情報は、行政庁ポータルサイト（公益法人 information）の各ページや各公益法人のホームページにそれぞれ存在しており、一覧性や情報を活用する際の利便性に欠けていることから、国民への情報提供及び社会的な評価・チェック機能を向上させる観点から、一覧性・利便性の高い法人情報の提供を進める。

ア 一元的なプラットフォームの整備

（ア）内閣府は、公益法人の情報を一元的に閲覧・利用できるプラットフォームを整備、都道府県とともに運用する。当該プラットフォームにおいては、利用者のニーズを踏まえ、利用価値の高い情報が提供されるよう、整備に当たっては、法人・経済界等との対話を通じて、不断の改善を図る。

（イ）公益法人のガバナンスに関する積極的な取組やインパクト測定・マネジメント等の先進的な取組について、法人・経済界等と連携して、他の法人の取組の参考となる情報を発信し、その普及を図る。

（2）法人の自律的なガバナンスの充実

国民からの信頼確保に向けて、不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点や財務規律の柔軟化等に伴う説明責任の充実に加え、法人の多様性や実態に合わせた自律的なガバナンスを充実させるための措置を講ずる。法人運営の中心である理事・理事会を中心に、法人の機関（理事、理事会、監事、社員総会、評議員、評議員会、会計監査人）のそれぞれの役割が最大限発揮される方策を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。

① 個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進

今般改革の基本的な考え方に沿って、各法人は積極的に自主的・自律的なガバナンス強化に取り組み、その状況を国民に対して発信していくことが求められる。公益法人による自主的・自律的なガバナンス強化の取組が見えにくいとの声があることも踏まえ、取組の積極的で分かりやすい発信を行う。

自律的ガバナンスの強化

（ア）法人が自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を情報開示の対象である事業報告書等に記載する。【内閣府令】

（イ）公益法人、経済界等と行政の協働により、法人のガバナンス強化の取組を支援するとともに、各法人の参考となる好事例の公表・展開を行う。

② 理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等

一部の法人において、理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人機関が健全に機能しない例が見受けられた。このような一部の例が公益法人制度全体の信頼を損なうことがないよう、また、財務規律の柔軟化等に伴い適切な業務執行が行えるよう、法人運営の中心である理事・理事会の役割機能強化や、監査機能の強化を図る。その際、法人の多種多様な事業内容や規模等についても考慮する。

ア 外部理事・監事の導入

（ア）理事のうち少なくとも1人は過去 10 年間法人の業務執行理事又は使用人でなかった者とする。ただし、人材確保の観点なども踏まえ、小規模法人に関する規律の在り方は検討が必要。【法律】

（イ）監事のうち少なくとも1人は過去 10 年間法人の理事又は使用人でなかった者とす

る。監事の役割にも鑑み、小規模法人も含めて監事は法人内部出身者のみで構成しない。【法律】

イ　理事と監事の特別利害関係排除

理事の職務の執行の監査を行うという監事の役割に鑑み、理事と監事で、相互に配偶者、三親等以内の親族等は除外する。【法律】

ウ　会計監査人による監査機能強化

他の法人制度とも比較し、会計監査人を必置とする範囲を拡大する。【政令】
ただし、小規模法人における法定会計監査の負担や公益法人の収益が社会に与える影響なども踏まえ、法令で一律に必置とする範囲は一定の収益規模を有する法人とし、それ以外の法人に対しては、そのニーズに合った監査機能強化及びその支援を行う。

- 具体的には、法令で一律に必置とするのは、現行の「収益1000億円・費用損失1000億円・負債50億円以上」について、「収益100億円・費用損失100億円・負債50億円以上」とすることを検討する。
- 必置でない法人に対しても、任意監査等の選択肢の提示や、監事に対する研修などを行い、監査機能の向上を図る。

エ　評議員の選任

理事が評議員の選任に実質的な影響力を行使するような不当な関与を排除する方策として、評議員の選任及び解任をするための評議員選考委員会を設けて候補を選任すること等を推奨する。

(3)行政による適正な事後チェック

法人運営の透明性の一層の向上や、ガバナンスの充実により、国民によるチェック機能や法人自身の自浄作用の向上を図った上で、なお生ずる不適切な法人に対しては、公益法人制度の信頼性を確保するため、行政庁が迅速に実効性の高い措置を講ずる。

①　事後チェックへの重点化

不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェックから、事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェックへという方針の下、立入検査の重点化、監督措置の実効性向上に取り組む。

ア　立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

イ　監督措置の実効性向上

(ア)行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

（イ）監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。
（ウ）法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。
（エ）緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備

これまで掲げてきた事項のほかにも、「新しい資本主義」が目指す民間による公益的活動の活性化に向けて、以下のとおり取り組む。

① 公益信託制度改革

ア 平成 31 年の法制審議会答申を受けた信託事務や受託者の範囲拡大

現在の公益信託制度（公益信託ニ関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕）を見直すために法務省において平成 31 年法制審議会の答申がされているところ、当該答申を踏まえ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。【法律】

イ 公益法人認定法と共通の枠組みによる公益信託の認可・監督

（ア）公益信託の認可・監督について、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、その諮問を受けた公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う。【法律】
（イ）収支相償原則や遊休財産規制等の規律等について、信託制度としての特殊性を考慮しつつ、新しい公益法人制度の見直しに整合させるとともに、共通の枠組みとなることにより、民間の公益的活動におけるシナジー効果を生むような制度設計を検討する。【法律・内閣府令・会計基準】
（ウ）公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。

ウ 現行制度における公益信託の取扱い

現行制度における公益信託が新しい公益信託制度に移行するための措置についても検討する。【法律】

② 公益法人による出資等の資金供給

公益法人の資産運用における株式保有等については、「投機的な取引」の禁止や「他の

団体の意思決定への関与（議決権の 50%を超える保有）」の禁止に抵触しない限り法令上可能であるが、旧公益法人制度の指導監督基準の影響もあり、多くの法人で安全・確実な運用に止まっている。また、公益法人が公益目的事業として出資等を行う場合について、今後、社会的なニーズの高まりも予想される中、公益性を認定することができる判断基準の明確化が求められるようになると考えられる。

ア　公益法人による株式保有等の資産運用

資産運用における株式保有等について公益法人認定法による制約をより具体的に明確化する。【ガイドライン】

イ　公益目的事業としての出資

社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を整理・明確化する。検討に当たっては、資金の出し手（公益法人）及び受け手のニーズ、民間営利組織による出資との違い等の観点を踏まえる。【ガイドライン】

③ 公益法人行政の DX の推進

公益法人行政に関する全ての手続のデジタル完結・ユーザビリティ向上

内閣府において、一元的な情報開示プラットフォームとなる情報システムを整備し、申請等のデジタル完結、ユーザビリティの向上、行政が提供する情報のオープンデータ化、公益法人が毎年度提出する定期提出書類作成の負担軽減等を図る。システム整備に当たっては、法人・経済界等との対話を行うなど、ユーザーからの視点が最大限取り入れられるようにする。

④ 法人・経済界等との対話の推進等

ア　法人・経済界等との対話の推進

これまで以上に、法人・経済界・中間支援団体・士業団体等と行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図る。また、関係法令やガイドラインの改定・システム整備に当たっても、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

イ　インパクト測定・マネジメントの普及

公益法人による社会的課題解決に向けた取組の成果等を可視化する等の観点から、内閣府は、インパクト測定・マネジメントについて、国内外における取組事例を調査し、具体的な測定の手法、測定に必要な体制、取組の動機などの実態を把握するとともに、法人の取組を後押しするための事例集を作成し、その普及・啓発を図る。

新しい資本主義の実現に資する公益法人制度改革について、政府が本報告に沿って早期に改革を実現していくことを期待する。その際には、制度の円滑な施行が可能となるよう、改革の趣旨と内容を公益法人に対して十分に周知していくことが重要である。また、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革

資料３

令和５年４月27日　内閣府大臣官房公益法人行政担当室

現行制度への法人の不満

・「**儲けてはいけない、ため込んではいけない**」というルールのせいで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい

・事業内容の変更をする際に**いちいち事前に「変更認定」**を求められて時間がかかる

・報告書を毎年提出しているのに、**定期的な立入検査**があり、負担が大きい

公益法人

○　法人の経営判断で、**社会的課題への機動的な取組**を可能に

←　寄附などによる**資金を効果的に活用して公益的活動を拡大**

・公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために収支相償原則を見直し
・将来の事業発展・拡充のための「公益充実資金」を創設
・法人が実情に応じ不測の事態へ対応するために必要な資金を確保しやすくするために遊休財産規制を見直し

（財務規律の柔軟化・明確化）

←　公益認定・変更認定手続や合併手続等の柔軟化・迅速化

・公益性に大きな影響がない事業の変更は届出化することにより、**柔軟・迅速な事業・組織の再編**を可能に

（行政手続の簡素化・合理化）

○　**透明性と法人自らのガバナンス**の向上で、国民からの信頼・支援を獲得

「公益法人」を使いやすく ⇒ 民間公益の活性化

公益信託

○　軽量・軽装備な財産の公益活用手段

○　**公益法人と共通の枠組み**でより使いやすい制度に

民間公益の選択肢拡大

公益活動における相互のシナジー

国民・企業

○　公益法人の情報が可視化され、信頼性が向上
→　自らの価値観に基づく選択により、公益法人を寄附等で支援
→　公益法人の活動を通じた社会的課題解決を実現
○　民間公益の活性化による受益の拡大

行政

○　DXを推進し、わかりやすく**一元的に公益法人に関する情報を提供**
○　一律の事前規制から、**重点化した事後チェック型の行政**へ
○　法人・経済界等との対話・連携の推進

○　公益法人が、多様で変化の激しい**社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応**し、**新たな事業展開にチャレンジ**。

○　公益法人は、法人数約9,700、職員数約29万人、公益目的事業費年間約５兆円、総資産約31兆円を有しており、その**潜在力を最大限発揮**して、**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**。

今後のスケジュール（予定）
○令和５年５月末　有識者会議最終報告 ➡ ○同年夏　新しい資本主義実行計画・骨太方針　予算要求・税制改正要望 ➡ ○令和６年　改正法案国会提出予定 ➡ ○令和７年度目途　新公益法人制度施行 ➡ ○令和８年度目途　新公益信託制度施行

1

より柔軟・迅速な公益活動展開のために

資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化

【収支相償原則（フロー規律）】
公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。
（公益目的事業に係る収入と適正な費用を比較し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すための規律
※公益目的事業非課税等の税制優遇の前提）

課題 ***単年度の収支が赤字でなければならないという誤解。社会の変化に応じ、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるようにする必要***

中期的な収支均衡の確保
- 単年度の収支差ではなく、**中期的な収支均衡状況を図る趣旨を法令上明確化**
- 加えて、将来の公益目的事業の発展・拡充のためより柔軟な積立を行うことが可能な「**公益充実資金**」を創設

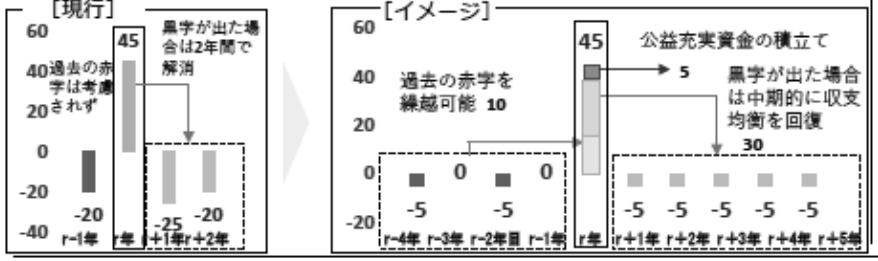

【遊休財産規制（ストック規律）】
使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費１年相当分を超えて保有することができない。
（安定した法人運営を継続するための余裕財産を確保しつつ、その死蔵を避けるための規律
※公益目的事業非課税等の税制優遇の前提）

課題 ***安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために事業費１年分を超えた保有が必要な場合もある。また、上限額（事業費）の急激な変動に対応が困難***

遊休財産（使途不特定財産）の適正管理
- 事業費１年相当分を超えて保有する場合、その合理的な理由や超過額を将来の公益目的事業に使用する旨を明らかにし、法人自ら継続的にフォローアップ
- 上限額の予見可能性を向上（過去５年間の平均事業費等を基準に算定）

上限（１年分の事業費）が50、遊休財産額が90
⇒ 40超過の場合

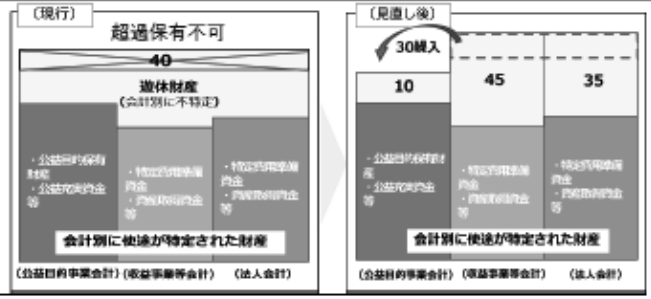

柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素・合理化

【認定手続】
事業内容等を変更する場合、変更によっても法人が認定基準に適合することを改めて審査

課題 ***「認定」事項が多く審査に時間がかかる。社会変化に対応した事業改編、組織再編を迅速に行うことや法人負担軽減が必要***

公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化
- 「公益性に大きく影響せず」かつ「事後監督で是正しうる」変更は届出化
  （例：公益目的事業の事業再編・縮小、収益事業の追加等）
- 必要書類の合理化・明確化、審査期間を公表（短縮を図る）

合併手続等の柔軟化・迅速化
- 事業内容の変更を伴わない単純合併を届出化するなど、審査のメリハリ付け、手続マニュアル作成・周知

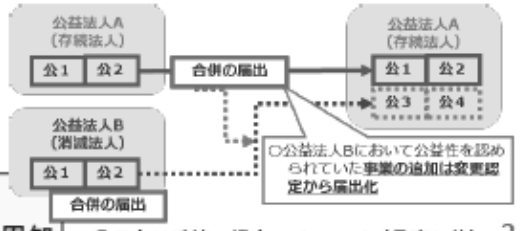

吸収合併手続の場合のイメージ（見直し後）

より国民からの信頼・協力を得ていくために

透明性の一層の向上

【公益法人の情報開示】
財産目録や財務諸表等について、法人・行政庁は閲覧請求に応じて開示。
公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定多数の者に対して公益目的事業を行うことから、社会に対して広く情報開示を行うことが求められる

課題 ***広く国民からの信頼を得るためには、財務規律の柔軟化、行政手続の簡素・合理化に伴う法人の活動状況・財務状況等の情報開示の拡充が必要。また、利活用しやすい法人情報の提供や手続迅速化を促進するためのDXが必要***

法人運営の透明性向上とＤＸ推進
- 法人運営に関する情報開示の拡充（個人情報の保護等に配意しつつ検討）
（例：法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等）
- 行政庁による法人情報の公表。法人情報を一元的に閲覧・利活用できるプラットフォームを整備
- 公益法人行政に関する全ての手続のデジタル完結、ユーザビリティ向上

わかりやすい財務情報の開示
- 財務諸表における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を推進
- 併せて行政庁への定期提出書類を簡素化し、法人負担を軽減

法人による自律的なガバナンスの充実

【公益法人のガバナンス】
公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定多数の者に対して公益目的事業を行うことから、一般社団財団法人と比べガバナンスが強く求められる

課題 ***理事による法人の私物化を防ぐとともに、自由度の拡大に応じたガバナンスが必要。自浄作用向上を図った上で、なお生じる不適切な法人に対しては、公益法人制度の信頼性確保のため、迅速に実効性が高い措置を講じる必要***

法人機関ガバナンスの充実
- 法人自ら取り組んだガバナンス強化策（内部統制システムなど）を事業報告書等に記載
- 外部理事・監事の導入（少なくとも1人は法人外部から）
- 会計監査人必置範囲の拡大と小規模法人支援（監事研修等）

行政による事後チェックの重点化
- 内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、不適切事案の端緒を掴んだ法人に対し集中的・専門的に立入検査を実施
- 監督の考え方をあらかじめ明確化・公表。法人の予見可能性を高めつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用

民間による公益的活動の活性化のための環境整備

公益法人による出資等の資金供給
- 資産運用や公益目的事業としての出資（社会的課題解決に資する資金供給の一環）について考え方・基準を整理、明確化

公益信託制度改革
- 公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可を行う仕組みとなるように制度を構築
- 公益信託の認可・監督は、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う

法人・経済界等との対話の推進、法人の取組の成果を可視化するためのインパクト測定・マネジメントの普及

資料４

2023.5.11 公益法人協会事務局

内閣府・新しい公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告（案）」のパブリックコメントに対する意見案（未定稿）

※下線は公法協事務局

最終報告（案）抜粋	意見案
１．改革の意義及び基本的方向性	
（成熟した社会と公益法人の役割） 多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、SDGs実現その他の多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、機動的な対応が難しく画一的な対応になりがちな行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決には限界がある。また、利益の分配を目的とする民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、営利を目的としない民間非営利部門が「公(こう)」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。 （中略） 成熟した社会において、多様なニーズに柔軟かつきめ細やかに対応できる「公」の機能が重要となっていることに鑑み、公益法人が、社会的課題に取り組む事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある。	○「成熟した社会と公益法人の役割」についての意見 成熟した市民社会における、民間非営利部門の役割の重要性については、一定の理解ができるものの、それが「公」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割の重要性について、有識者会議では十分な議論が行われていない。その意味合いについて、民間非営利部門に対して本格的な説明や、国民全体がそれを理解納得できるような当局サイドからの周知が、今後さらに必要とされるのではないかと思われる。 特に、「公」が、４．民間による公益活動の活性化のための環境整備の④法人・経済界等との対話の推進等とも関連するとすれば、当該部分のア記載のとおり「行政庁との対等・協力関係」が肝要であり、間違っても民間を下請け的に使うような考え方は、完全に排除されたい。
（新しい資本主義において公益法人に求められる役割） 政府は、現在、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組んでいる。新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、それを取り込むことによって包摂的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え方の下、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。 新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利部門の主たる担い手となっている公益法人は、税制上の優遇措置が設けられている趣旨も十分に踏まえ、裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。 今後の公益的活動の積極的展開に当たっては、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待される。	○「新しい資本主義において公益法人に求められる役割」についての意見 政府の「新しい資本主義」においては、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置づけており、そのためには、「裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。」とされているが、今般の改正によってもそのための抜本的な改正がされておらず、既存の制度の手直しや精緻化で終わっているものも多い。特に拡大・拡張のための根幹である、「収支相償原則」や「遊休財産規制」の改正案（２．の（1）資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化記載）については、制度の複雑化と相まってその感が否めない。 令和4年12月26日の中間報告にもあったように、「（長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、）今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。」と考えるので、これらの問題点を定期的に（例えば施行後3年ごとに）見直すことを励行されることを切に希望する。
（新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革	○「新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改

の基本的方向） 2006 年に制定された新公益法人制度は、民間による公益の増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。 新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸課題を克服し、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。 このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続性・発展性や法人の経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。 一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与するために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの経営戦略及びその活動に関する社会への説明責任を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、活動の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みへの転換に伴い、公益法人のガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。 以上の考え方を踏まえ、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していくことが可能となるとともに、より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革を行うべきである。	革の基本的方向」についての意見 （1）「新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸問題を克服し、（中略）多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改正が必要である。」並びに「法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟な・迅速で効果的な公益活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。」という基本認識並びに方向性については賛成である。 （2）ただ、「公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄付を受け（後略）」ているから、特別の行動が必要であるといった書きぶりは、現在の公益法人の状況の全部を指すとすれば必ずしも正確ではなく、自己の出捐金のみにより自主的に公益事業を行っている公益法人も多く存在するところである。こうした法人を、さらに大きく育成するとともに、新たに創出する方策を、法人のガバナンスや説明責任の充実とともに考慮することが必須であると考える。このことは、「新しい資本主義」の目標の一つであるスタートアップ戦略等につながると思料される。 （3）また、今般の公益法人制度改革においては、先般の改革において大きな課題として残された中小規模公益法人への配慮がなされておらず、むしろ全ての法人を同一扱いとする方向である（＊）。日本の公益法人の大半が中小規模であることに鑑みると、このような方向性は、非営利法人界において公益法人制度の忌避乃至は回避の傾向を助長し、数の増大のみならず公益目的事業の拡大につながらないといった由々しき事態を招きかねないと思料される。当局並びに有識者会議において、この点についての真剣な検討を期待する。 （＊）具体的に例示をすれば下記のとおりである。 （ⅰ）最終報告書7頁の①のイ（法人による財産目録等の公表、但し努力義務） （ⅱ）最終報告書8頁の②の（ア）（すべての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。） （ⅲ）最終報告書9頁の②のア（外部理事・監事の導入） （ⅳ）最終報告書10頁の②のウ（会計監査人の機能強化）
2. より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために	
（1）資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化	
公益法人が保有する公益に活用されるべき資金については、過大に蓄積・滞留すること なく、公益目的事業の実施のためにできる限り効果的に活用されることが重要である。 こうした趣旨で設けられているフロー	○公益法人に対する各種税制上の優遇措置は財務基準があるゆえの優遇措置であるとの見解をしばしば耳にするが、「公益目的事業非課税等の税制優遇措置」の「等」とは、どのような内容を指すのか最

面での収支相償原則やストック面での遊休財産規制といった公益法人の財務規律（※）について、法人の実情や環境変化に応じ、自らの経営判 断と説明責任において資金を最大限効果的に活用できるよう、規律内容を柔軟化・明確化 する。 （※）これらが制度上確保されていることが公益目的事業非課税等の税制優遇措置の前提となっている。	終報告案では不明であるので、「最終報告」では明示されたい。その際、「財務規律」が前提となっている根拠、出典も併せて明記していただくことは、今後立法化にあたり有益と思料する。
① 中期的な収支均衡の確保	
法人の経営判断で財源の配分を行い、公益目的事業への効果的活用を促進するため、「収支相償原則」について、呼称（ガイドライン）も含め抜本的に見直すこととし、以下のとおり柔軟化・明確化する。	
ア 「中期的な収支均衡」 （ア）「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。【法律】	○「中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す」ことには賛同するが、寄附金については、公益目的事業の対価として得たものではないので、「公益目的事業の収入」には、含めないこととされたい。 ○公益目的事業の原資として借り入れた資金について、その返済金を「適正な費用」として認めていただきたい。 現状では、借入金は収入とはなるが、公益目的事業に費消しても収支相償上の費用と認められず不合理が生じている。借入金により事業を拡大し、公益を増進するという趣旨からすれば、民間の公益をより推進する理念にもかなっており、不合理状況を是正するためにも今回併せて「適正な費用」の扱いとするよう見直しをしていただきたい（第2回有識者会議議事録、24 頁7～8行目に「収支相償の計算上は費用の側に立てることを柔軟に認めていこうという方向であります。」と言及あり）。
（イ）「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、イの「公益充実資金（仮称）」の積立ては費用とみなす。その上でなお「黒字」が生じる場合は、中期的に均衡状態を回復するものとする。【内閣府令・ガイドライン】 ・法人が設定し認定を受けている「公1」「公2」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（構造的に収入が費用を上回る（黒字）事業がある場合は、行政庁において当該事業の公益性の確認等を行う。）。 ・収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、5年間とする。	○公1、公2・・と第一段階で判定することなく、第二段階の公益目的事業全体で判定するとの方針は、「資金の有効活用や積極的活用がしにくい」との課題を解決する上で、大きな前進と評価する。なお、公益目的事業全体の判定を推進するため、公1、公 2等、各公益目的事業間統合認定を今回届出化方向の趣旨を先取りし当該趣旨に沿った対応をお願いしたい。 ○「中期的な収支均衡」の判定は、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行うことには大いに賛同する。さらに判定期間は、繰越欠損金の例に扱いにならい、「10年間」とされたい。
イ 「公益充実資金（仮称）」の創設 （ア）将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金」を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定におい	

て費用とみなす。【法律】	
(イ)「公益充実資金」は、公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示することとする。【内閣府令・ガイドライン・会計基準】 ・細かな事業単位ではなく大括りな設定(「公1」・「公2」等の事業単位を横断する使途の設定も可) ・いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て	○「法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能」となる趣旨には賛同するものの、積立期間、金額、変更回数等の積立の要件についても従来の特定費用準備資金や資産取得資金と比べてより柔軟な取り扱いとなるよう明確にしていただきたい。 ○公益目的事業の「大括りな設定」という改正趣旨に賛同する。ついては、会計情報の開示においても、公益目的事業の細かな区分設定を不要としていただきたい。
ウ 「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和 「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について、最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する。【ガイドライン・会計基準】	○収支相償原則での「公益目的事業の収入」の扱いが、指定正味財産の問題にすり替わってしまった感があるのは残念である。寄附者の意思確認の容易化の趣旨には賛同するものの、運用収益が発生する財産の場合には、元本と運用収益を一体として扱うこと、運用収益の費消期限の扱いなど、寄附者の意思が最大限に尊重されるようにされたい。 民間の自由な発想で捧げられた寄附財産に対して、公権力が使用期間を制限することは避けるべきである。法人の中には美術館・博物館等の展示事業を行い、そのための収蔵品の整備や、研究・技術開発事業を行う場合には10年を超えるような長期的展望が求められる事業もあり、そのために寄せられた資金に対して費消期限を制限することは寄附を受け入れにくくさせ、事業達成の阻害要因にもなりかねない。
② 遊休財産(使途不特定財産)の適正管理	
ア 「上限」(公益目的事業費1年相当分)超過の取扱い (ア)遊休財産(使途不特定財産)が合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。【法律・内閣府令】 (イ)貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する。【ガイドライン・会計基準】 (ウ)翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォローアップする。【ガイドライン】	○遊休財産の問題は、保有制限額の枠の問題と、保有制限額を超えた場合の扱いの問題に分けられるが、保有制限額の枠の問題と整理し、上限額は最低でも3年分の公益目的事業費相当額となるよう見直していただきたい。 最終報告案では、後者にフォーカスして整理しているが、新たな工夫をしていただいたことには敬意を表するものの、行政庁の判断を仰ぐことになるとさらに規制、手続きが増えることになり、簡素化とは逆行することにならないか懸念するものである。FAQⅤ-4-②によれば、「法人の収入源が途絶えた場合においても一年程度は公益目的事業が実施できるよう、特段の使途の定めがない財産を保有することを認めたもの」となっているが、収入源が途絶えたという消極的な想定にとどまらず、新規事業の展開、既存事業の拡大等にも機動的に使えるものとして、発想に積極的視点を追加いただき、保有制限額の枠

	の問題として遊休財産の扱いの見直しをお願いしたい。 ○「将来の風水害や大地震、新型コロナ等のパンデミックへの備えとして活用できる資金」の検討について 公益法人等からの要望が多い項目の一つに、「将来の風水害や大地震、新型コロナ等のパンデミックへの備えとして活用できる資金の検討」がある。現行の「特定費用準備資金」は、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てるための要件として「期間」や「確実性」が求められており、このような危機管理的な資金の積立は、「不確実である」「発生自体の予測が難しい」とされ、これまで認められてこなかった。改正により、「公益目的事業の発展・拡充のためより柔軟な積立を行うことが可能」とされた「公益充実資金」について、事業の発展・拡充に資するこのような資金の積み立ての取り扱いが可能となるかどうか確認したい。
イ 「上限」額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和 上限額の基準となる1年相当分の公益目的事業費について、現行の「当該事業年度の公益目的事業費」から、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。なお、法人の公益目的事業の規模を表す指標として直近の公益目的事業費がより適切である等の場合は、法人においてその理由を明示した上で、「当該事業年度の公益目的事業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。【法律・内閣府令】	○「上限」額の算定について示されている3つの方法は、法人の意思を尊重し、同等の自由選択肢の扱いとされたい。 従前の「当該事業年度の公益目的事業費」としたい場合は、法人において理由を示さなければならないということは、今まで必要でなかった事務が、同じ要件で処理することを希望する場合には新たに事務が発生すること、また、「その理由」を示すということは、新たにルールが発生することを意味することから、今回の行政手続きの簡素化・合理化の趣旨にはそぐわない。
（2）柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化	
公益法人が、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細かに対応して公益目的事業を展開していくためには、必要に応じ柔軟・迅速に事業の改編や組織の再編を行っていくことが求められる。公益法人制度の適正な運用を確保しつつ、これらの柔軟・迅速な事業展開のニーズに対応していくため、公益認定・変更認定や合併等に関する行政手続きを簡素化・合理化した上で明確化する。	○「公益認定・変更認定や合併等」とあるが、「等」に5年毎に申請を求められる税額控除に係る証明が含まれるとすれば、公益法人は公益認定法に基づき既に公益認定を受けている以上、重畳的な要件であり、同制度の撤廃乃至簡素化を求める。
① 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化	
公益認定・変更認定手続については、公益法人が事業内容等を変更する場合、改めて行政庁の「認定」を要する事項が多い。また、認定を受けるための審査の過程においてガイドライン等で明記されていない書類を求められることによって、法人に必要以上の負担をかけるとともに、審査期間の長期化を招いている。公	○簡素化・合理化の方向性は評価するが、依然として不透明の部分があり、法人が簡素化・合理化されたと実感できる改正内容であることを求めたい。

益法人が社会のニーズに適時適切に対応するための迅速・柔軟な事業改編を阻害しないよう、手続を簡素化・合理化した上で、手続に関する公益法人の予見可能性を高める観点から、基準や必要な書類を可能な限り明確化する。	
ア　変更認定事項の届出化 (ア)変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性(不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与)に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は、届出事項とする方向で検討する。【法律・内閣府令】 (届出化の方向で検討する事項の例) ・公益目的事業の再編・統合(事業内容の実質的な変更を伴わないもの)、縮小・廃止など、新たな公益性の判断を要しない変更 ・収益事業等の内容の変更	○「事業の公益性(不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与)」に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は届出事項とする方向で検討するとしており、賛同する。 ただし、「届出化の方向で検討する事項の例」として、「公益目的事業の再編・統合(事業内容の実質的な変更を伴わないもの)、縮小・廃止など、あらたな公益性の判断を要しない変更」と「収益事業等の内容の変更」を挙げているが、これらの例は比較的自明なものであって、法人が定款で定めている目的・事業の範囲内であると判断する事業等についても迅速・機動的に開始したいと志向する場合は届出事項に加えていただきたい。 これら以外のものは、変更認定申請が求められることとなると思われる。その場合、現行の手続き同様、別紙1(法人の基本情報)、別紙2(法人の事業)、別紙3(財務に関する書類:A～F表)及び添付書類(定款変更の案、確認書、許認可書類、事業計画書、収支予算書、事業・組織体系図、寄附の使途の特定の内容がわかる書類、当該変更を決議した理事会議事録)が求められるのであれば、法人にとって事務負担は極めて大きいので、これらの簡素化・合理化を求めたい。
(イ)認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化する。明確化に当たっては、事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響の観点から、判断の基礎となる考え方を明らかにするとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、法人が外形的に判断できるような基準とする方向で検討する。【ガイドライン】	○「認定事項と届出事項の具体的基準を明確化する」としているが、現在公開されている「変更認定申請・変更届出の手引き(平成21年6月現在のもの)」及び「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」(平成29年1月版)に一部又は全部替わるものと理解するが、「法人が外形的に判断できるような基準」を検討すると言う以上、法人の判断で公益認定申請か変更届かを判断できる基準となることを求めたい。
イ　運用面での審査の迅速化 (ア)認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。【内閣府令・ガイドライン】 (イ)行政庁において認定等に係る審査に要した期間	○審査の迅速化に賛同するが、①変更認定申請の範囲を可能な限り最少のものにすること、②変更認定申請が必要であるとしても作成書類を極力少なくし、法人の事務負担を軽減すること、③法人が望む事業開始時期に新しい事業を迅速・機動的に開始できるよう法人の「公益」に対する思いに配意し審査すること、④担当官によって指導や助言が異なることが

の状況を公表し、短縮を図る。	ないよう、また担当官の「裁量」を排除するべく、この面の教育・研修を定期的に行うことを求めたい。
② 合併手続等の柔軟化・迅速化	
ア 合併手続の見直しと透明性の向上 (ア)吸収合併に係る行政手続については、消滅法人が実施していた事業を変更なく引き継ぐ場合等について、変更認定手続の考え方に沿って、届出化を検討する。【内閣府令】	○吸収合併について、消滅法人の事業を変更なく引き継ぐ場合は届出化を検討するとしており、賛同する。ただし、公益法人同士の吸収合併に当たり、消滅法人の事業を含め、複数の公益目的事業の統合・再編が存続法人の意向に反して否定された事例(存続・消滅法人の公益目的事業が合計X本あるところ、これらをN本に統合・再編しようとしたが、X本のままにするよう強く求められた例)もあるので、法人側の意向を尊重することを求めたい。いずれにせよ、一般法人法の吸収合併に係る定めに従い、淡々と吸収合併手続きを進め、合併に伴う登記に至ることとなるが、どの時点で行政庁に届出(届出は一回限りとし出来る限り簡便なもの)を行うのか明確にしていただきたい。
(イ)新設合併に係る行政手続については、地位の承継認可手続に関する審査のメリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討する。【ガイドライン】	○新設合併の手続きについても、とくに公益法人同士の新設合併であれば、公益性の説明や財務基準に大きな変動が予想されない場合は「届出」で良いのではないか。 ○新設合併については、現在、新設合併に伴う申請書の書式や「手引き」が公開されていない(新設合併の相談があれば、書式等を提供するというのが現在の行政庁のスタンス)ので、書式及び手引きの公開を求める。 ○吸収合併、新設合併とも(行政庁は)定期提出書類を確認することで「監督」上、十分と考えて良いのではないか。
(ウ)新法制に基づき合併手続のマニュアル化・周知を図る。	
イ 法人による自発的な認定取消しの取扱い 法人の経営判断による公益法人、一般社団・財団法人間の転換容易化の観点から、認定取消し後、5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自発的な申請に基づく取消しの場合を除外することを検討する。【法律】	
3. より国民からの信頼・協力を得ていくために	
(1) 透明性の一層の向上	
① 法人運営に関する情報開示の充実	
ア 開示情報の拡充 個人情報の保護等に配意しつつ、新たに開示する情報として以下の追加を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。【内閣府令】	

・理事会での承認が必要な役員の利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等、透明性の確保が必要な取引情報 ・役職ごとの役員報酬等、構成員への利益分配について疑念を招かれないようにするために必要な情報 ・テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報	
イ 法人による財産目録等の公表（努力義務） 法人の財産目録等（拡充した開示情報を含む）の情報開示については、現在の「事務所における備置き」・「閲覧請求に対応」から、「ウェブサイト上で」・「広く公表する」努力義務を定め、広く公表する形へと転換を促す。【法律】	
ウ 行政庁による財産目録等の公表 行政庁が法人から提出を受けた財産目録等については、公表する。【法律】	
② わかりやすい財務情報の開示	
（略） 特に、公益法人が認定取消し等を受けた場合に他の類似の事業を目的とする公益法人等に贈与すべき「公益目的取得財産残額」について、これに準ずる額を毎年度算定することを求めている（別表H）が、到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められ、計算に当たっての法令解釈に様々な見解が見られるなど、法人、行政庁ともに多大な負担となっている。また、当該残額が過少に評価されることは法令の趣旨に照らして適切ではなく、行政として当該残額の把握方法の見直しが求められている。 （略）	○なぜ「適切ではなく」とするのか不明である。認定法30条では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。認定法30条のこの考え方は堅持されたい。
財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成	
（ア）全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。【法律・内閣府令】 なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。 ・法人が設定し認定を受けている「公1」「公2」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（再掲） ・遊休財産（使途不特定財産）が上限額を超過した場合、貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する（再掲）	○全ての公益法人に対し「区分経理」を義務化するとされたが、「収益事業を実施していない法人（その中でも、公益目的事業が一つの法人についてはP/L内訳表も不要等＝以降、「小規模法人等」と略す。」）には例外を設ける等、配慮をいただきたい。 認定法で規定している「区分経理」の本旨は、収益事業等に関する会計を、特別の会計として区分経理するものである。全ての公益法人に対して一律に区分経理を義務化するのではなく、「収益事業を実施していない小規模法人等」には、実務負担軽減の観点から、区分経理の例外とし、簡便な方法を検討いただきたい。

	小規模法人等では、区分するための手間や煩雑な作業が発生し、区分経理に伴う会計ソフトの導入や改修、財務諸表の様式変更への対応等、多大な負担が強いられる。「経過措置」と「支援策」だけでは不十分である。 特に、B/S 内訳表は、初めてとなる公益法人が多く、資産・負債個々の区分作業、「共用財産」の共用割合を計算する手間、年度ごとに異なる場合の対応等、P/L 内訳表よりも実務負担が大きく、特にB/S内訳表は、例外等の格別の配慮をいただきたい。
(イ)現行の定期提出書類等における各別表については、できる限り損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化する。【内閣府令に基づく各種様式・会計基準】	○改正趣旨に賛同する。ただし、代替手段が、煩雑な作業や負担増をかえって招くこととならないよう十分な配慮を願いたい。 区分経理の義務化による内訳表の作成が、かえって煩雑な作業となることも考えられる。このため、P/L・B/S 内訳表での代替ありきで検討が進むことのないよう、定期提出書類自体と記載事項の簡素化の検討を、まず行っていただきたい。
(ウ)公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する。その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。【法律・内閣府令】	○「公益目的取得財産、公益目的事業財産の概念・定義をわかりやすく再整理する」という改正趣旨に賛同する。ついては、「別表H」について、改善、廃止も含めた見直しを、是非とも実現していただきたい。 「到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められる」との指摘は正しい。但し、貸借対照表内訳表を作成する場合、その前提として、「前年度末の公益目的事業に供する財産」は、控除対象財産 C(2)表及び公益目的保有財産表C(3)表等に於ける数値を転用出来ることが重要である。また、これにより、前期末の「公益目的事業財産残額」を確定させ、加えて、前期末以降の複雑な公益目的増減差額の計算を不要とする等が貸借対照表内訳表を作成する場合に必要であると考える。
③ 法人情報の利活用の向上	
ア 一元的なプラットフォームの整備 (ア)内閣府は、公益法人の情報を一元的に閲覧・利用できるプラットフォームを整備、都道府県とともに運用する。当該プラットフォームにおいては、利用者のニーズを踏まえ、利用価値の高い情報が提供されるよう、整備に当たっては、法人・経済界等との対話を通じて、不断の改善を図る。	○公益認定申請書(変更認定申請書含む)および定期提出書類を閲覧請求等の手続きを介することなく簡便に閲覧、ダウンロードが可能となるよう設計されたい。 現状の「公益法人 Information」では認定申請書類を閲覧できず、内容を確認したい場合は行政手続き上の情報開示請求を行わねばならない。また、定期提出書類については、「事業報告等の閲覧請求」で入手することは可能だが 1 回あたりの閲覧法人件数が限られており、別表関係は開示されていないという状況で、きわめて使い勝手の悪いシステムである。

	法人検索によりヒットした法人の情報画面から、定期提出書類等が閲覧、ダウンロードが可能になることで、以下の効果が期待されよう。 ①公益認定を目指す法人にとって認定申請をする際の参考になり、申請書の作成が容易になる結果、認定申請件数の増加が期待できる。 ②他の公益法人の内容をつぶさに把握できるため、自己の健全な法人運営のための法人同士の学び合いの場が実現される。 ③細部が公開されることで各法人の透明性が向上し、その結果公益法人全体の信頼性が高まる。
(イ)公益法人のガバナンスに関する積極的な取組やインパクト測定・マネジメント等の先進的な取組について、法人・経済界等と連携して、他の法人の取組の参考となる情報を発信し、その普及を図る。	
(2)法人の自律的なガバナンスの充実	
① 個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進	
自律的ガバナンスの強化	
(ア)法人が自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を情報開示の対象である事業報告書等に記載する。【内閣府令】 (イ) 略	○一般法人法施行規則第 34 条第 2 項「事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。」とあり同施行規則同条同項第 2 号に「法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制運用状況の概要」とあり、「自律的ガバナンスの強化」と云う「自律性」に重きを置く観点からして、本件に関し現行以上の開示強化は不要ではないか。すなわち、内閣府令制定は不要ではないか。
② 理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等	
ア 外部理事・監事の導入	
イ 理事と監事の特別利害関係排除	
ウ 会計監査人による監査機能強化	
エ 評議員の選任	
(3)行政による適正な事後チェック	
① 事後チェックへの重点化	
ア 立入検査の重点化	
イ 監督措置の実効性向上	
4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備	
① 公益信託制度改革	
② 公益法人による出資等の資金供給	
③ 公益法人行政の DX の推進	
④ 法人・経済界等との対話の推進等	

4 第３回調査会

１　日　時　2023 年 8 月 28 日（月）17：00～19：00

２　場　所　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１．内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」について
２．「最終報告」に関する当協会「特別報告会」におけるアンケート結果の報告
３．新しい時代の公益法人制度改正に関する当協会の検討状況(貸借対照表内訳表など)
４．その他
・訪米調査ミッションの実施報告
・2022 年度年次アンケートの実施報告
・次回の日程

４　資　料

１．委員名簿(民間法制・税制調査会、法制委員会、コンプライアンス委員会)
２．内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告」
2-1 同最終報告書※
2-2 同「最終報告」の概要
３．内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告(案)」のパブリックコメント募集に対する意見
４．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告(案)」に関する意見募集結果について
５．「最終報告」に関する当協会「特別報告会」におけるアンケート結果
６．内閣府「第 60 回公益法人の会計に関する研究会」資料等
７．当協会「税制・会計小委員会」資料等
８．訪米調査ミッション報告書　表紙
９．公益法人・一般法人の運営等に関するアンケート結果報告書　表紙

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。
※内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告」は、資料５「アンケート結果報告書」に掲載されている最終報告を参考にされたい。

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告」の概要

内容	改正法令
１．改革の意義及び基本的方向性	
➢「公」の担い手である公益法人が社会的課題への取組を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を推進	―
２・より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために	
（１）資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化	
＜収支相償原則（フロー規律）の見直し＞	
➢ 公益目的事業の収入と費用について、中期的に均衡を図る趣旨を明確化	**法律**
➢ 公益目的事業全体で過去の赤字も含めた収支差に着目（事業ごとの収支は P/L 内訳表で透明化。構造的に黒字が生じるような事業は、行政が公益性の確認等を行う）	**府令・ＧＬ**
➢ 黒字がある場合は中期的に収支均衡を回復 ※収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は５年間とする	**府令・ＧＬ**
➢「公益充実資金」の創設	**法律**
➢ 従来の公益目的事業に係る特費・資産取得資金の使い勝手を改善 以下のような設定も可能） ・細かな事業単位での設定でなく横断的・大くくりな設定 ・認定前の新規事業のための資金の積立て	**府令・ＧＬ・会計基準**
➢ 指定正味財産に繰入れる寄附金の使途指定について、最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能にし、寄附者の意思の確認を容易化	**ＧＬ・会計基準**
➢「収支相償」という呼称についても今後検討	**ＧＬ**
＜遊休財産規制（ストック規律）の見直し＞	
➢ 遊休財産（使途不特定財産）が合理的な理由により上限額を超えた場合、法人自ら、 ・超過した理由 ・超過額を将来の公益目的事業に使用する旨 を行政庁の定める様式に記載し、公表することで明らかにし、継続的にフォローアップを行う	**法律・府令・ＧＬ**
➢ 財産の状況は B/S 内訳表で透明化（上限超過額が公益目的事業会計に帰属するように他会計から繰り入れ）	**ＧＬ・会計基準**
➢ 上限額となる１年分の公益目的事業費は、過去 5 年間の事業費の平均額を基本とし、当年度又は前年度事業費を選択することも可 ※当年度又は前年度の事業費を選択した場合、法人は選択した理由を公表することとする。	**法律・府令**
（２）柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化	
＜公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化＞	
➢ 変更認定事項の届出化 ・「事業の公益性（不特定多数者の利益の増進への寄与）に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、	**法律・府令**

内容	改正法令
・「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は届出化するという方針の下、以下の方向で検討 （届出化の方向で検討する事項の例） ・公益目的事業の再編・統合(事業内容の実質的な変更を伴わないもの)、縮小・廃止など、新たな公益性の判断を要しない変更 ・収益事業等の内容の変更	
➢ 認定か届出かの具体的な基準を明確化 ・事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響を基準とすることを検討	ＧＬ
➢ 運用面での審査の迅速化 ・審査に必要な書類を簡素化・合理化、審査期間を公表し短縮を図る	府令・ＧＬ
＜合併手続等の柔軟化・迅速化＞	
➢ 吸収合併については、消滅する公益法人が実施していた事業を引き継ぐ場合、変更手続（公益目的事業の統合・再編等）の考え方に沿って、届出化を検討（新規事業の追加等があれば変更認定が必要）	府令
➢ 新設合併については、地位承継の認可手続に関する審査のメリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討	ＧＬ
➢ 新法制に基づき合併手続きのマニュアル化・周知	
➢ 経営判断による公益法人・一般法人間の転換容易化の観点から、認定取消後、5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自発的な申請に基づく取消の場合を除外することを検討	法律
３．より国民からの信頼・協力を得ていくために	
（１）透明性の一層の向上	
＜法人運営に関する情報開示の充実＞	
➢ 新たに開示する情報として、個人情報の保護等に配慮しつつ、以下の追加を検討 ・透明性の確保が必要な取引情報（理事会での承認が必要な役員の利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引） ・構成員への利益分配について疑念を招かないようにするために必要な情報（役職ごとの役員報酬） ・テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報	府令
➢ 法人による財産目録等の公表（努力義務） ※現状、90%以上の法人はＨＰを開設している（Ｒ３年概況報告）	法律
➢ 行政庁は法人から提出を受けた財産目録等を公表	法律
＜わかりやすい財務情報の開示＞	
➢ 公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める ・すべての法人において B/S・P/L 内訳表の作成を必須とする。 ・小規模法人等に対する負担軽減策を検討。	法律・府令
➢ 別表については、できる限り内訳表で代替することで廃止又は記載事項を簡素化	内閣府令に基づく各種様式・会計基準

内容	改正法令
➢ 公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義を分かりやすく再整理。 別表Hの代わりに、B/S 内訳表の公益目的事業会計を基礎としたシンプルな把握方法とする方向で検討	**法律・府令**
＜法人情報の利活用の向上＞	
➢ 法人情報を一元的に閲覧・利活用できるプラットフォームを整備	―
➢ ガバナンスに関する積極的な取組やインパクト測定・マネジメント等の先進的な取組について、法人・経済界等と連携して、参考となる情報を発信し、その普及を図る。	―
（２）法人の自律的なガバナンスの充実	
＜個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進＞	
➢ **自律的ガバナンスの強化** ・法人自ら取り組んだガバナンス強化策（内部統制システムなど）を事業報告書等に記載 ・法人、経済界等と行政の協働による法人支援や好事例の公表・展開	**府令**
＜理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等＞	
➢ 外部理事・監事の導入 ・理事のうち少なくとも 1 人は過去 10 年間法人の業務執行理事又は使用人でなかった者とする。小規模法人の規律の在り方は検討 ・監事のうち少なくとも 1 人は過去 10 年間法人の理事又は使用人でなかった者とする	**法律**
➢ 理事と監事との特別利害関係排除 ・相互に配偶者、三親等以内の親族等は除外	**法律**
➢ 会計監査人による監査機能強化 ・他法人制度とも比較し、会計監査人必置とする範囲を拡大（収益 100 億、費用損失 100 億、負債 50 億以上） ・会計監査人必置ではない法人への支援（監事研修等）	**政令**
➢ 評議員の選任 ・理事が評議員の選任に実質的な影響力を行使するような不当な関与を排除する方策として、評議員の選任等のための選定委員会の設置等を推奨	―
（３）行政による適正な事後チェック	
＜事後チェックへの重点化＞	
➢ 立入検査の重点化 ・内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒を掴んだ法人に対し機動的・集中的に実施　⇒ 組織的・戦略的な立入検査へ体制・手法を見直し	―
➢ 監督措置の実効性向上 ・行政庁における定期提出書類等の事後チェックの手法を確立・強化（特に事後届出化した事項） ・監督の考え方をあらかじめ明確化・公表。法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用 ・監督状況や改善状況は現状を一覧性をもって内閣府が公表	―

内容	改正法令
・緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討	
４．民間による公益的活動の活性化のための環境整備	
＜公益信託制度改革＞	
➢ 公益信託の認可・監督は、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う ➢ 収支相償原則や遊休財産規制等の規律、行政庁による監督等について、信託制度としての特殊性を考慮しつつ、新しい公益法人制度の見直しに整合させる ➢ 公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。	**法律** **法律、府令、会計基準**
＜公益法人による出資等の資金供給＞	
➢ 公益法人による株式保有等の資産運用：資産運用における株式保有等について認定法による制約をより具体的に明確化	**ＧＬ**
➢ 公益目的事業としての出資：社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を整理、明確化 ※資金の出し手（公益法人）及び受け手のニーズ、民間営利組織による出資との違い等の観点を踏まえ、今後検討	**ＧＬ**
＜公益法人行政のＤＸ推進＞	
➢ 一元的な情報開示プラットフォームとなる情報システムを整備し、申請等のデジタル完結、ユーザビリティの向上、行政が提供する情報のオープンデータ化、公益法人が毎年度提出する定期提出書類作成の負担軽減等を図る。システム整備に当たっては、法人・経済界等との対話を行うなど、ユーザーからの視点が最大限取り入れられるようにする。	―
＜法人・経済界等との対話の推進等＞	
➢ 法人・経済界等との対話の推進：これまで以上に、法人・経済界・中間支援団体・士業団体等と行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図る。また、関係法令やガイドラインの改定・システム整備に当たっても、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。 ➢ インパクト測定・マネジメントの普及：インパクト測定・マネジメントについて、国内外における取組事例を調査し、具体的な測定の手法、測定に必要な体制、取組の動機などの実態を把握するとともに、法人の取組を後押しするための事例集を作成するなど、その普及・啓発に向けた官民連携の取組みを進める。	―

資料３

内閣府・新しい公益法人制度の在り方有識者会議「最終報告（案）」のパブリックコメントに対する意見

公益財団法人公益法人協会
公益財団法人セゾン文化財団
公益財団法人助成財団センター
公益財団法人かめのり財団
公益財団法人さわやか福祉財団

1．改革の意義及び基本的方向性

○「成熟した社会と公益法人の役割」についての意見

成熟した市民社会における、民間非営利部門の役割の重要性については、一定の理解ができるものの、それが「公（こう）」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割の重要性について、有識者会議では十分な議論が行われていない。その意味合いについて、民間非営利部門に対して本格的な説明や、国民全体がそれを理解納得できるような当局サイドからの周知が、今後さらに必要とされるのではないかと思われる。

特に、「公」が、4．民間による公益活動の活性化のための環境整備の④法人・経済界等との対話の推進等とも関連するとすれば、当該部分のア記載のとおり「行政庁との対等・協力関係」が肝要であり、間違っても民間を下請け的に使うような考え方は、完全に排除されたい。

○「新しい資本主義において公益法人に求められる役割」についての意見

政府の「新しい資本主義」においては、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置づけており、そのためには、「裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていく必要がある。」とされているが、今般の改正によってもそのための抜本的な改正がされておらず、既存の制度の手直しや精緻化で終わっているものも多い。特に拡大・拡張のための根幹である、「収支相償原則」や「遊休財産規制」の改正案（2．の（1）資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化記載）については、制度の複雑化と相まってその感が否めない。

令和4年12月26日の中間報告にもあったように、「（長期的視野で取り組んでいくべき事項もあり、）今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。」と考えるので、これらの問題点を定期的に（例えば施行後3年ごとに）見直すことを励行されることを切に希望する。

○「新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向」についての意見

（1）「新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸問題を克服し、（中略）多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改正が必要である。」並びに「法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟な・迅速で効果的な公益活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。」という基本認識並びに方向性については賛成である。

（2）ただ、「公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄付を受け（後略）」ているから、特別の行動が必要であるといった書きぶりは、現在の公益法人の状況の全部を指すとすれば必ずしも正確

ではなく、自己の出捐金のみにより自主的に公益事業を行っている公益法人も多く存在するところである。こうした法人を、さらに大きく育成するとともに、新たに創出する方策を、法人のガバナンスや説明責任の充実とともに考慮することが必須であると考える。このことは、「新しい資本主義」の目標の一つであるスタートアップ戦略等につながると思料される。

(3)また、今般の公益法人制度改革においては、先般の改革において大きな課題として残された「中小規模公益法人等」への配慮がなされておらず、むしろ全ての法人を同一扱いとする方向である※。日本の公益法人の大半が中小規模であることに鑑みると、このような方向性は、非営利法人界において公益法人制度の忌避乃至は回避の傾向を助長し、数の増大のみならず公益目的事業の拡大につながらないといった由々しき事態を招きかねないと思料される。当局並びに有識者会議において、この点についての真剣な検討を期待する。

※具体的に例示をすれば下記のとおりである。

(ⅰ)最終報告書7頁の①のイ(法人による財産目録等の公表、但し努力義務)

(ⅱ)最終報告書8頁の②の(ア)(すべての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。)

(ⅲ)最終報告書9頁の②のア(外部理事・監事の導入)

(ⅳ)最終報告書10頁の②のウ(会計監査人の機能強化)

2.(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化

○公益法人に対する各種税制上の優遇措置は財務基準があるゆえの優遇措置であるとの見解をしばしば耳にするが、「公益目的事業非課税等の税制優遇措置」の「等」とは、どのような内容を指すのか最終報告案では不明であるので、「最終報告」では明示されたい。その際、「財務規律」が前提となっている根拠、出典も併せて明記していただくことは、今後立法化にあたり有益と思料する。

2.(1)①ア「中期的な収支均衡」(ア)

○「中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す」ことには賛同するが、寄附金については、公益目的事業の対価として得たものではないので、「公益目的事業の収入」には、含めないこととされたい。

○公益目的事業の原資として借り入れた資金について、その返済金を収支相償上の「適正な費用」として認めていただきたい。

現状では、「過去に生じた赤字の補てん、借入金の返済等は剰余金の解消方策として認められない」とされているが、公益目的事業における資産取得の借入金や赤字補てんのため借入金については、返済時点において、収支相償の調整項目として「適正な費用」の扱いとするよう見直しをしていただきたい。例えば、急遽借入を行い、翌年度以降、寄附金を集めて分割返済せざるを得ないようなケースでは、寄附金が収入とされる一方対応費用がないため、収支相償上黒字になってしまうためである。(第2回有識者会議議事録、24 頁7～8行目に「収支相償の計算上は費用の側に立てることを柔軟に認めていこうという方向であります。」と言及あり。)

2.(1)①ア「中期的な収支均衡」(イ)

○「公1」、「公2」…と第一段階で判定することなく、第二段階の公益目的事業全体で判定するとの方針

は、「資金の有効活用や積極的活用がしにくい」との課題を解決する上で、大きな前進と評価する。なお、公益目的事業全体の判定を推進するため、公1、公２等、各公益目的事業間統合認定について、今回届出化方向の趣旨を先取りし、当該趣旨に沿った対応をお願いしたい。

○「中期的な収支均衡」の判定は、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行うことには大いに賛同する。さらに判定期間は、繰越欠損金の例に扱いにならい、「10 年間」とされたい。

2.（1）①イ「公益充実資金（仮称）の創設」（イ）

○「法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能」となる趣旨には賛同するものの、積立期間、金額、変更回数等の積立の要件についても、使い勝手の良いように、従来の「特定費用準備資金」や「資産取得資金」との関係性(併存もしくは入替)を示すとともに、要件緩和を含め、従来の資金と比べてより柔軟な取り扱いとなるよう明確にしていただきたい。

○公益目的事業の「大括りな設定」という改正趣旨に賛同する。ついては、会計情報の開示においても、公益目的事業の細かな区分設定を不要としていただきたい。

2.（1）①ウ「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和

○収支相償原則での「公益目的事業の収入」の扱いが、指定正味財産の問題にすり替わってしまった感があるのは残念である。寄附者の意思確認の容易化の趣旨には賛同するものの、運用収益が発生する財産の場合には、元本と運用収益を一体として扱うこと、運用収益の費消期限の扱いなど、寄附者の意思が最大限に尊重されるようにされたい。

民間の自由な発想で捧げられた寄附財産に対して、公権力が使用期間を制限することは避けるべきである。法人の中には美術館・博物館等の展示事業を行い、そのための収蔵品の整備や、研究・技術開発事業を行う場合には 10 年を超えるような長期的展望が求められる事業もあり、そのために寄せられた資金に対して費消期限を制限することは寄附を受け入れにくくさせ、事業達成の阻害要因にもなりかねない。

2.（1）②ア 「上限」（公益目的事業費1年相当分）超過の取扱い

○遊休財産の問題は、保有制限額の枠の問題と、保有制限額を超えた場合の扱いの問題に分けられるが、保有制限額の枠の問題と整理し、上限額は最低でも3年分の公益目的事業費相当額となるよう見直していただきたい。

最終報告案では、後者にフォーカスして整理しているが、新たな工夫をしていただいたことには敬意を表するものの、行政庁の判断を仰ぐことになるとさらに規制、手続きが増えることになり、簡素化とは逆行することにならないか懸念するものである。FAQⅤ-4-②によれば、「法人の収入源が途絶えた場合においても一年程度は公益目的事業が実施できるよう、特段の使途の定めがない財産を保有することを認めたもの」となっているが、収入源が途絶えたという消極的な想定にとどまらず、新規事業の展開、既存事業の拡大等にも機動的に使えるものとして、発想に積極的視点を追加いただき、保有制限額の枠の問題として遊休財産の扱いの見直しをお願いしたい。

なお、遊休財産額を超過した部分を公益目的事業に限定して使用することには反対である。この度のコロナ禍のような事態で事業が思うようにできず、遊休財産額を超過してしまう法人では、その原資を踏まえ、実態に即した処理をすべきである。例えば社員からの会費で法人会計等の財源とされる

べき部分が遊休財産を構成している場合に、その財産を公益目的事業で強制的に費消させるのは、行き過ぎた規制であると考える。

○「将来の風水害や大地震、新型コロナ等のパンデミックへの備えとして活用できる資金」の検討について

公益法人等からの要望が多い項目の一つに、「将来の風水害や大地震、新型コロナ等のパンデミックへの備えとして活用できる資金の検討」がある。現行の「特定費用準備資金」は、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てるための要件として「期間」や「確実性」が求められており、このような危機管理的な資金の積立は、「不確実である」「発生自体の予測が難しい」とされ、これまで認められてこなかった。改正により、「公益目的事業の発展・拡充のためより柔軟な積立を行うことが可能」とされた「公益充実資金」について、事業の発展・拡充に資するこのような資金の積み立ての取り扱いが可能となるかどうか確認したい。

2.（1）②イ「上限」額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和

○「上限」額の算定について示されている3つの方法は、法人の意思を尊重し、同等の自由選択肢の扱いとされたい。

従前の「当該事業年度の公益目的事業費」としたい場合は、法人において理由を示さなければならないということは、今まで必要でなかった事務が、同じ要件で処理することを希望する場合には新たに事務が発生すること、また、「その理由」を示すということは、新たにルールが発生することを意味することから、今回の行政手続きの簡素化・合理化の趣旨にはそぐわない。

2.（2）柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化

○「公益認定・変更認定や合併等」とあるが、「等」に5年毎に申請を求められる税額控除に係る証明が含まれるとすれば、公益法人は公益認定法に基づき既に公益認定を受けている以上、重畳的な要件であり、同制度の撤廃乃至簡素化を求める。

2.（2）①公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

○簡素化・合理化の方向性は評価するが、依然として不透明の部分があり、法人が簡素化・合理化されたと実感できる改正内容であることを求めたい。

2.（2）①ア　変更認定事項の届出化　（ア）

○「事業の公益性（不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与）」に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は届出事項とする方向で検討するとしており、賛同する。

ただし、「届出化の方向で検討する事項の例」として、「公益目的事業の再編・統合（事業内容の実質的な変更を伴わないもの）、縮小・廃止など、あらたな公益性の判断を要しない変更」と「収益事業等の内容の変更」を挙げているが、これらの例は比較的自明なものであって、法人が定款で定めている目的・事業の範囲内であると判断する事業等についても迅速・機動的に開始したいと志向する場合は届出事項に加えていただきたい。

これら以外のものは、変更認定申請が求められることとなると思われる。その場合、現行の手続き同様、別紙1（法人の基本情報）、別紙2（法人の事業）、別紙3（財務に関する書類：A～F表）及び添付書類（定款変更の案、確認書、許認可書類、事業計画書、収支予算書、事業・組織体系図、寄附の使途の特定の内容がわかる書類、当該変更を決議した理事会議事録）が求められるのであれば、法人にとって事務負担は極めて大きいので、これらの簡素化・合理化を求めたい。

2.（2）①ア　変更認定事項の届出化　（イ）

○「認定事項と届出事項の具体的基準を明確化する」としているが、現在公開されている「変更認定申請・変更届出の手引き（平成21年6月現在のもの）」及び「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」（平成29年1月版）に一部又は全部替わるものと理解するが、「法人が外形的に判断できるような基準」を検討すると言う以上、法人の判断で公益認定申請か変更届かを判断できる基準となることを求めたい。

2.（2）①イ　運用面での審査の迅速化

○審査の迅速化に賛同するが、①変更認定申請の範囲を可能な限り最少のものにすること、②変更認定申請が必要であるとしても作成書類を極力少なくし、法人の事務負担を軽減すること、③法人が望む事業開始時期に新しい事業を迅速・機動的に開始できるよう法人の「公益」に対する思いに配意し審査すること、④担当官によって指導や助言が異なることがないよう、また担当官の「裁量」を排除するべく、この面の教育・研修を定期的に行うことを求めたい。

2.（2）②ア　合併手続の見直しと透明性の向上　（ア）

○吸収合併について、消滅法人の事業を変更なく引き継ぐ場合は届出化を検討するとしており、賛同する。ただし、公益法人同士の吸収合併に当たり、消滅法人の事業を含め、複数の公益目的事業の統合・再編が存続法人の意向に反して否定された事例（存続・消滅法人の公益目的事業が合計X本あるところ、これらをN本に統合・再編しようとしたが、X本のままにするよう強く求められた例）もあるので、法人側の意向を尊重することを求めたい。いずれにせよ、一般法人法の吸収合併に係る定めに従い、淡々と吸収合併手続きを進め、合併に伴う登記に至ることとなるが、どの時点で行政庁に届出（届出は一回限りとし出来る限り簡便なもの）を行うのか明確にしていただきたい。

2.（2）②ア　合併手続の見直しと透明性の向上　（イ）

○新設合併の手続きについても、とくに公益法人同士の新設合併であれば、公益性の説明や財務基準に大きな変動が予想されない場合は「届出」で良いのではないか。

○新設合併については、現在、新設合併に伴う申請書の書式や「手引き」が公開されていない（新設合併の相談があれば、書式等を提供するというのが現在の行政庁のスタンス）ので、書式及び手引きの公開を求める。

○吸収合併、新設合併とも（行政庁は）定期提出書類を確認することで「監督」上、十分と考えて良いのではないか。

3．(1)②わかりやすい財務情報の開示

○「…また、当該残額が過少に評価されることは法令の趣旨に照らして適切ではなく、…」としているが、なぜ「適切ではなく」とするのか不明である。認定法 30 条では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。認定法 30 条のこの考え方は堅持されたい。

3．(1)② 財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成 （ア）

○全ての公益法人に対し「区分経理」を義務化するとされたが、「中小規模公益法人等」（規模の他、収益事業を実施していない法人、公益目的事業が一つの法人等、定義は要検討）には例外を設ける等、配慮をいただきたい。

認定法で規定している「区分経理」の本旨は、収益事業等に関する会計を、特別の会計として区分経理するものである。全ての公益法人に対して一律に区分経理を義務化するのではなく、「収益事業を実施していない「中小規模公益法人等」には、実務負担軽減の観点から、区分経理の例外とし、簡便な方法を検討いただきたい。「中小規模公益法人等」では、区分するための手間や煩雑な作業が発生し、区分経理に伴う会計ソフトの導入や改修、財務諸表の様式変更への対応等、多大な負担が強いられる。「経過措置」と「支援策」だけでは不十分である。特に、B/S 内訳表は、初めてとなる公益法人が多く、資産・負債個々の区分作業、「共用財産」の共用割合を計算する手間、年度ごとに異なる場合の対応等、P/L 内訳表よりも実務負担が大きく、特に B/S 内訳表は、例外等の格別の配慮をいただきたい。

3．(1)② 財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成 （イ）

○改正趣旨に賛同する。ただし、代替手段が、煩雑な作業や負担増をかえって招くこととならないよう十分な配慮を願いたい。

区分経理の義務化による内訳表の作成が、かえって煩雑な作業となることも考えられる。このため、P/L・B/S 内訳表での代替ありきで検討が進むことのないよう、定期提出書類自体と記載事項の簡素化の検討を、まず行っていただきたい。

3．(1)② 財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成 （ウ）

○「公益目的取得財産、公益目的事業財産の概念・定義をわかりやすく再整理する」という改正趣旨に賛同する。ついては、「別表H」について、改善、廃止も含めた見直しを、是非とも実現していただきたい。

「到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められる」との指摘は正しい。但し、B/S 内訳表を作成する場合、その前提として、「前年度末の公益目的事業に供する財産」は、控除対象財産 C(2)表及び公益目的保有財産表 C(3)表等に於ける数値を転用出来ることが重要である。また、これにより、前期末の「公益目的事業財産残額」を確定させ、加えて、前期末以降の複雑な公益目的増減差額の計算を不要とする等が B/S 内訳表を作成する場合に必要であると考える。

3．(1)③ア　一元的なプラットフォームの整備　(ア)

○公益認定申請書(変更認定申請書含む)および定期提出書類を閲覧請求等の手続きを介することなく簡便に閲覧、ダウンロードが可能となるよう設計されたい。

現状の「公益法人 Information」では認定申請書類を閲覧できず、内容を確認したい場合は情報公開制度による行政文書の開示請求による必要がある。また、定期提出書類は、「事業報告等の閲覧請求」による入手が可能であるが 1 回あたりの閲覧法人件数が限られており、別表関係は開示されていない。行政庁が得たデータはすべて、加工(個人情報を除く)されないまま市民が確認・入手できるようにしていただきたい。

法人の情報画面から、定期提出書類等が閲覧、ダウンロードが可能になることで、以下の効果が期待されると考える。

①公益認定を目指す法人にとって認定申請をする際の参考になり、申請書の作成が容易になる結果、認定申請件数の増加が期待できる。

②他の公益法人の内容をつぶさに把握できるため、自己の健全な法人運営のための法人同士の学び合いの場が実現される。

③細部が公開されることで各法人の透明性が向上し、その結果公益法人全体の信頼性が高まる。

3．(2)①　自律的ガバナンスの強化　(ア)

○一般法人法施行規則第 34 条第 2 項「事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。」とあり、また同施行規則同条同項第 2 号に「法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制運用状況の概要」とあり、「自律的ガバナンスの強化」と云う「自律性」に重きを置く観点からして、本件に関し現行以上の開示強化は不要ではないか。すなわち、内閣府令制定は不要ではないか。

以上

資料５

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

「最終報告」に関するアンケート

（2023 年 6 月実施分）

報告書

2023 年８月

公益財団法人公益法人協会

本冊子は、当協会の「公益法人」2023 voL.52 No.7 に掲載した 特集 「内閣府・公益法人制度に関する有識者会議最終報告をめぐって 「最終報告」に関するアンケート結果の報告 」 の集計後に寄せられた方々の御意見も含めた完成版でございます。同 No.7 号に記載しました通り、完成版が出来ましたので、改めてお目通し頂ければ幸いです。

目　次

Ⅰ　アンケートの概要---------- 3
１．本調査の背景 3
２．回答法人の概要 4
３．質問項目 4

Ⅱ　アンケート結果---------- 5
１．最終報告書全体の評価について 5
２．「２．より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために」（３頁）の内容について 9
(1)最終報告書3頁の「(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化」の内容について
(2)最終報告書5頁の「(2)柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化」の内容について
３．「３．より国民からの信頼・協力を得ていくために」（６頁）の内容について 13
(1)最終報告書7頁の「(1)透明性の一層の向上」の内容について
(2) 最終報告書9頁の「(2)法人の自律的なガバナンスの充実」の内容について
(3) 最終報告書 10 頁の「(3)行政による適正な事後チェック」の内容について
４．「４．民間による公益的活動の活性化のための環境整備」（1 頁）の内容について 19
５．その他ご意見、ご要望等について 21

Ⅲ　記述回答----------23

Ⅳ　資料----------42
１．アンケートの質問内容一覧 42
２．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告書 44

Ⅰ　アンケートの概要

１．本調査の背景

2022 年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、「経済財政運営と改革の基本方針 2022 年」の、「民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する」を受け、内閣府では、2022 年 9 月 29 日「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催を決定した。

上記有識者会議は、2022 年 10 月 4 日の第 1 回目から、5 月 30 日の第 11 回まで開催され、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活発化し、「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正および運用改善の方向性について議論が重ねられてきた。そして４月 28 日からの最終報告（案）に対するパブリックコメントを経て、６月２日に最終報告[1]が公表されるに至った。

これを受け（公財）公益法人協会では、最終報告の内容をもとに制度改正の意義、改正内容、今後の課題提起や質疑応答、意見交換を行う目的で、６月 19 日に特別報告会「「内閣府・公益法人制度に関する有識者会議」最終報告をめぐって」（協賛：野村證券㈱）を開催し、約 320 名(会場参加約 50 名、オンライン参加約 270 名)の方々にご参加いただいた。

本書は、特別報告会終了後、参加者に行った最終報告書に関するアンケートの結果について報告するものである。

ご回答いただいた皆様には、この誌面を借りて厚く御礼申し上げます。特別報告会の模様は https://youtube.com/live/5bgDgF8nlys からご覧いただけます。



報告会の様子
（6 月 19 日、アーバンネット大手町ビル）

★ 特 別 報 告 会 概 要 ★

・日時:6月19日(月)13:30 ～ 16:00
・会場:アーバンネット大手町ビル
（東京・大手町）
・次第
1 開 会 挨 拶　　理事長 雨宮 孝子
2 第1部報告
(1) 改革の意義及び基本的方向性
副理事長 鈴木 勝治
(2) 資金のより効果的な活用のための
財務規律の柔軟化・明確化
理 事　長沼 良行
3 第2部報告
(1) 柔軟・迅速な事業展開のための
行政手続の簡素化・合理化
相談室室長　上曽山　清
(2) より国民からの
信頼・協力を得ていくために
調査部長　竹井　豊
（上記2および3の報告者の肩書は、いずれも報告当時のものです。）
4 質疑応答

最後になりましたが、上記特別報告会の会場をお貸し頂いた野村證券株式会社様に御礼を申し上げます。

1　「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告の全文はⅣ.2.参照。

２．回答法人の概要

今回実施したアンケートの対象者は、6 月 19 日に「内閣府・公益法人制度に関する有識者会議」最終報告をテーマに開催した報告会にご参加下さった 321 名である。

6 月 20 日から 7 月 3 日にオンラインフォームによりアンケートを実施し、その結果、96 名(回答率 29.9%)から回答を得た(表 1)。

回答者の属性をみると、公益財団法人が圧倒的多数で 4 分の 3 弱を占めており、公益社団法人は 17 件(17.7%)、一般法人は 4 件(4.1%)、その他法人は 5 件(5.2%)であった。

参加者の皆様には、かなりのボリュームのある作業をお願いしたこと、それにもかかわらず短期間の間に、それに快く応じていただいたことに、心より感謝を末尾ながら申し上げる次第である。

表１　アンケート回答数・回答率

	回答数				
参加者数	321				
有効回答数	96(29.9)				
属性別回答数	公益社団	公益財団	一般社団	一般財団	その他
(回答者数に占める割合)	17 (17.7%)	70 (72.9%)	1 (1.0%)	3 (3.1%)	5 (5.2%)

３．質問項目

本アンケートは、有識者会議最終報告書の各セクションについて評価を聞き、それぞれの評価の理由についても自由に記述する方法で聞いた。質問内容および回答項目の詳細はⅣの１を参照されたい。

Ⅱ　アンケート結果

1. 最終報告書全体の評価について

表２は、最終報告書全体の評価について聞いたものである。同表によると、「大いに評価する」13 件および、「どちらかと言えば評価する」50 件を併せた肯定的評価は 63 件(65.6%)である。一方で、「評価しない」3 件および「どちらかと言えば評価しない」12 件を併せた否定的評価は 15 件(15.6%)にとどまったが、「評価が難しい」の 18 件(18.8%)を入れると 34.4%になる。

表2 最終報告書についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
大いに評価する	13	13.5
どちらかと言えば評価する	50	52.1
どちらかと言えば評価しない	12	12.5
評価しない	3	3.1
評価が難しい(何とも評価ができない)	18	18.8
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.1.参照)

◆大いに評価する（主な意見）
- ・もちろん積み残し課題はあるものの、多くの点で現状からの改善の道筋が示された。
- ・収支相償についての明確化。
- ・収支相償原則の柔軟化や行政手続きの簡素化・合理化を望んでいたから。
- ・財務3基準の一部の緩和や手続きの緩和により、本来やるべき公益目的事業に人員を回すことができる。(より多くの公益目的事業を行うことができるようになる)。
- ・「収支相償原則」について、中期的に収支均衡を図ることを明確化したこと、変更認定事項を届出化することなど、現行制度・運用の抱える問題点を一定見直し・検討を打ち出している点は評価できます。但し、今後の検討や法律・ ガイドライン等の具体的な内容が、課題解決につながるものになるかが重要であり注視が必要と考えます。

◆どちらかと言えば評価する（主な意見）
- ・改革への前向きな姿勢が見られる。
- ・規制緩和の方向性が示されているから。
- ・制度発足後、問題視されていた諸問題(特定費用準備資金の使い勝手の悪さ、定期報告添付書類の煩雑さ)を直視し、それを見直そうという姿勢を示していることは率直に評価したい。
- ・改革の意義、方向性については周知・広報に努め、対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図ってもらえる体制に進む状況となることは期待し評価できるが、時間がまだまだかかる案件も多く、その見通しは不透明であるから。
- ・財団運営の自由度が向上すると見込まれること。
- ・収支相償の範囲に借入返済や過去の赤字補填が認められる方向となったこと。
- ・様々な課題解決に向けた努力が伺える。
- ・収支相償について、少し自由度ができそうだから、反面区分ごとの会計など手間も増えそうな点は心

配。
・定期的な見直しを図る前提で、変えるべきところを、まず変えるというところは、評価できる。
・まだ何点かご指摘を踏まえ具体的な制度設計を検討するとありますので報告書は理想も含まれているのかと思いました。
・これから改善を希望する点は多々ありますが、現行制度開始後初めて前向きな対応姿勢が確認できたと感じるため。
・定期提出書類の別表の作成の簡略化について、特にＨ表の作成を無くし、別表Ｃから公益目的財産残額を集計すること、別表Ａ表の収支相償の中期的なとらえ方で赤字を繰り越すことというように、明言されていないのでもやもや感が非常に残った。1 年かけて会議を行ってもこの程度かとがっかりした。あと数年かかるのかもしれないという不安。ただ、見直すべきところがやっとわかってきたのかという感じでした。
・パブリックコメントをある程度反映している。
・有識者会議メンバーの構成、議論の経過を拝見して、限られた期間で、最終報告としてまとめられたこと。
・公益法人の活動の幅が広がるいい機会だと思ったため。
・公益法人サイドの声をようやく取り上げてくれているため。
・今後整理する項目が多いため判断を保留。
・公益法人がほぼ共通で抱える問題解決の一歩につながると思うから。
・これまで一度も見直しが行われなかった制度への不満・不備について、前進が見られたため。
・各セッションの時間が短く、全体的に駆け足であった。
・中間報告からは、進展あり。
◆どちらかと言えば評価しない（主な意見）
・改革のメリットについて、今のところ不明確な点が多いから。
・今回の公益法人改革は、社会的課題の取り組みを継続的・発展的に実施していけるよう「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪とする基本的な考え方のもと、検討が開始したものの、最終報告書ではその考え方に基づき、前向きな検討に取り組む姿勢が示された項目が一部あるものの、全体としては公益法人に事務的な負担を強いる内容が多く、今後の公益的活動の活性化に繋がるとは言い難い。
・現状の問題点が的確に捉えれていないように感じる。
・貸借対照表内訳表の作成等作業や手間が増える話が少なくない。
・限られた資産の中でまっとうに公益事業を行っている財団からすれば、事務負担が増えるだけ。
・公益財団の経理の実態を考慮せず、作成目的が不明なBSの区分表示を強制したため。
・制度改正の方向性が不明確で不十分なため。
・民間非営利組織を〝下請け〟的に使うという思想が見え隠れすること、加えて中期的に収支均衡すれば良いとのことであるが従来の単年度が5年間という期間においての収支均衡であって、本質は変わっていないと見受けられる。
・収支相償はなくしてほしかった。
・一見美しいが、少人数で運営している法人への考慮が欠けている面が否めず、且つ、株式会社の手法を一律で公益法人に当てはめようとしている点が散見される。
・未だ性悪説に立って柔軟性に欠けるため。
・収支相償原則を見直し、手続き等を柔軟化させるとのことだが、大幅に改善されるとは考えられない。
◆評価しない（主な意見）
・多少は、今より良くなりそうだが、会計書類が変更になるので、評価しない。会計書類が変更になると

いうことは、現在のものが全く意味がないということになる。今まで何をやらされてきたのか。現在の会計書類の欠陥をはっきり説明したうえで、会計書類を変更してほしい。出鱈目な改正は止めてほしい。
・改定する本質的な意味がわからない。
・中途半端な改定、中小法人に負担がかかる改定、根本的に何も変わらず、かえって複雑になる改定であるから。

◆評価が難しい（主な意見）
・テーマを広げすぎていて論点が明確になっていません。また、当面の課題の洗い出しができていません。
・実務上、どの程度負担が軽減され、自由度が上がるのか判断がつかないため。
・前進はしているかもしれないが、未だ不明確な点が多いことや複雑化するように思われるため。
・あまり大きく踏み込んだ内容でもない。
・財務3基準の抜本的な見直し、廃止には繋がらないように思われる。その一方で、随所で一層の規制緩和や手続きの簡略化に対する意志は伝わる記述も多い。但しそれが、具体的改革案として示されている項目が少ないため、本気度が分からない。簡素化を謳いながら BS、PL 内訳表の作成を原則的に義務付けるなど疑問符が付く記述もあることも本気度に？がつく要因である。
・実務的に対応の難しい区分経理がすべての法人に求められ、しかも負担軽減の認められる小規模法人の範囲が不明確なため。
・このような機会は大変ありがたいと思っていたのですが、小手先の修正をして、改革ということにはならないと思います。一部ありがたい変更もありますが、もっと大胆に物事を考えてほしかったと思います。
・個々のレベルにおいては、表面的にこれまでの制度や基準が緩和される余地が出たようであるが、それを認める場合の基準、方法、手続き等が全く見えず、かえって煩雑かつ労力と時間を有することになる可能性もあり、判断できない。

＜公益法人協会コメント＞

1．表 2 と同様に 5 段階評価で意見を聴取した、去る 2 月に実施した今回の最終報告書の前身である中間報告書の全体評価との対比は、表 3 のとおりである。

表3 中間報告書および最終報告書の全体評価の比較

回答項目	中間報告書		最終報告書	
①大いに評価する	19.5%	肯定的評価	13.5%	肯定的評価
②どちらかといえば評価する	56.6%	76.1%	52.1%	65.6%
③どちらかといえば評価しない	10.6%	否定的評価	12.5%	否定的評価
④評価しない	2.7%	13.3%	3.1%	15.6%
⑤評価が難しい	10.6%		18.8%	

表 3 に見る通り、肯定的評価合計額が中間報告の 76.1%から最終報告では 65.6%に下がるとともに、否定的評価合計額が 13.3%から、15.6%に上昇し、評価が難しいものが 10.6%から 18.8%に上昇している。このことが何を意味するかは厳密には難しく、更なるヒアリング等の調査を要すると思われるが、記述回答（評価の理由）の代表的な意見からは、以下のように推測される。

２．代表的な意見からの推測を試みると、中間報告より肯定的評価の比率が下がったとはいえ、６割近い法人が評価するとしている点は、「現行制度開始後初めて前向きな対応姿勢が確認できたと感じるため」、「積み残し課題はあるものの、多くの点で現状からの改善の道筋が示された。」、「収支相償についての明確化」、「改革への前向きな姿勢が見られる」、「財団運営の自由度が向上すると見込まれること」、「収支相償の範囲に借入返済や過去の赤字補填が認められる方向となったこと」並びに「様々な課題解決に向けた努力が伺える」等改革・改善への期待にあると思われる。

しかしながら、否定的評価が 15.6%に増加し、評価が難しいを入れると 34.4%に上る点は、次の諸点に主因があると思われる。

（１）（前略）社会的課題の取り組みを継続的・発展的に実施していけるよう「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪とする基本的な考え方のもと、検討が開始したものの、（中略）前向きな検討に取り組む姿勢が示された項目が一部あるものの、全体としては公益法人に事務的な負担を強いる内容が多く、今後の公益的活動の活性化に繋がるとは言い難い。

（２）小手先の修正をして、改革ということにはならないと考える。一部ありがたい変更もありますが、もっと大胆に物事を考えてほしいと思われる。

（３）実務的に対応の難しい区分経理がすべての法人に求められ、しかも負担軽減の認められる小規模法人の範囲が不明確なこと。

（４）公益財団の経理の実態を考慮せず、作成目的が不明な BS の区分表示を強制したため。

（５）会計書類が変更になるということは、現在のものが全く意味がないということになる。今まで何をやらされてきたのか。現在の会計書類の欠陥をはっきり説明したうえで、会計書類を変更すべきである。

（６）テーマを広げすぎていて論点が明確になっていない部分が多いこと。

（７）前進はしているかもしれないが、未だ不明確な点が多く、制度が複雑化することを懸念すること。

３． 肯定的評価が低下したとはいえ、60%弱をキープしたことは、公益法人の現行制度改正に対する真摯な期待の表れであり、当局に於かれては、この期待や信頼を裏切らないよう、今後の具体的な法改正作業等において、公益法人等からの意見を聞いて対応することが望まれると思われる。

否定的評価の増大は、今回の改正が今後の公益的活動の活性化に必ずしも繋がらない懸念を抱いていることによるものであり、抜本的な改正によるものではないことから、前向きな提言であっても、内容が複雑であり、法人側からの説明のための書類等の増大につながることを恐れていると思われる。

また、会計基準の変更については、日常の作業の基本部分の変更であり、また制度の根幹に触れる問題であることから、変更の意義や内容等を十分説明することが、それを納得して受け入れかつ、当局並びに制度に対する信頼につなげる重要な問題であると思われる。

2.「2. より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために」(3頁)の内容について

(1)最終報告書3頁の「(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化」の内容について

表4「(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	55	57.3
評価しない	11	11.5
評価が難しい	30	31.3
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.2.参照)

◆評価する (主な意見)

・収支相償について一定の柔軟化がみられ、また、5年という明確な基準をもって示されたため。

・現行の特定費用準備資金よりも使い勝手の良い新制度を創設することを率直に評価。今後、制度の具体化の過程で使い勝手が悪いものにならないよう、公益法人協会にはよく状況を注視していただきたい。

・「収支相償原則」、「遊休財産規制」等の柔軟化は評価する。「公益充実資金」については、現在の特費との違いが不明確であり、より明確な定義が必要と考える。

・利益を過去の公益事業の損失と相殺できることは、法人が継続していくためにいいと思います。

・当方も単年度黒字を回避するための策に苦慮するといった誤解が生じていたため、今回の中期的な均衡を明確にしていただくことは大変有意義です。

・公益充実資金の創設は使い勝手が良さそうで評価できる。

・柔軟になるのは有難いことだが、手続きが増えるのはできる限り避けたい。

・収支相償について、「過去の赤字が考慮されるという」等正常な考え方が導入されたため。

・公益充実資金の新設は大変ありがたいが、これまでのように様々な書類を作成・提出し、その後に厳しい審査を経なくては設置できないといったことがないようにしていただきたい。

◆評価しない (主な意見)

・貸借対照表内訳表の作成は、作業が煩雑になることと、物理的に難しい。「公益充実資金」や中期的な収支均衡もまだ不透明な部分が多く何とも言えない。

・遊休財産規制について何故1年分なのかが全く理解できない。公益法人協会が主張するような3年分にすれば、実現できるかわからない貸借対照表内訳表も作成する必要はなくなると思われるし、収支が安定しない財団でも対処が可能になると思われる。超過の際の申し開きも行政庁の定める様式に記載という一定の規律の枠に囲い込むということにつながり、かえって財団それぞれの事情をくみ取ってもらえなくなるリスクがあるかと思われる。ルール、規制を明確にするのは一見透明性を高めることになるように見えるが、かえって縛られることにもなることには注意すべきと思われる。それと、公益充実資金の創設は、漠然としすぎてわからない(大括りな設定といってもどの程度まで計画性が求められるかが分からず、特定費用準備資金との違いがだせるのかが分からない)。

・遊休財産上限額 (公益目的事業費 1 年相当分) の維持、貸借対照表内訳表の作成義務化、諸外国にはないと言われるいわゆる収支相償原則の維持などについては、あまり評価できない。

◆評価が難しい (主な意見)

・中期的な収支均衡、過去の赤字の通算は具体的な例示がないのでわからない。

・条件緩和の方向は見えるものの手続きの簡素化が図られるものとは感じえない。簡素化、合理化、柔軟化、迅速化など言葉の羅列だけで、実現には程遠いものとならないよう、基準を定めたうえで、法人の責任において実施できるような制度改革を期待する。
・期間が長くなっても結果的に収支相償を求められれば、猶予とはなっても経営上はあまり変わらない。
・公益充実資金については、名称を変えなくても従来からの規程で運用できるはずであり、そもそも名称変更は不要だと思われます。
・寄附者の意思確認を容易化することが明確になっていないため。
・公益法人である以上、一定の規律が必要と思われる一方、財務規律が活動の活性化を阻害する要因ともなり得ると考えるため。
・過去の赤字を考慮する点はようやく盛り込んで頂けたものとしていて評価します。公益充実資金については、今後の具体的な取り扱いが明らかにされないと、現行の特費、資産取得資金より使い勝手が悪くなることも懸念され、現時点では評価が難しいと思います。

＜公益法人協会コメント＞

「評価する」が「評価しない」を大幅に上回ったものの、「評価しない」と「評価が難しい」を合わせると４割強に上る（表４）。肯定的評価の中でも、「柔軟化の趣旨は歓迎するが、具体的な対応策を明示して欲しい」「役人の裁量権の極少化を図るべく、関係法令について具体的な表記をお願いしたい」「公益充実資金の新設は大変ありがたいが、これまでのように様々な書類を作成・提出し、その後に厳しい審査を経なくては設置できないといったことがないようにしていただきたい」などの意見もあった。また、否定的評価の中では、「遊休財産上限額（公益目的事業費１年相当分）の維持、貸借対照表内訳表の作成義務化、諸外国にはないと言われるいわゆる収支相償原則の維持などについては、あまり評価できない」「複数年度での収支相償も運用面で認められている状況なので敢えて改正する必要はないと思われる」という意見や、「具体的な取扱いが明らかにされていないので評価が難しい」という声が多かった。

公益目的事業の収入と費用について、中期的に均衡を図る趣旨を法律で明確化することや、公益目的事業全体で過去の赤字も含めた収支差に着目して均衡を判定するなど、従来と比べて一定の柔軟化・明確化が図られることとなったが、現段階では不明確な点も残っており、今後も法律改正までには公益法人当事者に対する丁寧な説明が求められよう。また、依然として従前の制度の一部は残ることから、それとの関係を矛盾や疑問が生じないように、現行制度との整合性を図り制度の再設計を行うとともに、府令、ガイドライン及びＦＡＱを制定する際には、再度広く意見募集に付すことが必要であろう。

(2)最終報告書5頁の「(2)柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化」の内容について

表5 「(2)柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	60	62.5
評価しない	10	10.4
評価が難しい	26	27.1
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.3.参照)

◆評価する (主な意見)
- ・変更認定事項の届出化は評価に価する。
- ・事業の再編・統合を認定でなく届出に簡素化されることを期待します。
- ・少し良い方向に行っている感じがあるため。
- ・方向性は評価できる。ただし、不明確な点があることは課題と考える。
- ・簡素化・合理化も望むところである。
- ・「認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化」することは評価する。実際に明確な基準が示されるのかどうか、公益法人協会にはよく状況を注視していただきたい。
- ・事務処理の省力化のため、行政手続きの簡素化・合理化は歓迎である。
- ・申請書類の作成負担が減ることを望む。
- ・チャート式など、手続がどれに該当するか迷わないくらいの判断基準を明示していただきたいです。
- ・時代の変化に伴う現活動の陳腐化や新たな考えに基づく施策を取り入れるため、認定変更を検討中であり、行政手続きの簡素化、合理化は大いに評価します。
- ・新しい事業展開が行いやすくなった。
- ・問題点を指摘しており、対策について具体的に記載しているため。
- ・収益事業参入の柔軟化に期待する。
- ・手続きの簡素化、合理化の方向性に異を唱えるものではないため。
- ・行政手続きが簡素化、合理化されることは時代の要請でもあると思う。
- ・合併手続きについて、消滅法人の事業を変更なく吸収合併により引き継ぐ場合の届出事項への改正検討は評価する。
- ・文面のとおり柔軟・迅速な行政手続きを期待します。
- ・現在変更認定申請(担当官からの要請)の準備中だが，担当官から「認定審査に必要な書類の倍くらいの資料を作成してもらう」と言われている。本来求められていない資料や書類を担当官のために作成することはかなりの負担であるため，改善を期待する。
- ・「認定」を受けなければ極めて些細な範囲であっても事業を変更できないというのは、時代錯　誤も甚だしい。
- ・社会環境に合わせて事業の再編等を行うことは、社会に必要とされる公益法人として当然のことです。変更認定に長期間待たされたり、変更認定のための書類を整える法人の労力はいかがなのもでしょう。社会のニーズに迅速に対応すべく簡素化、合理化には賛成します。

◆評価しない (主な意見)
- ・公益法人協会のパブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
- ・行政庁の都合より被監督側に立って改正を検討すべきである。

・どこからが認定で、どこまでが届出で済むのか未だ不明確。
・これからどんな制度になるかわからないが、報告書の内容からはあまり期待できない。
・「届出化の方向で検討する事例」の範囲があまりにも狭く、「事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない」変更はあくまで定款自治の範囲内であるという法人の自律的判断にゆだねるべきであると思料する。基準の明確化については期待したいところであるが、そこでまた「届出事項」 を狭く解釈されては困る。
・認定申請手続きの改正も重要だが、膨大な定期提出書類作成についても改正すべき。
・貸借対照表内訳を作成するなど、簡素化されたのかは疑問が残る。
・簡素化、合理化対象はあくまで例外、というスタンスを感じて適用しづらい。
・簡素化・合理化ではなく、適正な改正をしてもらったらよいだけのこと。

◆評価が難しい（主な意見）
・具体的にどう簡素化されるかまだわからない。また、BS 内訳書作成に関して、課題となりそうなため。
・いままでの煩雑で合理的でなかったところを明確にして、示してほしい。ごまかすな！！
・担当者の考え方、能力で偏りができてしまう。マニュアル化もかえって柔軟な対応を阻害する定期報告書の手引きがそのいい例。
・行政手続きについて、可能な限り簡素化していただきたい。
・簡素化、合理化、柔軟化、迅速化など言葉の羅列だけで、実現には程遠いものとならないよう、基準を定めたうえで、法人の責任において実施できるような制度改革を期待する。
・現状、特段の問題を感じていない。
・変更認定と変更届の線引きが曖昧。現行の変更認定は手間と時間がかかりすぎるため、手続きをもう少し簡便化してもらいたい。
・最終報告に記載する内容とは思えません。本来は行政側が内部で自ら改善すべき内容であると思います。
・エクセルシートによる定期報告は、公益認定等委員会側の不首尾により非常に使いづらいものでユーザーフレンドリーでないこと甚だしい。
・検討するということで、具体性がないので評価が難しい。
・方向性は間違っていないと思うが、具体的な運用が不明なため評価しかねる。
・報告書だけでは、簡素化といっても、それを担保するために別の手続きが必要となったり、事後報告でよいといって、実質的には事前相談が必須となり、それに時間をとられるのが現実という感がいなめないため。

＜公益法人協会コメント＞

変更認定申請・届出に係る手続きは法人にとって身近なものであり、かつ悩ましい問題である。時宜に応じた新たな事業を始めたい、あるいは事業の再編・統合を進めたいと考えている法人にとって、変更認定申請から届出化に向けての検討が行われる方向性については、おおむね６割が賛同・評価している（表５）。一方、どこまで簡素化・届出化となるのか懐疑的な声は多い。例えば、外形的に判断できるような基準とは言え、かえって柔軟な対応を阻害することになりはしないか、届出事項を狭く解釈されては困るといった警戒感である。

3.「3. より国民からの信頼・協力を得ていくために」(6頁)の内容について

(1)最終報告書7頁の「(1)透明性の一層の向上」の内容について

表6「(1)透明性の一層の向上」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	38	39.6
評価しない	22	22.9
評価が難しい	36	37.5
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.4.参照)

◆評価する (主な意見)

・財産目録の開示等については、透明性の向上が伺われる。
・定期提出書類の簡素化、小規模法人の区分経理の負担軽減に期待します。小規模法人の定義を明らかにしてほしい。
・方向性は評価できる。
・透明性は当然のこととはいえ、ポイントが整理された。
・日ごろから問題意識を持っている事項であり、明確化されるのは良いと思う。
・透明性確保は言うまでもないが、過度な情報開示要求は見直して頂きたい。
・変化に対応した対策が行えるよう記載しているため。
・この機会に、各法人が「ガラス貼り」の下で業務を行っているとの認識を再確認することは重要と存じます。
・時代の求める内容が関係するかと思います。
・活動の幅が広がる代わりには、透明性の向上は必須だと考える。
・定期提出書類等における各別表作成には苦労していたため，損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化していただけるのはありがたい。
・透明性の向上に異論はないが、財産目録等の公表は財団の規模によって差を設けたほうがよいと思う
・ガバナンスの重要性については社会一般に認識されるところであり、公益法人においてはより重い説明責任が求められるところであると考える。
・自律を重んじるなら情報開示は積極的に行うべきだと思います。法人をより理解してもらうチャンスでもあります。
・現行の定期提出書等における別表Hをはじめ各表は、できる限り損益計算書・貸借対照表等の既存財務諸表で代替ないし廃止など簡素化することを検討願いたい。

◆評価しない (主な意見)

・パブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
・透明性については行政庁や政府が自ら模範を示すべき項目である。
・当然に充実すべき項目であり、特にこの項目は一定の基準を定めたうえで、各法人が自らの責任において主体的に行うこととし、義務化すべきものではないと考える。
・当法人は最低限の人員で運営しており、開示情報の拡充に対応できるマンパワーの確保が困難である。
・貸借対照表の内訳表の作成には反対。別表 H の作成についても作成する意味は分かるが、法人が存続中に作成する意味がよく分かりません。

・普通の法人にとっては負担が増すだけ。
・財務規律を柔軟化する代わりにBSの区分表示を義務付けするのは、公益法人の経理実態を理解できていない行政側、会計士側の発想。別表Hがわかりにくいのであれば、それをわかりやすく入力しやすい表に改善するのが、あるべき改善の方向性だと思う。BSの区分表示を導入する目的について、そもそもの財務諸表利用者は誰なのか、それを行う事により公益法人側の実務が上手くいくのか、システム導入費用を公益法人が負担できるのか等を、多面的に時間をかけて議論してから行うべき。この改正によりBS区分表示を行う事で、公益法人側の業務負担や資金負担は格段に増加し、それに伴い、本来行うべき公益事業が減少することになれば本末転倒。
・H表を廃止するためにBS内訳表の作成を義務付けるのは本末転倒で、そもそも認定取消時に国等に帰属するべき財産額は控除対象財産を除いたもののはずで極めてシンプル。H表を廃止しても問題はなく、また作成負荷が重なるBS内訳表作成の義務化は報告書表題から逆行するものだ。
・税制優遇を受けるから透明性が必要なのではない。公益事業の使命に照らして必要な透明性を確保すべきである。社会的な要請にこたえる情報公開の充実の視点を持つべき。
・透明性の向上が必要であることは言うまでもないが、透明性向上による更なる管理体制（人員体制）強化は小規模法人としては大きな負担となる。
・全ての公益法人に貸借対照表の内訳表作成が求められる方向で検討が進められたため。
・全法人に貸借対照表内訳表作成を義務化することは評価できません。財務諸表は公正なる会計慣行に基づき、財務状況及び損益状況をわかりやすく情報開示するために作成する観点から議論されるべき。認定法に基づく行政庁への報告は確定決算にもとづく別途報告様式の工夫で解決するべきではないかと思う。事務負担を課して作成する貸借対照表内訳表が表す数値で具体的にどのように透明化が増進するのかもよくわかりません。現行の財産目録で十分ではないかと思う。別表Hについては、期末の概算計算でいいと思いますので、作成するとしても、現行別表C(2)末尾「公益3～6の合計値」と公益目的保有財産期末残高の合計を報告することとし、別表Hの作成はなくすような制度にしていただきたい。
・方向性は認めるが、中小の人員が限られる団体ではそのための業務負荷が発生するだけ。人的、経済的支援も含め明確な対応策を前提として提示すべき。
・貸借対照表内訳表の作成義務化により混乱や法人の事務負担の増大が見込まれるから。

◆評価が難しい（主な意見）
・全体として評価するが、BS・PL内訳表については、実際に作成できるのか、やってみないとわからない。定期提出書類の簡素化には大胆に取り組んでいただきたい。
・そもそも一般国民は公益法人って何をしていると思っている人がほとんど。国の公益法人のアピールが足りない。それも、自分たちでやりなさいということでしょうが。
・貸借対照表の区分化は困難であり、却って不正確になる可能性もあることから区分化は回避してもらいたい。
・人件費に余裕のない法人は、負担を強いられる。
・別表Hの廃止等、簡素化については歓迎。議論のあるBSの内訳表は、当協会は既作成で影響はない。
・言葉だけで何も具体的でない。
・透明性の向上に異を唱えるものではないが、あまり細かな点まで求められると作業負担およびリスクマネジメント上の課題が生じる。
・開示情報に関わる管理業務の負担が増えないようにお願いしたい。
・透明性向上は賛成するがそのために法人のコストが嵩むのは問題である。
・透明性の向上に対する情報公開は大いに賛成であるが、情報公開のために法人が新たな対応をすることで、大きな負担を負うことは避けてほしい。公益infoを利用し、充実を図ることが一番かと思う。

・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・中小法人としては対応が大変。
・総論賛成、各論反対。(現在、正味財産増減計算書の内訳表を作成しているが貸借対照表の内訳表は作成していない。)貸借対照表の内訳表を作成するとなると、各資産の案分も大変であるが、それだけでなく内訳レベルで財産残額まで合わせる必要があると思われるが、完全に一致させるのが困難(事務負担が大きい)と思われる。
・定期提出書類の簡素化につながるか現時点では不明。

＜公益法人協会コメント＞

本項目には多くのコメントが寄せられた。いずれも重要な論点であり、今後の検討過程において、積極的な意見提出を行っていきたいと考えている。

(1)最終報告書において「小規模法人等の負担軽減策」が追加されたことを評価する意見が多く、これは同時に「小規模法人等の負担軽減策」実現への期待感に繋がっている。小規模法人等の定義、負担軽減策の内容具体化が焦点である。

(2)BS・PL 内訳表の作成義務化については、多くの法人で困難、負担増加につながるとしている。

(3)別表 H の廃止を含めた見直し、定期提出書類の簡素化が望まれている。

(2) 最終報告書9頁の「(2)法人の自律的なガバナンスの充実」の内容について

表7「(2)法人の自律的なガバナンスの充実」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	45	46.9
評価しない	11	11.5
評価が難しい	40	41.7
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.5.参照)

◆評価する (主な意見)
・かなり評価できる。
・該当するところはないが改正の方向性には賛成です。
・よりガバナンス強化に努めたい。
・法人の自立性を重視すべきである。
・自主的な取組みが肝要で、現行以上の開示強化は不要。
・時節柄重要案件につき、評価しないことはありえないが、会計監査人必置基準が収益 100 億円…はもう少し対象を絞ってほしい。
・ある意味当然の流れだと思う。財団規模の違いに対する配慮を期待する。
・コンプライアンスの確保は大切。具体的にどのように自律的にガバナンスを充実させるのかを、解説等で示して頂きたい。
・自律的ガバナンスの強化は方向性としては正しいと考える。
・活動の幅が広がる代わりには、透明性の向上は必須だと考える。

・会計監査人を設置する範囲の拡大には賛成します。やはり財務面での規律は社会からの信頼を損なわないためにも必要なものと思います。

◆評価しない（主な意見）

・実体に合ったガバナンスとは思えない。
・監査機能の強化や評議員の選任なども推奨いただくのは結構であるが、このようなものが足かせとなり、事務の非効率化を招きかねないと危惧する。
・最終報告書で提示されている事項が本当の意味での自律的なガバナンスの充実につながるのか不明。形式だけ整えればそれでよい、との考え方が透けて見える。
・より多くの外部役員の法定が必要。
・普通の法人にとっては負担が増すだけ。
・自律的なガバナンスは、それ自身が目的ではなく積極的な事業活動と情報発信が機能するために不可欠なものである。事業報告書に記載すればよいというものではない。監査機能の強化といってもそもそも制度設計が株式会社の模倣で過剰すぎており公益法人の活動事態に即していない。
・既にガバナンスを強く意識した運営を行っており、さらなる充実を必要としていない。

◆評価が難しい（主な意見）

・方向性は評価できるが、外部監事が導入されることで、当法人の性質上、選任が難しくなる恐れがある。
・現行制度とあまり変わらないと考えている。
・専門的な分野に特化する法人は、どうしても、その専門分野に精通している人間を役員に置きたいところ。外部の人間を入れることは大切と思うが、努力目標ぐらいかと思う
・小規模の法人は対応が難しいと思う。
・自律的ガバナンスの強化は会社でも取り組まれてることでもっともだが、結局曖昧。監督官庁の検査等で確認するほかなく、自主的なガバナンス強化が今以上必要とは思わない。
・大規模、中規模、小規模各法人の定義がはっきりと分からないため、何とも言えないが、規模による段階的なルールは必要。
・好事例を公表してもらっても、財団規模にもより必ずしも当てはまらない感がする。
・そもそも公益財団の場合は代表理事や業務執行理事以外は「外部理事」の位置づけという考え方がある一方で、無給のボランティアで活動や運営を支えるという意味では代表・業務執行理事以外の理事も積極的にその運営や活動に参加している団体も多いと思われる。規制強化の感はいなめない。
・ガバナンスの充実に反対する人はいないが、外部理事などを導入しても実効性に疑問が残ると思う。
・ガバナンスは大切だが、個々の法人に任されるべきところも大いにあると思う。
・自律的なガバナンスの充実が求められることは公益法人として当然。会計監査人必置範囲の拡大を検討する中で、「必置でない法人に対して任意監査等の選択肢の提示」が実務上どの程度の強制力をもつのか疑問がある。
・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・中小法人としては対応が大変。
・ガバナンス強化の取り組みを発信することについて特に小規模財団への配慮を希望したい。必要レベルの設定や、好ましい事例などの紹介等。
・自律的ガバナンスはそれぞれの法人が考えることと思う。また、規模よって差を設けてはどうか。

＜公益法人協会コメント＞

趣旨に賛同するとのコメントが多い一方、ガバナンスは自律的であるべきとの意見も多く、個々の法人の実情に応じた取り組みが必要であると考える。今後、詳細について、行政庁と公益

法人双方にとって効率的な仕組みとなるよう検討していきたい。

(3) 最終報告書 10 頁の「(3)行政による適正な事後チェック」の内容について

表8 「(3)行政による適正な事後チェック」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	51	53.1
評価しない	11	11.5
評価が難しい	34	35.4
合　　計	96	-

評価の理由(全文はⅢ.6.参照)

◆評価する (主な意見)
- ・方向性は評価できる。
- ・正しく運営されている法人に3年ごとに調査に来るのは無駄。
- ・適正な事後チェックに於いては担当者による判断やばらつきをとにかくなくして欲しい。
  法人の自主性に任した運営を主軸に、監督官庁の適正な事後チェックにより改善が図ることが、あるべき姿であると思う。立入検査、監査を受けることは重要な事務であり、これをしっかりと機能させることがガバナンスの砦となるものと思う。
- ・不適切な活動を繰り返す法人に対して重点的な立入検査等が必要。
- ・定期的・網羅的な立ち入り検査の実施は是非見直してほしい。
- ・迅速な対応を求めたい。
- ・不祥事の多い法人について、重点的にチェックしてもらいたい。
- ・立入検査サイクル、変更認定申請の審査期間の改善を希望する。
- ・定期的、網羅的な立入検査の見直し自体は評価できる。
- ・「行政による適正な事後チェック」は方向性としては正しいと考える。
- ・立入検査の重点化及び事後チェックへの重点化は、大多数の法人にとっては、負担軽減につながるものと期待し、評価する。
- ・定期的な立ち入り検査は必要であると考えるが、実施する頻度については、適切な事業運営がなされているところは少なくしてもよいのではないかと考える。
- ・個々の財団の特性に合わせた実地検査の頻度などを検討いただきたい。一律でなく優良な運営であれば間隔をあけるなど。
- ・立入検査の重点化には賛成します。現行の立入検査のチェック項目なら法人の内部監査でも実施可能なものと思われます。
- ・現在の立入検査を見直し、問題を抱えている法人に対して実施する「立入検査の重点化」は評価できると考えます。
- ・法人の運営・事務負担において特段の悪影響がなさそうだから。なお、これに関連して、2006 年公益法人制度改革は他の一連の行政改革と同様に「事前規制から事後規制へ」という理念に基づいたものであったはずであるので(報告書の認識とは異なるようだが)、「本来の」改革理念に立ち返った適切な改正と運用が行われることを期待したい。

◆評価しない (主な意見)
- ・立入検査については、全ての公益法人を一律に検査するのではなく、至近の不祥事の事例から、メリ

ハリをつけて立入検査いただきたい。
・適正な事後チェックをするのであれば、認定すべきかどうかを行っていただきたい。
・事後チェックの重点化等の改革で、法人の負担が減るかどうか不明。
・イ(イ)の基本的な考え方を予め策定公表することで不適切事案の処分や罰則を強化する考え方には違和感を感じる。基本的な考え方は公益認定法の規定がまずあり、これまでも疑問点の多かったガイドラインやFAQに加え、さらに別の要素を重ねることになりはしないか疑問だ。また「策定」するのであれば、今回の有識者会議のような会議体・諮問機関を作ってそこでしっかりとした公開の議論を重ね、納得性の高い「基本的な考え方」「不適切事案に該当する行為等」をまとめていってほしい。
・そもそも行政庁の事後チェックはどれほど必要なのであろうか。日常的に作成が義務付けられている膨大な提出資料の作成は、そのための要員を必要とするため、公益法人の自律的な運営をそもそも阻害している。不適切事案とは違法行為のことではなさそうであり、「あるべき規範」に違反する行為ということのようである。不明確な「規範」によりますます行政が統制を強める ことになれば、民間による自律的で自由な活動が阻害される。

◆評価が難しい（主な意見）
・具体性が欠けている。
・公益法人にとって負担増にならないよう希望する。
・内容が抽象的で、実際にどのような運用になるのかが分からないと評価しようがない。
・行政による事後チェックの強化は必要と考えるが、一方でこのことは法人・行政ともに業務負担が増すこととなるので、それぞれの業務が効率的に行える改正をしてほしい。
・主に行政庁側の問題であり、法人側にはあまり影響がないのでは。
・立入検査重点化対象の判断基準を公表していただきたいと思います。
・立入検査や監督など、重箱の隅をつつくような法改正にならないよう留意いただきたい。
・行政による一定のチェック機能は必要だがその程度をどのくらいに設定するかが難しい。
・立入検査の実施を不適切事案の端緒をつかんだ法人に対してということは良い。個人裁量で指摘するなどの反省は大いに必要で、そのような立入検査は不必要。
・限られたリソースで、適正な事後チェックが可能なのか懸念が残る。
・適正な事後チェックは必要だと考えるが，あまり厳しいものであると法人側の負担が増えることを危惧する。
・今後の方向性は理解できた。
・誰しも否定できないレベルの内容にとどまっており、事後チェックの考え方、方法、基準などがクリアにならないとかえって現在以上に団体側の負担増や混乱の可能性がある。

4.「4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備」(11頁)の内容について

表9「4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備」の内容についての評価

回答項目	回答者数	割合(%)
評価する	42	43.8
評価しない	6	6.3
評価が難しい	48	50.0
合　　計	96	－

評価の理由(全文はⅢ.7.参照)

◆評価する (主な意見)
- 方向性は評価できる。
- 要点を整理し、優先順位を決めて取り組みたい。
- 公益信託を通して活動資金を信託することで、国民全体に公益活動が広がればよいと思う。税制優遇措置などの充実が図られると良いのではないか。
- DX に代表されるように世の中の進化は早く、公益法人も速やかかつ柔軟に世の案化の動きに追随できるようにするべき。
- 資金調達に苦労の絶えない小規模法人にとって、「出し手」の議論はあまり実感はわかないが、資金運用の足かせが大きな中規模以上の法人にとっては②の議論は重要な契機となるだろう。また小規模法人には②イの中に、非営利法人間の資金融通の流れが出来る環境整備のための議論も進めてほしい。
- 「民間による公益的活動の活性化のための環境整備」は大いに進めるべきである。
- 民間による公益目的活動の選択肢が増えることは良いことだと思う。
- 公益法人行政のDX化により、法人側の定期提出作成はもとより、行政側の事務の負担軽減が図られるように期待します。

◆評価しない (主な意見)
- 具体性が欠けていると思います。
- 国の威厳を示すような上から目線で何ができるのか。民間という言葉自体、見下げている。「市民」とかのほうが、現実的である。腐りきった官庁・政府でなない。
- 新しい民主(資本？)主義とは何なんですか？それを説明してから議論すべきでしょう。
- 民間で余っているお金があれば、公益目的にじゃんじゃん使ってもらっていい。
- 公益信託制度の改正はそれ自身の問題である。「民間による公益的活動活性化」とはほぼ関係しない。また、新しい資本主義の思想を反映して、公益法人による株式投資を制限付きで奨励しているように感じるがこれも公益法人活動の活性化とはまったく関係ない。

◆評価が難しい (主な意見)
- 説明がなかったので内容がわかりませんが，公益法人の埋蔵財産を吐き出させて経済活動の活性化に利用するような意図でないと思いたい。
- 詳細がまだわからないため。
- 手続のデジタル化については、ユーザーにとって利便性が「格段に」あがるように進めていただきたい。
- 公益目的出資等のガイドラインの具体的中身が分からないと評価しようがない。
- 公益的活動の民間参入は結構なことだと考えるが、一方で公からの補助金などにより事業自体が利潤

となってしまうような状況は回避すべきと考えます。
・わからない。
・「民間による」という言葉を記載する意味がわかりません。DX の推進、対話の推進等プラットホームの整備が事務の煩雑化につながらないよう、お願いします。
・DX やインパクト測定など、各法人の状況により選択できるなどの柔軟な対応をお願いしたいと思います。
・「新しい資本主義」のイメージがよくわからない。
・所管自治体から債権の購入についても厳しく制限されている中で、どこまでできるのか疑問。
・具体的な施策が分からないため、評価が困難。
・公益信託制度について理解できていない為。
・活動資産の確保に向けて有効な施策を希望する。
・記載されていることにより、具体的にどのような環境整備がなされるのかイメージがわきにくいため。
・人材の確保や賃金、労働時間などについて公益法人も非常に大変であることを理解いただきたい。インパクト測定は公益法人にはそぐわないと思っている。
・公益法人または公益信託いずれのビークルを選択するか検討する場合に、利用者がわかりやすい良い方向での一元化になることを期待する。
・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・現状の収益に関する制限等を考慮すると新しい資本主義に貢献できるような資産運用や出資は困難。DXについては、取り組む必要があると考える。
・新しい資本主義の真の意味が何かわからず、目指されているものがイメージできない。

5. その他ご意見、ご要望等について（全文はⅢ.8.参照）

・全く評価しない。現場に負担がかかることは一切しないでほしい。しなければいけないことはするが。会計ソフト入れ替え経費を負担してほしい、といったところで、税金で行われること。政府はなにも痛みを感じることはない。いまの公益認定制度は、根本から見直すべきである。時間をかけて。中途半端なことは止めてほしい。国は反省を明確に示してほしい。ダメな制度をいままで押し付けてきたのだから。また、これからも続けるのであるから。

・民間による公益的活動の活性化のためにやってはいけないことより、やっていいことをもっと前面に出すことが必要ではないでしょうか。

・推奨するという言葉やプラットホームの整備など義務を伴わないものとして考えていただきたい。このようなことは、結果、監督官庁から強いられることにつながるものになりかねないので、ガイドラインはあくまで標準のもので参考にすべきものとし、法令で定めるものと線引きを明確にしていただきたい。

・「新しい資本主義」と今回の「公益法人の改革」の流れがわからない。財界の一言で検討が始まったことのようであるが、経済団体の重鎮の属する大企業は公益法人を資産の移転先としか考えているのではないか？公益法人が蓄財しやすい団体となるような考えに与して改定を行う必要はない。

・小規模法人の定義を明確化して欲しいです。

・今後制度化されていく中で、意見の反映ができるようになるとありがたいと思います。

・繰り返しになるが、財務規律の柔軟化・明確化には制度の簡素化が何より必要である。貸借対照表の内訳表作成義務化は財務規律の柔軟化・明確化にはほとんど貢献しない。最終報告書で取り上げられていない事項で強く要望するのは公益法人制度の簡素化である。国家による複雑で検閲的な制度は改革の名に値しない。

・法人側でのガバナンスと情報公開の重要性は十分認識しているが、その努力が報われ、公益活動 の活性化や潤滑油につながる制度改革や規制緩和をもっともっと進めていただきたい。

・法人活動の自由度を増す方向で法改正が行われそうなのでその点については評価できる。

・論点整理の難しさのひとつとして、公益法人の規模の大中小と人員の制約があるのと推察しました。その場合には、規模の大中小を前提とした論旨の展開も考慮した論旨の展開があれば、一層分かり易いと思いました。

・当面収支相償の報告を行う上で、受取寄付金及び運用益（特に株式配当など）を判定要素から除外すること、公益事業のための借入返済を判定要素に追加することを検討頂きたく思います。

・定期提出書類の入力フォーマットを改善してもらいたい（入力しずらいし、判りにくい）

・今回のセミナーは大変勉強になりました。また機会があれば、参加させていただきたいと思います。

・今回全体を通して大変勉強になりました。情報共有の機会を増やしていただければ幸いです。ありがとうございました。

・いずれにしても、中小団体に負担がかかる改正は止めてほしい。今の内閣府の考え方では、何もできないのは明確である。

・公益法人への就職を希望する大学生など、次の世代へ積極的にアピールできる機会があると良いと思います。若者の公益事業への志は高いものを感じます。

・諸外国（情報が得やすい英米のみならず、我が国法体系に親和的な仏独など大陸法諸国）における制度や、我が国における他の法人制度とのバランス（他の法人形態に比べて規制が行き過ぎていないかなど）等にも目を向けながら、適切な制度設計をしていただきたい。

＜公益法人協会コメント＞

各種のご意見やご要望等が寄せられたが、要約すれば以下のとおりであり、日ごろから当協会が提言しているものも含まれており、今後のアドボカシー活動の参考とさせて頂きます。

（1）いまの公益認定制度は、根本から見直すべきである。時間をかけて行うべきであり、中途半端なことは止めてほしい。
（2）民間による公益的活動の活性化のためにやってはいけないことより、やっていいことをもっと前面に出すことが必要ではないか
（3）推奨するという言葉やプラットホームの整備など義務を伴わないものとして考えていただきたい。　(中略)、ガイドラインはあくまで標準のもので参考にすべきものとし、法令で定めるものと線引きを明確にしていただきたい。
（4）「新しい資本主義」と今回の「公益法人の改革」の流れがわからない。
（5）小規模法人の定義を明確化して欲しい。
（6）今後制度化されていく中で、意見の反映ができるようになるとありがたい。
（7）(前略) 強く要望するのは公益法人制度の簡素化である。
（8）法人側でのガバナンスと情報公開の重要性は十分認識しているが、その努力が報われ、公益活動の活性化や潤滑油につながる制度改革や規制緩和をもっともっと進めていただきたい。

Ⅲ　記述回答

注：記述回答の中には、特別報告会そのものに関する記述も含まれておりますが、そのまま記載させて頂いております。

１．「表２　最終報告書についての評価」の理由

（１）大いに評価する　（回答数 10 件）

・もちろん積み残し課題はあるものの、多くの点で現状からの改善の道筋が示された。
・収支相償についての明確化
・大きな意義があると評価いたします。
・改善するポイントについて非常に良くまとめられているため。
・現行法の矛盾を整理し、明快に纏めていただいた。
・状況がよくわかりました。
・収支相償原則の柔軟化や行政手続きの簡素化・合理化を望んでいたから
・今般の最終報告についての問題点・課題などを丁寧に説明していただいたこと。
・財務３基準の一部の緩和や手続きの緩和により、本来やるべき公益目的事業に人員を回すことができる。（より多くの公益目的事業を行うことができるようになる）。
・「収支相償原則」について、中期的に収支均衡を図ることを明確化したこと、変更認定事項を届出化することなど、現行制度・運用の抱える問題点を一定見直し・検討を打ち出している点は評価できます。但し、今後の検討や法律・ガイドライン等の具体的な内容が、課題解決につながるものになるかが重要であり注視が必要と考えます。

（２）どちらかと言えば評価する　（回答数 42 件）

・改革への前向きな姿勢が見られる
・規制緩和の方向性が示されているから
・まだ確定していない項目がある。
・収支相償等の見直しがあったため
・内閣府への申請がよりスムーズになるよう改正していただきたい
・網羅的に報告されていた
・制度発足後、問題視されていた諸問題（特定費用準備資金の使い勝手の悪さ、定期報告添付書類の煩雑さ）を直視し、それを見直そうという姿勢を示していることは率直に評価したい。
・定期提出書類の別表の作成の簡略化について、特に H 表の作成を無くし、別表 C から公益目的財産残額を集計すること、別表 A 表の収支相償の中期的なとらえ方で赤字を繰り越すことというように、明言されていないのでもやもや感が非常に残った。1 年かけて会議を行ってもこの程度かとがっかりした。あと数年かかるのかもしれないという不安。ただ、見直すべきところがやっとわかってきたのかという感じでした。
・少しでも制度の改善につながるかもしれないため。
・改革の意義、方向性については周知・広報に努め、対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図ってもらえる体制に進む状況となることは期待し評価できるが、時間がまだまだかかる案件も多く、その見通しは不透明であるから。
・改善の方向性がみられる
・財団運営の自由度が向上すると見込まれること
・収支相償の範囲に借入返済や過去の赤字補填が認められる方向となったこと。
・様々な課題解決に向けた努力が伺える
・当方の困りごとを解決するのに少なからず寄与するものです。
・収支相償について、少し自由度ができそうだから、反面、区分ごとの会計など手間も増えそう

な点は心配
・定期的な見直しを図る前提で、変えるべきところをまず変えるというところは、評価できる
・まだ何点かご指摘を踏まえ具体的な制度設計を検討するとありますので報告書は理想も含まれているのかと思いました。
・前向きな改善で評価する。
・改善への一歩と思われるため
・収支相償について見直しが行われたから
・パブリックコメントをある程度反映している。
・繁雑な部分も有るため改正できる点は改正してほしい。
・有識者会議メンバーの構成、議論の経過を拝見して、限られた期間で、最終報告としてまとめられたこと。
・これから改善を希望する点は多々ありますが、現行制度開始後初めて前向きな対応姿勢が確認できたと感じるため。
・改善に向かっているとは思われる。
・進展があったと認識しているため。
・現状の課題にある程度対応しているから
・改善の方向に進んでいる
・収支相償の考え方や行政手続きの簡素について、一定の進捗がみられること
・収支相償の緩和
・公益法人の活動の幅が広がるいい機会だと思ったため
・収支相償の運用についての改善がある
・公益法人サイドの声をようやく取り上げてくれているため
・今後整理する項目が多いため判断を保留
・財務規律の柔軟化が図られているから
・収支相償の面の前進
・公益法人がほぼ共通で抱える問題解決の一歩につながると思うから
・各法人業務・財務の実態に沿った中期的な収支均衡を求める内容となっているため
・これまで一度も見直しが行われなかった制度への不満・不備について、前進が見られたため。全体状況が理解できた。
・各セッションの時間が短く、全体的に駆け足であった
・中間報告からは、進展あり。

（3）どちらかと言えば評価しない　（回答数 12 件）
・改革のメリットについて、今のところ不明確な点が多いから。
・今回の公益法人改革は、社会的課題の取り組みを継続的・発展的に実施していけるよう「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪とする基本的な考え方のもと、検討が開始したものの、最終報告書ではその考え方に基づき、前向きな検討に取り組む姿勢が示された項目が一部あるものの、全体としては公益法人に事務的な負担を強いる内容が多く、今後の公益的活動の活性化に繋がるとは言い難い。
・現状の問題点が適格に捉えれていないように感じる
・貸借対照表内訳表の作成等作業や手間が増える話が少なくない。
・限られた資産の中で全うに公益事業を行っている財団からすれば、事務負担が増えるだけ。
・公益財団の経理の実態を考慮せず、作成目的が不明な BS の区分表示を強制したため。詳細は質問８の回答をご参照ください。（⇒ 財務規律を柔軟化する代わりに BS の区分表示を義務付けするのは、公益法人の経理実態を理解できていない行政側、会計士側の発想だと感じました。そもそも、別表 H がわかりにくいのであれば、それをわかりやすく入力しやすい表に改善するのが、あるべき改善の方向性だと思います。）

・制度改正の方向性が不明確で不十分なため。
・民間非営利組織を"下請け"的に使うという思想が見え隠れすること、加えて中期的に収支均衡すれば良いとのことであるが従来の単年度が５年間という期間においての収支均衡であって、本質は変わっていないと見受けられる。
・収支相償はなくしてほしかった
・一見美しいが、少人数で運営している法人への考慮が欠けている面が否めず、且つ、株式会社の手法を一律で公益法人に当てはめようとしている点が散見される。
・未だ性悪説に立って柔軟性に欠けるため
・収支相償原則を見直し、手続き等を柔軟化させるとのことだが、大幅に改善されるとは考えられない。

（４）評価しない　（回答数３件）
・多少は、今より良くなりそうだが、会計書類が変更になるので、評価しない。会計書類が変更になるということは、現在のものが全く意味がないということになる。今まで何をやらされてきたのか。現在の会計書類の欠陥をはっきり説明したうえで、会計書類を変更してほしい。出鱈目な改正は止めてほしい。
・改定する本質的な意味がわからない
・中途半端な改定、中小法人に負担がかかる改定、根本的に何も変わらず、かえって複雑になる改定であるから。

（５）評価が難しい（何とも評価ができない）　（回答数 13 件）
・テーマを広げすぎていて論点が明確になっていません。また、当面の課題の洗い出しができていません。
・実務上、どの程度負担が軽減され、自由度が上がるのか判断がつかないため。
・前進はしているかもしれないが、未だ不明確な点が多いことや複雑化するように思われるため。
・内容を十分理解していないため
・当協会に関係する部分があまり多くないため
・途中から視聴したため
・あまり大きく踏み込んだ内容でもない
・財務３基準の抜本的な見直し・廃止には繋がらないように思われる。その一方で随所で一層の規制緩和や手続きの簡略化に対する意志は伝わる記述も多い。但しそれが、具体的改革案として示されている項目が少ないため、本気度が分からない。簡素化をうたいながら BS, PL 内訳表の作成を原則的に義務付けるなど疑問符が付く記述もあることも本気度に？がつく要因である。
・実務的に対応の難しい区分経理がすべての法人に求められ、しかも負担軽減の認められる小規模法人の範囲が不明確なため。
・このような機会は大変ありがたいと思っていたのですが、小手先の修正をして、改革ということにはならないと思います。一部ありがたい変更もありますが、もっと大胆に物事を考えてほしかったと思います。
・未だ検討事項が多数あるため
・個々のレベルにおいては、表面的にこれまでの制度や基準が緩和される余地が出たようであるが、それを認める場合の基準、方法、手続き等が全く見えず、かえって煩雑かつ労力と時間を有することになる可能性もあり、判断できない。
・未確定の部分が多いから。

２．表４の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（１）評価する　（回答数 38 件）

・収支相償，遊休財産規制の見直し，公益充実資金の創設など趣旨は歓迎するが，具体的な対応策を明示して欲しい。
・中期（5 年）での収支相償はありがたい。
・収支相償と言葉の制限により事業の制約がかかるため
・収支相償について一定の柔軟化され、また、5 年という明確な基準をもって示されたため。
・柔軟化の方向は歓迎すべきである
・現行の特定費用準備資金よりも使い勝手の良い新制度を創設することを率直に評価。今後、制度の具体化の過程で使い勝手が悪いものにならないよう、公益法人協会にはよく状況を注視していただきたい。
・財務規律が前提となる表記がなされることで、税制改正の解説にも表記されてきている。
・「収支相償原則」、「遊休財産規制」等の柔軟化は評価する。「公益充実資金」については、現在の特費との違いが不明確であり、より明確な定義が必要と考える。
・利益を過去の公益事業の損失と相殺できることは、法人が継続していくためにいいと思います。
・役人の裁量権の極少化を図るべく、関係法令については、具体的な表記をお願いしたい。
・公益目的事業への取り組みを阻害する要因を除去してほしい
・当方も単年度黒字を回避するための策に苦慮するといった誤解が生じていたため、今回の中期的な均衡を明確にしていただくことは大変有意義です。
・公益充実資金の創設は使い勝手が良さそうで評価できる。
・柔軟になるのは有難いことだが、手続きが増えるのはできる限り避けたい
・中期的な収支均衡判定、公益充実資金創設を評価
・収支相償の柔軟化に期待する。
・中期的な収支均衡に見直すこと
・収支相償について、「過去の赤字が考慮されるという」等正常な考え方が導入されたため
・収支均衡を中期的に考えられるようになったことは評価できる。
・各法人により事情も異なりますので、幅の広い選択肢の検討をお願いします。
・ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む
・財務規律は公益である以上明確化がより必要と考える
・早期の法案成立および運用開始を望みます。
・長期的な視点で財務計画を立てることができるようになるため評価できる
・規制としては過度なものであったので、柔軟化されたことを評価する。
・各財団に自由な運営を委ねる施策を進めて欲しい
・コロナなどの突発的な状況に対応するには柔軟なものが必要
・昨今の社会情勢の変化の大きさや速さを考えると、各財務規律が 1 年で判断されるのは、厳しいと感じた。ある程度の柔軟化は必要だと感じた。
・公益充実資金の新設は大変ありがたいが，これまでのように様々な書類を作成・提出し，その後に厳しい審査を経なくては設置できないといったことがないようにしていただきたい。
・方向性は評価できる。具体的な利用制限がどうなるかにより活用に影響が出るので使いやすい制度を希望。
・「収支相償原則については、単年度の収支赤字を強いるものであるとの誤解」は、内閣府からの指導によるものと認識している。法令改正の趣旨からそれた指導が行われないことを要望する。
・極力明確な記述を期待する。
・中期的に均衡を図る収支相償の中期的は 5 年間とすることは妥当と思う
・質問２の回答に同じ。（⇒ 各法人業務・財務の実態に沿った中期的な収支均衡を求める内容となっているため）
・特定費用準備資金と資産取得資金を合わせた「公益充実資金」の創設は期待していますが、法

人の事業状況に合わせた柔軟で使い勝手の良いものとなるよう、改めて希望します。
・自由度を多く持たせて頂ければ色々と動きやすい。
・中期的な収支均衡の判定を、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行うこと、また柔軟な資金管理が可能となるように「公益充実資金（仮称）」を創設すること、またその積立を費用とみなす点は評価できると考えます。
・法令化まで早く進めてほしい。収支相償の呼称は改定すべきだと思う。
・特にありません。

（2）評価しない　（回答数 10 件）

・公益財団法人殿のパブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
・今までの反省を明確に示し、謝罪してほしい。いかに現場に負担をかけてきたのか。行政サイドの自己満足のためにやらされてきたことがいかに意味のないことであったのか。今までの硬直的で時間のかかる手続きに対して。
・新しい資本主義の内容がわからないので、評価できない。
・貸借対照表内訳表の作成は、作業が煩雑になることと、物理的に難しい。「公益充実資金」や中期的な収支均衡もまだ不透明な部分が多く何とも言えない。
・遊休財産規制について何故 1 年分なのかが全く理解できない。協会が主張するような 3 年分にすれば、実現できるかわからない貸借対照表内訳表も作成する必要はなくなると思われるし、収支が安定しない財団でも対処が可能になると思われる。超過の際の申し開きも行政庁の定める様式に記載という一定の規律の枠に囲い込むということにつながり、かえって財団それぞれの事情をくみ取ってもらえなくなるリスクがあるかと思われる（弊財団は今までもしっかりと担当官に実情を伝えたうえでご理解いただきながら対応ができている）。
ルール、規制を明確にするのは一見透明性を高めることになるように見えるが、かえって縛られることにもなることには注意すべきと思われる。
それと、公益充実資金の創設は、漠然としすぎてわからない（大括りな設定といってもどの程度まで計画性が求められるかが分からず、特定費用準備資金との違いがだせるのかが分からない）。以上からも、財務規律の柔軟化になっているか理解に苦しむ。
・財務規律の柔軟化・明確化には制度の簡素化が何より必要である。
・言葉遊びに過ぎず実態は変わらない。
・全体の評価と同じ（⇒ 未だ性悪説に立って柔軟性に欠けるため）
・いままでなぜ硬直、遅延な状態であったのか、明確に示したうえで、改定するべき。長期間、法人に多大な負担をかけていたわけで、謝罪をしてほしい。
・遊休財産上限額（公益目的事業費 1 年相当分）の維持、貸借対照表内訳表の作成義務化、諸外国にはないと言われるいわゆる収支相償原則の維持などについては、あまり評価できない。他方、いわゆる収支相償原則において過去の赤字の補填を認める方向性については、「現状よりは良さそう」という意味で一定の評価はできるが、詳細が不明・未確定であり、評価は困難である。

（3）評価が難しい　（回答数 21 件）

・関係法令改正の方向性が理解できません。
・詳細がまだ見えないところがあるため
・質問 2 の回答と同様（⇒ 当協会に関係する部分があまり多くないため）
・中期的な収支均衡　過去の赤字の通算は具体的な例示がないのでわかならい
・条件緩和の方向は見えるものの手続きの簡素化が図られるものとは感じえない。簡素化、合理化、柔軟化、迅速化など言葉の羅列だけで、実現には程遠いものとならないよう、基準を定めたうえで、法人の責任において実施できるような制度改革を期待する。
・一般会社会計からすると「収支相償」という言葉は違和感ありだったが、公益・非課税特権と

いう面からはやむを得ない概念と思います。複数年度での収支相償も運用面で認められている状況なので敢えて改正する必要はないと思われる。遊休資産保有制限もしかり。
・期間が長くなっても結果的に収支相償を求められれば、猶予とはなっても経営上はあまり変わらない
・公益充実資金については、名称を変えなくても従来からの規程で運用できるはずであり、そもそも名称変更は不要だと思われます。
・寄附者の意思確認を容易化することが明確になっていないため
・公益法人である以上、一定の規律が必要と思われる一方、財務規律が活動の活性化を阻害する要因ともなり得ると考えるため
・弊財団のように基本財産と特定資産の運用益しか収入の柱がない場合、その収入は市場環境の変動によって増減し、財団自身の努力で安定化させることは非常に難しい状況である。しかるに公益法人が守るべき財務規律においては『中期５年程度の期間なら収益は見通すことができるはずだ』との漫然とした前提が底辺にあり『支出は自身の努力で切り詰めるなり事業拡充するなり良きに計らえばよいではないか』との公益事業が簡単に縮小拡充できるとの現場無視の思想が底辺にあるようです。
・「公益充実資金」の具体的要件が未定であり、使い勝手がどの程度改善されるのか不明のため。
・パブコメのご意見の通りだと思いますが、税制優遇があるのだからという考え方自体がおかしい。公益事業をする上での税制優遇という規制の在り方ではないことは、全く変わりがない。特費についても認定等委員会のセミナーにも出たが、それでもあるところから、皆、使い方がわかっていないのではないかなどと言われたことがある。ならば今回の公益充実資金については認定等委員会に、本当にわかりやすい丁寧な説明をお願いしたい。寄付についても今後も意見していただきたい。
・過去の赤字を考慮する点はようやく盛り込んで頂けたものとしていて評価します。公益充実資金については、今後の具体的な取り扱いが明らかにされないと、現行の特費、資産取得資金より使い勝手が悪くなることも懸念され、現時点では評価が難しいと思います。
・長期的な事業運営の安定化に対する配慮がほしい。
・当財団には大きな資金がないため
・パブコメ意見２－６は非常に重要と考えます
・総花的な印象で詳細が掴みづらかった
・方向性は間違っていないと思うが、具体的な運用が不明なため評価しかねる。
・理由は質問２の回答に同じ。（⇒ 個々のレベルにおいては、表面的にこれまでの制度や基準が緩和される余地が出たようであるが、それを認める場合の基準、方法、手続き等が全く見えず、かえって煩雑かつ労力と時間を有することになる可能性もあり、判断できない。）目まぐるしく変化する現実の社会の事業環境を理解した上で現実的に活用できる制度を構築してほしい。
・わからない

３．表５の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（１）評価する　（回答数 41 件）

・変更認定事項の届出化は評価に価すると思います。
・事業の再編・統合を認定でなく届出に簡素化されることを期待します。
・少し良い方向に行っている感じがあるため
・再認定から変更申請にしていただくことで、より事業の拡充に繋がるため
・方向性は評価できる。ただし、不明確な点があることは課題と考える。
・簡素化・合理化も望むところである
・「認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化」することは評価する。実際に明確な基準が示されるのかどうか、公益法人協会にはよく状況を注視していただきたい。
・事務処理の省力化のため、行政手続きの簡素化・合理化は歓迎である。

・申請書類の作成負担が減ることを望む。
・チャート式など、手続がどれに該当するか迷わないくらいの判断基準を明示していただきたい。
・中期的な収支均衡を重視し、より有意義な公益活動を支援していただきたい
・手続きが簡便化することは歓迎。オンライン申請等も導入されており当局側の処理・認可が迅速になればよい。
・時代の変化に伴う現活動の陳腐化や新たな考えに基づく施策を取り入れるため、認定変更を検討中であり、行政手続きの簡素化、合理化は大いに評価します。
・記載されている内容はまさにその通りなので、その方向に向かって具体的な改革を進めて欲しい。
・新しい事業展開が行いやすくなった
・問題点を指摘しており、対策について具体的に記載しているため
・収益事業参入の柔軟化に期待する。
・手続きの簡素化、合理化の方向性に異を唱えるものではないため
・認定事項と届出事項の具体的な基準の明確化すること
・ガイドライン、FAQ にも問題のあるものが多いので、関係法令と一体的・整合的に改正されるよう要望いたします。
・認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化する方向で検討が進むこととなったため
・行政手続きが簡素化、合理化されることは時代の要請でもあると思う。
・独自性にも配慮してください。
・変更認定または変更届出の判断基準について外形的に判断できるような明確な基準策定の検討は評価します。合併手続きについても、消滅法人の事業を変更なく吸収合併により引き継ぐ場合の届出事項への改正検討は評価します。
・質問 4 と同様（⇒ ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む）
・さらに行政手続きは簡便が望ましい
・ぜひ行政手続きの簡素化への取り組みを推進してほしいです
・行政手続きの見直しにより、より簡素化、迅速化となるため
・公益法人の申請における書類業務が煩雑だったので、正しい判断だと思う。一層の効率化やIT化を望む。
・文面のとおり柔軟・迅速な行政手続きを期待します。
・もっと簡素化してほしいと思うが、その方向性は評価する
・行政手続きの簡素化についても、質問 4 の理由欄同様（⇒ 昨今の社会情勢の変化の大きさや速さを考えると、各財務規律が 1 年で判断されるのは、厳しいと感じた。ある程度の柔軟化は必要だと感じた。）、社会情勢の変化に対応するためには必要と考える。
・現在変更認定申請（担当官からの要請）の準備中だが，担当官から「認定審査に必要な書類の倍くらいの資料を作成してもらう」と言われている。本来求められていない資料や書類を担当官のために作成することはかなりの負担であるため，改善を期待する。
・「認定」を受けなければ極めて些細な範囲であっても事業を変更できないというのは、時代錯誤も甚だしい。
・社会環境に合わせて事業の再編等を行うことは、社会に必要とされる公益法人として当然のことです。変更認定に長期間待たされたり、変更認定のための書類を整える法人の労力はいかがなのもでしょう。社会のニーズに迅速に対応すべく簡素化、合理化には賛成します。
・上記同様、自由度が高くなると活動の幅を広げられる。
・point が明確であった
・変更認定事項の届出化に向けた検討は評価できますが、今後の検討にあたって、届出事項の具体的な基準を明確化し、認定事項との判断基準が曖昧にならないようにしてもらいたい。
・未確定な部分もあるが、全体的には法人の事務負担軽減に資するように見受けられるから。
・特になし(2 件)

（2）評価しない　（回答数 10 件）

・公益法人協会殿のパブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
・行政庁の都合より被監督側に立って改正を検討すべきである。
・どこからが認定で、どこまでが届出で済むのか未だ不明確
・これからどんな制度になるかわからないが、報告書の内容からはあまり期待できない。
・「届出化の方向で検討する事例」の範囲があまりにも狭く、事例はそもそも届出で済む範囲内ではないか？「事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない」変更はあくまで定款自治の範囲内であるという法人の自律的判断にゆだねるべきであると思料する。（イ）については明確化を期待したいところであるが、そこでまた「届出事項」を狭く解釈されては困る。
・認定申請手続きの改正も重要だが、膨大な定期提出書類作成についても改正すべき。
・貸借対照表内訳を作成するなど、簡素化されたのかは疑問が残る
・簡素化、合理化対象はあくまで例外、というスタンスを感じて適用しづらい。
・具体性に欠けるため
・簡素化・合理化ではなく、適正な改正をしてもらったらよいだけのこと。何をもって何をしたいのかわからない。

（3）評価が難しい　（回答数 20 件）

・具体的にどう簡素化されるかまだわからない。また、BS 内訳書作成に関して、課題となりそうなため。
・いままでの煩雑で合理的でなかったところを明確にして、示してほしい。ごまかすな！！
・担当者の考え方、能力で偏りができてしまう。マニュアル化もかえって柔軟な対応を阻害する定期報告書の手引きがそのいい例
・行政手続きについて、可能な限り簡素化していただきたい。
・わからない
・質問４と同じく（⇒ 条件緩和の方向は見えるものの手続きの簡素化が図られるものとは感じえない。）、簡素化、合理化、柔軟化、迅速化など言葉の羅列だけで、実現には程遠いものとならないよう、基準を定めたうえで、法人の責任において実施できるような制度改革を期待する。
・現状、特段の問題を感じていない。
・変更認定と変更届の線引きが曖昧。現行の変更認定は手間と時間がかかりすぎるため、手続きをもう少し簡便化してもらいたい。
・最終報告に記載する内容とは思えません。本来は行政側が内部で自ら改善すべき内容であると思います。
・変更認定事項の届出化など、さらに踏み込んだ簡素化を期待したい
・エクセルシートによる定期報告は、公益認定等委員会側の不首尾により、非常に使いづらいもので、ユーザーフレンドリーでないこと甚だしい。
・「最終報告書」について、なお検討中のため。
・簡素化、合理化の明確化の明確化について、具体的な内容がわからないと何とも言えない。
・検討するということで、具体性がないので評価が難しい。
・事業の変更実績および、今後も予定がないため
・パブコメ意見 2－86 や 2－89 が不透明のため
・簡素化という方向はよいと思うが、内容が不明確
・当面、変更認定、合併等の予定がないため
・方向性は間違っていないと思うが、具体的な運用が不明なため評価しかねる。
・報告書だけでは、簡素化といっても、それを担保するために別の手続きが必要となったり、事後報告でよいといって、実質的には事前相談が必須となり、それに時間をとられるのが現実という感がいなめないため

４．表６の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（１）評価する　（回答数 19 件）

・財産目録の開示等については、透明性の向上が伺われると思います。
・定期提出書類の簡素化，小規模法人の区分経理の負担軽減に期待します。小規模法人の定義を明らかにしてほしい。
・少し良い方向に行っている感じがあるため
・方向性は評価できる。
・透明性は当然のこととはいえ、ポイントが整理された
・日ごろから問題意識を持っている事項であり、明確化されるのは良いと思う。
・透明性確保は言うまでもないが、過度な情報開示要求は見直して頂きたい
・変化に対応した対策が行えるよう記載しているため。
・この機会に、各法人が「ガラス貼り」の下で業務を行っているとの認識を再確認することは重要と存じます。
・時代の求める内容が関係するかと思います。
・質問 4 と同様（⇒ ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む）
・活動の幅が広がる代わりには、透明性の向上は必須だと考える。
・財務情報に留まらない KPI の公開などは公益法人にも必要かと思う。小規模の上場企業程度のステークホルダリレーションはあっても良いのではないか。
・定期提出書類等における各別表作成には苦労していたため，損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化していただけるのはありがたい。
・透明性の向上に異論はないが、財産目録等の公表は財団の規模によって差を設けたほうがよいと思う
・ガバナンスの重要性については社会一般に認識されるところであり、公益法人においてはより重い説明責任が求められるところであると考える。
・自律を重んじるなら情報開示は積極的に行うべきだと思います。法人をより理解してもらうチャンスでもあります。
・ガバナンスの充実等は重要であり評価できるが、当機構においては既に対応しており、特段影響はないと思われる。
・現行の定期提出書等における別表Hをはじめ各表は、できる限り損益計算書・貸借対照表等の既存財務諸表で代替ないし廃止など簡素化することを検討願いたい。

（２）評価しない　（回答数 20 件）

・国民はこのような事に注目していないと思う。
・公益財団法人殿のパブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
・〇〇〇〇のような、公益性を手玉に取ったような財団を認定しているような透明性のない、国民から信頼を受けていない、内閣府の行う、公益認定制度は、これからも国民の信頼を得ることはない。
・透明性については行政庁や政府が自ら模範を示すべき項目である。議員をはじめ公務員は１円から領収書を必要とすべきである。
・当然に充実すべき項目であり、このように記載していることが恥ずかしい。特にこの項目は一定の基準を定めたうえで、各法人が自らの責任において主体的に行うこととし、義務化すべきものではないと考える。
・当法人は最低限の人員で運営しており、開示情報の拡充に対応できるマンパワーの確保が困難である。
・貸借対照表の内訳表の作成には反対です。別表 H の作成についても作成する意味は分かるが、法人が存続中に作成する意味がよく分かりません。
・普通の法人にとっては負担が増すだけ

・財務規律を柔軟化する代わりに BS の区分表示を義務付けするのは、公益法人の経理実態を理解できていない行政側、会計士側の発想だと感じました。そもそも、別表 H がわかりにくいのであれば、それをわかりやすく入力しやすい表に改善するのが、あるべき改善の方向性だと思います。BS の区分表示を導入する目的について、そもそもの財務諸表利用者は誰なのか、それを行う事により公益法人側の実務が上手くいくのか、システム導入費用を公益法人が負担できるのか、等を多面的に時間をかけて議論してから行うべき話だと思いました。
BS 区分表示が何を目的とした改正なのか、誰のための改正なのかが見えてきません。本当に「公益活動を滞りなく行うための改正」なのでしょうか。この改正により BS 区分表示を行う事で、公益法人側の業務負担や資金負担は格段に増加します。それに伴い、本来行うべき公益事業が減少することになれば本末転倒です。一般法人に四半期開示を強制して企業の経理部、企画部の考える時間を奪い、結果として長期的な企業競争力を落とした事と同じ轍を踏むような気がしてなりません。本来あるべき目標を俯瞰した報告書の作成を望みます。
・H 表を廃止するために BS 内訳表の作成を義務付けるのは本末転倒で、そもそも解散時に国等に帰属するべき財産額は控除対象財産を除いたもののはずで極めてシンプル。H 表を廃止しても問題はなく、また作成負荷が重なる BS 内訳表作成の義務化は報告書表題から逆行するものだ。
・税制優遇を受けるから透明性が必要なのではない。公益事業の使命に照らして必要な透明性を確保すべきである。社会的な要請にこたえる情報公開の充実の視点を持つべき。
・透明性の向上が必要であることは言うまでもないが、透明性向上による更なる管理体制（人員体制）強化は小規模法人としては大きな負担となるため。
・全ての公益法人に貸借対照表の内訳表作成が求められる方向で検討が進められたため
・全法人に貸借対照表内訳表作成を義務化することは評価できません。財務諸表は公正なる会計慣行に基づき、財務状況及び損益状況をわかりやすく情報開示するために作成する観点から議論されるべきで、財務 3 基準や別表 H の代替の理由で議論することは観点が違うのではないかと思います。公正な納税のために、確定決算にもとづく税務申告書を作成するのと同様に、認定法に基づく行政庁への報告は確定決算にもとづく別途報告様式の工夫で解決するべきではないかと思います。事務負担を課して作成する貸借対照表内訳表が表す数値で具体的にどのように透明化が増進するのかもよくわかりません。現行の財産目録で十分ではないかと思います。
別表 H については、期末の概算計算でいいと思いますので、作成するとしても、現行別表 C（２）末尾「公益３～６の合計値」と公益目的保有財産期末残高の合計を報告することとし、別表 H の作成はなくすような制度にして頂きたく思います。
・この件に限らず、負荷を求める内容は避けて欲しい（内向きな業務を増やさず公益事業に専念できる環境にして欲しい）。
・貸借対照表内訳表の作成を求めるなど手続きの簡素化に反している
・言葉としては耳に心地よいが、現状をどう評価して一層の向上をと指向しているのか、よくわからない
・いままで不透明であったのか。わからない。これからも不透明なところは変わらないでしょう。全く公益法人としてふさわしくない法人がなぜ認定されているのか、透明性をもって説明していただきたい。
・方向性は認めるが、中小の人員が限られる団体ではそのための業務負荷が発生するだけ。人的、経済的支援も含め明確な対応策を前提として提示すべき。
・貸借対照表内訳表の作成義務化により混乱や法人の事務負担の増大が見込まれるから。

（３）評価が難しい　（回答数 24 件）

・全体として評価するが、BS・PL 内訳表については、実際に作成できるのか、やってみないとわからない。定期提出書類の簡素化には大胆に取り組んでいただきたい。
・そもそも一般国民は公益法人って何をしているの？怪しい会社だよねと思っている人がほとんどだと思う。直接、間接にかかわりある人は一部分の公益法人については理解しているが、国

の公益法人のアピールが足りない。それも、自分たちでやりなさいということでしょうが。
・貸借対照表の区分化は困難であり、却って不正確になる可能性もあることから区分化は回避してもらいたい。
・わからない
・人件費に余裕のない法人は、負担を強いられます。
・別表 H の廃止等、簡素化については歓迎。議論のある BS の内訳表は当協会は既作成で影響はない。
・言葉だけで何も具体的でない。
・透明性の向上に異を唱えるものではないが、あまり細かな点まで求められると作業負担およびリスクマネジメント上の課題が生じる。
・各論賛成だが、BS の内訳表は何のために必要なのか理解できない
・開示情報に関わる管理業務の負担が増えないようにお願いしたい
・透明性については現行で充分配慮されていると思う。
・透明性向上は賛成するがそのために法人のコストが嵩むのは問題である。
・質問２．と同旨（⇒ 実務的に対応の難しい区分経理がすべての法人に求められ、しかも負担軽減の認められる小規模法人の範囲が不明確なため。）
・透明性の向上に対する情報公開は大いに賛成である。しかし、情報公開の重要性を言い続けて具体的に出来てこなかったことは無しにせず、十分な反省を持って対応していただきたいことと、情報公開のために法人が新たな対応をすることで、大きな負担を負うことは避けてほしい。公益 info を利用し、充実を図ることが一番かと思います。
・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・国民のそもそもの理解度に差があるため。
・中小法人としては対応が大変
・関係法令の改正も必要だが、表現の具体性を持たせ、理解が深まるようにしてほしい
・柔軟性の向上を考えたときに矛盾するところもでてしまうのではないか
・総論賛成、各論反対。（現在、正味財産増減計算書の内訳表を作成しているが貸借対照表の内訳表は作成していない。）貸借対照表の内訳表を作成するとなると、各資産の按分も大変であるが、それだけでなく内訳レベルで財産残額まで合わせる必要があると思われるが、完全に一致させるのが困難（事務負担が大きい）と思われる。
・B/S、P/L 内訳表は例年作成しており、特に影響が無いため
・定期提出書類の簡素化につながるか現時点では不明。
・具体的なイメージがつかみ切れなかった。（弊連盟にとって現状と変わりなしか？）
・point が掴みずらかった

５．表７の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（１）評価する　（回答数 25 件）

・かなり評価できると思います。
・該当するところはないが改正の方向性には賛成です。
・公益財団法人殿のパブコメ意見を引き続き、主張いただきたい。
・よりガバナンス強化に努めたい
・質問８の回答と同様（⇒ 日ごろから問題意識を持っている事項であり、明確化されるのは良いと思う。）
・法人の自立性を重視すべきである。
・自主的な取組みが肝要で、現行以上の開示強化は不要
・時節柄重要案件につき、評価しないことはありえないが、会計監査人必置基準が収益 100 億円…はもう少し対象を絞ってほしい。
・ある意味当然の流れだと思う。財団規模の違いに対する配慮を期待する。

・コンプライアンスの確保は大切。具体的にどのように自律的にガバナンスを充実させるのかを、解説等で示して頂きたい。
・自律的ガバナンスの強化は方向性としては正しいと考えるから
・法人の規模が関係するかと思います。
・質問 4 と同様（⇒ ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む）
・活動の幅が広がる代わりには、透明性の向上は必須だと考える。
・公益法人としては当然のことである
・概ね評価するが、評議員の選任について「評議員選任員会」の設置の推奨の「推奨」のレベル感がどの程度であるのかが気になる。（小規模法人でなくても選任委員会はなくてもいいのか？等）
・理事会・監事等の機能、会計監査機能等の内容については弊法人においては既に導入済みであることから
・会計監査人を設置する範囲の拡大には賛成します。やはり財務面での規律は社会からの信頼を損なわないためにも必要なものと思います。
・必要なことと認識している
・当機構においては既に対応しており、特に影響はないと思われる。
・あえて評価するものではないが、方向性としては当然の内容であるため。
・推奨とはなっていますが、不当な関与を排除する方策として「評議員選定委員会」を設けて候補を選任すること等が掲げられています。しかし、現実の法人運営の中で委員会を設置・運営することは、業務上負担も多く現実的ではないと考えます。
・趣旨に賛同でき、現状でも法人の運営・事務負担において特段の悪影響もなさそうだから。
・特になし(2 件)

（2）評価しない　（回答数 11 件）
・実体に合ったガバナンスとは思えない。
・○○○○のような、不祥事を何回しても認定が問題にならないようなことがあるのに、ガバナンスもなにもあったものでない。内閣府は認識をすべきである。なにをもってガバナンスの充実というのか、○○○○を事例に、示していただきたい。
・「一部の法人において、・・・見受けられた」ことを理由に、機能強化を図ることは正しいことでしょうか。その考え方が事務の煩雑化を招くものではありませんか。見受けられた場合は、厳しく処罰していけばよろしいのではありませんか。監査機能の強化や評議員の選任なども推奨いただくのは結構ですが、このようなものが足かせとなり、事務の非効率化を招きかねないと危惧します。
・最終報告書で提示されている事項が本当の意味での自律的なガバナンスの充実につながるのか不明。形式だけ整えればそれでよい、との考え方が透けて見える。
・より多くの外部役員の法定が必要
・普通の法人にとっては負担が増すだけ
・自律的なガバナンスは、それ自身が目的ではなく積極的な事業活動と情報発信が機能するために不可欠なものである。事業報告書に記載すればよいというものではない。監査機能の強化といってもそもそも制度設計が株式会社の模倣で過剰すぎており公益法人の活動事態に即していない。
・既にガバナンスを強く意識した運営を行っており、さらなる充実を必要としていないため
・質問８の意見と同じ。(⇒ この件に限らず、負荷を求める内容は避けて欲しい（内向きな業務を増やさず公益事業に専念できる環境にして欲しい)。)
・ガバナンスの充実は必要と考えるが、運用・チェックは各団体に任せるべき
・これを適用すれば、公益法人として成り立たない法人があるはず。これを認定している機関にも問題がある。

（３）評価が難しい　（回答数 24 件）

・詳細がまだわからないため
・方向性は評価できるが、外部監事が導入されることで、当法人の性質上、選任が難しくなる恐れがある。
・現行制度とあまり変わらないと考えている。
・専門的な分野に特化する法人は、どうしても、その専門分野に精通している人間を役員に置きたいところ。外部から招くと報酬が発生したり、小規模法人は大丈夫か？外部の人間を入れることは大切と思うが、努力目標ぐらいかと思う
・わからない
・小規模の法人は対応が難しいと思います。
・自立的ガバナンスの強化は会社でも取り組まれてることでもっともだが、結局曖昧。監督官庁の検査等で確認していただくほかなく、自主的なガバナンス強化が今以上必要とは思わない。
・大規模、中規模、小規模各法人の定義がはっきりと分からないため、何とも言えないが、規模による段階的なルールは必要。
・好事例を公表してもらっても、財団規模にもより必ずしも当てはまらない感がします
・貸借対照表内訳表について再検討を希望する。
・そもそも公益財団の場合は代表理事や業務執行理事以外は「外部理事」の位置づけという考え方がある一方で、無給のボランティアで活動や運営を支えるという意味では代表・業務執行理事以外の理事も積極的にその運営や活動に参加している団体も多いと思われる。特に資金規模が小さな団体ではなおさら後者の側面が強く、株式会社を模した「外から監督する」という感覚の理事の設置を義務付けることは、違和感を感じる団体も多いのではないか？規律という意味では認定基準やそれ以前の非営利法人の定款認証の段階でクリアになっていると考えられるので、規制強化の感はいなめない。
・ガバナンスの充実に反対する人はいないと思うが、外部理事などを導入しても実効性に疑問が残ると思う。
・「最終報告書」について、なお検討中のため。
・ガバナンスは大切だが、個々の法人に任されるべきも大いにあると思うので、外から法人のガバナンスに強い規制を設けすぎることには個人的には反対である。ただ、今回の最終報告にある内容はすでに公益法人としての基本であるので問題ないと思う。
・自律的なガバナンスの充実が求められることは公益法人として当然と思いますが、会計監査人必置範囲の拡大を検討する中で、「必置でない法人に対して任意監査等の選択肢の提示」が実務上どの程度の強制力をもつのか疑問があり、評価が難しい。
・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・中小法人としては対応が大変
・自立ガバナンスはり理想の形だが、結果として抜け道を模索する人が必ず出てくる
・外部理事や監事の導入、会計士監査は既に対応しているため
・ガバナンス強化の取り組みを発信することについて特に小規模財団への配慮を希望したい。必要レベルの設定や、好ましい事例などの紹介等。
・「評議員選定委員会」設置は、規模の小さい弊財団では現実的でない。
・自律的ガバナンスはそれぞれの法人が考えることと思う。また、規模よって差を設けてはどうか。
・説明時間が短かったが、資料で概ね理解した。
・特にありません。

６．表８の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（１）評価する　（回答数 27 件）

・方向性は評価できる。

・正しく運営されている法人にだけ3年ごとに調査に来るのは無駄、内閣府のノルマ達成に付き合わされている。もと、ダメダメな公益法人はいっぱいあるのにと思う。
・適正な事後チェックに於いては担当者による判断やばらつきをとにかくなくして欲しい。
・質問 10 で回答のとおり、法人の自主性に任した運営を主軸に、監督官庁の適正な事後チェックにより改善が図ることが、あるべき姿であると思います。立入検査、監査を受けることは重要な事務であり、これをしっかりと機能させることがガバナンスの砦となるものと思います。
・不適切な活動を繰り返す法人に対して重点的な立入検査等が必要
・質問 10 の回答のとおり（⇒ 自立的ガバナンスの強化は会社でも取り組まれてることでもっともだが、結局曖昧。監督官庁の検査等で確認していただくほかなく、自主的なガバナンス強化が今以上必要とは思わない。）
・定期的・網羅的な立ち入り検査の実施は是非見直してほしい。
・迅速な対応を求めたい
・不祥事の多いスポーツ関連の公益財団法人について、重点的にチェックしてもらいたいと考えています。
・あるべき姿を記載されているように思います
・立入検査サイクル、変更認定申請の審査期間の改善を希望する。
・定期的、網羅的な立入検査の見直し自体は評価できる
・立入検査の見直し
・「行政による適正な事後チェック」は方向性としては正しいと考えるから
・立入検査の重点化及び事後チェックへの重点化は、大多数の優良法人にとっては、負担軽減につながるものと期待し、評価する。
・質問 4 と同様（⇒ ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む）
・内閣府監査の定期実施の再検討や内閣府職員への研修（当該部分の内容であったかと記憶？）の記載があったため。
・活動の幅が広がる代わりには、透明性の向上は必須だと考えるため
・定期的な立ち入り検査は必要であると考えるが、実施する頻度については、適切な事業運営がなされているところは少なくしてもよいのではないかと考える。
・「公益法人 Information」で電子申請した届出は内閣府の承認が下りた段階で、メール通知が来るようにして頂きたい(申請後定期的にサイトにてステータスをチェックする必要があるため)。
・個々の財団の特性に合わせた実地検査の頻度などを検討いただきたい。一律でなく優良な運営であれば間隔をあけるなど。
・立入検査の重点化には賛成します。現行の立入検査のチェック項目なら法人の内部監査でも実施可能なものと思われます。
・簡素化の方向性が望ましい
・現在の立入検査を見直し、問題を抱えている法人に対して実施する「立入検査の重点化」は評価できると考えます。
・法人の運営・事務負担において特段の悪影響がなさそうだから。なお、これに関連して、2006年公益法人制度改革は他の一連の行政改革と同様に「事前規制から事後規制へ」という理念に基づいたものであったはずであるので（報告書の認識とは異なるようだが)、「本来の」改革理念に立ち返った適切な改正と運用が行われることを期待したい。
・特になし(2 件)

（2）評価しない　（回答数 10 件）

・立入検査については、全ての公益法人を一律に検査するのではなく、至近の不祥事の事例から、メリハリをつけて立入検査いただきたい。（例えば、オリンピックで不祥事が発生していますが、国の予算で運営されている公益法人から行う等）

・○○○○のことばかりで、恐縮ですが、事例として申し上げます。適正な事後チェックをするのであれば、○○○○は認定すべきかどうか、行ってください。これもできずに、何が適正な事後チェックか、だれがこのようなことを言っているのか。国民を馬鹿にしないでください。
・今の行政庁にチェックできるだけの能力があるかを疑問視する。
・事後チェックの重点化等の改革で、法人の負担が減るかどうか不明
・イ（イ）の基本的な考え方を予め策定講評することで不適切事案の処分や罰則を強化する考え方には違和感を感じる。基本的な考え方は公益認定法の規定がまずあり、これまでも疑問点の多かったガイドラインや FAQ に加え、さらに別の要素を重ねることになりはしないか疑問だ。また「策定」するのであれば、今回の有識者会議のような会議体・諮問機関を作ってそこでしっかりとした公開の議論を重ね、納得性の高い「基本的な考え方」「不適切事案に該当する行為等」をまとめていってほしい。
・そもそも行政庁の事後チェックはどれほど必要なのであろうか。日常的に作成が義務付けられている膨大な提出資料の作成は、そのための要員を必要とするため、公益法人の自律的な運営をそもそも阻害している。不適切事案とは違法行為のことなではなさそうであり、「あるべき規範」に違反する行為ということのようである。不明確な「規範」によりますます行政が統制を強めることになれば、民間による自律的で自由な活動が阻害される。
・報告をしているうえ、立ち入り検査もあり、依然厳しいと感じた。
・質問８の意見と同じ。(⇒ この件に限らず、負荷を求める内容は避けて欲しい（内向きな業務を増やさず公益事業に専念できる環境にして欲しい)。)
・行政による適切な事後チェックとはどういう内容か？本当に必要なことか？
・出来るわけがない。現状でも、公益認定を取り消すべき大きな団体があるのに。

（３）評価が難しい　（回答数 21 件）
・具体性が欠けていると思います。
・詳細がまだわからないため
・我々公益法人にとって負担増にならないよう希望する
・書かれている内容が抽象的で、実際にどのような運用になるのかが分からないと評価しようがない。
・行政による事後チェックの強化は必要と考えるが、一方でこのことは法人・行政ともに業務負担が増すこととなるので、それぞれの業務が効率的に行える改正をしてほしい。
・わからない
・主に行政庁側の問題であり、法人側にはあまり影響がないのでは。
・立入検査重点化対象の判断基準を公表していただきたいと思います。
・立入検査や監督など、重箱の隅をつつくような法改正にならないよう留意いただきたい
・行政による一定のチェック機能は必要だがその程度をどのくらいに設定するかが難しい。
・「最終報告書」について、なお検討中のため。
・立入検査の実施を不適切事案の端緒をつかんだ法人に対してということは良いと思うが、定期的な立入検査がいけないわけではないと思っている。ただ、検査内容があまりにもいい加減で、さらに個人裁量で指摘するなどの反省は大いに必要で、そのような立入検査は不必要。
・限られたリソースで、適正な事後チェックが可能なのか懸念が残る
・良好な運用を望む。
・事後のチェックで何か問題になったときなど明確な方針が見えていない
・適正な事後チェックは必要だと考えるが，あまり厳しいものであると法人側の負担が増えることを危惧する
・定期的な立入検査がなくなるのであれば評価できる。
・今後の方向性は理解できた
・誰しも否定できないレベルの内容にとどまっており、事後チェックの考え方、方法、基準など

がクリアにならないとかえって現在以上に団体側の負担増や混乱の可能性がある。
・特になし(2 件)

7．表９の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けての意見・要望等

（1）評価する　（回答数 14 件）

・方向性は評価できる。
・要点を整理し、優先順位を決めて取り組みたい
・ふるさと納税の感覚のように、自分一人ではできない公益活動を公益信託を通して活動資金を信託することで、国民全体に公益活動が広がればよいと思う。税制優遇措置などの充実が図られると良いのではないか
・DX に代表されるように世の中の進化は早く、公益法人も速やかかつ柔軟に世の案化の動きに追随できるようにするべき。
・資金調達に苦労の絶えない小規模法人にとって、「出し手」の議論はあまり実感はわかないが、資金運用の足かせが大きな中規模以上の法人にとっては②の議論は重要な契機となるだろう。また小規模法人には②イの中に、非営利法人間の資金融通の流れが出来る環境整備のための議論も進めてほしい。
・「民間による公益的活動の活性化のための環境整備」は大いに進めるべきである
・質問 4 と同様（⇒ ぜひ報告書の内容を反映した改正を望む）
・どんどん進めてほしい
・民間による公益目的活動の選択肢が増えることは良いことだと思う。
・公益法人行政のＤＸ化により、法人側の定期提出作成はもとより、行政側の事務の負担軽減が図られるように期待します。
・特になし(4 件)

（2）評価しない　（回答数６件）

・具体性が欠けていると思います。
・国の威厳を示すような上から目線で何ができるのか。民間という言葉自体、見下げている。「市民」とかのほうが、現実的である。腐りきった官庁・政府でなない。
・新しい民主主義とは何なんですか？それを説明してから議論すべきでしょう
・民間で余っているお金があれば、公益目的にじゃんじゃん使ってもらっていい。
・公益信託制度の改正はそれ自身の問題である。「民間による公益的活動活性化」とはほぼ関係しない。また、新しい資本主義の思想を反映して、公益法人による株式投資を制限付きで奨励しているように感じるがこれも公益法人活動の活性化とはまったく関係ない。
・民間という見下した表現を改めるべき。市民等々。

（3）評価が難しい　（回答数 29 件）

・説明がなかったので内容がわかりませんが，公益法人の埋蔵財産を吐き出させて経済活動の活性化に利用するような意図でないと思いたい。
・詳細がまだわからないため
・手続のデジタル化については、ユーザーにとって利便性が「格段に」あがるように進めていただきたい。
・公益目的出資等のガイドラインの具体的中身が分からないと評価しようがない。
・公益的活動の民間参入は結構なことだと考えるが、一方で公からの補助金などにより事業自体が利潤となってしまうような状況は回避すべきと考えます。
・わからない
・「民間による」という言葉を記載する意味がわかりません。DX の推進、対話の推進等プラット・ホームの整備が事務の煩雑化につながらないよう、お願いします。

・DX やインパクト測定など、各法人の状況により選択できるなどの柔軟な対応をお願いしたいと思います。
・「新しい資本主義」のイメージがよくわからない。
・所管自治体から債権の購入についても厳しく制限されている中で、どこまでできるのか疑問
・具体的な施策が分からないため、評価が困難
・公益信託制度について理解できていない為
・活動資産の確保に向けて有効な施策を希望する。
・記載されていることにより、具体的にどのような環境整備がなされるのかイメージがわきにくいため。
・取組み内容の記述にあまり具体性がないと思うので評価が難しい。
・具体的な運用がイメージし難い。
・もっともなことではあるけれど、人材の確保や賃金、労働時間などについて公益法人も非常に大変であることを理解いただきたい。高齢化・ジェンダーバランスにおいての問題は深刻である。インパクト測定は公益法人にはそぐわないと思っている。
・公益法人または公益信託いずれのビークルを選択するか検討する場合に、利用者がわかりやすい良い方向での一元化になることを期待します。公益法人による株式保有等の資産運用についてのガイドラインにより明確化するとされていますが、方向性が不明のため評価が難しいと思います。
・もっと事業規模に合わせたものになっている方がよいと思うので評価が難しい。
・現行の財団運営と内容が大きく離れていて評価が難しい
・今後の詳細内容次第のため
・現状の収益に関する制限等を考慮すると新しい資本主義に貢献できるような資産運用や出資は困難。ＤＸについては、取り組む必要があると考える。
・弊財団にどのような影響があるか現時点では判断できていない。
・この件については、よく理解できておらず申し訳ございません。
・各法人によりとらえ方が異なるであろうと思った。大きく変わらないか？
・説明時間が短かったが、資料で概ね理解した。
・新しい資本主義の真の意味が何かわからず、目指されているものがイメージできない。
・特になし(2 件)

８．最終報告書で取り上げられていない事項でご意見、ご要望等　（回答数 42 件）

・今回の講演会は、たいへん勉強になりました。ありがとうございました。
・普及活動を内閣府に申請しても 1 年経っても承認にならない。内閣府は競技団体の自発性を尊重していない。
・全く評価しない。現場に負担がかかることは一切しないでほしい。しなければいけないことはするが。会計ソフト入れ替え経費を負担してほしい、といったところで、税金で行われること。政府はなにも痛みを感じることはない。いまの公益認定制度は、根本から見直すべきである。時間をかけて。中途半端なことは止めてほしい。国は反省を明確に示してほしい。ダメな制度をいままで押し付けてきたのだから。また、これからも続けるのであるから。かしこい人がいっぱいいるのに、日本は不幸な国です。
・今後も今回のようなタイムリーな機会を作っていただけるとありがたい
・個人的意見ですが、日本独自の伝統工芸が徐々に失われていく状況を目にすることが多くなりました。生活に必要とされない贅沢品という扱いになっていくことで、手仕事、芸能など、担い手が減少していくのが、もったいないともいますが、それで、生活していくことが困難となっているからで、そいうことを支援する公益信託などができればよいのかなと思います。
・民間による公益的活動の活性化のためにやってはいけないことより、やっていいことをもっと前面に出すことが必要ではないでしょうか。

・推奨するという言葉やプラットホームの整備など義務を伴わないものとして考えていただきたい。このようなことは、結果、監督官庁から強いられることにつながるものになりかねないので、ガイドラインはあくまで標準のもので参考にすべきものとし、法令で定めるものと線引きを明確にしていただきたい。
・「新しい資本主義」と今回の「公益法人の改革」の流れがわからない。財界の一言で検討が始まったことのようであるが、経済団体の重鎮の属する大企業は公益法人を資産の移転先としか考えているのではないか？公益法人が蓄財しやすい団体となるような考えに与して改定を行う必要はない。
・小規模法人の定義を明確化して欲しいです。
・今後制度化されていく中で、意見の反映ができるようになるとありがたいと思います。
・法人側でのガバナンスと情報公開の重要性は十分認識しているが、その努力が報われ、公益活動の活性化や潤滑油につながる制度改革や規制緩和をもっともっと進めていただきたい。
・繰り返しになるが、財務規律の柔軟化・明確化には制度の簡素化が何より必要である。貸借対照表の内訳表作成義務化は財務規律の柔軟化・明確化にはほとんど貢献しない。最終報告書で取り上げられていない事項で強く要望するのは公益法人制度の簡素化である。国家による複雑で検閲的な制度は改革の名に値しない。
・ガバナンスや財団運営上の透明性の観点で確認したいことがあります。寄附者は現物(株式)で寄附をおこない、今は当該寄附者は故人となっているが、その親族が理事会メンバーである場合において、寄付者の意向を考慮して寄附された株式はそのままの形で所有しつづけなければならないと考え、財団の資産管理運用規程の対象外として他のアセットクラス(他の国内株式銘柄や債券、外国株式など）への組替があたかも不可であるかのような内規としている。このような取り扱いについてガバナンス上の問題になりはしないかと危惧しますが、如何でしょうか？
・法人活動の自由度を増す方向で法改正が行われそうなのでその点については評価できる。
・課題が横並びでフラットに網羅的に論じられている感じであり、論点の強弱がない印象を受けました。課題を上位目標の論点と中位と下位の論点とを関連付けることで、論点と課題を大きな関係性のあるパッケージとして理解が促進され、各々の課題の重要性と位置づけが明確になるのではないでしょうか。簡潔に事例を紹介することで、論点のイメージが分かり易くなると思いました。論点整理の難しさのひとつとして、公益法人の規模の大中小と人員の制約があるのと推察しました。その場合には、規模の大中小を前提とした論旨の展開も考慮した論旨の展開があれば、一層分かり易いと思いました。
・特別報告会勉強になりました、ありがとうございました。
・当面収支相償の報告を行う上で、受取寄付金及び運用益（特に株式配当など）を判定要素から除外すること、公益事業のための借入返済を判定要素に追加することを検討頂きたく思います。
・一般財団へ戻る制度も検討してはどうか。このままでは、公益財団の認定を取得することに、慎重になりすぎてしまうのではないだろうか。そうすれば、行政にも一般へ移行されないような制度を検討することが、迫られることになるので、制度改革に効果が出るのではないだろうか。
・定期提出書類の入力フォーマットを改善してもらいたい（入力しずらいし、判りにくい）
・今回のセミナーは大変勉強になりました。また機会があれば、参加させていただきたいと思います。
・6 月 19 日は弊会の通常総会の前日であり、想定外の所要のため視聴できませんでした。
・今回全体を通して大変勉強になりました。情報共有の機会を増やしていただければ幸いです。ありがとうございました。
・引き続き、よりよい制度改正にむけてがんばってほしい
・いずれにせよ、無理に企業会計やガバナンスを合わせようとして内向きの業務を増やさず、公益法人の独自性を少人数小規模でも発揮出来る見直しを望む。

・定期提出書類等のシステムが実用性に乏しいものであるため，改修を望みます
・まだ検討事項が多いですが、ある程度進捗しましたら、今回同様の形式でやっていただきたい。
・いずれにしても、中小団体に負担がかかる改正は止めてほしい。今の内閣府の考え方では、何もできないのは明確である。
・公益法人への就職を希望する大学生など、次の世代へ積極的にアピールできる機会があると良いと思います。若者の公益事業への志は高いものを感じます。昨今の賃上げに積極的な営利企業と比較すれば給与面では見劣りするのかもしれませんが、公益法人でも適正な報酬を得られることで、若者の定着度は高いものになるのではないでしょうか。
・勉強になりました。
・ありがとうございました。
・諸外国（情報が得やすい英米のみならず、我が国法体系に親和的な仏独など大陸法諸国）における制度や、我が国における他の法人制度とのバランス（他の法人形態に比べて規制が行き過ぎていないかなど）等にも目を向けながら、適切な制度設計をしていただきたい。
・特になし(11 件)

Ⅳ　資料

１．アンケートの質問内容一覧

◆最終報告書全体について

Q１　最終報告書を評価するとしたら、以下の５段階のいずれになりますか？(必須)

(1)大いに評価する　□
(2)どちらかと言えば評価する　□
(3)どちらかと言えば評価しない　□
(4)評価しない　□
(5)評価が難しい(何とも評価ができない)　□

Q2　Q1 の評価の理由をご記入下さい。

(記述回答　　)

◆「２．より柔軟・迅速な公益的活動の展開の為に」(3 頁)の内容について

Q3　「(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化」(3 頁) の内容について(必須)

(1)評価する　□
(2)評価しない　□
(3)評価が難しい　□

Q4　Q3 の評価の理由、ご意見、ご要望等をご記入下さい。

(記述回答　　)

Q5　「(2)柔軟・迅速な事業展開のための行政手続きの簡素化・合理化」(5 頁) の内容について(必須)

(1)評価する　□
(2)評価しない　□
(3)評価が難しい　□

Q6　Q5 の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けてのご意見、ご要望等をご記入下さい。

(記述回答　　)

◆「３．より国民からの信頼・協力を得ていくために」(6 頁)の内容について

Q7　「(1)透明性の一層の向上」(7 頁) の内容について(必須)

(1)評価する　□
(2)評価しない　□

(3)評価が難しい　□

Q8　Q7 の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けてのご意見、ご要望等をご記入下さい。
(記述回答　　)

Q9　「(2)法人の自律的なガバナンスの充実」(9 頁) の内容について(必須)
(1)評価する　□
(2)評価しない　□
(3)評価が難しい　□

Q10　Q9 の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けてのご意見、ご要望等をご記入下さい。
(記述回答　　)

Q11　「(3)行政による適正な事後チェック」(10 頁)の内容について(必須)
(1)評価する　□
(2)評価しない　□
(3)評価が難しい　□

Q12　Q11 の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けてのご意見、ご要望等をご記入下さい。
(記述回答　　)

◆「４．民間による公益的活動の活性化のための環境整備」(11 頁)の内容について

Q13　「４．民間による公益的活動の活性化のための環境整備」(11 頁)の内容について(必須)
(1)評価する　□
(2)評価しない　□
(3)評価が難しい　□

Q14　Q13 の評価の理由、今後の関係法令の改正等に向けてのご意見、ご要望等をご記入下さい。
(記述回答　　)

◆その他ご意見、ご要望等について

Q15　最終報告書で取り上げられていない事項でご意見、ご要望等があればご記入ください。
(記述回答　　)

最 終 報 告

令和5年6月2日

新しい時代の公益法人制度の

在り方に関する有識者会議

目　次

1．改革の意義及び基本的方向性　p1

2．より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために　p3

（1）資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化　p3
　①中期的な収支均衡の確保　p3
　②遊休財産（使途不特定財産）の適正管理　p4
（2）柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化　p5
　①公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化　p5
　②合併手続等の柔軟化・迅速化　p6

3．より国民からの信頼・協力を得ていくために　p6

（1）透明性の一層の向上　p7
　①法人運営に関する情報開示の充実　p7
　②わかりやすい財務情報の開示　p7
　③法人情報の利活用の向上　p8
（2）法人の自律的なガバナンスの充実　p9
　①個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進　p9
　②理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等　p9
（3）行政による適正な事後チェック　p10
　①事後チェックへの重点化　p10

4．民間による公益的活動の活性化のための環境整備　p11

　①公益信託制度改革　p11
　②公益法人による出資等の資金供給　p11
　③公益法人行政の DX の推進　p12
　④法人・経済界等との対話の推進等　p12

（各項目末尾の【法律】【内閣府令】等の表示は現時点で想定する規定レベルを表す）

最終報告

令和5年6月2日
新しい時代の公益法人制度の
在り方に関する有識者会議

当会議は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、令和4年 10 月4日に第1回を開催し、法人の実情に関するヒアリングや国民からの幅広い意見募集を行いつつ、合計 11 回にわたり議論を重ねてきた。

本報告は、昨年 12 月の「中間報告」を踏まえて、更に具体的な検討を進めた結果を取りまとめたものであり、今後、本報告に沿って、法制化を始めとする改革が着実に進められるよう期待する。

1. 改革の意義及び基本的方向性

（成熟した社会と公益法人の役割）

多様な価値観をもつ個人が自らの価値観に基づき、SDGs実現その他の多様な社会的課題解決に主体的に取り組んでいくという成熟した市民社会においては、機動的な対応が難しく画一的な対応になりがちな行政部門のみでは社会的課題の発掘・解決には限界がある。また、利益の分配を目的とする民間営利部門のみでも社会的課題の解決には限界があり、営利を目的としない民間非営利部門が「公（こう）」として多様な社会的価値の創造に向けて果たす役割が、ますます重要となる。

こうした成熟した社会においては、「公」への国民の参加や支援を広く呼び込んでいくとともに、「公」の担い手である民間非営利組織が国民からの支持や理解を得るための枠組みの整備が求められる。

民間における「公」の主たる担い手たる「公益法人」は、明治 29 年（1896 年）の制度創設、平成 18 年（2006 年）の新公益法人制度への改革を経て、これまで一世紀以上にわたり、地域社会の発展、児童の健全育成、福祉、学術・科学技術、芸術・文化など社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、その活動は社会に深く根差すとともに、社会からの信用も獲得してきた。また、事業の性格も、明治の創設期は慈善事業の色合いが濃かったが、新公益法人制度を経て、民間による社会的課題解決のための継続的な事業へと発展してきた。

現在、公益法人は、法人数約 9,700、職員数約 29 万人、多くの主体からの寄附や会費等を通じて公益目的事業費規模年間約5兆円、総資産約 31 兆円を有し、民間による公益的活動の主たる担い手となっている。

成熟した社会において、多様なニーズに柔軟かつきめ細やかに対応できる「公」の機能が重要となっていることに鑑み、公益法人が、社会的課題に取り組む事業を継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていく必要がある。

（新しい資本主義において公益法人に求められる役割）

政府は、現在、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組んでいる。新しい資本主義においては、社会的課題の解決に向けた取組をエネルギー源として捉え、それを取り込むことによって包摂的でイノベーティブな新たな成長を図っていくという考え方の下、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会を実現」することを柱の一つとして位置付けている。

新しい資本主義の実現に向けて、社会のあらゆる分野で民間非営利部門の主たる担い手となっている公益法人は、税制上の優遇措置が設けられている趣旨も十分に踏まえ、裾野を広げるとともに公益的活動を更に積極的に行っていくことが求められる。

今後の公益的活動の積極的展開に当たっては、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジして新たな社会的価値を創造し、成果として社会的インパクトを創出していくことが期待される。

（新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革の基本的方向）

2006 年に制定された新公益法人制度は、民間による公益の増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。

新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸課題を克服し、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。

このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続性・発展性や法人の経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。

一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与するために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの経営戦略及びその活動に関する社会への説明責任を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、活動の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みへの転換に伴い、公益

法人のガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。

以上の考え方を踏まえ、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していくことが可能となるとともに、より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革を行うべきである。

2. より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために

公益法人が、法人自らの経営戦略に沿って、社会的課題の変化等に柔軟・迅速に対応し、継続的・発展的に公益的活動の活性化に取り組んでいくことができるよう、法人の財務規律及び公益認定等の行政手続を見直す。

(1)資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化・明確化

公益法人が保有する公益に活用されるべき資金については、過大に蓄積・滞留することなく、公益目的事業の実施のためにできる限り効果的に活用されることが重要である。

こうした趣旨で設けられている公益法人の財務規律[1]について、法人の実情や環境変化に応じ、自らの経営判断と説明責任において資金を最大限効果的に活用できるよう、規律内容を柔軟化・明確化する。

① 中期的な収支均衡の確保

「収支相償原則」は、公益目的事業の収入と適正な費用を透明化し比較することで、収支差額が生ずる事業年度が存在すること自体は問題としないものの、それが恒常化しない収支構造であることを制度上確保し、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促す規律である。

しかしながら、収支相償原則については、単年度の収支赤字を強いるものであるという誤解が根強く残っていることに加え、収支均衡の判定において過去の赤字が考慮されず、また細かな事業単位ごとの赤字が求められることで、法人の効果的な財源の活用が困難になっている。さらに、特定費用準備資金の積立てや、寄附金の「指定正味財産」への計上に当たっては、使途を詳細・具体的に特定することが求められることから、使い勝手の悪さも指摘されている。

法人の経営判断で財源の配分を行い、公益目的事業への効果的活用を促進するため、「収支相償原則」について、呼称(ガイドライン)も含め抜本的に見直すこととし、以下のとおり柔軟化・明確化する。

ア 「中期的な収支均衡」

(ア)「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならな

[1] 収支相償原則(フロー面)や遊休財産規制(ストック面)など。これらが制度上確保されていることが公益目的事業非課税等の税制優遇措置の前提となっている。

い」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。【法律】

（イ）「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、イの「公益充実資金（仮称）」の積立ては費用とみなす。その上でなお「黒字」が生じる場合は、中期的に均衡状態を回復するものとする。【内閣府令・ガイドライン】

・法人が設定し認定を受けている「公１」・「公２」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（構造的に収入が費用を上回る（黒字）事業がある場合は、行政庁において当該事業の公益性の確認等を行う。）。

・収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、５年間とする。

イ 「公益充実資金（仮称）」の創設

（ア）将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金（仮称）」を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす。【法律】

（イ）「公益充実資金（仮称）」は、公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示することとする。【内閣府令・ガイドライン・会計基準】

・細かな事業単位ではなく大括りな設定（「公１」・「公２」等の事業単位を横断する使途の設定も可）

・いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て

ウ 「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和

「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について、最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する。【ガイドライン・会計基準】

② 遊休財産（使途不特定財産）の適正管理

遊休財産規制は、公益法人が、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続するため、法人にとって一定程度自由に使用・処分できる財産を確保しつつ、公益目的事業の実施とは関係なく財産が法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）を避けるための規律である。

しかしながら、安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために必要な財産は、法人の事業内容や規模等によって異なり、公益目的事業費１年相当分という上限を超えた保有が必要な場合も存在する。また、新型コロナウイルス感染症等の突発的な理由により、例年並みの事業を実施できなかった場合には、保有の認められる上限額が急激に変動することや、上限額となる当該事業年度の事業費が事業年度末まで確定しないことなど、変化の激しい時代において、法人にとって予見可能性が低い枠組みとなっている。

法人の経営判断で必要な財産を確保し、不測の事態に対応できる安定した法人運営を可能にするため、法人自身が財務状況等を透明化し国民への説明責任を果たすという考えの下、現行の公益目的事業費１年相当分という上限額を超過した保有について、以下のとおり

柔軟化する。

また、「上限額」の算定方法については、予見可能性の向上や短期変動の影響の緩和という観点から見直しを行う。

ア 「上限」（公益目的事業費1年相当分）超過の取扱い

（ア）遊休財産（使途不特定財産）が合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。【法律・内閣府令】

（イ）貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する。【ガイドライン・会計基準】

（ウ）翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォローアップする。【ガイドライン】

イ 「上限」額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和

上限額の基準となる1年相当分の公益目的事業費について、現行の「当該事業年度の公益目的事業費」から、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。なお、法人の公益目的事業の規模を表す指標として直近の公益目的事業費がより適切である等の場合は、法人においてその理由を明示した上で、「当該事業年度の公益目的事業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。【法律・内閣府令】

（2）柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化

公益法人が、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応して公益目的事業を展開していくためには、必要に応じ柔軟・迅速に事業の改編や組織の再編を行っていくことが求められる。公益法人制度の適正な運用を確保しつつ、これらの柔軟・迅速な事業展開のニーズに対応していくため、公益認定・変更認定や合併等に関する行政手続を簡素化・合理化した上で明確化する。

① 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

公益認定・変更認定手続については、公益法人が事業内容等を変更する場合、改めて行政庁の「認定」を要する事項が多い。また、認定を受けるための審査の過程においてガイドライン等で明記されていない書類を求められることによって、法人に必要以上の負担をかけるとともに、審査期間の長期化を招いている。公益法人が社会のニーズに適時適切に対応するための迅速・柔軟な事業改編を阻害しないよう、手続を簡素化・合理化した上で、手続に関する公益法人の予見可能性を高める観点から、基準や必要な書類を可能な限り明確化する。

ア 変更認定事項の届出化

（ア）変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性（不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与）に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定され

るもの」は、届出事項とする方向で検討する。【法律・内閣府令】
（届出化の方向で検討する事項の例）
・公益目的事業の再編・統合(事業内容の実質的な変更を伴わないもの)、縮小・廃止など、新たな公益性の判断を要しない変更
・収益事業等の内容の変更

（イ）認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化する。明確化に当たっては、事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響の観点から、判断の基礎となる考え方を明らかにするとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、法人が外形的に判断できるような基準とする方向で検討する。【ガイドライン】

イ　運用面での審査の迅速化

（ア）認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。【内閣府令・ガイドライン】

（イ）認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきを極力なくす観点から、上記ア（イ）で明確化された基準等について、国・都道府県の関係職員への研修を強化する。

（ウ）行政庁において認定等に係る審査に要した期間の状況を公表し、短縮を図る。

②　合併手続等の柔軟化・迅速化

公益法人の合併に係る行政手続は、現状、おおむね標準処理期間内で処理されているものの、合併の形式（吸収合併・新設合併）・主体（存続法人・消滅法人・新設法人）・法人形態（公益法人、移行法人、一般社団・財団法人）によって手続が異なり、必要な段取り・手続が分かりにくいとの声がある。公益法人が変化に対応して迅速に事業・組織再編を行うことができるよう、合併手続等を柔軟化・迅速化する。

ア　合併手続の見直しと透明性の向上

（ア）吸収合併に係る行政手続については、消滅法人が実施していた事業を変更なく引継ぐ場合等について、変更認定手続の考え方に沿って、届出化を検討する。【内閣府令】

（イ）新設合併に係る行政手続については、地位の承継認可手続に関する審査のメリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討する。【ガイドライン】

（ウ）新法制に基づき合併手続のマニュアル化・周知を図る。

イ　法人による自発的な認定取消しの取扱い

法人の経営判断による公益法人、一般社団・財団法人間の転換容易化の観点から、認定取消し後、5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自発的な申請に基づく取消しの場合を除外することを検討する。【法律】

3. より国民からの信頼・協力を得ていくために

不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、財務規律の柔軟化等に見合う説明責任の充実の観点から、公益法人にはそのガバナンスの充実が求められる。また、公益

法人が継続的・発展的に社会的課題解決に取り組んでいくためには、国民からの信頼を確保し、その支援・寄附に広く支えられていくことが重要である。ガバナンスの充実に向け、法人運営の透明性の一層の向上、法人の内外からのガバナンスの充実等について、以下のとおり取り組む。

（1）透明性の一層の向上

公益法人は、税制優遇等を受けつつ不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから、説明責任の充実という観点からも、社会に対して広く情報開示を行うことが求められる。加えて、今般、公益法人の柔軟・迅速な公益的活動の展開を可能とする財務規律の柔軟化や行政手続の簡素化・合理化を進めることに伴い、法人自身が一層の説明責任を果たしていくことが求められるようになる。

これらを踏まえ、法人及び法人活動に対する国民の認知・理解の向上に向けて、法人運営に関する透明性の一層の向上を図る。

① 法人運営に関する情報開示の充実

法人運営の一層の透明性の向上による国民からの信頼確保に向けて、今般の財務規律の柔軟化や行政手続の簡素化・合理化、また、社会環境の変化も踏まえ、個人情報の保護等に配意しつつ、開示情報の拡充等を進める。

ア 開示情報の拡充

個人情報の保護等に配意しつつ、新たに開示する情報として以下の追加を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。【内閣府令】

- 理事会での承認が必要な役員の利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等、透明性の確保が必要な取引情報
- 役職ごとの役員報酬等、構成員への利益分配について疑念を招かれないようにするために必要な情報
- テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報

イ 法人による財産目録等の公表（努力義務）

法人の財産目録等（拡充した開示情報を含む）の情報開示については、現在の「事務所における備置き」・「閲覧請求に対応」から、「ウェブサイト上で」・「広く公表する」努力義務を定め、広く公表する形へと転換を促す。【法律】

ウ 行政庁による財産目録等の公表

行政庁が法人から提出を受けた財産目録等については、公表する。【法律】

② わかりやすい財務情報の開示

公益法人は、収益事業等と公益目的事業の会計を区分経理することが求められており、財務諸表において公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計（管理業務等に関する会計）別の内訳表を作成することで対応しているが、収益事業等を実施していない法人など一部の法人については、その負担に鑑み、貸借対照表や損益計算書の内訳表を作成しないことを認めている。

一方で、行政庁は、公益法人の財務基準適合性等を確認するため、毎事業年度の定期提出書類において、各種の所定の様式である「別表」の作成提出を求めているが、法人にとって煩雑な作業となっており、記入誤りにもつながっている。

特に、公益法人が認定取消し等を受けた場合に他の類似の事業を目的とする公益法人等に贈与すべき「公益目的取得財産残額」について、これに準ずる額を毎年度算定することを求めている（別表H）が、到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められ、計算に当たっての法令解釈に様々な見解が見られるなど、法人、行政庁ともに多大な負担となっている。また、当該残額が過少に評価されることは法令の趣旨に照らして適切ではなく、行政として当該残額の把握方法の見直しが求められている。

今般の財務規律柔軟化に伴う法人の説明責任の充実という観点からも、国民に分かりやすく財務情報を開示するため、損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成による区分経理を推進するとともに、これに伴う定期提出書類の簡素化等に取り組む。

ア　財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成

（ア）全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。【法律・内閣府令】

なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。また、小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策について検討する。

・法人が設定し認定を受けている「公１」・「公２」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（再掲）

・遊休財産（使途不特定財産）が上限額を超過した場合、貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する（再掲）

（イ）現行の定期提出書類等における各別表については、できる限り損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化する。【内閣府令に基づく各種様式・会計基準】

（ウ）公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する。その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。【法律・内閣府令】

③　法人情報の利活用の向上

公益法人に関する情報は、行政庁ポータルサイト（公益法人 information）の各ページや各公益法人のホームページにそれぞれ存在しており、一覧性や情報を活用する際の利便性に欠けていることから、国民への情報提供及び社会的な評価・チェック機能を向上させる観点から、一覧性・利便性の高い法人情報の提供を進める。

ア　一元的なプラットフォームの整備

（ア）内閣府は、公益法人の情報を一元的に閲覧・利用できるプラットフォームを整備、都道府県とともに運用する。当該プラットフォームにおいては、利用者のニーズを踏ま

え、利用価値の高い情報が提供されるよう、整備に当たっては、法人・経済界等との対話を通じて、不断の改善を図る。

（イ）公益法人のガバナンスに関する積極的な取組やインパクト測定・マネジメント[2]等の先進的な取組について、法人・経済界等と連携して、他の法人の取組の参考となる情報を発信し、その普及を図る。

（2）法人の自律的なガバナンスの充実

国民からの信頼確保に向けて、不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点や財務規律の柔軟化等に伴う説明責任の充実に加え、法人の多様性や実態に合わせた自律的なガバナンスを充実させるための措置を講ずる。法人運営の中心である理事・理事会を中心に、法人の機関（理事、理事会、監事、社員総会、評議員、評議員会、会計監査人）のそれぞれの役割が最大限発揮される方策を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。

① 個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進

今般改革の基本的な考え方に沿って、各法人は積極的に自主的・自律的なガバナンス強化に取り組み、その状況を国民に対して発信していくことが求められる。公益法人による自主的・自律的なガバナンス強化の取組が見えにくいとの声があることも踏まえ、取組の積極的で分かりやすい発信を行う。

ア 自律的ガバナンスの強化

（ア）法人が自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を情報開示の対象である事業報告書等に記載する。【内閣府令】

（イ）公益法人、経済界等と行政の協働により、法人のガバナンス強化の取組を支援するとともに、各法人の参考となる好事例の公表・展開を行う。

② 理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等

一部の法人において、理事による公益法人の私物化や内輪のみの法人運営が行われ、法人機関が健全に機能しない例が見受けられた。このような一部の例が公益法人制度全体の信頼を損なうことがないよう、また、財務規律の柔軟化等に伴い適切な業務執行が行えるよう、法人運営の中心である理事・理事会の役割機能強化や、監査機能の強化を図る。その際、法人の多種多様な事業内容や規模等についても考慮する。

ア 外部理事・監事の導入

（ア）理事のうち少なくとも1人は過去 10 年間法人の業務執行理事又は使用人でなかった者とする。ただし、人材確保の観点なども踏まえ、小規模法人に関する規律の在り方は検討が必要。【法律】

（イ）監事のうち少なくとも1人は過去 10 年間法人の理事又は使用人でなかった者とす

---

[2] インパクト測定・マネジメントとは、事業が社会的課題の解決に及ぼす正負のインパクトを定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上、負のインパクトの低減を目指す日々のプロセス。

る。監事の役割にも鑑み、小規模法人も含めて監事は法人内部出身者のみで構成しない。【法律】

イ　理事と監事の特別利害関係排除

理事の職務の執行の監査を行うという監事の役割に鑑み、理事と監事で、相互に配偶者、三親等以内の親族等は除外する。【法律】

ウ　会計監査人による監査機能強化

他の法人制度とも比較し、会計監査人を必置とする範囲を拡大する。【政令】

ただし、小規模法人における法定会計監査の負担や公益法人の収益が社会に与える影響なども踏まえ、法令で一律に必置とする範囲は一定の収益規模を有する法人とし、それ以外の法人に対しては、そのニーズに合った監査機能強化及びその支援を行う。

・具体的には、法令で一律に必置とするのは、現行の「収益 1000 億円・費用損失 1000 億円・負債 50 億円以上」について、「収益 100 億円・費用損失 100 億円・負債 50 億円以上」とすることを検討する。

・必置でない法人に対しても、任意監査等の選択肢の提示や、監事に対する研修などを行い、監査機能の向上を図る。

エ　評議員の選任

理事が評議員の選任に実質的な影響力を行使するような不当な関与を排除する方策として、評議員の選任及び解任をするための評議員選定委員会を設けて候補を選任すること等を推奨する。

（3）行政による適正な事後チェック

法人運営の透明性の一層の向上や、ガバナンスの充実により、国民によるチェック機能や法人自身の自浄作用の向上を図った上で、なお生ずる不適切な法人に対しては、公益法人制度の信頼性を確保するため、行政庁が迅速に実効性の高い措置を講ずる。

①　事後チェックへの重点化

不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェックから、事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェックへという方針の下、立入検査の重点化、監督措置の実効性向上に取り組む。

ア　立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

イ　監督措置の実効性向上

（ア）行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

（イ）監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の

予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。

（ウ）法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。

（エ）緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備

これまで掲げてきた事項のほかにも、「新しい資本主義」が目指す民間による公益的活動の活性化に向けて、以下のとおり取り組む。

① 公益信託制度改革

ア 平成 31 年の法制審議会答申を受けた信託事務や受託者等の範囲拡大

現在の公益信託制度（公益信託ニ関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕）を見直すために法務省において平成 31 年法制審議会の答申がされているところ、当該答申を踏まえ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。【法律】

イ 公益法人認定法と共通の枠組みによる公益信託の認可・監督

（ア）公益信託の認可・監督について、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、その諮問を受けた公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う。【法律】

（イ）収支相償原則や遊休財産規制等の規律等について、信託制度としての特殊性を考慮しつつ、新しい公益法人制度の見直しに整合させるとともに、共通の枠組みとなることにより、民間の公益的活動におけるシナジー効果を生むような制度設計を検討する。【法律・内閣府令・会計基準】

（ウ）公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。

ウ 現行制度における公益信託の取扱い

現行制度における公益信託が新しい公益信託制度に移行するための措置についても検討する。【法律】

② 公益法人による出資等の資金供給

公益法人の資産運用における株式保有等については、「投機的な取引」の禁止や「他の団体の意思決定への関与（議決権の 50%を超える保有）」の禁止に抵触しない限り法令上可能であるが、旧公益法人制度の指導監督基準の影響もあり、多くの法人で安全・確実な運

用に止まっている。また、公益法人が公益目的事業として出資等を行う場合について、今後、社会的なニーズの高まりも予想される中、公益性を認定することができる判断基準の明確化が求められるようになると考えられる。

ア　公益法人による株式保有等の資産運用

資産運用における株式保有等について公益法人認定法による制約をより具体的に明確化する。【ガイドライン】

イ　公益目的事業としての出資

社会的課題解決に資する資金供給の一環として公益性を認定する際の考え方・基準を整理・明確化する。検討に当たっては、資金の出し手（公益法人）及び受け手のニーズ、民間営利組織による出資との違い等の観点を踏まえる。【ガイドライン】

③ 公益法人行政の DX の推進

ア　公益法人行政に関する全ての手続のデジタル完結・ユーザビリティ向上

内閣府において、一元的な情報開示プラットフォームとなる情報システムを整備し、申請等のデジタル完結、ユーザビリティの向上、行政が提供する情報のオープンデータ化、公益法人が毎年度提出する定期提出書類作成の負担軽減等を図る。システム整備に当たっては、法人・経済界等との対話を行うなど、ユーザーからの視点が最大限取り入れられるようにする。

④ 法人・経済界等との対話の推進等

ア　法人・経済界等との対話の推進

これまで以上に、法人・経済界・中間支援団体・士業団体等と行政庁との対等・協力関係におけるコミュニケーションの充実を図る。また、関係法令やガイドラインの改定・システム整備に当たっても、これらの団体等や国民の意見を幅広く聴取しつつ検討する。

イ　インパクト測定・マネジメントの普及

公益法人による社会的課題解決に向けた取組の成果等を可視化する等の観点から、内閣府は、インパクト測定・マネジメントについて、国内外における取組事例を調査し、具体的な測定の手法、測定に必要な体制、取組の動機などの実態を把握するとともに、法人の取組を後押しするための事例集を作成するなど、その普及・啓発に向け官民連携の取組を進める。

新しい資本主義の実現に資する公益法人制度改革について、政府が本報告に沿って早期に改革を実現していくことを期待する。その際には、制度の円滑な施行が可能となるよう、改革の趣旨と内容を公益法人に対して十分に周知していくことが重要である。また、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

（以上）

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議　名簿

（座長）（公財）公益法人協会理事長
雨　宮　孝　子

（公社）経済同友会事務局長・代表理事
岡　野　貞　彦

損保ジャパンＤＣ証券株式会社 取締役社長
酒　井　香世子

中央大学法学部教授
澁　谷　雅　弘

（一財）社会変革推進財団インパクト・エコノミー・ラボ所長
菅　野　文　美

（座長代理）公認会計士、協和監査法人代表社員、（公社）非営利法人研究学会常任理事
高　山　昌　茂

東京大学大学院法学政治学研究科教授
溜　箭　将　之

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事（副会長）
永　沢　裕美子

（一社）日本経済団体連合会常務理事
長谷川　知　子

弁護士
濱　口　博　史

慶應義塾大学法学部教授
松　元　暢　子

オブザーバー　公益認定等委員会委員
黒　田　かをり

専門委員　日本公認会計士協会　テクニカルディレクター（非営利担当）
松　前　江里子

（敬称略）

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
議論の経過

第１回（2022 年 10 月４日）

〇会議の立ち上げ等

・溜箭委員プレゼンテーション「公益法人の成長とガバナンス」

第２回（2022 年 10 月 12 日）

〇収支相償・遊休財産規制（１）

・法人からのヒアリング（(公財）助成財団センター、（公財）かめのり財団、（公社）日本芸能実演家団体協議会）

第３回（2022 年 10 月 25 日）

〇法人の自律的ガバナンス（１）

・法人からのヒアリング（(公財）パブリックリソース財団）

・岡野委員プレゼンテーション「経済同友会の組織運営の現状と課題：自律的ガバナンス構築への模索」

・菅野委員プレゼンテーション「インパクト測定・マネジメントの現状と公益法人による活用の可能性」

第４回（2022 年 11 月９日）

〇収支相償・遊休財産規制（２）、公益認定等手続迅速化

・法人からのヒアリング（(公財）鉄道弘済会）

・高山座長代理プレゼンテーション「新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言」

第５回（2022 年 11 月 16 日）

〇法人の自律的ガバナンス（２）、社会からのチェック・評価の仕組み、公益法人行政の在り方

・法人からのヒアリング（(公財）日本非営利組織評価センター、（公財）公益法人協会）

・法務省からのヒアリング「公益信託の現状について」

第６回（2022 年 11 月 30 日）

〇第１回～第５回会議を踏まえた自由討議（主に収支相償等）

第７回（2022 年 12 月７日）

○これまでの会議を踏まえた自由討議（主にガバナンス関係）

第８回（2022 年 12 月 14 日）

○中間報告の取りまとめについて

第９回（2023 年４月 17 日）

○最終報告に向けた主要論点について

第 10 回（2023 年４月 27 日）

○最終報告（案）について

（４月 28 日（金）から５月 17 日（水）まで国民からの意見募集）

第 11 回（2023 年５月 30 日）

○国民からの意見募集結果について、最終報告（案）について

内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
「最終報告」に関するアンケート調査
（2023年6月実施分）
報告書

2023年8月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: https://www.kohokyo.or.jp/
印刷　株式会社美巧社

©2023

5 第４回調査会

１　日　時　　2023 年 10 月 19 日（木）13:30～15:30

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１．内閣府令改正に関する意見募集への対応
２．新しい時代の公益法人制度改正に向けての当協会の検討状況(貸借対照表内訳表など)
３．その他
・当協会シンポジウム開催について

４　資　料

１．委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
２．公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）
３．内閣府府令の新旧対照表
４．「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案)」に関する意見募集についての対応
５．新しい時代の公益法人制度改正に向けての当協会の検討状況
６．公益法人協会シンポジウム 2023 チラシ

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

資料２

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）

令和５年９月　内閣府大臣官房公益法人行政担当室

１　改正の趣旨

認定法施行規則第 48 条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）の改正

（１）　公益法人は、認定を取り消された場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 30 条第２項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与しなければならない（認定法第５条第 17 号及び第 30 条）。その目的は、公益目的のために取得された財産が公益目的で使用されることを担保することにある。この公益目的取得財産残額は、認定取消し等の際、法人に残っている公益目的事業財産（認定法第 18 条）を基礎として除外すべきもの※1を除外した財産に相当する額を指す。公益目的取得財産残額は、上記のとおり、最終的には他の公益法人等へ贈与する財産額であることから、ゼロ以上の概念である。

※１　認定前から保有する不可欠特定財産（認定法第５条第 16 号）（美術館が展示のために保有する再収集が困難な美術品など）など

（２）　公益目的取得財産残額については、実際に公益認定の取消し等が行われた時点で過去に遡って正確に算定することが、実務上困難であると考えられることから、毎事業年度、公益目的取得財産残額に準ずる額を算定することとされている（認定法第 30 条、同法施行規則第 48 条）。この公益目的取得財産残額に準ずる額を算定するに当たっては、当該事業年度末日における公益目的増減差額（認定法施行規則第 48 条第３項）を用いるところ、この公益目的増減差額がマイナスとなっている場合が見受けられる。これは、当該事業年度における寄附や会費などの公益目的事業会計に係る収入以上に公益目的事業に財産を費消したということを意味するが、実際には、公益目的事業会計に必要な財産を振り替えず、法人会計から直接、公益目的事業費として支出していること等※2が考えられる。

※２　その他、公益目的保有財産である上場株式等について公益認定日以降の時価評価損益が純額で評価益の場合に、当該評価益を、公益目的取得財産残額に準ずる額を算定するための様式（別表Ｈ）の増加した公益目的事業財産の欄に記載しない方法を採用しているときなどにも公益目的増減差額はマイナスになる。

（３）　この点につき、以下の理由から、公益目的増減差額がマイナスとなる場合は、ゼロと解釈すべきであると考えられる。

①　公益目的増減差額のマイナスは、その事業年度以降も蓄積していくため（認定法施行規則第 48 条第３項柱書）、上記（２）の理由により公益目的増減差額のマイナスが継続している法人（Ａ法人とする）では、公益目的取得財産残額が減少し続ける。他方、法人会計等から公益目的事業会計に資金を振り替えて公益目的事業に使用している法人（Ｂ法人とする）は、たとえＡ法人と同じ事業を同じだけ実施していても、公益目的増減差額はマイナスとならず、公益目的取得財産残額もＡ法人と比べ減少しない。

そして、現行制度上、公益法人は、自らの意思で認定取消しが可能となっている

ことから（認定法第29条第１項第４号）、例えば、A法人が、公益目的事業に対する寄附を受けた後、認定取消しを申請することで、当該寄附のうち、公益目的取得財産残額のマイナスに相当する額の財産を一般法人となるA法人が自由に使用・処分できることになる。したがって、公益目的増減差額のマイナスを容認することは、公益目的事業の実施のために寄附をした寄附者の意向と反し、不公正な結果をもたらし得る。

② 一時的な資金繰りなどのため法人会計等から直接公益目的事業費を支出することは想定されるが、これが実態として返済の当てがない贈与であり、公益目的増減差額のマイナスが恒常化している場合には、公益目的事業財産は公益目的事業に使用・処分しなければならないという認定法第18条の趣旨を没却することになる（なお、法人会計等から公益目的事業会計への資金の融通は一時的な内部貸借だとする主張がみられるが、公益目的事業会計から法人会計等への返済に充てることができる流動資産がない場合は、そもそも返済ができないことから、当該資金融通を借入れとみなすことはできないと考えられる。）。

（４） 上記の観点から、内閣府は、法の目的を徹底し、不公平を避けるため、これまで別表Hの手引き改訂等により、「別表Hの公益目的増減差額がマイナスとなる場合は、公益目的事業における実際の財産の費消状況を踏まえて、ゼロと解釈すべき（このため公益目的取得財産残額も当然ゼロ以上となる）」と指導してきた。

（５） これに対して、認定法施行規則第48条等にその旨の明文の根拠規定はなく、マイナスも許容されるとの意見があった。

また、認定法第30条第２項第３号前段に「公益目的事業財産以外の財産であって当該法人が認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消・譲渡したもの」は公益目的取得財産残額の計算に当たり控除する旨規定されており、これをもって、公益目的事業財産以外から公益目的事業を行うために費消する財産が法律上想定されており、上記２の理由によって公益目的増減差額がマイナスとなり得る根拠であるとする意見もある※3。

※3 ただし、公益目的増減差額の算定において、公益目的事業費の財源が公益目的事業財産か否かは区別されておらず、実際には、上記の認定法第30条第２項第３号前段に当たる額はすでに除外されていると考えられる。実際の取消し等の際の公益目的取得財産残額の算定方法を規定する認定法施行規則第49条においても、認定法第30条第２項第３号前段に当たる額を改めて控除する旨は規定されていない。

（６） 以上の混乱に鑑み、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において、別表など提出書類の合理化や法人情報の透明性向上が制度改革として議論され、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算定に替えて、① 公益目的事業財産や公益目的取得財産残額の概念・定義を再整理（必要に応じて法令改正）、② 公益目的事業会計の区分経理を徹底、③ 取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討することとしている。

（７） 一方で、上記改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Hに係る見解は統一する必要があることから、別表Hの算定上、公益目的増減差額及び公益目的取得財産残額はいずれも「マイナスの場合はゼロ」とすることを明確化するた

めの府令改正を行う。なお、実際に認定取消しとなった場合には、認定法施行規則第49条及び第50条に基づき、認定取消しの場合における公益目的取得財産残額を算定する。

認定法施行規則第34条（電磁的記録）の改正

（1）　「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年12月21日デジタル臨時行政調査会決定。以下「工程表」という。）に基づき、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する条項について見直しが進められている。

（2）　民間事業者等が作成の主体となる文書の作成・保存に係る規定は、個別法令において、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製」などと規定されている。これらの規定においてクラウドサービス等を利用することは解釈上許容されるものの、「磁気ディスク（・・・）」という規定ぶりからだけでは、クラウドサービス等の利用の可否が必ずしも明確でないことから、法令改正によりクラウドサービス等を利用することが可能であることを明確化することとしている。

（3）　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）においては、公益法人が作成する認定法第21条第１項に規定する書類（事業計画書、収支報告書等）及び第２項に掲げる書類（財産目録、役員等名簿、報酬支給基準等）について、同条第３項において電磁的記録をもって作成することができる旨規定し、同法施行規則第34条では、電磁的記録として、「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」と規定されている。

（4）　本規定については、工程表において、令和５年度中に政省令改正を行うこととされており、上記（1）及び（2）の趣旨を踏まえ、オンライン手続やクラウド利用等が可能である旨を明示的に規定する必要がある。

２　改正の内容

認定法施行規則第34条及び第48条を改正するもの（別紙参照）。

３　施行期日等

公布日：令和５年11月下旬（予定）
施行期日：公布日

資料３

○内閣府令第　　号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第三項及び第三十条第三項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年　　月　　日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） 第三十四条　法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） 第三十四条　法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） 第四十八条　公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。	（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） 第四十八条　公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。
2　前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零） 二　［略］ ［3・4　略］	2　前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　当該事業年度の末日における公益目的増減差額 二　［同上］ ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

資料４

2023.10.19 民間法制・税制調査会、４専門委員会合同委員会
（公財）公益法人協会事務局

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集についての対応

同施行規則第 48 条「各事業年度の末日における公益目的取得財産残額」の改正について

＜「改正の趣旨」に関する検証＞

（１）について：

「公益目的取得財産残額は、……最終的には他の公益法人等へ贈与する財産額であることから、ゼロ以上の概念である。」は、計算式に従えばマイナスもあり得ることは当然であり（認定法施行規則第 49 条）、マイナスとなれば、認定取り消し時に贈与する財産がないということである。このようなことは冒頭でいう話ではない気がする。

（２）について：

「公益目的事業会計に必要な財産を振り替えず」は、収益事業会計からの収益を規定通り振り替えないという意味か？そういうことなら、法律違反であり、当局の監督不十分ということではないか。

「法人会計から直接、公益目的事業費として支出していること」、これは法人・公益目的事業両会計間の貸借取引として処理すべき問題であり、これもまた会計基準なり、当局の指導により実行されるべきことであり、Ｈ表の制度の問題ではない。

（３）について：

「公益目的増減差額がマイナスとなる場合は、ゼロと解釈すべき」では下記２点がある。

①「Ａ法人が自由に使用・処分できることになる」とあるが、Ａ法人のマイナスが公益目　的事業の支出に起因するものであれば、その支出の返済にあたるものであり、実態的に問題ない。

②「一時的に資金繰りなどのため法人会計等から直接公益目的事業を支出することは、実態として返済の当てのない贈与であり」と決めつけることの意味が分からない。また、「当該資金融通を借入れとみなすことはできない」というのは、およそ金融実体・実務を知らない観念的な考え方である。

（４）について：

「内閣府は、法の目的を徹底し、不公平を避けるため、公益目的事業における実際の財産の費

消状況を踏まえて(本当にこの検証行っているか？またそれが可能か？)、マイナスとなる場合はゼロと解釈すべきと指導してきた。」とあるが、指導するのは勝手であるが、理由も含めてなぜゼロとするのか理由が今もって明確にされてこなかった。

(５)について：

後段の「認定法第 30 条第２項第３号の解釈」は、これが正しいと考える。

「※３」にあるとおり、「区分経理されていない」という指摘は正しいかもしれないが、それは公益目的事業会計の処理方法を変更させるか否かは当局サイドの問題でもあり、他方、何の根拠も示さずに「認定法第 30 条第２項第３号前段にあたる額はすでに除外されていると考えられる」というのはおかしい。

(６)について：

有識者会議の検討において、下記①、②、③、は方向としては正しいと思うので賛成する。しかし、２～３年後このような抜本的な改正をやるこの時期に、本件のような現象的には些細なしかし事務負担の大きな改正を行う理由がよくわからない。今回の改正を行う一方、有識者会議での結論が出た場合に、また変更を行うといった二重の作業が生じないようにされたい。

①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額の概念・定義の再整理

②公益目的事業会計の区分経理を徹底

③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する

(７)について：

かりに、見解統一のためという今回の改正理由はさておいて、「マイナスの場合はゼロ」とすることをよしとしても、①有識者会議での新制度ができるまでの扱い、特にマイナス扱いを行った法人とゼロ扱いした法人の扱いの差異の明確化、②新制度への移行時における公益目的取得財産額のスタートの財産の金額を調整するのか否か、③「なお」書きにある、移行期間中に実際に認定取消しがあった場合における取扱いの更なる明確化が必要と考える。

＜差出人名義＞

有識者会議「最終報告（案)」の場合は、下記５団体としているが、今回も同様にご了解いただけるか。

公益財団法人公益法人協会、公益財団法人セゾン文化財団、公益財団法人かめのり財団、公益財団法人さわやか福祉財団、公益財団法人助成財団センター

以上

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見（案）

（差出人名義入る）

今般の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」（以下、改正府令案）について、同施行規則第 48 条の改正案に対しては、下記理由から反対する。

１．改正の趣旨について

内閣府・有識者会議「最終報告」に基づき、令和６年通常国会で制度改正法が上程され、令和７年度から改正法が施行予定であるにもかかわらず、新たな把握方法に移行するまでの間の措置として、算定方法の明確化を行うものとされているものの、今回の法律改正により、法人によっては事務的に大きな変更作業が必要となる一方、有識者会議の結論によっては、すべての法人において大変更を伴う作業が必要となることも考えられ、別表Ｈの作成をめぐって様々な解釈や見解がみられるこの段階で施行規則を改正することは、不公平な状態を是正するどころか、かえって実務上の混乱を招きかねず、あえて行うべき改正かどうかはなはだ疑問である。

２．認定法第 30 条をめぐる解釈の統一について

認定法第 30 条では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。

この認定法第 30 条第２項第３号は、公益目的事業財産以外の財産を、公益目的事業会計で一時的に借用乃至は使用した場合には、その額を公益目的事業財産残額から「控除」するための規定と考えられるものである。

公益目的事業会計の赤字額を他会計からの収入で埋めたとし、結果的に公益目的増減差額は絶対的にマイナスにはならないという考え方は、認定法第 30 条第２項第３号に違反するのではないかという根本論議を無視し、改めて施行規則（本改正府令案）で合法性らしきものを作りだすに過ぎず、許容できるものではない。「改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Ｈに係る見解は統一する必要がある」とはしているものの、予め新しい規則だけは先行して制定し、公益目的事業に係る赤字補填分を公益目的事業の収入として「概念・定義を再整理」するための布石となるのではないかと憂慮するものである。

３．「公益目的増減差額がマイナスの場合はゼロ」とすることについて

「当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）」とされているが、この考え方には賛成しかねる。

公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額に相当し、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。したがって、この費消・譲渡した財産を除くために算出されるのが「公益

目的増減差額」であり、当然ながら、プラスの数値だけでなくマイナスの数値もありうる。

特に、今回改正に依って問題となるのは、例えば、コロナ禍下でも見られたように外部から借入金をし、公益目的事業費（例えば人件費）に充当した場合、公益目的事業会計の純資産額はマイナスであることから、H表の「公益目的増減差額」も、マイナスにならざるを得ない処、今回の府令改正に依り「ゼロ」となる。次年度以降の借金返済額は、「公益目的増減差額」の増加要素（例えば、寄付金増）から捻出することになるが、H表の「公益目的増減差額」上は、上記改正前のマイナス分の解消分とならずに、改正後はゼロからの増加分となり、このことは、当該年度の人件費を次年度以降の寄附金増で賄ったに過ぎない事象が「公益目的増減差額」の増加と認識されることを意味し、ひいては、公益目的取得財産残額の過大算定になってしまうのではないだろうか。

４．認定法施行規則第 49 条との関係について

認定取消しとなった場合の公益目的取得財産残額の計算を規定する認定法施行規則第 49 条は、認定取消し前最終提出の①公益目的増減差額に②公益目的保有財産を加算した額を公益目的取得財産残額（零未満の場合は零）と規定している。つまり、この同施行規則第 49 条は、毎事業年度における公益目的増減差額や公益目的取得財産残額において、マイナスもありうることを前提にしていると考えられる。これは、毎事業年度の公益目的増減差額や公益目的取得財産残額の計算においてマイナスを認めない場合、最終提出の公益目的増減差額が零未満になることや、公益目的保有財産の帳簿価格も零未満になることもあり得ず、この同施行規則第 49 条は空文化することになる。

認定法第30条や同施行規則第49条が公益目的増減差額や公益目的取得財産残額のマイナスを想定しているにもかかわらず、これらに違背する規則を新たに制定することは制度上、矛盾が生じ、さらなる混乱を生じさせることを危惧するものである。

以上

資料５
2023 年 10 月 19 日
(公財)公益法人協会

新しい時代の公益法人制度改正に向けての当協会の検討状況

項目	有識者会議最終報告本文・概要等 における方向性	当協会　主要な論点・意見等（案）
3(1)②わかりやすい財務情報の開示 （区分経理と貸借対照表内訳表の作成）	【「会計に関する研究会」で検討中（資料省略）】 ・財務諸表における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人 会計の区分経理を推進。併せて行政庁への定期提出書類を簡素化し、法人負担を軽減。**（概要）** ・全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。また、小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策について検討する。（公1・公2等の事業ごとの収支は損益計算書内訳表で情報開示。） ・現行の定期提出書類等における各別表については、できる限り損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止または記載事項を簡素化する。	【「税制・会計小委員会」で検討中（別添資料ご参照）】 ・収益事業等を実施していない小規模法人等の負担軽減策を検討いただきたい。B/S 内訳表の作成が負担軽減につながらない。 ・B/S 内訳表を新たに作成する場合、実務的には「棚卸法」によるしか方法がない。 ・B/S 内訳表作成に当たり「正味財産期末残高」の算出の問題、定期提出書類の数値との整合性の問題等が残されている。 ・B/S 内訳表の作成目的を勘案し、表示項目や表示方法（例えばセグメント情報的なもの）、監査への対応等も考慮すべき。 ・収益事業等を実施していない法人で質的重要性のない法人や、小規模で金額的重要性のない法人については、区分経理と内訳表の作成対象外とする特例が考えられないか。
同上 （公益目的取得財産残額の再整理、H 表の廃止等）	・公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義を分かりやすく再整理する、その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。	・H 表は廃止の方向で検討いただきたい。「公益目的取得財産残額」は、その計算構造から、基本的には、公益目的事業会計における正味財産期末残高に一致すると考えられる。 ・公益目的取得財産残額の定義は、基本的には、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高であると考えられる。
項目	**有識者会議最終報告本文・概要等 における方向性**	**当協会　主要な論点・意見等（案）**
2(1) ①中期的な収支均衡の確保（中期的な収支均衡の判定方法）	・公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするため収支相償原則を見直し。**（概要）** ・「収支相償原則」について、呼称も含め抜本的に見直す。 ・中期的な収支均衡の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した赤字も通算した収支差額に着目して行う。その上で黒字が生じる場合は、中期的に均衡状態を回復するものとする。 ・法人が設定し認定を受けている「公1」「公	・収支の黒字を将来の活動拡大に向けることが法改正趣旨であり、行政庁でなく法人が自主的に判定し、それを情報開示することで足りるとしていただきたい。（行政は事後チェック） ・「収支相償原則」を「中期的収支均衡原則」に改正いただきたい。 ・中期的収支均衡において、過去の赤字額の管理の負担、将来の収支均衡の管理の負担が生じないよう簡便にしていただきたい。 ・「公1」「公2」等の細かな事業ごとの区分は、その負担の大きさから、多くの法人で公益目

	2」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書内訳表により情報開示する。(構造的に収入が費用を上回る(黒字)事業がある場合は、行政庁において当該事業の公益性の確認等を行う。) ・過去に発生した赤字も、通算した収支差額に着目して行うことで、借入金の返済も行いやすくなる。(パブコメ解説)	的事業のくくり直し・統合が進むことになると予想される。 ・借入金の返済自体は剰余金の解消方策とはなっていない。赤字の補てんと同様、借入金の返済等も「適正な費用」の扱いとするよう見直しをしていただきたい。
2(1) ①中期的な収支均衡の確保(公益充実資金(仮称)の創設)	・将来の事業発展・拡充のための「公益充実資金」を創設。**(概要)** ・法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示する。 ・細かな事業単位ではなく大括りな設定(公1・公2等の事業単位を横断する使途の設定も可) ・いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て。	・公益充実資金(仮称)の積立期間、金額、変更回数等の要件について、従来の「特定費用準備資金」や「資産取得資金」と比べてより柔軟な取り扱いとなるよう明確にしていただきたい。 ・現行の内閣府「特費のすすめ」(令和4年10月)は全面改定いただきたい。「積立可能期間」「期間の変更」「活動見込みや限度額の見積もり」「減少見込みに関する合理的な説明」「減少の蓋然性の高さの説明」が、使い勝手の悪さに繋がっている。 ・公益充実資金(仮称)の事例として、将来の事業発展・拡充のほかに、公益目的事業の減収補てんや活動維持のための基金等の取り扱いを明示いただきたい。
2(1) ①中期的な収支均衡の確保(指定正味財産)	・寄附などによる資金を効果的に活用して公益的活動を拡大する。**(概要)** ・指定正味財産に繰り入れる寄附金の使途指定について、法人の公益目的事業全体とする指定も可とし、意思確認を容易化する。	・効果的な寄附の活用のためには、「寄附の使途の指定は寄附申込書等で具体的な明示が必要」としている点の緩和が必須。現行「問Ⅴ－4－⑫」は、全面改訂いただきたい。 ・意思確認の簡略な形として、「公益法人の公益目的事業の財源に充当する(資金運用による元利相当)」「広く公益法人の活動に役立てる(公益目的事業への配分は法人所定の基準)」等が可能となるよう、寄付申込書ひな形において明示いただきたい。 ・過去にされた寄附については、「理事会での確認をもって使途の確認に代替できる」こととしていただきたい。
2(1) ②遊休財産(使途不特定財産)の適正管理	・法人が実情に応じ不測の事態へ対応するために必要な資金を確保しやすくするために遊休財産規制を見直し。**(概要)** ・貸借対照表内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する。 ・翌事業年度以降も上限額超過が継続している場合、合理的な理由、超過額の公益目的事業への使用状況等をフオローアップする。	・行政庁でなく法人の経営判断で、必要な財産を確保し不測の事態に備えることを情報開示することにより、上限超の保有を肯定すると明記していただきたい。(行政は事後チェック) ・「遊休財産規制」は用語として好ましくなく変更いただきたい。 ・上限額は最低でも3年分の公益目的事業費相当額とするのが適当と考えるため、引き続き、検討願いたい。 ・遊休財産額を超過した部分を公益目的事業

	・上限額の算定方法について、「前事業年度までの 5 年間の公益目的事業費の平均額」に改め、直近の「当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費」の選択も可とする。	に限定して使用することは、行き過ぎた規制である。合理的な理由があれば、法人会計等においても保有を容認いただきたい。
2(2) ①公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化	・公益性に大きな影響がない事業の変更は届出化することにより、柔軟・迅速な事業・組織の再編を可能に。**(概要)** ・公益性に大きく影響せずかつ事後監督で是正しうる変更は届出化(例:公益目的事業の事業再編・縮小、収益事業の追加等) ・必要書類の合理化・明確化、審査期間を公表(短縮を図る)。	・申請か変更届かを判断できる基準を明確化していただきたい。 ・法人の定款の範囲内の事業等について、迅速に実施したい場合等は届出事項に加えていただきたい ・手続きにおける別紙1(基本情報)、別紙2(法人の事業)、別紙3(A～F表)及び添付書類の簡素化・合理化を求めたい。
2(2) ②合併手続等の柔軟化・迅速化	・事業内容の変更を伴わない単純合併を届出化するなど、審査のメリハリ付け、手続マニュアル作成・周知・合併手続の見直しと透明性の向上。**(概要)**	・公益法人同士の吸収合併で、消滅法人の事業を含め、複数の公益目的事業の統合・再編が存続法人の意向に反して否定された事例もあるので、法人側の意向を尊重することを求めたい。
3(1) ①法人運営に関する情報開示の充実	・法人運営に関する情報開示の拡充(個人情報の保護等に配意しつつ検討)(例:法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等)。**(概要)**	・利益相反取引、特別の利益供与の禁止等の取引情報や、役員報酬等の情報、海外送金に関する情報開示の内容や方法は、法人の負担増大にならないよう配慮いただきたい。
3(1) ③法人情報の利活用の向上	行政庁による法人情報の公表。法人情報を一元的に閲覧・利活用できるプラットフォームを整備。**(概要)**	・閲覧請求等の手続きを介することなく簡便な閲覧、ダウンロードが可能となるよう設計いただきたい。 ・公益法人に関する情報の統計的分析を可能にしていただきたい。
3(2) 法人の自律的なガバンスの向上	・法人自ら取り組んだガバナンス強化策(内部統制システムなど)を事業報告書等に記載。**(概要)** ・外部理事・監事の導入(少なくとも 1 人は法人外部から)。(同) ・会計監査人必置範囲の拡大と小規模法人支援(監事研修等)。(同)	・自律的なガバナンスの向上の趣旨に賛同する。但し、公益法人にはそれぞれの歴史や諸事情を有していることから、理事会・監事の構成、評議員の選定方法等については、法令による規制を限定的とし、定款自治による対応を原則としていただきたい。
3(3) 行政による適正な事後チェック	・内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、不適切事案の端緒を掴んだ法人に対し集中的・専門的に立入検査を実施。**(概要)** ・監督の考え方をあらかじめ明確化・公表。法人の予見可能性を高めつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用。(同)	・行政による適正な事後チェックの趣旨に賛同する。
4 民間による公益的活動の活性化のための環境整備	・公益信託制度改革(軽量・軽装備な財産の公益活用手段、公益法人と共通の枠組みでより使いやすい制度に)。**(概要)** ・公益法人による出資等の資金供給 ・公益法人行政のDX推進 ・法人・経済界等との対話の推進	・民間による公益的活動の活性化のための環境整備の趣旨に賛同する。

別添資料

これまでの税制・会計小委員会　論点・意見整理メモ

（事務局とりまとめ、確認未了）

1. 趣旨（要約　再掲）

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」（令和５年６月２日公表）の論点は、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化等、多岐にわたる。

公益法人協会「税制・会計（小）委員会」としては、主要な論点について、これまでの意見公表に引き続き、公益法人界の意見を集約し、理論的根拠をもった「提言」を行いたいと考えており、まずは、会計実務上、重要であると考えられる「区分経理義務化と内訳表の作成、小規模法人等における負担軽減策」について取り上げる。

2. 小委員会での主要な論点

（1） 財務情報についての共通認識

（情報の利用者の観点、一般目的と行政（監督）目的の財務諸表の相違の検証、財務情報は有用でわかりやすく作成も容易であるべきこと等）

（2） 区分経理・内訳表の作成の問題点

（内訳表情報の利用目的と情報の有用性の検証。作成方法としての仕訳法/継続法と分解法/棚卸法の問題点の検証、共用財産の区分経理・配賦基準の問題検証等）

（3）小規模法人等の負担軽減策

（小規模法人のニーズ検証、「区分経理と内訳表の作成」における小規模法人負担軽減策の検討、「定期提出書類の簡素化」の検討等。（⇒「米国 FormN/FormEZ 制度等、米国での小規模法人対策参考）

3. 主要意見

（第1回 8/14　第2回 8/22　第3回 9/14）

（1）財務情報についての共通認識

- 財務諸表は誰のためのものかという利用者の観点が重要である。作成者の負担の問題も大きく、「有用でわかりやすく作成も容易であるべき」を共通認識とする。
- 財務情報は、共通のルールで比較可能な情報をわかりやすく提供する視点で作成されるべきである。目的の異なる情報を財務諸表に盛り込むと、利用者のわかりやすさにとってはマイナスになるのではないか。
- 区分経理や内訳表の作成義務化では、透明性を高めるとか、H表の代替等のためと、されているが、これは、作成負担増につながり、情報が増えることによる情報利用者側の分かりにくさにつながる。
- 定期提出書類の作成負担削減のためとしても、結局、作成負担が増えそうである。全体としての負担の総量が減っていないことが問題認識として大きい。

（2）区分経理・内訳表の作成の問題点

【棚卸法と継続法】

- 貸借対照表（B/S）内訳表の作成方法には、仕訳で一つ一つ個別に処理する方法 と、期末にまとめて全部の資産・負債を一定基準で区分する方法があるが、一つ一つ仕訳するのは大変で、現実的には困難である。従って、期末に一度に区分する方法「棚卸法」が妥当と考えられる。
- 取引仕訳ごとに区分入力する「継続法」は、事務負担及び法人経理担当者の処理能力の点から、あまりに負担が大きく、事務上は非現実的である。
- B/S 内訳表を始めて作成する場合、法人の規模に関わらず、実務上は、棚卸法によるしか方法が

ない。過去を全部検証することはできないし、やる意味もない。
- B/S 内訳表は、現在作成していない法人がたくさんある中、全ての法人が作成するには、どのような簡便的方法が考えられるかが論点になろう。

【定期提出書類との関係】
- 公益法人が新たに貸借対照表（B/S）内訳表を作成するには、既に法人が作成している、貸借対照表、財務諸表に対する注記、財産目録、さらには定期提出書類（別表C（2）、別表C（3）、別表F（1）、別表F（2）、別表H（1）など）などを基に作成していかなければならない。
- 定期提出書類（H表、C表等）と貸借対照表（B/S）内訳表の数値との整合性が懸念されるため、何らかの対応が必要である。
- 会計区分間の貸借を、内訳表で表示するか否かについては、ほとんどの法人で個々の取引で会計区分間の貸借が発生を認識することはできないため、例えば、「現金」勘定でマイナスが生じた場合のみ、会計区分間の貸借を認識し表示することが考えられないか。

【行政目的の財務情報】
- 財務情報には、①「一般目的の財務情報」と、②「行政目的（監督目的」の財務情報」があるなか、B/S 内訳表は、作成理由として「別表Hの代わり」と「遊休財産保有制限の超過の状況の確認」がある点に言及されており、②「行政目的」のための財務情報と位置付けられないか。
- 区分経理や内訳表の作成義務化では、透明性を高めるとか、H表の代替等のためと、されているが、これは作成負担増につながり、情報が増えることによる情報利用者側の分かりにくさにつながる。
- B/S 内訳表では、次の点も十分に検討されるべきである。
  ・監事による監査を含む監査の対象範囲が拡大されることへの懸念。
  ・行政庁からの補正指示がありうることを前提に、財務諸表（計算書類）の修正に繋がることへの懸念。
- B/S 内訳表の目的は、「別表 H の代わり（又は廃止」と「遊休財産保有制限超過時の説明（超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する）」とされているが、そのために有用な財務情報とは何かを明確にする必要がある。
- 内訳表の目的が、「行政目的」のための財務情報と位置付けられれば、例えば、「セグメント情報のような形式」「セグメント的な注記」「附属明細の補足情報」も、考えうるのではないか。

【B/S 内訳表の個別論点　現金預金のマイナスの整理】
- B/S 内訳表で、現金預金がマイナスになる事例は結構多い。実務では、最後に現金預金で差額調整を行うことが理解されにくく、一般的には、現金預金がマイナスになることは不自然に思われる
- 現金預金がマイナスになるのは、現金預金口座が区分されて管理されておらず、会計区分間で貸借があるためであり、会計の区分相違があった場合にも調整される。
- 現金預金のマイナスはテクニカルなこととして整理でき、例えば、現金預金のマイナス相当額を会計区分間の貸借科目で調整することが考えられる。
- B/S 内訳表の作成とは、全体 B/S はあるので、それを分けるだけである。正味財産の期末残高をP/LとB/Sを一致させておいて、資産・負債毎に単に分けるため、そこで現金に差額が来てしまうということである。

【H 表の再定義の問題、遊休財産保有制限超過時の問題】
- H 表の廃止や公益目的取得財産残額・公益目的事業財産の概念・定義の再整理の検討を優先いただきたい
- H 表の「公益目的取得財産残額」は、その計算構造から、基本的には、公益目的事業会計におけ

る正味財産期末残高に一致すると考えられる。

- 遊休財産の上限を超過した場合の措置であるが、遊休財産規制を充足している法人（使途不特定財産の上限超過がない法人）については、貸借対照表内訳表の作成義務は適用除外とされるべきである。
- 「合理的な理由による超過」を容認するにもかかわらず、公益目的事業への費消を義務付けるのは、そもそも行き過ぎた規制であると思われる。法人会計」で生じた超過額を、やむを得ない事情があると認められる場合には、「法人会計」で費消する（法人会計に係る特定費用準備資金・資産取得資金の積立を柔軟に認める）ことで、遊休財産は生じないと整理するべきではないか。

(3) 当協会における貸借対照表（B/S）内訳表の試算について

当協会における貸借対照表（B/S）内訳表を別紙のとおり試算した。（添付省略）

当協会では、収益事業等を実施しておらず、「貸借対照表（B/S）内訳表」を作成していない。なお、正味財産増減計算書（P/L）内訳表については作成しているが、区分会計毎の一般正味財産、指定正味財産の期末残高の記載は省略している。

当協会のような法人が多いと思われるが、この場合、どのように「公益目的事業会計の正味財産の金額を決めるか」が問題となる。

当協会における貸借対照表（B/S）内訳表の試算は、公益目的事業会計区分における「正味財産合計」を別表 C（2）控除対象財産のうち「1．公益目的保有財産　期末帳簿委残高」と「3～6　参考値　公益目的の3から6の財産の合計　期末残高」の合計で、試算を行った。H 表の作成方法自体に、依存として様々解釈が見られるためである。

この点、「別表Hが、到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度複雑な計算を正確に行うことを求められ、計算に当たっての法令解釈に様々な見解が見られるなど、法人、行政庁ともに多大な負担となっていること」から、「公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する」とされたこととにも関連する。

別表 H に代わる公益目的取得財産残額の把握方法を含め、今後も議論の余地があると思われる

(4) 小規模法人等の負担軽減策

【小規模法人等の特例】

- 最終報告において、区分経理と内訳表の作成・開示において「小規模法人等の負担軽減策を講じる」とされたことへの期待感は大きい。
- 収益事業等を実施していない法人で質的重要性のない法人や、小規模で金額的重要性のない法人については、区分経理と内訳表の作成対象外とする特例が考えられないか。これらの法人にとって、内訳表が有用な情報となるか疑問である。
- 現行、収益事業等と公益目的事業の会計の区分経理が要求されているのであるから、「収益事業等」を実施していない法人は、区分経理が求められていないと整理するのが良いのではないか。収益事業を行っていない法人を「除外」する取扱いができないか。
- 小規模法人等が財務三基準をほとんどクリアしているならば、収益事業を行っていない小規模法人を「除外」することができないか

【小規模法人等の負担軽減策】

- 特例としての除外の取扱い（政令委任等）が困難となったときに、内訳表の作成にかかる負担軽減策として、表示の簡素化・省略を検討すべきである。
- 内訳表の目的に合致した財務情報を、注記や会計区分ごとのセグメント情報を表示する記載であれば、負担軽減にもつながる。
- 内訳表の目的に合致するのであれば、細かな資産区分でなく、流動資産合計、固定資産合計、流

動負債合計、固定負債合計、正味財産合計等大くくりでの表示（合計だけを表示）であれば、簡便的な表示として考えられる。

- 定期提出書類を簡略化し、様式をわかりやすい形式にすることや、同じ財務数値を何回も重複入力することを省略する（既入力済の情報で代替する）等を検討することは法人にとっては望ましい。

【小規模法人等の定義】

（小規模法人等の定義の議論は、持ち越し）

- 米国の小規模法人等の基準が、訪米調査ミッション報告書（米国における小規模法人対策と非営利法人会計―」」2023 年 6 月　公益財団法人公益法人協会）にあるが、定義には様々な観点がある。日本でも、私立学校法人における所管（都道府県、文科省）による規模の定義があるように、定義の判断は難しい。

以上

6 第５回調査会

１　日　時　　2023 年 12 月 21 日（木）15:00～17:00

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１．シンポジウム 2023 の大会声明について

２．公益認定法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布･施行について

３．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集に対する意見の提出について

４　資　料

１．委員名簿(民間法制･税制調査会、法制･税制･コンプライアンス･会計委員会)

２．シンポジウム 2023 プログラム冊子

３．公益法人協会シンポジウム 2023 大会声明 案（未定稿）

４．「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案)」に関する意見

５．新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集に対する意見の提出について（案）

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

公益法人協会シンポジウム2023

新たな公益法人制度を目指して

内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告を踏まえて

日時：2023年12月26日（火）13:00～17:00

会場：都市センターホテル・コスモスホール

（東京都千代田区平河町2-4-1）

主催：(公財)公益法人協会

2008年12月に公益法人制度が改正され15年、公益法人のよりよい制度環境、活動環境の実現を目指した検討が始まりました。

前半では、現在進行中の制度整備の方向性、制度改正の内容と背景にある理念等について確認し、後半に、前半の内容を踏まえ課題の整理とその対応策の検討などを行い、その結果を社会に向けて発信します。

公益財団法人 公益法人協会
― 民間公益活動推進センター ―
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)

公益法人協会シンポジウム2023（都市センターホテル・コスモスホール）

司会：竹井 豊
松野亜希子

13:00	開 会
13:05	主催者挨拶：雨宮 孝子　公益法人協会理事長
13:10	セッション１：　基調講演「新たな公益法人制度の在り方について」 （講師）北川 修　内閣府大臣官房公益法人行政担当室室長
14:10	セッション２：分析報告「最終報告を踏まえた制度化における課題と提言に向けて」 （報告）雨宮 孝子　公益法人協会理事長
14:40	休 憩
15:05	セッション３：パネルディスカッション 片山　正夫　（公財）セゾン文化財団理事長 清水　肇子　（公財）さわやか福祉財団理事長 鈴木　幸夫　（公財）知床自然大学院大学設立財団理事 西田　浩子　（公財）かめのり財団常務理事 長谷川知子　（一社）日本経済団体連合会常務理事 濱口　博史　弁護士 （進行役）鈴木 勝治　公益法人協会特別顧問 長沼 良行　公益法人協会常務理事
17:00	閉 会

基調講演、分析報告　Keynote Lecture & Investigation Report



北川　修（きたがわ・おさむ）
内閣府公益認定等委員会事務局長／大臣官房公益法人行政担当室室長
東京大学経済学部卒。1992年旧総理府入府。2003年から内閣官房行政改革推進事務局にて2006年の公益法人制度改革に携わる。その後、総務省や内閣官房において、総務大臣秘書官や独立行政法人制度改革、行政の組織・人事管理、行政評価等を担うポストを歴任し、2022年６月末から現職。



雨宮　孝子（あめみや・たかこ）
公益財団法人公益法人協会 理事長
慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。2004年～2008年明治学院大学大学院法務職研究科教授（専門は民法（公益法人、NPO法人、家族法）、信託法）、2007年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008年 同委員会常勤委員、2010年～2016年同委員会委員長代理を務め、2017年から現職。共編著に、『NPOと新しい社会デザイン』『NPO法コンメンタール』『NPO実践講座（新版）』など。

パネリスト　Panel Discussion



片山　正夫（かたやま・まさお）
公益財団法人セゾン文化財団 理事長
一橋大学法学部卒。（公財）公益法人協会理事、（公財）助成財団センター理事、（公財）パブリックリソース財団理事、（公財）日本非営利組織評価センター評議員、（一財）日本芸術文化国際交流財団評議員、（学）国立学園監事等を兼務。アーツカウンシル東京カウンシルボード議長。『セゾン文化財団の挑戦』（書籍工房早山・2016）、『民間助成イノベーション』（共著、松籟社・2007）、『プログラム・オフィサー』（共著・学陽書房・2007）ほか。



清水　肇子（しみず・けいこ）
公益財団法人さわやか福祉財団 理事長
学習院大学ドイツ文学科卒業。三菱銀行、シティバンクを経て、フリーのキャリアコンサルタントとして活動。並行して現さわやか福祉財団の創立時にボランティアで参画、2014年から現職。厚生労働省の地域包括ケアシステム、新地域支援事業に関する委員、ボランティア休暇等普及広報検討委員、内閣府政策コメンテーター他、自治体の介護保険事業（支援）計画・保健福祉施策推進に関する委員等を務める。（公財）公益法人協会理事、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター主監など。

登壇者プロフィール



鈴木　幸夫（すずき・ゆきお）
公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 理事
在日外国人支援団体カパティラン理事、元朝日新聞文化財団事務局長。早稲田大学第一文学部卒業。朝日新聞社の広告部門で20年間自然保護・環境問題関連の意見広告やシンポジウムを数多く手がけ、経営管理・財務部門に転じた2008年から森林文化協会、ベルマーク教育助成財団、日本高野連など関連財団法人の公益移行認定をサポート。傍ら知床永久の森づくり委員会委員、北海道環境財団最初に評議員選定委員など歴任。退職後は札幌でボランティア活動中心の生活を送る。



西田　浩子（にしだ・ひろこ）
公益財団法人かめのり財団 常務理事
早稲田大学教育学部卒業。人生の大半において教育分野に従事する。1994年（公財）AFS日本協会に入職、2004年よりプログラム・ディレクターを務める。2007年NPO法人J-Win事務局長、2008年より（公財）かめのり財団理事・事務局長。アジア・オセアニアの若い世代の交流と人材育成の事業を展開している。2023年より、同財団常務理事。他に、（公財）公益法人協会評議員。



長谷川　知子（はせがわ・ともこ）
一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
上智大学大学院外国語学研究科国際関係論修了(修士)。米国コロンビア大学大学院国際公共政策大学院(ＳＩＰＡ)修了(修士)。1988年、経済団体連合会(当時)事務局入局。国際経済部、広報部、国際経済本部北米・オセアニアグループ長、社会広報本部主幹（企業行動・ＣＳＲ担当）・副本部長、教育・スポーツ推進本部副本部長（教育・人材育成担当）、教育・ＣＳＲ本部長、ＳＤＧｓ本部長を経て、2020年6月より現職。



濱口　博史（はまぐち・ひろふみ）
弁護士。最高裁判所司法研修所弁護教官（民事）、司法試験予備試験考査委員、内閣府・「新しい公共」推進会議・政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会委員、同・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議構成員、（特活）日本NPOセンター監事、日本NPO学会監事などを歴任。現任は（公財）花王芸術・科学財団評議員、（公財）助成財団センター評議員、（認定特活）高木仁三郎市民科学基金監事など。



鈴木　勝治（すずき・かつじ）
公益財団法人公益法人協会　特別顧問
東京大学法学部卒業。1966年三井信託銀行㈱入行。欧州三井信託銀行（ベルギー）社長、三井信託銀行㈱取締役国際企画部長・検査部長、東急車輛製造㈱常勤監査役、中央三井信用保証㈱監査役などを経て、2005年公益法人協会へ。2017年に公益法人協会副理事長に就任。2023年現職。



長沼　良行（ながぬま・よしゆき）
公益財団法人公益法人協会　常務理事
中央大学文学部卒業。IT系企業、業界新聞社他勤務の後、2002年６月、公益法人協会入職。以後、主に広報・出版事業、国内非営利団体との連携事業、調査研究・政策提言事業等に携わる。2023年７月より現職。2020年３月から埼玉県公益法人認定等審議会委員。

会場案内

3F シンポジウム会場平面図

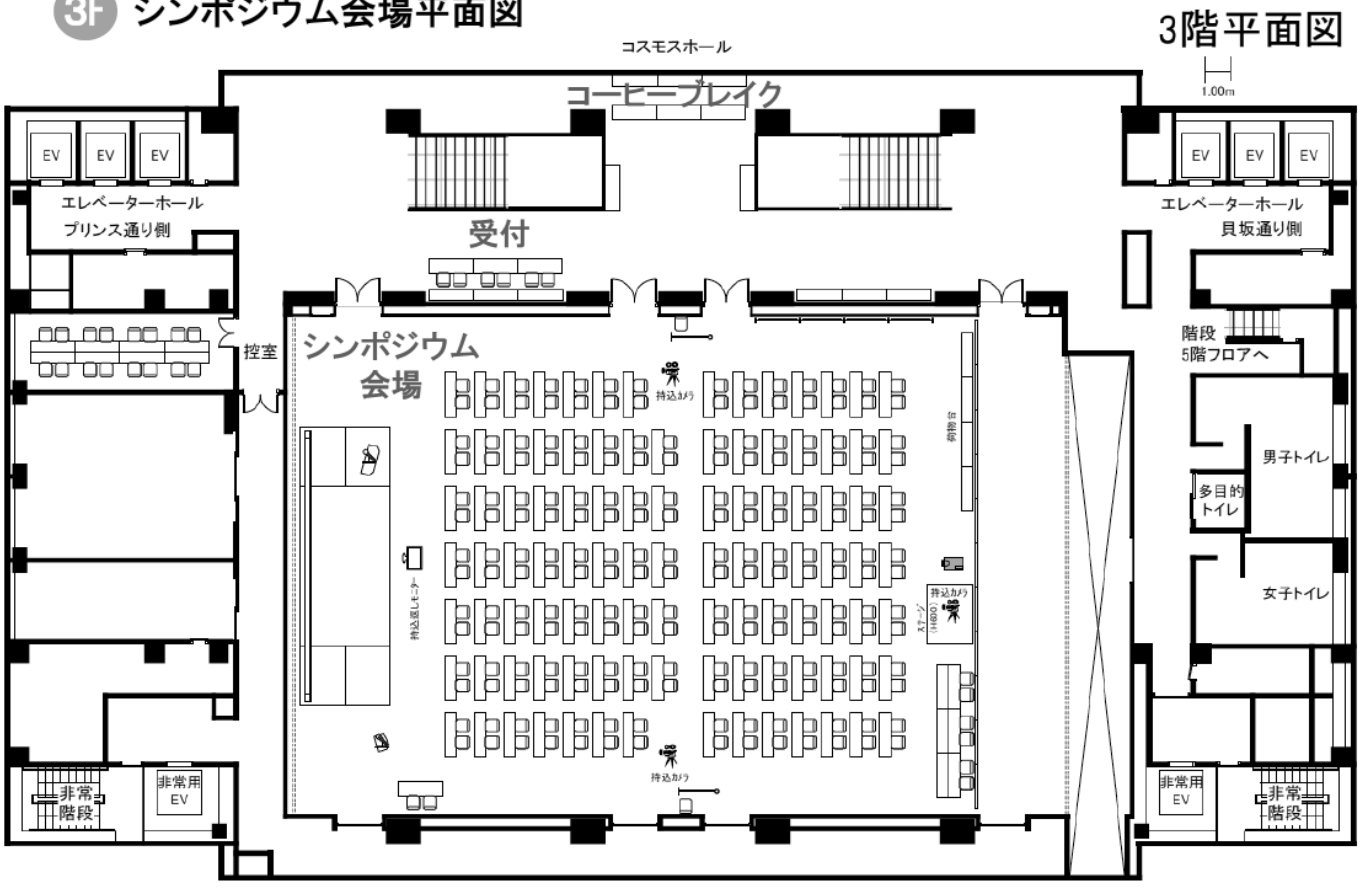

会場案内


ロビーF
宿泊フロント
都市東京事務所
PR コーナー
宴会予約
受付
正面玄関
ロビー
ラウンジ
レストラン アイリス


3F
コーヒーブレイク
受付
控室
コスモスホール
シンポジウム
会場

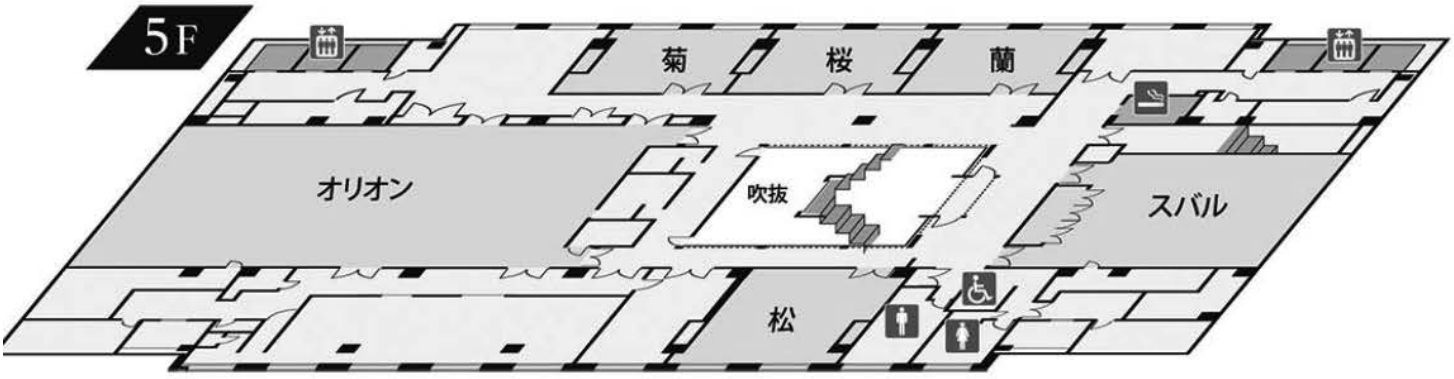
5F
菊
桜
蘭
オリオン
吹抜
スバル
松

会場案内



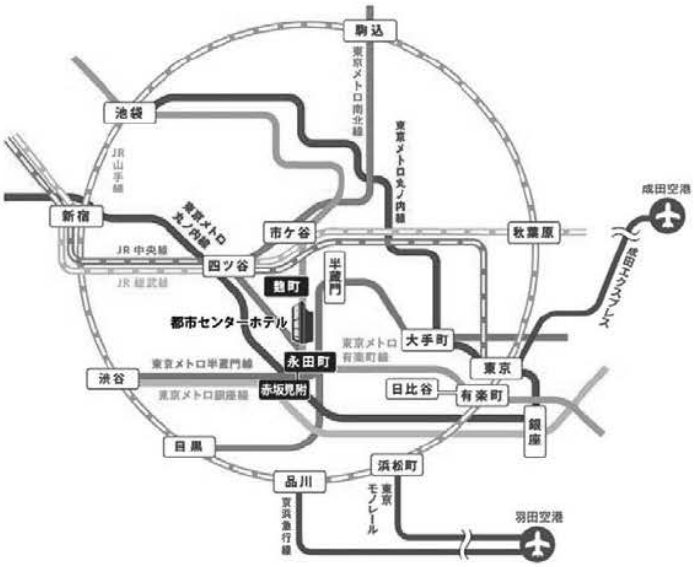



■電車をご利用の場合
東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅
4番・5番出口より徒歩4分、9b番出口より徒歩3分
東京メトロ 有楽町線「麹町」駅 半蔵門方面1番出口より徒歩4分
東京メトロ 丸ノ内線・銀座線「赤坂見附」駅 D出口より徒歩8分
JR中央線「四ツ谷」駅 麹町出口より徒歩14分

■都バスをご利用の場合
橋63系統「平河町二丁目（日本都市センター前）」下車
（新橋駅～市ケ谷駅～小滝橋車庫前）

資料３

2023 年 12 月 21 日版

公益法人協会
民間法制・税制調査会：さわやか福祉財団
法制委員会：セゾン文化財団
コンプライアンス委員会：助成財団センター
会計委員会：かめのり財団
税制委員会：知床自然大学院大学設立財団
公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志

公益法人協会シンポジウム 2023 大会声明 案（未定稿）

新公益法人制度施行後 15 年を経て、今回初めて本格的な制度改正が実施されようとしている。この機に臨み、公益法人協会およびその内部の委員会等を構成・代表する法人ならびに公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志は、公益法人自らはもとより他の非営利法人さらには国民はじめ社会一般に向けて以下の声明を公表する。

今回の公益法人制度改革に対しては、より柔軟・迅速な公益的活動の展開のため、「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続きの簡素化・合理化」をはかる一方、より国民からの信頼・協力を得ていくため、「わかりやすい財務情報の開示」、「法人運営の透明性の向上や法人の自律的なガバナンスの充実」、「行政による適正な事後チェック」等を推進するという制度改正の趣旨には、我々は基本的には賛同する。

しかしながら、今般の改正は認定法第１条の「公益の増進及び活力ある社会の実現する」という目的には、残念ながら十分なものとはなっていない。そこで、以下にこの目的に合致するような改正を要望するとともに、さらに抜本的な施策を希求するものである。

1．今回の公益法人制度改革に対して

１－１　現行収支相償原則の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、現行収支相償原則（中期的収支均衡原則であっても）の最終的撤廃に向けて活動する。

（１）今回の改正については、①公１、公２という公益目的事業単位ではなく公益目的事業全体で判定すること、並びに②単年度収支相償原則を中期的（5 年間：過去の赤字の通算可能）とすることに賛同する。

（2）但し、今回改正のそもそもの課題である「儲けてはいけない」＝黒字はいけないという根本課題は解決しておらず、「公益法人による社会課題の促進」（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版）はじめ、「公益の増進及び活力ある社会の実現」は、極めて険しい。この根本的な要因は、現行の財務基準が実質的に残存することにあると考えることから、我々は、今回の改正を基本的には支援するものの、収支相償原則（中期的収支均衡原則であっても）の最終的撤廃に向けて活動する。

１－２　現行遊休財産規制の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用に向けて活動する。

（1）今回の改正については、①災害等の予見し難い事由に対応するための一定の財産を保有制限の対象から外すことについては、条件付きで賛同する。

（2）その条件とは、当該「一定の財産」の内容制約と規模等にも依るものであり、かつ、当該「一定の財産」を中期的な収支均衡制約の中でどのように捻出していけるのかを明確化し具体化した実効性の高い制度として設計されることである。

（3）さらには、今回改正のそもそもの課題である「溜め込んではいけない」の一部は、上記制度及び公益充実資金が実効的に機能すれば解決に近づくが、未確定リスクを超えて、より積極的に未知の分野にチャレンジするための資金確保と活用という点では未だ途半ばであり、我々は、今回の改正を基本的には支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用が可能な制度実現に向けて活動する。

１－３　事業変更時等の認可・届出区分等行政手続きの簡素化について

今回の改正は、相当大幅なものであり、基本的には評価するもの、以下の諸点については、更なる改善を望むものである。

（1）「事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更であって、かつ事後の監督手段で是正しうると想定されるものは、届出事項とする。」ことに賛同するが、加えて、法人が定款で定めている目的・事業の範囲内であると判断する事業等についても、必要に応じて公１、公 2 など適切な事業項目を設定することを条件として、届出事項とされたい。

（2）変更認定申請に至る場合、現行の手続き同様、法人の基本情報等が改めて求められるのであれば、法人にとって事務負担は極めて大きいので、これらを簡素化・合理化されたい。

１－４　わかりやすい、かつ、作成しやすい財務情報の開示

我々は、下記の合理化を理解すると同時に、より一層の負担軽減に向けて活動する。

（1）公益目的取得財産残額について、公益目的事業会計の純資産を基礎として算定し、毎年度の残額増減計算を廃止する方向は理解するが、貸借対照表内訳表の全法人への作成義務付けは、過大な負担増加であり、簡便な方法で済むよう検討されたい。
（2）また、一部の適用除外規定制定は賛同するが、小規模法人を適用除外されたい。

１－５　法人運営の透明性の向上・開示情報の充実

我々は、かねてより自主的な、法人運営の透明性の向上・開示情報の充実について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。
（1）我々公益法人においては、自己の法人の存在理由や事業活動の詳細を進んで公開するとともに、必要に応じて個別の事業等も積極的に情報発信していく。
（2）一方、行政庁においては、個人情報の保護に留意しつつ、関連情報をさらに公開すべきであり、特に公益認定関係の資料等は公益法人立ち上げを志向する人に有効であることから、その全部の公開を図られたい。

１－６　法人の自律的なガバナンスの充実

我々は、かねてより法人の自律的なガバナンスの充実の趣旨について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。
（1）但し、外部理事・監事の導入等に関しては、小規模法人等の実態を踏まえた制度化とすべく、その配慮が十分図られるべきである。
（2）また、ガバナンス強化策の事業報告記載に関し、内閣府令制定は、現行法務省令と重複し不要と考えられるので考慮されたい。

１－７　制度改正の検証

我々は、制度改正案は、現行制度に比して、公益法人サイドからみて前進と評価するも、更なる前進に向けて、
（1）行政庁においては、新規公益法人の認定件数の増加状況等その基準及びプロセスを明確にして、実態面及び制度運用面の検証を、法律文言上あるいは制度上も確保していただきたい。
（2）また、我々公益法人サイドは、自らも新制度運用実態を実地に検証し、必要に応じて更なる改善に向けて活動する。

２．公益法人の成長・発展に向けて（今回の公益法人制度改革対応を超えて）

（1）公益団体の数が圧倒的に多い英米の実態とそれを育む制度に鑑み（別添資料参照）、民間公益活動の自由がいかに重要かということを訴求する。そのためには、国民に向けたアピールと同時に、義務教育下にある若い世代へ教育を通じた非営利公益セクターの周知を図る。

（２）我々公益法人は、社会的責任と自らの役割を改めて自覚し、今回の公益法人制度改革を超えて、多様で変化の激しい社会のニーズに対応し、新たな事業展開にチャレンジし、社会に新しい価値を創造する「変革の担い手」とならねばならない。

（３）公益法人がさらに進化するため、行政庁との対話に加えて、セクターの垣根を超えた他の社会的課題に取り組む主体との「連携」にも取り組む。

（４）「民による新しい公益」を原点に、更なる改革に取り組むべく、我々には、財政基盤の充実を図り国民や社会等への積極的働きかけ、組織の効率化を図るため、新たな経営手法の導入（営利法人の手法の取捨選択導入を含む）、およびそれらを支える人材の育成を実施する。

以　上

資料４

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見

公益財団法人公益法人協会
公益財団法人かめのり財団
公益財団法人セゾン文化財団
公益財団法人さわやか福祉財団
公益財団法人助成財団センター

今般の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」（以下、改正府令案）について、同施行規則第 48 条の改正案に対しては、下記理由から反対する。

１．改正の趣旨について

内閣府・有識者会議「最終報告」に基づき、令和６年通常国会で制度改正法が上程され、令和７年度から改正法が施行予定であるにもかかわらず、新たな規定に移行するまでの間の措置として、算定方法の明確化を行うものとされているものの、今回の法律改正により、法人によっては事務的に大きな変更作業が必要となる一方、有識者会議の結論によっては、すべての法人において大変更を伴う作業が必要となることも考えられ、別表Ｈの作成をめぐって様々な解釈や見解がみられるこの段階で施行規則を改正することは、不公平な状態を是正するどころか、かえって実務上の混乱を招きかねず、あえて行うべき改正かどうかはなはだ疑問である。

２．認定法第 30 条をめぐる解釈の統一について

認定法第 30 条第２項第３号では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。

この認定法第 30 条は、公益目的事業財産以外の財産を、公益目的事業会計で一時的に借用乃至は使用した場合には、その額を公益目的事業財産残額から「控除」するための規定と考えられるものである。

公益目的事業会計の赤字額を他会計からの収入で埋めたとし、結果的に公益目的増減差額は絶対的にマイナスにはならないという考え方は、認定法第 30 条第２項第３号に違反するのではないかという根本論議を無視し、改めて施行規則（本改正府令案）で合法性らしきものを作りだすに過ぎず、許容できるものではない。「改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Ｈに係る見解は統一する必要がある」とはしているものの、予め新しい規則だけは先行して制定し、公益目的事業に係る赤字補填分を公益目的事業の収入として「概念・定義を再整理」するための布石となるのではないかと憂慮するものである。

３．「公益目的増減差額がマイナスの場合はゼロ」とすることについて

「当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）」

とされているが、この考え方には賛成しかねる。

公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額に相当し、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。したがって、この費消・譲渡した財産を除くために算出されるのが「公益目的増減差額」であり、当然ながら、プラスの数値だけでなくマイナスの数値もありうる。

特に、今回改正に依って問題となるのは、例えば、コロナ禍下でも見られたように外部から借入金をし、公益目的事業費（例えば人件費）に充当した場合、公益目的事業会計の純資産額はマイナスであることから、H表の「公益目的増減差額」も、マイナスにならざるを得ない処、今回の府令改正に依り「ゼロ」となる。次年度以降の借入金返済額は、「公益目的増減差額」の増加要素（例えば、寄付金増）から捻出することになるが、H表の「公益目的増減差額」上は、上記改正前のマイナス分の解消分とならずに、改正後はゼロからの増加分となり、このことは、当該年度の人件費を次年度以降の寄附金増で賄ったに過ぎない事象が「公益目的増減差額」の増加と認識されることを意味し、ひいては、公益目的取得財産残額の過大算定になってしまうのではないだろうか。

４．認定法施行規則第 49 条との関係について

認定取消しとなった場合の公益目的取得財産残額の計算を規定する認定法施行規則第 49 条は、認定取消し前最終提出の①公益目的増減差額に②公益目的保有財産を加算した額を公益目的取得財産残額（零未満の場合は零）と規定している。つまり、この同施行規則第 49 条は、毎事業年度における公益目的増減差額や公益目的取得財産残額において、マイナスもありうることを前提にしていると考えられる。これは、毎事業年度の公益目的増減差額や公益目的取得財産残額の計算においてマイナスを認めない場合、最終提出の公益目的増減差額が零未満になることや、公益目的保有財産の帳簿価格も零未満になることもあり得ず、この同施行規則第 49 条は空文化することになる。

認定法第30条や同施行規則第49条が公益目的増減差額や公益目的取得財産残額のマイナスを想定しているにもかかわらず、これらに違背する規則を新たに制定することは制度上、矛盾が生じ、さらなる混乱を生じさせることを危惧するものである。

以上

資料５

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集に対する意見の提出について（案）

１．意見募集内容

(1)概要

内閣府:新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集

「令和５年 11 月 30 日に「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合」を開催し、公益法人制度・公益信託制度改革の具体化における現時点の検討状況の報告及び意見交換を行いました。当該会合資料の内容に関しまして、国民の皆様から幅広くご意見を伺い今後の制度改革の検討の参考とするため、以下のとおり意見募集を行います。なお、いただいたご意見等につきましては、個別の回答はいたしかねますので、ご了承願います。詳細については、下記 URL のページをご覧ください。」

(2)意見提出方法

意見提出フォームから提出。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集」https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0038.html

(3)意見提出締切日

令和５年 12 月 31 日（日）まで

２．意見提出内容(案)

「今後の制度改革の検討の参考」となるよう、12 月 26 日開催「公益法人協会シンポジウム 2023」の大会宣言も踏まえ、以下の通り※、内閣府大臣官房公益法人行政担当室あて意見提出を行いたい。

※意見案のうち、「A 公益法人制度、改正公益認定法（法案イメージ）に対する意見、B．公益信託制度、新公益信託法（法案イメージ）に対する意見」については、12 月 21 日（木）第 5 回民間法制・税制調査会で審議することも検討。

なお、内閣府 62 回・63 回会計研究会が、11/22 、12/14 に開催されるが、この検討内容は、12 月 20 日（水）の会計・税制小委員会で確認し必要に応じて織り込む予定。

(1)意見案

A. 公益法人制度、改正公益認定法（法案イメージ）に対する意見

今般の公益法人等制度改革が、「新しい資本主義」が目指す民間による公益的活動の活性化、公益法人制度をより使いやすくするための民間公益活動の中核である公益法人の制度改革であるとの趣旨に賛同する。

一方で、法案イメージで示された以外の制度内容については、詳細未定の部分も多く、有識者会議の政令委任される部分、FAQ や手引き等を統合する形での「ガイドライン」の規定内容について、公益法人実務者と連携した意見交換をお願いしたい。

今後、公益法人の中長期的な成長の後押しとなるような公益行政の仕組み、規律の在り方について、

今般の公益法人制度改革で終わりとせず、引き続き、海外の事例（米国非営利団体制度、規模を考慮した Form990/1023 等）を参考に、民間非営利セクター・民間営利セクターとも連携した意見交換と検討をお願いしたい。

Ｂ．公益信託制度、新公益信託法（法案イメージ）に対する意見

今般の公益信託制度改革が、公益法人制度と共通の枠組みでより使いやすい制度にする趣旨であり、セクターを超えた民間公益活動の推進、多様なパートナーシップの観点から、法人形態ではない公益信託制度の選択肢が広がることに賛同する。

一方で、公益信託制度については、有識者会議において必ずしも十分な検討が行われてきておらず、今後、新公益信託法（仮称）の規律や「公益信託事務の処理に関する基準」の規定内容について、引き続き、公益法人実務者と連携した意見交換と検討をお願いしたい。

今後、海外の事例〔米国のコミュニティ財団（Community Trust, Community Foundations）、例えば New York Community Trust 等〕を参考に、信託形態と法人形態を同一の団体が複合的に保有する形式など、法人と信託の連携等について、意見交換と検討をお願いしたい。

Ｃ．今般の制度改革全般に関する意見

「（公財）公益法人協会シンポジウム 2023―新たな公益法人制度を目指して―（日時：2023 年 12 月 26 日、場所：都市センターホテル・コスモスホール）大会声明」のとおりであり、「大会声明２０２３」をそのまま添付させていただく。行政庁と公益法人、双方の課題として取り組む所存であり、ご参考としていただきたい。

⑵提出日

2023 年 12 月 26 日　（予定）

「公益法人協会シンポジウム 2023」の大会声明採択後とする。

⑶提出法人名称

「公益財団法人　公益法人協会」にて提出するが、シンポジウム 2023 大会声明を添付することから、「公益法人協会シンポジウム 2023　参加者有志一同」と付記する。

以上

7 第６回調査会

１　日　時　　2024 年 3 月 28 日（木）14:00～16:00

２　場　所　　公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

３　次　第

１．公益法人法 改正法案について

２．税制・会計小委員会概要報告

４　資　料

１．委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)

2-1. 公益法人法　法律案の概要

2-2. 公益法人法　法律案要綱

2-3. 公益法人法　改正案・現行対比表

2-4. 公益信託法　法律案の概要

2-5. 公益信託法　法律案要綱

2-6. 公益信託法　改正案

2-7. 公益信託法　新旧対照条文

３．公益法人制度改革

４．公益法人法改正等 新旧対比表

５．出塚先生要望案（１）及び（２）

６．税制・会計小委員会の開催状況

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要
【公益法人法 改正法案】

趣旨

●公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。

●このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、
より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

１．財務規律の柔軟化・明確化

●収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
●将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。

●「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
●公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

２．行政手続の簡素化・合理化

●収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

３．自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

●わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に３区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け。

●公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。

●公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定。
併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定。

※施行期日：公布後１年以内において政令で定める日（令和７年４月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に

➡新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照条文　目次

○　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）……　1
○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十一条関係）……　18
○　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第十二条関係）……　19

○　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の二）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章～第五章　（略）	第二章～第五章　（略）
附則	附則
（公益法人等の責務）	（新設）
第三条の二　公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。	（新設）
2　国は、前項の規定による公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うものとする。	（新設）
（公益認定の基準）	（公益認定の基準）
第五条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。	第五条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　その行う公益目的事業について、第十四条の規定による収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。	六　その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込ま

七・八　（略）

九　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する使途不特定財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十　各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。第十二号において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一　（略）

十二　各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。

十三・十四　（略）

十五　理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第二条第四号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）の業務執行理事（一般社団・財団法人法第百十五条第一項（一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがないものであること。

七・八　（略）

九　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一　（略）

（新設）

十二・十三　（略）

（新設）

者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十六　監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

十七～十九　（略）

二十　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ～ト　（略）

二十一　（略）

（欠格事由）

第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

（新設）

十四～十六　（略）

十七　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ～ト　（略）

十八　（略）

（欠格事由）

第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　公益法人が第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　この法律、一般社団・財団法人法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ・ニ　（略）

一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ・ニ　（略）

二　第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三・四　（略）

五　国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六　（略）

（公益認定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

六　（略）

（変更の認定）

第十一条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一・二　（略）

（削る）

二　第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三・四　（略）

五　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六　（略）

（公益認定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

六　（略）

（変更の認定）

第十一条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一・二　（略）

三　収益事業等の内容の変更

2・3　（略）	2・3　（略）
4　第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。	4　第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。
（変更の届出）	（変更の届出）
第十三条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	第十三条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
一　（略）	一　（略）
二　収益事業等の内容の変更	（新設）
三　（略）	二　（略）
四　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前三号に掲げる変更に係るものを除く。）	三　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）
五　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更	四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更
2　行政庁は、前項第一号又は第二号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。	2　行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
（公益目的事業の収入及び費用）	（公益目的事業の収入）
第十四条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をそ	第十四条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得

の実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。

（使途不特定財産額の保有の制限）

第十六条　公益法人の毎事業年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益法人が公益目的事業を翌事業年度においても行うために必要な額として、当該事業年度前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2　前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産（第十八条に規定する公益目的事業財産のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの（次項において「公益目的事業継続予備財産」という。）を除く。）として内閣府令で定めるものの価額ではならない。

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条　公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2　前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

の合計額をいう。

3　公益法人は、毎事業年度の末日において公益目的事業継続予備財産を保有している場合には、翌事業年度開始後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業継続予備財産を保有する理由及びその額その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

第十八条　公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～四　（略）

五　前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産

六　第五条第十九号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）

七　前各号に掲げるもののほか、公益法人が保有する財産であって公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

八　（略）

（区分経理）

第十九条　公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経

（新設）

第十八条　公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～四　（略）

五　前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

六　第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）

七　公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

八　（略）

（収益事業等の区分経理）

第十九条　収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなけれ

理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。

2　前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人における前条及び第三十条第二項の規定の適用については、前条中「を公益目的事業」とあるのは「及び当該公益法人が保有する公益目的事業財産以外の財産のうち当該公益法人の運営を行うため必要な財産として内閣府令で定めるもの以外のもの（以下「公益目的事業財産等」という。）を公益目的事業」と、同項各号中「公益目的事業財産」とあるのは「公益目的事業財産等」とする。

（報酬等）

第二十条　公益法人は、第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

（削る）

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条　（略）

2　公益法人は、毎事業年度経過後三月以内に（公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

（新設）

（報酬等）

第二十条　公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2　公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条　（略）

2　公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成

、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一・二　（略）

三　第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四　（略）

3　（略）

4　公益法人は、一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

5・6　（略）

7　財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第五項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一・二　（略）

三　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四　（略）

3　（略）

（新設）

4・5　（略）

6　財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（財産目録等の提出等）

第二十二条　公益法人は、財産目録等（定款を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあっては毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあっては毎事業年度の経過後三月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、同条第二項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

2　行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等（役員等名簿又は社員名簿にあっては、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。

（合併による地位の承継の認可）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承

（財産目録等の提出及び公開）

第二十二条　公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2　行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があった場合には、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。

（合併による地位の承継の認可）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承

継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項（これらの規定を第十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「前各号に掲げるもののほか、公益法人が保有する財産であって公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「公益認定」とあるのは「合併により消滅する公益法人が公益認定」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法によりその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産（当該消滅する公益法人が第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものである場合にあっては、同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条に規定する公益目的事業財産等）以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあっては、」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあっては、合併により消滅する公益法人が」と、「もの」とあるのは「もの（当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。）」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

（解散の届出等）

第二十六条　公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

２～４　（略）

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条　行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分につい

（解散の届出等）

第二十六条　公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

２～４　（略）

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条　行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分に

ても、同様とする。

2　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一　当該公益法人が取得した全ての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

二　（略）

三　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3・4　（略）

5　公益法人は、第五条第二十号に規定する定款の定めを変更することができない。

（委員会への諮問）

第四十三条　（略）

2　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

ついても、同様とする。

2　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一　当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

二　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産

三　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3・4　（略）

5　公益法人は、第五条第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。

（委員会への諮問）

第四十三条　（略）

2　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号ただし書、第十五号ただし書、第十八号ただし書及び第二十号ト、第五十一条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十四号から第十六号まで及び第十八号、第七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第二項及び第三項、第十三条第一項（第三号を除く。）、第十四条、第十五条各号、第十六条、第十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第十九条第一項及び同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条本文、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十六条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二　（略）

3　（略）

（権限の委任等）

第五十九条　内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第四十四条第一項の答申又は第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

一　第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号ト、第五十一条において読み替えて準用する第四十三条第一項ただし書及び第三項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十三号及び第十五号、第七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第二項及び第三項、第十三条第一項（第二号を除く。）、第十五条各号、第十六条、第十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第二十一条第一項及び第二項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十六条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二　（略）

3　（略）

（権限の委任等）

第五十九条　内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2　行政庁が都道府県知事である場合における第二十七条第一項の規定による権限（第五十二条において準用する第四十四条第一項の答申又は第五十四条において準用する第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

二　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項各号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。）をしたとき。

三　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第二号に掲げる変更（第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。）をしたとき。

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号

2　行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第六十二条　次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けた者

二　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。）をした者

三　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第二号又は第三号に掲げる変更（第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。）をした者

第六十三条　次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号

中に用いたとき。	中に用いた者
二　第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用したとき。	二　第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
第六十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	第六十四条　次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第七条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七条第二項各号（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。	一　第七条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七条第二項各号（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
二　第十一条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。	二　第十一条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者
三　第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。	三　第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者
第六十六条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。	第六十六条　次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。
一～三　（略）	一～三　（略）

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公益目的支出計画の作成）	（公益目的支出計画の作成）
第百十九条　（略）	第百十九条　（略）
2　公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。	2　公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　公益の目的のための次に掲げる支出	一　公益の目的のための次に掲げる支出
イ　（略）	イ　（略）
ロ　公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附	ロ　公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附
ハ　（略）	ハ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）	（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）
第百三十条　移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に帰属させなければならない。	第百三十条　移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に帰属させなければならない。

○　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第七十条の三　都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。	第七十条の三　都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。	十九　第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。
二十・二十一　（略）	二十・二十一　（略）
2　（略）	2　（略）
第七十条の九　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「	第七十条の九　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業を」とあるのは「

公益目的事業を」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第二項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を」と、「、内閣府令」とあるのは「、厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第二号及び第三号中「公益認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第四号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「収益事業等」とあるのは「医療連携推進業務以外の業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第七号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第八号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

第七十条の二十二　認定都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合において、第七十条の三第一項第十九号に規定する定款の定めに従い、当該医療連携推進認定の取消しの日から一月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定都道府県知事の管轄する都道府県が当該医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を」と、「、内閣府令」とあるのは「、厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第二号及び第三号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第四号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「収益事業等」とあるのは「医療連携推進業務以外の業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第七号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第八号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

第七十条の二十二　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条の規定は、認定都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同法第三十条中「公益目的取得財産残額」とあるのは「医療連携推進目的取得財産残額」と、同条第一項中「場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）」とあるの

定する定款で定める贈与を当該医療連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該医療連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該医療連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2　前項の医療連携推進目的取得財産残額は、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

は「場合」と、「第五条第十七号」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条の三第一項第十九号」と、「日又は当該合併の日から」とあるのは「日から」と、「内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該」とあるのは「認定都道府県知事（同法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第四項において同じ。）の管轄する」と、「法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人」とあるのは「法人」と、「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第二項第一号中「公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）」とあるのは「医療連携推進目的事業財産（医療法第七十条の九において読み替えて準用する第十八条に規定する医療連携推進目的事業財産をいう。次号及び第三号において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「に公益目的事業」とあるのは「に医療連携推進業務」と、「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、同号及び同条第三項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第四項中「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、「国又は」とあるのは「認定都道府県知事の管轄する」と、同条第五項中「第五条第十七号」とあるのは「医療法第七十条の三第一項第十九号」と読み替えるものとする。

（新設）

一　当該地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産（第七十条の九において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条に規定する医療連携推進目的事業財産をいう。次号及び第三号において同じ。）

二　当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産

三　医療連携推進目的事業財産以外の財産であつて当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後に厚生労働省令で定める方法により医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額

3　前項に定めるもののほか、医療連携推進目的取得財産残額の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（新設）

4　認定都道府県知事は、第一項の場合には、認定取消法人に対し、前二項の規定により算定した医療連携推進目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定都道府県知事の管轄する都道府県との間に当該医療連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

（新設）

5　地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十九号に規定する定款の定めを変更することができない。	（新設）

公益信託に関する法律案の概要
【新公益信託法案】

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1．主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
  ※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2．公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後２年以内において政令で定める日（令和８年４月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

➡新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

公益信託に関する法律案　新旧対照条文　目次

○　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（附則第二十四条関係）……1
○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）……2
○　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（附則第二十六条関係）……3
○　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（附則第二十七条関係）……4
○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第二十九条関係）……8
○　信託法（平成十八年法律第百八号）（附則第三十条関係）……10
○　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十一条関係）……12
○　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第三十二条関係）……14

○　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第百三十二条　破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。 2～7　（略）	（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第百三十二条　破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。 2～7　（略）

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第百十五条　経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。 2～7　（略）	（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第百十五条　経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。 2～7　（略）

○　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（信託の登記の登記事項） 第九十七条　信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨 八～十一　（略） ２・３　（略）	（信託の登記の登記事項） 第九十七条　信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨 八～十一　（略） ２・３　（略）

○　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（附則第二十七条関係）

（現行規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年法律第　　号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公益認定の基準） 第五条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一～三　（略） 四　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ　公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合 ロ　公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号。以下「公益信託法」という。）第二条第一項第一号に規	（公益認定の基準） 第五条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一～三　（略） 四　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。 （新設） （新設）

定する公益信託をいう。以下同じ。）の受託者に対し、当該受託者が行う公益事務（同項第二号に規定する公益事務をいう。第二十号及び第二十一号において同じ。）のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合

五～十九　（略）

二十　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人に贈与し、若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ～ト　（略）

二十一　清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

五～十九　（略）

二十　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ～ト　（略）

二十一　清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条　行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないとき（当該財産を公益信託の信託財産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産とすることができないとき）は、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合（当該財産を公益信託の信託財産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産としたとき）における残余の部分についても、同様とする。

2～5　（略）

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条　行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2～5　（略）

（設置及び権限） 第三十二条　（略） ２　委員会は、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理する。 （委員の任命） 第三十五条　委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 ２・３　（略） （設置及び権限） 第五十条　都道府県に、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。 ２　（略）	（設置及び権限） 第三十二条　（略） ２　委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。 （委員の任命） 第三十五条　委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 ２・３　（略） （設置及び権限） 第五十条　都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。 ２　（略）

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第二十九条関係）

（現行規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年法律第　　号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公益目的支出計画の作成）	（公益目的支出計画の作成）
第百十九条　（略）	第百十九条　（略）
2　公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。	2　公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　公益の目的のための次に掲げる支出	一　公益の目的のための次に掲げる支出
イ　（略）	イ　（略）
ロ　公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附又は同号に規定する公益信託の信託財産とするための支出	ロ　公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附
ハ　（略）	ハ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）	（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）
第百三十条　移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財	第百三十条　移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財

産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第二十号に規定する者又は公益信託の信託財産に帰属させなければならない。	産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に帰属させなければならない。

○　信託法（平成十八年法律第百八号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（受益者の定めのない信託の要件） 第二百五十八条　受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。以下この章において同じ。）は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってすることができる。	（受益者の定めのない信託の要件） 第二百五十八条　受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってすることができる。
2～8　（略）	2～8　（略）
附　則	附　則
（受益者の定めのない信託に関する経過措置） 3　受益者の定めのない信託（公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。次項において同じ。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。	（受益者の定めのない信託に関する経過措置） 3　受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。
4　前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものと	4　前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものと

し、その結果に基づいて定めるものとする。

し、その結果に基づいて定めるものとする。

○　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務）	（所掌事務）
第四条　（略）	第四条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五十三　（略）	一～五十三　（略）
五十四　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。	五十四　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
五十四の二　公益信託に関すること。	（新設）
五十四の三　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務	五十四の二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務
五十四の四　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務	五十四の三　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務
五十四の五　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。	五十四の四　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。
五十四の六　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務	五十四の五　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

五十五～六十三　（略）

五十五～六十三　（略）

○　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八十三　（略） （削る） 八十四～九十五　（略） 2　（略） （総合通信局等） 第二十八条　総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十号及び第九十五号に掲げる事務を分掌する。 2～4　（略）	（所掌事務） 第四条　総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八十三　（略） 八十四　公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 八十五～九十六　（略） 2　（略） （総合通信局等） 第二十八条　総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十一号及び第九十六号に掲げる事務を分掌する。 2～4　（略）

資料3

2024年度春季

＜第二部＞

「公益法人制度改革」

公益財団法人　公益法人協会

目　次

Ⅰ	**公益法人制度**	3頁	**Ⅳ**	**公益認定法改正法案**	18頁
Ⅱ	**公益認定法のポイント**	7頁	1	【財務規律の見直し ⇒中期的収支均衡】	18
1	【公益目的事業】	7	2	【財務規律の見直し ⇒使途不特定財産額の保有の制限】	22
2	【公益認定の基準】	8	3	【区分経理、公益目的事業財産等に関する規定の見直し】	26
3	【役員等の欠格事由】	9	4	【変更認定申請手続きの簡素化】	29
4	【変更認定申請・変更届出】	10	5	【情報開示の充実、理事会・監事等の機能強化等】	32
5	【行政庁による監督】	11	6	【事後チェックの重点化】	36
Ⅲ	有識者会議・フォローアップ会合　資料	12頁	7	【会計基準等の検討状況】	37
	有識者会議・フォローアップ会合　資料	12	**Ⅴ**	**最後に**	43頁

Ⅰ　公益法人制度

【公益法人の生い立ち】

『改正前民法時代』：公益法人制度スタート
- 1898（明治31）年 民法施行
- 法人の設立は許可主義
- 主務官庁制

『2006年制度改革』：110年ぶりの大改革
- 2008（平成20）年 公益法人制度改革関連三法　施行
- 法人の設立は準則主義
- **「法人格取得と公益性判断の分離」**
- **「主務官庁制から一元的な委員会制へ」**

行政改革の一環
「官から民へ」

『今回の制度改革』
- 2025年（令和7）年 改正公益認定法　施行予定
- 2026年（令和8）年 新公益信託法（仮称）施行予定
- **「基準・規律・手続の柔軟・合理化」**
- **「透明性向上・ガバナンス充実　等」**

新しい資本主義政策の一環
「民間の利便性向上」
「新しい官民連携」

（2023年12月13日内閣府 公益法人等制度改革に関する対話フォーラム ～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～ 基調報告を一部参照 公法協作成）

参考：【主要な非営利法人数】

	目的事業	法人数	所轄庁
公益社団・財団法人	公益目的事業	9,704	内閣府・都道府県
一般社団・財団法人	事業目的制限なし （公益・共益・私益）	84,782	なし
認定・特例認定 特定非営利活動法人	公益目的事業	1,281	都道府県・指定都市
特定非営利活動法人	公益目的事業	49,133	都道府県・指定都市
社会福祉法人	社会福祉事業：高齢者、障がい者、幼児保育	21,224	厚生労働省
更生保護法人	更生保護事業	164	法務省
学校法人	私立学校の経営事業	7,992	文部科学省、都道府県
医療法人	医療事業	58,816	都道府県

参考：公益法人の現況

法人数9700、職員数約29万人
公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円
（前掲　対話フォーラム資料）

参考：公益法人数の推移
（2006年制度改革前）　約24,000法人
（2006年制度改革後）　⇒約9,000法人
（現在）　⇒約9,700法人

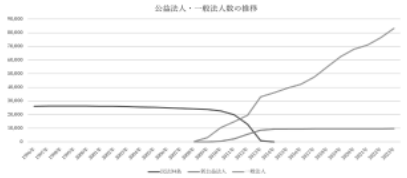

参考：【公益法人と一般法人の税制優遇の違い】

	公益社団法人/公益財団法人	「非営利型※」一般社団法人/一般財団法人	「非営利型」以外の一般社団法人/一般財団法人
法人税	収益事業課税、ただし公益目的事業に該当する収益事業は非課税＝「公益目的事業非課税」（法人税法施行令5条②1号）	収益事業課税	全所得課税
法人税（みなし寄附金）	収益事業から自らの公益目的事業に支出した金額は限度額まで損金算入（法人税法§37⑤）	なし	なし
利子・配当等にかかる源泉所得税	非課税（所得税法§11）	課税	課税
寄附税制： 所得税 法人税 相続税	「特定公益増進法人」に対する寄附 法人が寄附を支出した場合、別枠の損金算入限度額まで損金算入 個人が寄附を支出した場合、所得控除と税額控除（税額控除は一定の要件を満たすことの証明を受けた法人に限る）の選択が可能 個人が財産を寄付した場合、国税庁長官によるみなし譲渡所得非課税	基本的に寄附税制の優遇措置はないが、「非営利性が徹底された法人」に対する寄附の場合 個人が財産を寄付した場合、国税庁長官によるみなし譲渡所得非課税	なし

※『非営利性が徹底された法人』・『共益的活動を目的とする法人』

参考：【非営利型法人とは】　『非営利性が徹底された法人』・『共益的活動を目的とする法人』

『非営利性が徹底された法人』　（法人税法§２九の二イ、法人税法施行令§３①）
1 **定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。**
2 **定款に解散したときはその残余財産が国・地方公共団体や一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。**
3 上記１及び２の定款の定めに違反する行為（上記１、２及び下記４の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１以下であること。

『共益的活動を目的とする法人』　（法人税法§２九の二ロ、法人税法施行令§３②）
1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
2 定款等に会費の定めがあること。
3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
4 **定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。**
5 **定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体に帰属する旨の定めがないこと。**
6 上記１から５まで及び下記７の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１以下であること。

Ⅱ　公益認定法のポイント

1．公益認定法のポイント：【公益目的事業】　　（公益認定法2条）

「公益目的事業」には、二つの要件があることに注意！（公益認定法２条第４号）
「A．学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって」
「B．不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」

A.「公益認定法別表２２目的事業」への適合
個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているか、公益認定法 別表（第二条関係）に沿って説明。
１ 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
２ 文化及び芸術の振興を目的とする事業
３ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
・・・・・・
２２ 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
２３ 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

B.「ガイドライン※」の「チェックポイント」に沿った説明が必要
※事業区分ごとの事業名の例（公益認定等委員会「ガイドライン」の別添）
不特定多数の者の利益増進に寄与すること。個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って説明。
※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断されることとなる。

2．公益認定法のポイント：【公益認定の基準　①～⑱　】　　（公益認定法5条）

① **公益目的事業**を主たる目的とすること
② 経理的基礎・技術的能力を有していること
③ その事業を行うにあたり、法人の関係者等内部の者に**特別の利益を与えるものでないこと**
④ その事業を行うにあたり、営利事業者等外部の者に**特別の利益を与えるものでないこと**
⑤ ふさわしくない事業を実施しないこと
⑥ 公益目的事業の収支相償原則
⑦ 収益事業等の実施が公益目的事業の支障とならないこと
⑧ 公益目的事業比率５０%以上
⑨ 遊休財産の保有制限
⑩ 理事・監事総数中の親族制限（３分の１を超えない）
⑪ 理事・監事総数中の他の同一団体制限（３分の１を超えない）
⑫ 大規模法人の会計監査人設置
(収益、損失1000億円、負債50億円以上)
⑬ 役員報酬基準の制定と公表
⑭ 社団法人の社員・機関
・社員資格に不当な差別条件を付さない
・議決権行使に不当に差別的取扱いをしない
・理事会を設置する
⑮ 他の団体支配可能な株式等保有しないこと
⑯ 公益目的事業不可欠特定財産がある場合定款に規定
⑰ 公益認定取消し等の場合の公益目的取得財産残額贈与の旨定款に規定
⑱ 清算の場合の残余財産贈与の旨定款に規定

3．公益認定法のポイント：【役員等の欠格事由】　　（公益認定法6条1号）

その「理事、監事及び評議員」のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

（イ）公益認定を取消された場合において、その取消し原因事実のあった日以前１年内にその法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

（ロ）法律上の一定の罪を犯し、または国税・地方税に関し罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わりまたは執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（ハ）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わりまたは執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（ニ）暴力団員または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

公益認定を受けるには、公益認定法5条の「認定基準」に適合することとともに、公益認定法6条の「欠格事由」に該当しないことを満たしている必要がある。
また、認定後も、欠格事由該当による公益認定の取消しに注意（認定法29条）。役員等に欠格事由に該当する者が含まれていると認定取消しとなる。（＝「行政庁は取り消さなければならない。」）
⇒役員等の欠格事由（法人法§65、認定法§6）の非該当説明のため、就任承諾書と同時に書類（確認書、兼職届等）を提出してもらう。

4．公益認定法のポイント：【変更認定申請・変更届出】　（公益認定法11条、13条）

公益認定の際に申請をした事項を変更する場合は、行政庁に対し変更の手続きが必要。
（詳細は「変更認定申請・変更届出の手引き」および「公益目的事業に係る変更 認定・変更届出ガイド」（内閣府）参照）

（１）変更認定：変更前にあらかじめ行政庁の認定を受ける手続き（公益認定へ届け出る手続き　（公益認定法11）

（２）変更届出　：変更後に遅滞なく行政庁13）

＊上記のいずれか判断に迷う場合には、事前に行政庁に相談！

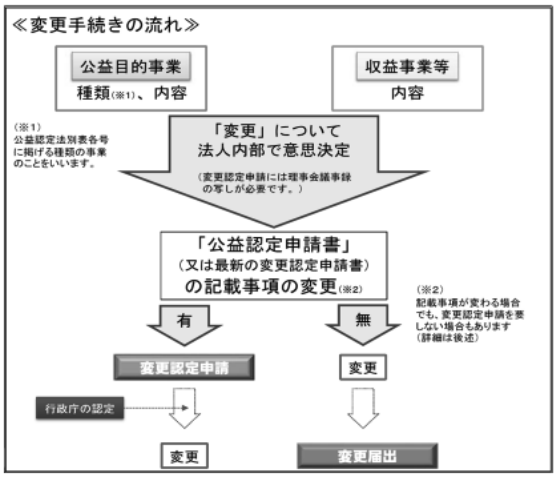

＊内閣府「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」より

5．公益認定法のポイント：【行政庁による監督】　（公益認定法27条以下）

公益認定法では、第２章第３節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収・立入検査（公益認定法27条）、勧告・命令（同28条）、認定取消し（同29条）等の規定が置かれている。
また、変更の認定、定期的な事業報告等も、公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置である。

報告徴収・立入検査	事業の適正な運営を確保するため必要な限度で実施。
勧告・命令	認定取消事由に該当する相当な疑いがある場合、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を勧告。勧告をしたときは、勧告の内容を公表。 正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるよう命令。命令をしたときは、その旨を公示。
認定取消し	**欠格事由該当、命令違反等の場合は、取り消さなければならない。**（「公益認定法6条各号（第2号を除く）のいずれかに該当するに至ったとき」「正当な理由がなく28条第３項の規定による命令に従わないとき」） **公益認定の基準不適合等の場合は、取消すことができる。**（「公益認定法５条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき」）

勧告事例　令和３年７月１日公益財団法人〇〇に対する勧告について
（内閣府公益法人インフォメーション　内閣府からのお知らせ）
「１０年近くにわたり、特定の事業者に対し、特別の利益を供与 してきたことに関して」「徹底した原因究明・責任追及を行うとともに、再発防止策を改めて策定 すること」「詳細を公表 すること」

定期的な事業報告	事業計画書・事業報告書等（定期提出書類）の提出

Ⅲ　有識者会議・フォローアップ会合　資料

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議が開催され、2023年（令和5年）6月2日に最終報告がとりまとめられました。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」 名簿
（座長）（公財）公益法人協会理事長　雨宮 孝子
（公社）経済同友会事務局長・代表理事　岡野 貞彦
損保ジャパンＤＣ証券株式会社 取締役社長　酒井 香世子
中央大学法学部教授　澁谷 雅弘
（一財）社会変革推進財団インパクト・エコノミー・ラボ所長　菅野 文美
（座長代理）公認会計士、協和監査法人代表社員、（公社）非営利法人研究学会常任理事　高山 昌茂
東京大学大学院法学政治学研究科教授　溜箭 将之
（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事（副会長）永沢 裕美子
（一社）日本経済団体連合会常務理事　長谷川 知子
弁護士　濱 口 博 史
慶應義塾大学法学部教授　松元 暢子
オブザーバー：公益認定等委員会委員　黒田 かをり
専門委員：日本公認会計士協会 テクニカルディレクター（非営利担当）　松前 江里子　（敬称略）

【有識者会議の開催内容】
第１回（2022 年10 月４日）　第２回（2022年10月12 日）　第３回（2022年10月25 日）　第４回（2022年11月９日）
第５回（2022 年11 月16 日）第６回（2022年11 月 30 日）　第７回（2022年12月７日）　第８回（2022年12月 14 日）
第９回（2023 年４月 17 日）第 10 回（2023 年４月 27 日）第 11 回（2023 年５月 30 日）、
フォローアップ会合（2023年11月30日）

新しい資本主義の実現に向けた公益法人・公益信託制度改革

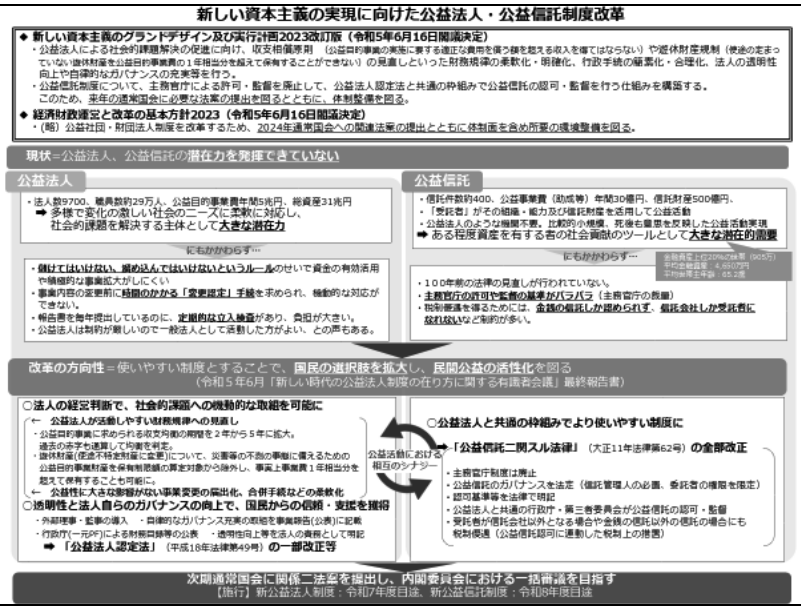

13

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣旨

●公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。

●このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1．財務規律の柔軟化・明確化

●収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。

●将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。

●「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。

●公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2．行政手続の簡素化・合理化

●収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3．自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

●わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に３区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務づけ。

●公益認定の基準として①理事・監事間の特別利害関係の排除、②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。

●公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨規定。
併せて、国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う。

※施行期日：公布後１年以内（令和７年４月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に
➡新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

14

公益信託に関する法律案（仮称）の概要

趣旨

●公益信託は、公益法人のような機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。

●主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇を得るための制約が多いことから、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。

●このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1．主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

●公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。　※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。

●主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。

●公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

●公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の監督の規定を設ける。

2．公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

●公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。

●公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。

●公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。

●公益信託の終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の基準を設ける。

●公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後２年以内（令和８年４月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に
➡新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

15

制度改革のスケジュール（予定）

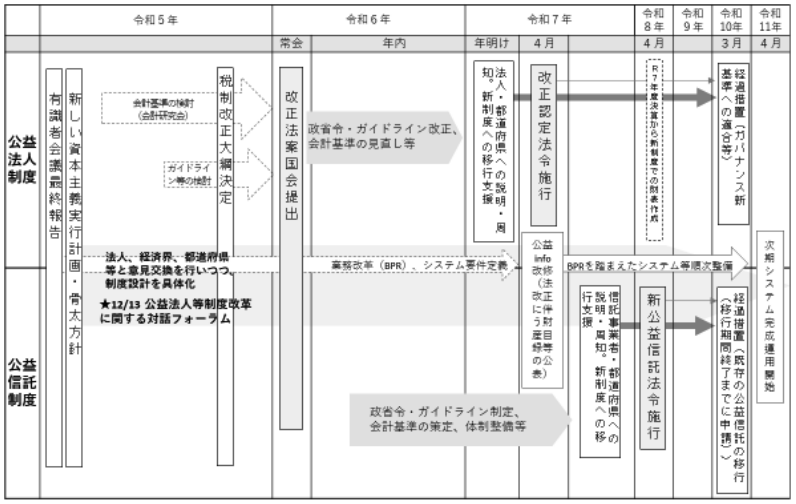

※ 現行制度で可能な見直しは順次先行実施

16

「ガイドライン」の見直し

基本的考え方

◇申請者等から見た予見可能性の向上
◇認定や監督に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制
◇事前の一律規制 から効果的な事後チェックへの重点シフト

- 制度趣旨を記載しつつ、判断事例を踏まえた分かりやすい基準を示す。
- 公益目的事業や公益法人は多種多様であることを踏まえ、多様性に応じたものとする（チェックポイントの事業類型の追加）。
- 審査・監督に関する考え方・方針や、ＦＡＱや定期提出書類の様式等において定められていることも含め、ガイドラインにできる限り一元的・体系的に記載。

⇒新ガイドラインは、公益法人認定法改正の施行（令和７年４月予定）スケジュールにあわせて、公表・施行を目指す。

「公益法人会計基準」の見直し

基本的考え方

◇**財務基準の柔軟化**（法人の経営裁量の拡大）**に伴うフロー・ストック情報の透明性向上**
◇**法人の負担軽減**（公益目的取得財産残額の把握方法の見直し、「別表」に係る重複的作業の合理化等）
◇**国民から見て「わかりやすい」情報の開示**（国民からの一層幅広い支援を呼び込む観点）

- 財務諸表の「本表」はできるだけ簡素でわかりやすく、法令の要請等に基づき開示すべき詳細情報は「注記」で表示する方向で検討。
- 行政への定期提出書類の各種**「別表」**は、新しい財務諸表（注記等）を踏まえ、法人の負担軽減の観点から廃止・簡素化する方向で検討。
- 「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への変更についても、上記「注記」表示の充実等と一体的・整合的に検討。
- 新会計基準への移行に当たっては、小規模法人等の実情に配慮し、経過措置や普及啓発・導入支援措置等も併せて検討。

17

Ⅳ　公益認定法改正法案

１．財務規律の見直し：収支相償 ⇒ 中期的収支均衡

（１）【現行法】

（公益目的事業の収入）第14条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益認定の基準）第5条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

第6号　その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。　（第1号～第5号省略　第７号～省略）

（２）【令和5年11月30日フォローアップ会合　認定法の一部を改正する法律案（仮称）イメージ（以下、改正後法案イメージ）】

公益法人は、公益目的事業を行うに当たっては、当該事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該事業を充実させるために将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならないものとする。（第 14 条、第５条第６号改正）

（３）【改正法案（参議院　3/5 提出）】

（公益目的事業の収入及び費用）　第14条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその 実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。

（公益認定の基準）第5条第６号　その行う公益目的事業について、第14条の規定による収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。　（第1号～第5号省略　第７号～省略）

公益財団法人　公益法人協会

18

「中期的収支均衡」

■ 「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。（法律）

■ 「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、「公益充実資金（仮称）」の積立ては費用とみなす。その上でなお黒字が生じる場合には中期的（５年）に均衡状態を回復するものとする。（内閣府令・ガイドライン）

<有識者会議最終報告より抜粋>

指定正味財産の指定における使途制約範囲の緩和

■ 指定正味財産に繰入れる寄附金の使途指定について**「法人の公益目的事業全体」とする指定も可とし、意思確認を容易化する。（ガイドライン・会計基準）**

<有識者会議最終報告より抜粋>

「公益充実資金」の創設

■ 将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金（仮称）」を創設する。当該資金の積み立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす。（法律）

■ **「公益充実資金」**は、公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示する。（内閣府令・ガイドライン・会計基準）

- 細かな事業単位ではなく大括りな設定（公１・公２等の事業単位を横断する使途の設定も可）
- いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て

<有識者会議最終報告より抜粋>

■ 『複数目的のための一つの資金として管理（限度額の範囲内で目的変更可能）』【府令】

■ 『透明性の向上（資金の明細を公表』【府令】

<フォローアップ会合資料より抜粋>

参考：収支相償原則の見直し①（中期的収支均衡）　（内閣府フォローアップ会合　資料より）

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。（法改正イメージ）

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう収支均衡（収入を費用に充てる）を規定
- 収支均衡の判定については、単年度ではなく中期的期間（内閣府令で定める期間）で行う趣旨を明確化
- 公益充実資金（公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金）については次頁

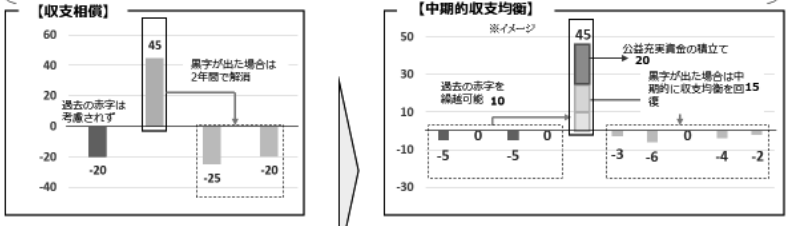

①当該事業年度の収入と費用で収支相償を判定

②各公益目的事業別（公１・公２単位）に収支相償（第一段階）の判定を行った上で、収益事業等からの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相償（第二段階）を判定。黒字が出た場合、当該事業の拡大等により解消

③判定方法については、ガイドラインで規定

①当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能

②公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間（５年間）解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消

③判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定

※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。

参考：収支相償原則の見直し②（公益充実資金）　（内閣府フォローアップ会合　資料より）

- 資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための資金（「公益充実資金(※)」）を規定
- 積立て段階では本来費用計上されない公益充実資金の積立てを費用とみなす旨を規定

(※)公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を統合の上、より使いやすい制度として創設

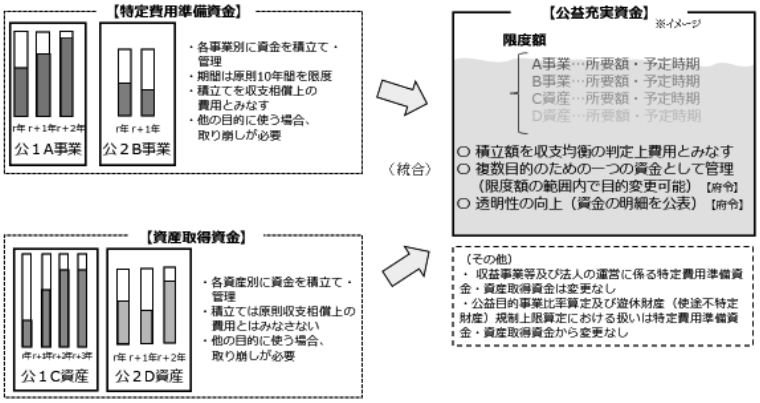

2. 財務規律の見直し：遊休財産額の保有の制限 ⇒ 使途不特定財産額の保有の制限

（1）【現行法】

（遊休財産額の保有制限）第16条　公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

（第2項　省略）

（公益認定の基準）第5条

第9号　その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること。　（第1号～第８号省略　第10号～省略）

（2）【改正後法案イメージ】

遊休財産額の名称を使途不特定財産額（仮称）と改めるとともに、その保有に係る上限額の算定について、公益法人が当該事業年度以前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎とすることとする。

併せて、使途不特定財産額の算定対象から、災害等の事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うため保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当する公益目的事業財産の合計額を除外することとし、当該財産を保有する場合には、保有する理由等を公表しなければならないこととする。（第 16 条、第５条第９号改正）。

（3）【改正法案（参議院　3/5 提出）　⇒　次頁

（3）改正後法案

（使途不特定財産額の保有の制限）第16条　公益法人の毎事業年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益法人が公益目的事業を翌事業年度においても行うために必要な額として、当該事業年度前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2　前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産（第18条に規定する公益目的事業財産のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの（次項において「公益目的事業継続予備財産」という。）を除く。）として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

3 公益法人は、毎事業年度の末日において公益目的事業継続予備財産を保有している場合には、翌事業年度開始後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業継続予備財産を保有する理由及びその額その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

（公益認定の基準）第5条第9号　その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する使途不特定財産額が同条1項の制限を超えないと見込まれるものであること。　（第1号～第８号省略　第10号～省略）

使途不特定財産額の保有の制限

- 遊休財産（使途不特定財産）が合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。（法律・内閣府令）
- 貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する。（ガイドライン・会計基準）
- 翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォローアップする。（ガイドライン）
- 上限額の基準となる１年相当分の公益目的事業費について、現行の「当該事業年度の公益目的事業費」から、「前事業年度までの５年間の公益目的事業費の平均額」に改める。なお、法人の公益目的事業の規模を表す指標として直近の公益目的事業費がより適切である等の場合は、法人においてその理由を明示した上で、「当該事業年度の公益目的事業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。（法律・内閣府令）

<有識者会議最終報告より抜粋>

- 保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産※を、その保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け（安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能）
- 保有の上限となる１年分の公益目的事業費は、過去５年間の事業費の平均額を基本とする【府令】
- 遊休財産の名称を、その性質をより適切に反映した使途不特定財産に変更

<フォローアップ会合資料より抜粋>

※**「公益目的事業継続予備財産」**
一定の使途不特定財産を法人の意思（公表）により、保有制限の対象から除外
・災害等の予見し難い事由に対応して公益目的事業を継続的に行うため必要（＝合理的な理由）
・公益目的事業財産である

（同上）

参考：遊休財産規制の見直し　（内閣府フォローアップ会合　資料より）

●保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産を、保有制限の対象から除外（＝安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に）
●保有の上限となる１年分の公益目的事業費は、過去５年間の事業費の平均額を基本とする【府令】
●遊休財産の名称を、その性質をより適切に反映した使途不特定財産に変更　（法令改正イメージ）

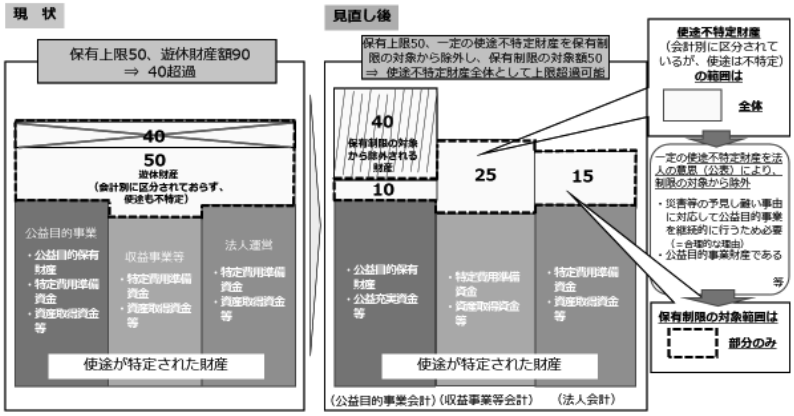

25

３．区分経理、公益目的事業財産等に関する規定の見直し

（１）【現行】
（公益法人の計算等に関する規定）第18条　公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。（第1号～第8号省略）
（収益事業等の区分経理）第19条　収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）第30条第2項　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第１号に掲げる財産から第２号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第3号に掲げる額を控除して得た額をいう。
　第1号　当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第18条第６号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
　第2号　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
　第3号　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

（２）【改正後法案イメージ】
公益法人は、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないものとする。ただし、収益事業等を行わない法人であって内閣府令で定めるものについてはこの限りでないこととし、当該法人は内閣府令で定める法人運営に必要な財産以外の財産を公益目的事業のために使用し、又は処分しなければならないものとする（第 19 条改正）。
また、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額の定義について明確化する観点から規定の整理を行うこととする（第 18 条、第 30 条第２項改正）。

（３）【改正後法案　（参議院　3/5提出）】⇒次頁

26

３．区分経理、公益目的事業財産等に関する規定の見直し

（３）【改正後法案　（参議院3/5 提出）】
第18条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。
　第5号 前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産
　第6号 第5条第19号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
　第7号 前各号に掲げるもののほか、公益法人が保有する財産であって公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
　（第1号～第4号　省略、第8号　省略）
（区分経理）第19条　公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び　法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければなら　ない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であっ　て、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し　内閣府令で定める要件に該当するものについては、この　限りでない。
2 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人における　前条及び第30条第2項の規定の適用については、前条中「を公益目的事業」とあるのは「及び当該公益法人が保有する公益目的事業財産以外の財産のうち当該公益法人の運営を行うため必要な財産として内閣府令で　定めるもの以外のもの（以下「公益目的事業財産等」という。）を公益目的事業」と、同項各号中「公益目的事業財産」とあるのは「公益目的事業財産等」とする。(新設)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)　第30条第2項
　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第1号に掲げる財産から第2号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第3号に掲げる額を控除して得た額をいう。
第1号　当該公益法人が取得した全ての公益目的事業財産（第18 条第6号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
第2号　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
第3号　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

27

区分経理・公益目的取得財産残額等

■ **全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。**（法律・内閣府令）
なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。**また、小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策について検討する。**
■ 現行の定期提出書類における各別表については、できり限り損益計算書・貸借対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化する。
■ 公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する。その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。（法律・内閣府令）<有識者会議最終報告より抜粋>

別表Hについて

■ 別表Hに代わり、公益目的事業会計の純資産額を基礎として残額を算定する簡素な方式に変更。
<フォローアップ会合資料より抜粋>

■ 全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、区分経理を原則義務付け(※**一部例外あり**)。区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化【現行法第18条・内閣府令第26条を整理】
(※) 収益事業等を行わない法人については、区分経理することの代替措置として、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての保有財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる旨規定【法律・内閣府令】
⇒ 財務状況の透明性向上。
国民に対する説明責任の充実。公益のために使用されるべき財産が公益のために使用されることを担保
<フォローアップ会合資料より抜粋>

会計区分別内訳の作成		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない法人	（複数の公益目的事業を行っている）		代替措置あり
	（上記以外）	代替措置あり	

4．変更申請手続きの簡素化

（1）【現行法】
（変更の認定）第11条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
一　公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
二　公益目的事業の種類又は内容の変更
三　収益事業等の内容の変更
（以下省略）
（変更の届出）第13 条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。（第１号～第４号省略）

（2）（変更の認定の対象の見直し）【改正後法案イメージ】
収益事業等の内容の変更については行政庁の認定を要しないものとし、当該変更をした場合には行政庁に届け出るものとする（第 11 条、第 13 条改正）

（3）【改正法案　（参議院　3/5提出）】
（変更の認定）第11条第1項第3号　収益事業等の内容の変更**（削除）**
（変更の届出）第13条第1項第2号　収益事業等の内容の変更**（新設）**
第13条第2項　行政庁は、前項第１号又は第２号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

変更認定等の行政手続の簡素化・合理化

■ 変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性（不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与）に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は、届出事項とする方向で検討する。（法律・内閣府令）
■ 認定事項と届出事項の具体的な基準を明確化する。明確化に当たっては、事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響の観点から、判断の基礎となる考え方を明らかにするとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、法人が外形的に判断できるような基準とする方向で検討する。（ガイドライン）
■ 認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。（内閣府令・ガイドライン）
■ 吸収合併に係る行政手続については、消滅法人が実施していた事業を変更なく引き継ぐ場合等について、変更認定手続の考え方に沿って、届出化を検討する。（内閣府令）
■ 新設合併に係る行政手続については、地位の承継認可手続に関する審査のメリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討する。（ガイドライン）
<有識者会議最終報告より抜粋>

・公益目的事業の種類及び内容の変更のうち事業の一部廃止、内容に変更のない事業再編など類型的に整理できるものは府令上届出事項へ
・ガイドラインにおいて、各事業類型における一定範囲の変更について、届出事項とすることを検討（類型的な包括承認のイメージ）。
・客観的な基準として「申請書記載事項の変更」を変更認定事項/届出事項の分かれ目として維持しつつ、記載事項を明確化
(申請書は公益性に実質的に大きな影響を与える「必須記載事項」とそれ以外の「任意記載事項」とに分け、必須記載事項以外での変更は届出事項とする方向で検討)。
<フォローアップ会合資料より抜粋>

参考：変更認定事項と届出事項の考え方/公益性判断に大きな影響を与える事項の明確化
（内閣府フォローアップ会合　資料より）

➢ 公益性の判断基準の明確化、申請書の記載事項の明確化、変更認定事項の届出事項への見直しを一体的に進める

現行制度

（1）以下の場合　→　変更認定
ア 公益目的事業を行う都道府県の区域等の変更（基本、行政庁変更に係るもの）
イ 公益目的事業の種類又は内容の変更
ウ 収益事業等の内容の変更
（2）イ及びウのうち申請書記載事項の変更を伴わないもの　→　届出

公益性の判断についての基本的考え方

公益目的事業＝1）学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、2）不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（認定法2条4号）

1）**別表各号該当性**：法人が定款・申請書に記載する事業が、別表の目的に寄与するか&目的を達成するための合理的な手段といえるか。

2）**不特定多数の利益の増進への寄与**：ガイドライン（チェックポイント）の記載事項が公益性の判断に影響する要素。基本的な考えは、①事業目的の公益性、②事業の合目的性（ア.受益の機会の公開、イ.事業の質を確保するための方策、ウ.審査・選考の公正性の確保等）に集約される。

<公益性の判断に影響する要素の検討手法>

●上記②「事業の合目的性」を要素ごとに細分化（例:公平性、専門性、公開性、市場補完性等）。

●事業類型ごとに基礎となる考えを示す（例:奨学金事業では、事業の合目的性の検討にあたり、事業の安定性、特定の拠出者の利益に偏まらない利益であることも考慮されること、等）。

⇒**事業の公益性に実質的に大きな影響を与えないものを抽出し、ガイドライン/申請書記載事項に反映。**

変更認定事項/届出事項の判断基準明確化に向けた課題

●法律上、収益事業等の内容の変更についても変更認定が必要。

●公益目的事業の種類又は内容の変更であって、申請書記載事項の変更にあたる場合の基準が明確ではない（申請書の記載事項を基に合議制機関で公益目的事業該当性を判断するため、「記入の手引き」では事業の概要について具体的な記述を求めているが、記載の粒度は法人によって異なる。）。

●ガイドラインには、17類型以外の事業について、事業特性に応じた公益性判断のためのチェックポイントがない（チェックポイントに示された以外の事項に着目して公益性を判断している例もある。）。

検討の方向性

●**事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更**であって、かつ、事後の監督手段で是正しうると想定されるものは、届出事項とする。

・**収益事業等の変更（追加、内容変更、廃止、再編）は、法律上届出事項へ**
・公益目的事業の種類及び内容の変更のうち、事業の一部廃止、内容に変更のない事業再編など**類型的に整理できるものは、府令上届出事項へ**
・ガイドラインにおいて、**各事業類型における一定範囲の変更について、届出事項とすることを検討**（類型的な包括承認のイメージ）。
・**客観的な基準として「申請書記載事項の変更」を変更認定事項/届出事項の分かれ目として維持しつつ、記載事項を明確化**(申請書は公益性に実質的に大きな影響を与える「必須記載事項」とそれ以外の「任意記載事項」とに分け、必須記載事項以外での変更は届出事項とする方向で検討。)。

●ある程度まとまりある事業類型や過去の判断事例を踏まえた事業横断の視点をガイドラインの見直しに反映。

31

5．情報開示の充実、理事会・監事等の機能強化等

（1）【現行法】（公益認定の基準）第５条、（欠格事由）第６条、（透明性の向上等）ー　　（財産目録等の提出及び公開）第22条　（省略）

（2）【改正後法案イメージ】
（公益認定の基準）
公益認定の基準として以下の事項を定めることとする（第５条）。
①**理事及び監事が特別利害関係を有しない**ものであること（新設）。
②**理事及び監事の各一人以上は、法人外部の人材であること**（理事については、収益等の額が政令で定める基準に達しない場合を除く。）（新設）。
（欠格事由）
認定取消し後５年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自らの申請に基づく認定取消しの場合を除外する（第６条改正）
（透明性の向上）
公益法人は、事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならないこととする（新設）。
公益法人から提出された財産目録等（役員等名簿又は社員名簿に記載された事項中個人の住所に係る記載の部分を除く。）について行政庁において公表することとする（第 22 条第２項改正）。
公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならないこととする。また、国は、公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の支援を行うこととする（新設）。

（3）【改正法案（参議院　3/5 提出）】　⇒　次頁

5．情報開示の充実、理事会・監事等の機能強化等

（3）【改正法案（参議院　3/5 提出）】
（公益認定の基準）第5条
第5条第10号　各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。第12号において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
第5条第12号　各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。(新設)
第5条15号　理事のうち一人以上が、当該法人又はその子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」　という。）第二条第四号に規定する子法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）の業務執行理事（一般社団・財団法人法第115条第１項（一般社団・財団法人法第198条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。(新設)
第5条16号　監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。(新設)

（欠格事由）第６条
前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。
ー その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 公益法人が第29条第１項（第4号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
（口　省略）
二　第29条第１項（第4号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
（三～六　省略）

5．情報開示の充実、理事会・監事等の機能強化等

（3）【改正法案（参議院　3/5 提出）　続き】
（公益法人等の責務）第3条の2　公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。(新設)
2 国は、前項の規定による公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うものとする。(新設)

（財産目録の備置き及び閲覧等）　第21条第４項　公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項（一般社団・財団法人法第199条　において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。(新設)

（財産目録等の提出等）第22条　公益法人は、財産目録等（定款を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあっては毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあっては毎事業年度の経過後三月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、同条第二項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。
2 行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等（役員等名簿又は社員名簿にあっては、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。

法人運営に関する情報開示の充実

- ■ 個人情報の保護等に留意しつつ、新たに開示する情報として以下の追加を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。
- **理事会での承認が必要な利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等、透明性の確保が必要な取引情報**
- **役職ごとの役員報酬等、構成員への利益分配について疑念を招かれないようにするために必要な情報**
- **テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報**
- ■ 法人の財産目録等（拡充した開示情報を含む）の情報開示については、現在の「事務所における備置き・「閲覧請求に対応」から「ウェブサイト上で」・「広く公表する」努力義務を定め、広く公表する形へと転換を促す。（法律）
- ■ 行政庁が法人から提出を受けた財産目録等については、公表する。（法律」）

- ■ 法人が自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を情報開示の対象である事業報告書等に記載する。

（有識者会議最終報告より抜粋）

理事会・監事等の機能強化等

- ■ 理事のうち少なくとも１人は**過去10 年間法人の業務執行理事又は使用人でなかった者**とする。ただし、人材確保の観点なども踏まえ、**小規模法人に関する規律の在り方は検討が必要。**（法律）
- ■ 監事のうち少なくとも１人は**過去10 年間法人の理事又は使用人でなかった者**とする。監事の役割にも鑑み、**小規模法人も含めて監事は法人内部出身者のみで構成しない。**（法律）
- ■ 理事の職務の執行の監査を行うという監事の役割に鑑み、**理事と監事で、相互に配偶者、三親等以内の親族等は除外する。**
- ■ 他の法人制度とも比較し、会計監査人を必置とする範囲を拡大する。（法律）
- 具体的には、法令で一律に必置とするのは、現行の「収益1000 億円・費用損失1000億円・負債50 億円以上」について、「収益100 億円・費用損失100 億円・負債50 億円以上」とすることを検討する。
- ■ 理事が評議員の選任に実質的な影響力を行使するような不当な関与を排除する方策として、評議員の選任及び解任をするための評議員選定委員会を設けて候補を選任すること等を推奨する。

（有識者会議最終報告より抜粋）

6．事後チェックの重点化

<事後チェックへの重点化>
　不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェックから、**事後的に**実効性の高い措置を講ずる**重点的な**チェックという方針の下、立入検査の重点化、監督措置の実効性向上に取り組む。

立入検査の重点化
- ■ 現行の定期的・網羅的な立入検査を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、**不適切事案の端緒を掴んだ法人に対し機動的・集中的に立入検査を実施する。**

監督措置の実効性向上
- ■ 行政庁における**定期提出書類等の事後チェック強化**の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち**届出化する事項**は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。
- ■ 監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、**不適切な事案には果断の処分や罰則を適用する**こととする
- ■ 法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が**一覧性をもって公表**する。
- ■ 緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに**自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促す**ための方策を検討する。

（有識者会議最終報告より抜粋）

7．会計基準等の検討状況　（令和5年度　公益法人の会計に関する研究会）

「公益法人の会計に関する研究会」の検討状況

（令和5年度検討事項）

① 公益法人制度の見直しに伴う公益法人会計基準の見直し
② 公益法人に作成を求める財務諸表等と定期提出書類の整理
③ その他

（令和5年度の研究会の開催状況）

第60回研究会　7月24日
第61回研究会　8月31日
第62回研究会　11月22日
第63回研究会　12月14日
第64回研究会　2月29日
第65回研究会　3月18日
（必要に応じ、４月に追加開催）

（令和6年度に検討する事項）　※このほか公益信託会計基準を検討

・その他の財務規律適合性に関する情報の表示方法について
・財務諸表等における情報開示に伴う定期提出書類別表の見直し
・関連当事者等との取引に関する情報開示について
・新基準への移行の進め方について
→令和６年度研究会報告書において、新会計基準の案を提示

【公益法人の財務諸表の在り方】（第62回、第64回公益法人の会計に関する研究会　資料より抜粋）

１．見直しの基本的な考え方（第64回研究会　←62 回研究会（11/22）資料（要旨））
〇今般の制度改革に伴い、財務情報の透明性向上・わかりやすい情報開示が必要。他方、開示される財務情報を踏まえ、定期提出書類の各種別表は廃止・簡素化していく必要。
〇「本表はできるだけ簡素でわかりやすいものとし、法令の要請等に基づき開示すべき詳細情報は注記で表示する」という考え方に立って、新制度における「わかりやすい情報開示」の在り方を検討し、会計基準を見直し（その際、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称や記載内容の変更についても一体的に検討）。

２．検討事項（案）　（第62回研究会）

①本表（貸借対照表、正味財産増減計算書）において表示すべき事項
※現行の貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表の位置付けや、「正味財産増減計算書」の「活動計算書」への変更も含めて検討
②注記において情報開示すべき事項の整理・拡充と別表見直し
・会計区分別内訳に関する情報（注記で表示することとした場合）
・現行の各種別表で把握している財務規律適合性に関する情報の取扱い
－収支相償（別表 A）→中期的収支均衡への見直し－公益目的事業比率（別表 B）－遊休財産規制（別表 C）特に控除対象財産（別表 C(2)）－公益充実資金（新規）－遊休財産（使途不特定財産）の基準超過額（新規）
・関連当事者等との取引に関する情報
③会計区分別内訳情報の作成方法
④会計区分別内訳情報に基づく公益目的取得財産残額の把握方法
⑤新基準への移行の進め方（経過措置、法人への普及啓発・導入支援）

「公益法人の財務諸表体系（見直しイメージ）」（63 回 公益法人の会計に関する研究会　資料より抜粋）

	新	旧
本表	・貸借対照表 **・活動計算書** ・キャッシュ・フロー計算書※	・貸借対照表**（内訳表を含む）** **・正味財産増減計算書（内訳表を含む）** ・キャッシュ・フロー計算書※
注記	**右記(1)～(12),(14)～(17)のほか、以下を追加** **(A)貸借対照表の内訳情報** ア.貸借対照表項目の区分内訳 イ.資産の状況（※財産目録との関係を要整理） ウ.使途の拘束のある資産の内訳と増減額及び残高 **(B)活動計算書案の内訳情報** ア.**財源別区分（非拘束・使途拘束（機関決定・資源提供者））** イ.一般（非拘束）純資産の部の会計・事業区分別内訳 ウ.指定（使途拘束）純資産の内訳と増減額及び残高 （上記(A)(B)との関係を要整理）	(1)継続組織の前提に関する注記 (2)重要な会計方針 (3)重要な会計方針の変更 (4)基本財産及び特定財産の増減額及びその残高 (5)基本財産及び特定資産の財源等の内訳 (6)担保に供している資産 (7)固定資産（減価償却累計額を直接控除した場合） (8)債権（貸倒引当金を直接控除した場合） (9)保証債務 (10)満期目的の保有目的の債券 (11)補助金等 (12)基金及び代替基金 (13)指定正味財産から一般正味財産への振替額 (14)関連当事者との取引 (15)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲等 (16)重要な後発事象 (17)その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

※　認定法第 5 条第 12 号により会計監査人を設置しなければならない法人以外は任意

	新	旧
	(C)財務規律適合性に関する情報 ・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・公益目的事業比率 ・使途不特定財産額 （控除対象財産、予見困難な事態に対応する公益予備財産）	
その他	・附属明細書 （・財産目録）	・附属明細書 （・財産目録）

財務諸表（本表）に関する要検討事項

1．貸借対照表関係
○ 固定資産の区分表示について （目的別表示である「基本財産」、「特定資産」の取扱い）
○ 純資産の区分表示について （「一般（非拘束）純資産」、「指定（使途拘束）純資産」等の取扱い）

2．活動計算書関係
○ 一般（非拘束）純資産と指定（使途拘束（資源提供者・機関決定））純資産の区分表 示について
○ 費用科目の分類方法の変更について （形態別分類（給料手当、支払助成金、委託費等）から機能別分類（公１事業費、公２ 事業費等）へ）

参考：本表のイメージ
(第64回研究会)

貸　借　対　照　表

年 月 日 現在

資産の部			負債の部		
科　目	当期	前期	科　目	当期	前期
Ⅰ 流動資産			Ⅰ 流動負債		
現金及び預金	140		未払金		
・・・			・・・		
流動資産合計			流動負債合計		
Ⅱ 固定資産			Ⅱ 固定負債		
1.有形固定資産			退職給付引当金		
建物			・・・		
土地	1,000	1,000			
美術品	500	500			
・・・			固定負債合計		
有形固定資産合計			負債合計		
2.無形固定資産			純資産の部		
・・・			科　目	当期	前期
無形固定資産合計			Ⅰ 基金		
3. その他固定資産			Ⅱ 指定純資産	200	100
投資有価証券	200	250	Ⅲ 一般純資産	1,640	1,600
・・・			・・・		
その他固定資産合計			純資産合計	1,840	1,700
資産合計			負債・純資産合計		

参考：本表のイメージ
(第64回研究会)

活　動　計　算　書

年 月 日から 年 月 日まで

（単位：千円）

	当期	前期
Ⅰ 経常活動区分		
経常収益		
受取寄附金	100	
受取補助金	100	
公１事業収益	100	
公2事業収益	100	
収益事業収益	100	
○○運用収益	100	
経常収益計	600	
経常費用		
公１事業費	150	
公２事業費	180	
その他公益事業費	10	
収益事業費	20	
管理費	100	
経常費用計	460	
評価損益等調整前当期経常増減額	140	
投資有価証券評価損益等		
当期経常増減額	140	
2 その他活動区分		
その他収益		
・・・		
その他収益計	0	
その他費用		
・・・		
その他費用計	0	
その他収益費用差額	0	
税引前収益費用差額	140	
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
税引後収益費用差額	140	
期首純資産額	1,700	
期末純資産額	1,840	

Ⅴ　最後に

☞ **法人の活動の自由度拡大に向けて**

今回の改革は、関係者の多大の関心を呼んでおり、時宜に適したものであるといえよう。
改革の趣旨は、公益法人が社会的課題に取組む事業を継続的・発展的に実施していくためである。
法人の活動の自由度拡大により、より多くの法人が公益法人制度を選択し、社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジしていくことが期待されている。

☞ **情報公開の推進に向けて**

情報公開の推進は、説明責任を果たす上で、また法人運営上でも重要である。
有効なガバナンスの実践のためには、情報公開の推進が、最も有効である。
法令で定められた情報公開にとどまらず、積極的に各種の情報を公開することがガバナンス上有効であり、世間一般からの理解や信用を得ることにつながると考えられる。

☞ **サステナブル（持続可能）な公益目的活動のために**

公益法人が自立して永続的に活動するためには、事業の長期的な展望とそれを支える財務基盤が必要である。

ご留意事項
　本資料の内容につきましては、内閣府公益法人インフォメーション、当協会ホームページ等で公開された資料等、信頼できる情報源から作成し、細心の注意を払って作成しておりますが、一部要約しており、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、意見の一部には、筆者の個人的見解が含まれております。実際のご検討にあたりましては、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

お疲れさまでした。
ご清聴に感謝申し上げます。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



公益法人法改正等 新旧対比表 （改正法案「概要」順）

（20240326 16:33 版）

改正法概要	現行法 〔法条数直後のアラビア数字は「項」、漢数字は「号」〕	有識者会議最終報告（20230602） 〔黒字は法律、赤字は政・府令・ガイドライン等〕	フォローアップ法案イメージ（20231130）	改正法案（国会審議中） 〔赤字は新規・重要府令、赤下線はそれ以外の府令〕 〔法条数直後のアラビア数字は「項」、漢数字は「号」〕	内閣府令等コメント検討用（未定稿） （○番号は左列の府令等○番号準拠）
1．財務規律の柔軟化・明確化	（公益認定の基準） 第五条六　その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。 （公益目的事業の収入） 第十四条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。	2-(1)-①-ア「中期的な収支均衡」 (ア)「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。【法律】 （イ）「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、イの「公益充実資金（仮称）」の積立ては費用とみなす。その上でなお「黒字」が生じる場合は、中期的に均衡状態を回復するものとする。【内閣府令・ガイドライン】 ・法人が設定し認定を受けている「公１」・「公２」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書（内訳表）により情報開示する（構造的に収入が費用を上回る（黒字）事業がある場合は、行政庁において当該事業の公益性の確認等を行う。）。 ・収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は、５年間とする。 2-(1)-①-イ「公益充実資金（仮称）」の創設 (ア)将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金（仮称）」を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす。【法律】 （イ）「公益充実資金（仮称）」は、公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、以下のような設定も可能とする。資金の積立て及び使用・取崩しの状況は、法人において情報開示することとする。【内閣府令・ガイドライン・会計基準】 ・細かな事業単位ではなく大括りな設定（「公１」・「公２」等の事業単位を横断する使途の設定も可） ・いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立	○　公益法人は、公益目的事業を行うに当たっては、当該事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該事業を充実させるために将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金[1]を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡[2]が図られるようにしなければならないものとする（第 14 条、第 5 条第 6 号改正）。 [1] 公益充実資金：①積立額を収支均衡の判定上費用とみなす、②複数目的のための一つの資金として管理（限度額の範囲内で目的変更可能）【府令】、③透明性の向上（資金の明細を公表）【府令】 [2] 中期的収支均衡：①当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能、②公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間（5年間）解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消、③判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定 ・収益事業等及び法人の運営に係る特定費用準備資金・資産取得資金は変更なし ・公益目的事業比率算定及び遊休財産（使途不特定財　産）規制上限算定における扱いは特定費用準備資金・資産取得資金から変更なし	（公益認定の基準） 第五条六　その行う公益目的事業について、第十四条の規定による収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。 （公益目的事業の収入及び費用） 第十四条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令①で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令②で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令③で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。 考察１．該当内閣府令に関し、法律に依る委任関係の明確化を図ると同時に、現行ガイドライン（認定等委員会マター）等の一部を内閣府令に吸い上げるという制度設計か。 考察２．中期的収支均衡の制約に対し、その手続き上の迂回方法は、公益充実資金の使い勝手如何と、指定正味財産制度の「最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能と」することを利用することか。	①判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定 ⅰ当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能、 ⅱ公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消、 ②公益充実資金の件 ⅰ名称 ⅱ積立額を収支均衡の判定上費用とみなす。（当該資金取崩し時：収入＝取崩し額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く）：費用＝公益充実資金で取得した公益目的保有財産の減価償却費は控除。以上、収益 50%繰り入れの場合） ⅲ複数目的のための一つの資金として管理（限度額の範囲内で目的変更可能）【府令】、 ⅳ透明性の向上（資金の明細を公表）【府令】 ⅴ収益事業等及び法人の運営に係る特定費用準備資金・資産取得資金は変更なし ⅵ公益目的事業比率算定及び遊休財産（使途不特定財産）規制上限算定における扱いは特定費用準備資金・　資産取得資金から変更なし ③中期的収支均衡の件 ⅰ名称 ⅱ中期的期間を5年間とする。 （要望案）公益充実資金に関し、金融市場で資産運用する際のリスク対策としても積立可能な、現在の特定費用準備資金制度の要件を緩和（限度額算定方法及び算出根拠記載、積立期間）した建付けの制度としてほしい。
		2-(1)-①-ウ「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和 「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について、最大で「法人の公益目的事　業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する。【ガイドライン・会計基準】			

	(公益認定の基準) 第五条九　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。 (遊休財産額の保有の制限) 第十六条　公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。 第十六条2　前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。 (新設)	2-(1)-②-ア「上限」(公益目的事業費1年相当分)超過の取扱い (ア)遊休財産(使途不特定財産)が合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。【法律・内閣府令】 (イ)貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために 使用されることを明確化する。【ガイドライン・会計基準】 (ウ)翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き 続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォロー アップする。【ガイドライン】 2-(1)-②-イ「上限」額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和 上限額の基準となる1年相当分の公益目的事業費について、現行の「当該事業年度の 公益目的事業費」から、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。 なお、法人の公益目的事業の規模を表す指標として直近の公益目的事業費がより適切で ある等の場合は、法人においてその理由を明示した上で、「当該事業年度の公益目的事 業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。【法律・内閣府令】	○ 遊休財産額の名称を使途不特定財産額(仮称)と改めるとともに、その保有に係る上限額の算定について、公益法人が当該事業年度以前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎[3]とすることとする。 併せて、使途不特定財産額の算定対象から、災害等の事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うため保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当する公益目的事業財産の合計額を除外することとし[4]、当該財産を保有する場合には、保有する理由等を公表しなければならないこととする(第16条、第5条第9号改正)。 [3] 保有の上限となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本とする【府令】 [4] 保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産を、保有制限の対象から除外(=安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に)	(公益認定の基準) 第五条九　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する使途不特定財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。 (使途不特定財産額の保有の制限) 第十六条　公益法人の毎事業年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益法人が公益目的事業を翌事業年度においても行うために必要な額として、当該事業年度前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令④で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令⑤で定めるところにより算定した額を超えてはならない。 第十六条2　前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産(第十八条に規定する公益目的事業財産のうち、災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令⑥で定める要件に該当するもの(次項において「公益目的事業継続予備財産」という。)を除く。)として内閣府令⑦で定めるものの価額の合計額をいう。 第十六条3　公益法人は、毎事業年度の末日において公益目的事業継続予備財産を保有している場合には、翌事業年度開始後速やかに、内閣府令⑧で定めるところにより、当該公益目的事業継続予備財産を保有する理由及びその額その他内閣府令⑨で定める事項を公表しなければならない。 考察3. 使途不特定財産額の制約に対し、その手続き上の迂回方法は、公益充実資金及び公益目的事業継続予備財産の使い勝手如何と、指定正味財産の「最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能と」することか。また、収益事業等及び管理に関しては、従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」、加えて、指定正味財産制度の活用如何か。	④現行特定費用準備資金の規定を公益目的充実資金に適用することになるか (要望案) ⑤現行と同様の内容と予想されるが、純資産を取り崩しつつ事業規模を縮小し活動している法人に於いては、当該保有制限額が縮小する建付けになっている処、公益充実資金取り崩し時には、たとえ5年平均値を活用したとしても、大幅に保有制限額が縮小する状態となる。そのような状態の場合、当該保有制限に関し、例えば、当該保有制限額の減少額から純資産減少額を控除して算定すること等は出来ないか。 (要望案) ⑥災害等の予見し難い事由に対応するためという当該財産の予見困難対応性に鑑み、内容記載及び上限制約等に最大限の柔軟性を許容する制度設計を望む。一方、荒唐無稽な内容は、⑨に基づく公表により抑制が図られるものと思料。 ⑦現行と同様の内容か (要望案) ⑧決算に関わって来るため、収支決算承認時とするようお願いしたい。 (要望案) ⑨ ⑥の柔軟性を確保する観点からも、公益法人側も積極的公開すべきと思料。 なお、公益法人の主たる財源として資産運用益に依存している法人に関しては、金融市場における資産運用益の不安定性が顕著である現況にかんがみ、運用資産残高(公益目的事業区分)の30%程度の公益目的事業継続予備財産を認められたい。
2. 行政手続きの簡素化・合理化	(変更の認定) 第十一条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 一・二(略) 三　収益事業等の内容の変更 ※第2項～第3項略 第十一条4　第五条及び第六条(第二号を除く。)の規定は第一項各号に掲げる変更の認	2-(2)-①-ア　変更認定事項の届出化 (ア)変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性(不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与)に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正しうると想定されるもの」は、届出事項とする方向で検討する。【法律・内閣府令】 (届出化の方向で検討する事項の例) ・公益目的事業の再編・統合(事業内容の実質	○ 収益事業等の内容の変更については行政庁の認定を要しないものとし、当該変更をした場合には行政庁に届け出るものとする[5](第11条、第13条改正)。 [5] ・収益事業等の変更(追加、内容変更、廃止、再編)は、法律上届出事項へ ・公益目的事業の種類及び内容の変更のうち、事業の一部廃止、内容に変更のない事業再編など類型的に整理できるものは、府令上届出事項へ	(変更の認定) 第十一条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令⑩で定める軽微な変更については、この限りでない。 一・二(略) 三　(削る) ※第2項～第3項略 第十一条4　第五条及び第六条(第二号を除く。)の規定は第一項各号に掲げる変更の認定につ	(要望案) ⑩公益目的事業の種類及び内容の変更のうち、事業の一部廃止、内容に変更のない事業再編など類型的に整理できるものに加え、吸収合併に於いて、消滅法人が実施していた事業を変更なく引継ぐ場合等については、「軽微な変更」とすることで届出事項とすることは如何か。

	定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。 （変更の届出） 第十三条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。 一（略） 新設 二（略） 三　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。） 四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更 2　行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。	的な変更を伴わないもの）、縮小・廃止など、新たな公益性の判断を要しない変更 ・収益事業等の内容の変更 （イ）認定申請と届出事項の具体的な基準を明確化する。明確化に当たっては、事業目的の公益性、受益の機会、事業の質、公正性等への影響の観点から、判断の基礎となる考え方を明らかにするとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、法人が 外形的に判断できるような基準とする方向で検討する。【ガイドライン】	・ガイドラインにおいて、各事業類型における一定範囲の変更について、届出事項とすることを検討（類型的な包括承認のイメージ）。 ・客観的な基準として「申請書記載事項の変更」を変更認定事項/届出事項の分かれ目として維持しつつ、記載事項を明確化（申請書は公益性に実質的に大きな影響を与える「必須記載事項」とそれ以外の「任意記載事項」とに分け、必須記載事項以外での変更は届出事項とする方向で検討。）。	いて、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。 （変更の届出） 第十三条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令⑪で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。 一（略） 二　収益事業等の内容の変更 三（略） 四　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前三号に掲げる変更に係るものを除く。） 五　前各号に掲げるもののほか、内閣府令⑫で定める事項の変更 2　行政庁は、前項第一号又は第二号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令⑬で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。	⑪現行と同様の内容か ⑫現行と同様の内容か ⑬現行と同様の内容か
		2-(2)-①-イ 運用面での審査の迅速化 （ア）認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。【内閣府令・ガイドライン】			
	（欠格事由） 第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。 一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの 2　第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの （参考） （公益認定の取消し） 第二十九条　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 四　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。	2-(2)-②-イ 法人による自発的な認定取消しの取扱い 法人の経営判断による公益法人、一般社団・財団法人間の転換容易化の観点から、認定取消し後、5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自発的な 申請に基づく取消しの場合を除外することを検討する。【法律】	○ 認定取消し後5年間は再認定を受けることができないとする欠格事由について、自らの申請に基づく認定取消しの場合を除外する（第6条改正）。	（欠格事由） 第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。 一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ　公益法人が第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの 2　第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの （参考） （公益認定の取消し） 第二十九条　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 四　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。	
		2-(2)-②-ア 合併手続の見直しと透明性の向上 （ア）吸収合併に係る行政手続については、消滅法人が実施していた事業を変更なく引継ぐ場合等について、変更認定手続の考え方に沿って、届出化を検討する。【内閣府令】 （イ）新設合併に係る行政手続については、地位の承継認可手続に関する審査の			

		メリハリ付け、必要書類の明確化・合理化等による迅速化を検討する。【ガイドライン】			
3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上等 ・公益法人の計算等に関する規定の見直し	(収益事業等の区分経理) 第十九条　収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。 (新設)	3-(1)-②-ア　財務規律の柔軟化に伴う損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成 (ア)全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。【法律・内閣府令】 なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。また、小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策について検討する。 ・法人が設定し認定を受けている「公1」・「公2」等の事業ごとの収支については、法人の損益計算書(内訳表)により情報開示する(再掲) ・遊休財産(使途不特定財産)が上限額を超過した場合、貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する(再掲) (イ)現行の定期提出書類等における各別表については、できる限り損益計算書・貸借　対照表の内訳表等で代替することで廃止又は記載事項を簡素化する。【内閣府令に基づく各種様式・会計基準】	○ 公益法人は、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないものとする。ただし、収益事業等を行わない法人であって内閣府令で定めるものについてはこの限りでないこととし、当該法人は内閣府令で定める法人運営に必要な財産以外の財産を公益目的事業のために使用し、又は処分しなければならないものとする[6](第 19 条改正)。 [6] 収益事業等を行わない法人については、区分経理することの代替措置として、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての保有財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる旨規定 【法律・内閣府令】	(区分経理) 第十九条　公益法人は、内閣府令⑭で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理(収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理)をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令⑮で定める要件に該当するものについては、この限りでない。 2 前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人における前条及び第三十条第二項の規定の適用については、前条中「を公益目的事業」とあるのは「及び当該公益法人が保有する公益目的事業財産以外の財産のうち当該公益法人の運営を行うため必要な財産として内閣府令⑯で定めるもの以外のもの(以下「公益目的事業財産等」という。)を公益目的事業」と、同項各号中「公益目的事業財産」とあるのは「公益目的事業財産等」とする。	(要望案) 第十九条第1項但し書きに依って、「収益事業等を行わない法人」が貸借対照表内訳表作成義務の対象外とされる処を評価する。一方、収益事業等を行う小規模法人等に対しても、最終報告の「小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策」の実装、例えば、内閣府令⑭に依る小規模法人の適用御除外、あるいは、例えば、当該小規模法人等の収益事業等そのものが小規模なものである場合、「収益事業等を行わない法人」と見做す等が必要と考える。 また、法案趣旨を踏まえ、内閣府令⑮は適用制限的な方向にならないよう要望する。 加えて、当該除外対象の法人に於いては、法人会計に属する資産が、公益認定取り消し時の公益目的取得財産残額に含まれる可能性がある点、一般法人の要件を満たした上で公益法人化すると云ういわゆる二階建ての制度の根本を揺るがしかねない。そのため、第十九条第2項の「‥当該公益法人の運営を行うため必要な財産として内閣府令⑯で定めるもの‥」の「内閣府令で定めるもの」を幅広にすることに依って、二階建て制度の趣旨を踏まえる制度として頂きたく要望する。
	第十八条　公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。 一～四　略 五　前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六　第五条第十六号に規定する財産(前各号に掲げるものを除く。) 七　公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産 八　略 (公益認定の取消し等に関する贈与) 第三十条2　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。 一　当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産(第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。) 二　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、	(ウ)公益目的取得財産残額については、その前提となる公益目的事業財産とともに概念・定義をわかりやすく再整理する。その上で、別表Hの代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡素な把握方法とする方向で検討する。【法律・内閣府令】	また、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額の定義について明確化する観点から規定の整理を行うこととする[7](第18条、第30条第2項改正)。 [7] 区分経理を原則義務付け(※一部例外あり)。区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化 【現行法第 18 条・内閣府令第 26 条を整理】 別表 H に代わり、公益目的事業会計の純資産額を基礎として残額を算定する簡素な方式に変更 【内閣府令】	第十八条　公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令⑰で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。 一～四　略 五　前各号に掲げる財産を運用し、支出し、又は処分することにより取得した財産 六　第五条第十九号に規定する財産(前各号に掲げるものを除く。) 七　前各号に掲げるもののほか、公益法人が保有する財産であって公益認定を受けた日以後に内閣府令⑱で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産 八　略 (公益認定の取消し等に関する贈与) 第三十条2　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。 一　当該公益法人が取得した全ての公益目的事業財産(第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。) 二　略 三　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に内閣府	⑰現行と同様の内容か ⑱区分経理を原則義務付け(※一部例外あり)。区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化 【現行法第18条・内閣府令第26条を整理】 すなわち、原則(収益事業等を実施している法人)、貸借対照表内訳表に依る表示となるか。 ⑲別表 H に代わり、公益目的事業会計の

	又は譲渡した公益目的事業財産 三　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額			令⑲で定める方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令⑳で定めるものの額の合計額	純資産額を基礎として残額を算定する簡素な方式に変更【内閣府令】 ⑳現行と同様の内容か
	(公益認定の基準) 第五条　行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 十　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 十一　略 新設 十二・十三　略 新設 <

		円・負債 50 億円以上」について、「収益 100 億円・費用損失 100 億円・負債 50 億円以上」とすることを検討する。 ・必置でない法人に対しても、任意監査等の選択肢の提示や、監事に対する研修などを行い、監査機能の向上を図る。			
	新設 新設	3.-(1)-①-イ 法人による財産目録等の公表(努力義務) 法人の財産目録等(拡充した開示情報を含む)の情報開示については、現在の「事務所における備置き」・「閲覧請求に対応」から、「ウェブサイト上で」・「広く公表する」努力義務を定め、広く公表する形へと転換を促す。【法律】 3.-(1)-①-ア 開示情報の拡充 個人情報の保護等に配慮しつつ、新たに開示する情報として以下の追加を検討する。なお、法人が適切に対応できるよう、所要の経過措置を設ける必要がある。【内閣府令】 ・理事会での承認が必要な役員の利益相反取引、法人と密接な関係を有する特別の利益供与が禁じられている者との取引等、透明性の確保が必要な取引情報 ・役職ごとの役員報酬等、構成員への利益分配について疑念を招かれないようにするために必要な情報 ・テロ資金供与等対策のために必要な海外送金に関する情報	○ 公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならないこととする。また、国は、公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の支援を行うこととする(新設)。	(公益法人等の責務) 第三条の二 公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。 2 国は、前項の規定による公益法人の取組を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うものとする。	(要望案) 公益法人は自主的に責務を果たすことは言うまでも無い処。一方、責務遂行に関し、新たな届出義務等が、ガイドライン等に依って制定されないこと、すなわち、責務遂行は公益法人それぞれの環境等を踏まえた自主性に任せる方向として頂くことを要望する。
	(財産目録等の提出及び公開) 第二十二条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内(前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで)に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等(定款を除く。)を行政庁に提出しなければならない。 2 行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があった場合には、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。	3.-(1)-①-ウ 行政庁による財産目録等の公表 行政庁が法人から提出を受けた財産目録等については、公表する。【法律】	○ 公益法人から提出された財産目録等(役員等名簿又は社員名簿に記載された事項中個人の住所に係る記載の部分を除く。)について行政庁において公表することとする(第 22 条第2項改正)。	(財産目録等の提出等) 第二十二条 公益法人は、財産目録等(定款を除く。)について、前条第一項に規定する書類にあっては毎事業年度開始の日の前日までに(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、その他の書類にあっては毎事業年度の経過後三月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、同条第二項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令㉖で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。 2 行政庁は、内閣府令㉗で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等(役員等名簿又は社員名簿にあっては、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。)を公表するものとする。	㉖現行と同様の内容か ㉗
	新設	3-(2)-①-ア 自律的ガバナンスの強化 (ア)法人が自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を情報開示 の対象である事業報告書等に記載する。【内閣府令】	○ 公益法人は、事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならないこととする(新設)。	第二十一条4 公益法人は、一般社団・財団法人法第百二十三条第二項(一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令㉘で定める事項を記載しなければならない。	(要望案) ㉘一般社団・財団法人法施行規則第 34 条第2項第 2 号　法第 76 条第 3 項、第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 と重複することが無いよう要望する。
その他	(報酬等) 第二十条2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。			(削る)	

改正要望点（１）

指定正味財産の区分の廃止について

１　改正要望点

公益法人は、営利を目的としない法人で主として公益目的事業を行う法人である。この公益法人の会計は、寄付者等から受け入れた財産を、理事者等が、主に公益目的事業に使用し、その財源と使用状況や残高につての財政状態を明らかし、寄付者等から受け入れた財産の管理運営責任を明らかにする会計である。

平成２０年「会計基準」における財務諸表では、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するとしている。

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分するとしている。寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとし、指定正味財産以外については、一般正味財産としている。

正味財産増減計算書は、貸借対照表の区分に対応して、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分けるものとしている。

この一般正味財産と指定正味財産を区分して、その増減と残高を明らかにする計算する構造となっているが、この区分は、分かりやすい会計処理とはなっていないのではないか。

寄付者等の意志により受け入れた財産について使途特定の事業に関しての区分は、正味財産増減計算書内訳表における事業区分上の使途特定の資産と当該事業の執行を明らかにし、当該事業について表示すれば足りるのではないか。

したがって、指定正味財産の区分を廃止することについて、ご検討願いたい。

2　平成２０年「会計基準」と改正要望点の比較について

平成２０年「会計基準」	改正要望点
平成２０年「会計基準」では、一般正味財産と指定正味財産に区分している。 （1）指定正味財産の会計につて 寄付者等により使途の制約を受けて受入れた財産については、指定正味財産に区分して、その増減と残高について、次のような会計処理を行う。 （2）　指定正味財産の会計処理 1　使途が制約されて受入れた特定資産の会計処理 特定資産－現金預金　　１０，０００ 寄付金（指定）　　１０，０００ 2　特定資産を使途の制約に基づいて A 事業に支出したときの会計処理 ○○費用―A 事費（一般）　　8，０００ 特定資産－現金預金　8，０００ 一般正味財産への振替額（指定）8，０００ 受取寄付金振替額（一般）8，０００	平成２０年「会計基準」では、一般正味財産と指定正味財産に区分しているが、指定正味財産の区分を廃止しても、公益事業の活動を十分に表示できると考えられる。 （1）　指定特定財産の会計について 寄付者等により使途の制約を受けて受入れた財産は、事業区分の中で特定の事業（例えば、奨学金等の支給事業、個別的・中長期的な災害の支援金や建物の建築等のための等の事業）に係わる特定資産についての会計処理を行う。 （2）特定財産の会計処理 1　使途が制約されて受入れたＡ事業への特定資産の会計処理 A特定資産―現金預金　　１０，０００ A特定事業―受取寄付金　１０，０００ 2　特定の事業（A事業）に支出した時の会計処理 ○○費用―A事業　　8，０００ A特定資産―現金預金　　8，０００ （注）A特定事業に係って受け入れた寄付金とA特定事業に係る○○費用及びその残高は、正味財産増減計算書内訳表及び貸借対照表内訳表に記載する。 なお、A特定事業の他に複数の事業を行っている場合には、複数の事業に係る特定資産の増減と残高については、元帳または補助簿において管理する。なお、この寄付金等について重要

（3） 指定正味財産に係る正味財産と増減計算書と貸借対照表の作成（期首の残高は、ゼロであった。）

正味財産増減計算書（略式）

一般正味財産増減の部	
経常収益	
受取寄付金振替額	8，000
経常費用	
A事業費－○○事業費	8，000
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
指定正味財産増減の部	
受取寄付金	10，000
一般正味財産への振替額	－8，000
当期指定正味財産増減額	2，000
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	2，000
正味財産期末残高	2，000

貸借対照表（略式）

資産の部

性のないものは、厳密な会計処理を行わず、より簡便な会計処理とする（注解（注1の（3））。

（3）指定正味財産に係る正味財産と増減計算書と貸借対照表の作成（期首の残高は、ゼロであった。）

正味財産増減計算書（略式）

正味財産増減の部	
経常収益	
特定事業―受取寄付金	10，000
経常費用	
A事業費―○○事業費	8，000
当期正味財産増減額	2，000
正味財産期首残高	0
正味財産期末残高	2，000

（注）この正味財産増減計算書は、特定の事業に限定した場合の計算書である。次の貸借対照表も同じ。

貸借対照表（略式）

資産の部

流動資産	
・・・・	0
固定資産	
基本財産	
・・・・	0
特定資産－現金預金	2，000
資産合計	2，000
負債の部	
・・・・	
正味財産の部	
指定正味財産	
受取寄付金	2，000
一般正味財産	0
当期正味財産増減額	2，000
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	2，000
正味財産期末残高	2，000

流動資産	
・・・・・	0
固定資産	
基本財産	
・・・・	0
A特定資産―現金預金（注）	2，000
資産合計	2，000
負債の部	
・・・・	0
正味財産の部	
正味財産額	2，000
正味財産期首残高	0
正味財産期末残高	2，000

（注）A特定資産－現金預金は、使途特定資産であり、特定費用準備資金に該当する。

使途特定資産に係る会計区分を設ける理由

1　使途特定資産に係る会計は、正規の簿記の原則に従い、特定資産の増減と残高を明確にする。

2　この使途特定資産に係る会計については、正味財産増減計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の公益目的事業会計区分に記載

	する。 3　現金預金の会計処理について 　現金預金は、法人全般で共用するものであり、会計区分ごとに特定することは困難であるのが一般的であるが、法人の実態を考慮して、法人の判断により、便宜的に期中の処理は、特定の会計区分で一括処理し、期末において残高を会計区分ごとに整理するする方法も考えられる。
基本財産と特定資産との違い 　この両者は、ずれも指定正味財産ではあるが、基本財産の果実は、当該法人の特定の事業に限らず法人の事業や管理運営のために充てられるが、特定の事業に限定されない。	

改正要望点（２）

中小公益法人には、中小公益法人の実務の中で培われて来きた会計慣行があるが、平成２０年「会計基準」が定めた基準をそのまま適用しなければならないのか、ご検討を願いたい。

１　中小公益法人と平成２０年「会計基準」

公益法人は、主に公益目的事業を行う法人であるが、平成２０年「会計基準」では、その「会計基準」の性格について、公益法人に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていこうとするものであるとしていることを受けて、中小公益法人が適用する基準について考慮する必要がある。

公益認定法第５条１２号（施行令６条）においては、大規模公益法人（注）についての定めをおき、この大規模公益法人は、会計監査人をおくこととしているが、大規模法人以外の中小公益法人についての定めはない。

（注）一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人においては、最終事業年度の損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が１，０００億円・損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が１，０００億円以上、一般社団法人・一般財団法人にあっては、貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が５０億円以上の場合をいう。

平成２０年「会計基準」は、すべての法人に一律に適用すべき基準として示しているが、公益法人には、中小公益法人が多く、その適用が困難な場合が多い。公益法人の会計は、その計算書類の作成に過度な負担をかけずに、実態を考慮して簡素化する必要があるのではないか。

一般社団法人及び一般財団法人法においては、「会計の原則」として、「一般財団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとしている（一般法１１９、１９９）。

この準拠すべき会計の慣行の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならないとしている（規則２１）。

この規定には、①「一般に公正妥当と認められる会計の基準」と②の「しん酌」規定は、しん酌しなければならないとし、「遵守」しなければならない規定となっていない。

この「しん酌」規定は、法人の実態を考慮して判断すべきことで、必ずしも、他の会計基準を遵守することを強制するものとは考えられない。

「しん酌」して適用するのは、公益法人が行う公益目的事業に関連して、その会計情報がより当該法人の実態を表示する場合に限るべきであり、平成２０年「会計基準」は、②

の「しん酌」規定を受けて、企業会計基準が、新しく設定すると、それを受けて「会計基準」も同時に変更される傾向にある。

近時、社会経済状況の変化を受けて、「企業会計基準」を取り巻く環境は、大きく変化してきている。この変化は、他の会計基準についても同様に影響を及ぼしてきているが、平成２０年「会計基準」も同様に変容してきている。

例えば、「国際会計基準」の導入、「税効果会計」、「退職給付会計」、「減損会計」、「資産除去債務会計」等である。

中小公益法人の実務には、適用が困難な会計処理になってきているものの中で、認定法上において、中小公益法人に関する定義はないが、「中小企業の会計要領」が定めるような中小公益法人の定義をする必要があるのではないか。

できるだけ身の丈に合った実施可能にして合理的な簡便な会計処理が行えるように配慮する必要があろう。

	公益法人	営利法人
大規模	監査対象法人	監査対象法人
中小規模		会計監査設置会社以外の中小企業（注：中小会社の会計要領））

2　中小公益法人にとって、主な馴染みにくい会計処理について

(1) 税効果会計

税効効果は、公益法人が公益目的事業を行うに際し、限られた財源を確保するため、収益事業を行うことができるが、法人税法上の「課税所得」と公益法人が計算する「会計基準」上の収益事業の「利益の額」との計算に「ずれ」が生じたときに、その「ずれ」に生ずる差異につての税額の負担について期間調整を行うことが求められる。これが、税効果会計であるが、もともと、収益事業は、公益法人が行なう事業の財源の不足を補うための会計であることから、収益事業の利益の額の１００％を、公益目的事業への繰出すべきものである。つまり、「ずれ」が生じても、公益法人にとっては、重要性が生じるとは考えにくい。

（2）その他

1 退職給付会計

退職給付会計は、原則、職員数が３００人未満の公益法人において、期末要支給額によって算定することができるとされており、通常300人未満や300人以上であっても、一定の高い水準の信頼性が得られない場合の公益法人や原則的な計算方法による期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる場合には、退職一時金によるに係る債務について算定する簡便な方法もある。

2 減損会計

減損会計は、投資資産の回収が見込めない場合に回収可能性を反映させる会計であり、公益目的事業を行う公益法人にとっては、安全・確実に運用をすべきものであり、適用すべき基準とは考えにくい。

3 その他

「資産除去債務会計」等については、公益目的事業を行なう中小公益法人にとっては、適用すべき基準とは考えにくい。これらの新しく創設した「基準」は、「会計基準」の一般原則が定める「重要性の乏しいもの」に相当するのではないか。

近時、公益法人に係る不祥事件の発生に対してガバナンスの不足があるとして、公益法人会計に対して、平成２０年「会計基準」に、企業会計基準の思考を導入しようとする考え方は、公益法人が行う公益目的事業について、受託財産の管理運営を明らかにする実態を表現する公益法人会計の本質を見失う可能性があることに留意しなければならないだろう。

なお、「中小企業の会計要領」は、中小企業の会計の在り方について「総論（目的）」において、次のような考え方を掲げている。

「①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況に把握に役立つ会計

② 中小企業の利害関係者への情報提供に資する会計

③ 中小企業の実務における会計慣行を十分に考慮し、会計と税制の調和を図ったうえで、会計計算規則に準拠した会計

④ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」

以上の「中小企業の会計要領」の「総論」については、中小の公益法人についてもそのまま適用できるのではないが、中小公益法人についての会計処理の基準について検討する必要があるのではないか。

資料６

2024 年 3 月 28 日

税制・会計小委員会の開催状況について（報告）

１．小委員会のメンバー構成（会計専門家・有識者）

中田公認会計士事務所中田先生、トヨタ財団川島総務部長、税理士法人出塚会計事務所小林先生、内野公認会計士事務所内野先生、高崎商科大学大学院商学研究科特任教授鈴木修先生、公益法人協会相談室星田先生

２．小委員会の開催状況等

当協会小委員会		「公益法人の会計に関する研究会」
第 1 回小委員会 8 月 14 日 16 時～18 時	・財務情報についての共通認識、区分経理・内訳表の作成の問題点、小規模法人等の負担軽減策※１についての意見交換 ・会計研究会での検討状況	・「令和５年度会計研究会の開催について」第 60 回（7/24 開催）
第 2 回小委員会 8 月 22 日 16 時～18 時	・同上 ・公益法人協会における BS 内訳表の試算について	・第 60 回（7/24 開催）資料と議事録は 8/22 に公開
第 3 回小委員会 9 月 14 日 16 時～18 時	・これまでの小委員会での論点・意見整理について※２ ・公益法人協会における BS 内訳表の試算について	・第 61 回（8/31 開催）資料は 10/6、議事録は 10/6 に公開
第 4 回小委員会 12 月 20 日 16 時～18 時	・内閣府との非公式意見交換の報告※３ ・第 62 回会計研究会での検討状況について	・研究会が２回連続開催中止。 ・第62回（11/22開催）の資料は11/29、議事録は 12/13 に公開
第 5 回小委員会 1 月 29 日 16 時～18 時	・第 63 回会計に関する研究会での検討状況について（公益法人の財務諸表の在り方について、公益法人の財務諸表体系（見直しイメージ)）	・第 63 回(12/14 開催)の資料は 1/12、議事録は 1/16 に公開
第 6 回小委員会 4 月 1 日（予定） 15 時～17 時	・第 64 回会計に関する研究会での検討状況について	・第 64 回（2 月 29 日開催）の資料は 3 月 13 日公開 ・第 65 回（3 月 18 日開催）は未定

※１　公益法人誌 9 月号にアンケートにみる小規模法人等の負担とニーズを掲載。

※２　公益法人誌 10 月号に小委員会の活動状況を含めたレポートを掲載。
事務局とりまとめ資料（未定稿）有、添付省略。

※３　事務局とりまとめ資料（未定稿）有、添付省略。　以上

民 間 法 制 ・ 税 制 調 査 会

報 告 書

2024 年 3 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: https://www.kohokyo.or.jp/

©2024

印 刷　株式会社美巧社